

国会
法律番号: 92/2015/QH13

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福

民事訴訟法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は民事訴訟法を公布する。

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

民事訴訟法は、次に掲げる民事訴訟の基本原則を定める。

民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する紛争事件（以下、これらを併せて「民事訴訟事件」という。）を解決するため人民裁判所（以下「裁判所」という。）に訴えを提起する手順及び手続、並びに民事、婚姻・家族、営業、商事、労働上の申立てに関する問題（以下、これらを併せて「民事非訟事件」という。）の解決を裁判所に求める手順及び手続；裁判所において民事訴訟事件及び民事非訟事件（以下、これらを併せて「民事訴訟・非訟事件」という。）を解決する手順及び手続；外国裁判所の民事判決、決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続；民事判決の執行；手続を行う機関及び手続を行う者の任務、権限及び責任；民事訴訟・非訟事件を迅速、正確、公明、かつ適法に解決するため、民事手続に参加する者並びに関係する個人、国家機関、人民軍部隊、経済組織、政治組織、社会政治組織、職能的社会政治組織、社会組織及び社会職能組織（以下、これらを併せて「機関、組織」という。）の権利及び義務。

民事訴訟法は、公理の擁護、人権及び市民権の擁護、社会主義体制の擁護、国益並びに機関、組織、個人の合法的権利及び利益の擁護に貢献する。人民が真摯に法を遵守するように教育する。

第2条 民事訴訟法の適用対象及び効力

1. 民事訴訟法は、本土、島しょ部、領海及び領空を含むベトナム社会主義共和国の領土内の民事手続に適用する。

2. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の在外代表機関が行う民事手続に適用する。
3. 民事訴訟法は、外国要素を含む民事訴訟・非訟事件の解決に適用する。ベトナム社会主義共和国が批准する国際条約に別段の定めがあれば、その国際条約の規定を適用する。
4. ベトナム法又はベトナム社会主義共和国が批准する国際条約により外交特権及び免責又は領事特権及び免責を有する外国の機関、組織、個人について、それら機関、組織、個人に関する民事訴訟・非訟事件は、外交ルートを通じて解決する。

第2章 基本原則

第3条 民事手続における法令遵守

手続を行う機関、手続を行う者及び手続参加者並びに関連する機関、組織、個人は、この法律の規定に従い民事手続行為を行わなければならない。

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

1. この法律の定める機関、組織、個人は、公理の擁護、人権、市民権の擁護、国益並びに自己又は他人の合法的権利及び利益の擁護を請求するため、管轄する裁判所に民事訴訟事件を提訴し、非訟事件の解決を申立てる権利を有する。
2. 裁判所は適用条項がないことを理由に民事訴訟・非訟事件の解決を拒否することはできない。

適用条項がない民事訴訟・非訟事件とは、民事法の規定範囲内であるが、その民事訴訟・非訟事件が発生し、機関、組織、個人が裁判所に解決を申立てた時点で、適用条項がない民事訴訟・非訟事件である。

本項に定める民事訴訟・非訟事件は、民法及びこの法律が定める原則に従い解決される。

第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権

1. 当事者は、管轄裁判所に民事訴訟・非訟事件の解決のための訴えを提起するか否か、申立てるか否かを決定する権利を有する。裁判所は、当事者から訴状又は申立て書を受けたときのみ民事訴訟・非訟事件を受理し、訴状又は申立て書の範囲内でのみその事件を解決する。

2. 民事訴訟・非訟事件の解決の過程において、当事者は、自己の申立てを終了し、若しくは変更し、又は法律が禁止する事項に違反せず、社会倫理に反しない合意に互いに任意に達する権利を有する。

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

1. 当事者は、主体的に証拠を収集し、裁判所に提出し、自己の申立てに十分に根拠があり、適法であることを証明する権利及び義務を有する。

他人の合法的権利及び利益を擁護するために訴えを提起し、又は申立てをした機関、組織、個人は、当事者と同様に証拠を収集、提出し、証明する権利及び義務を有する。

2. 裁判所は、証拠の収集において、当事者を補助する責任を負い、この法律が定める場合のみ証拠を収集し、又は確認する。

第7条 権限を有する機関、組織、個人の資料、証拠提出責任

機関、組織、個人は、この法律の規定に従い、当事者、裁判所、人民検察院（以下、検察院という。）の請求により、自己の任務、権限の範囲内において、充分に、かつ、期限内に、当事者、裁判所、検察院に対して、現に自己が保有し、管理している資料、証拠を提出する責任があり、その資料、証拠を提出することについて法律の下に責任を引き受けなければならない。提出できない場合は、当事者、裁判所、検察院に対して、理由を明記し、文書で通知しなければならない。

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

1. 民事手続において、すべての市民は、民族、性別、信条、宗教、社会身分、教育、職業、社会的地位にかかわらず法律の下に平等である。

すべての機関、組織、個人は、裁判所に対する手続の権利及び義務の遂行において平等である。

2. 裁判所は、民事手続に関する機関、組織、個人の権利及び義務の遂行における平等原則を保証する責任を負う。

第9条 当事者の合法的権利及び利益の擁護権の保障

1. 当事者は、自己の合法的権利及び利益を自己擁護し、又は弁護士若しくはこの法律の定める条件を満たすその他の者にその擁護を依頼する権利を有する。

2. 裁判所は、当事者に対し、自己擁護権の行使を保障する責任を負う。
3. 国家は、法令の規定に従い、対象者が裁判所に対し、合法的権利及び利益の擁護権を行使するための法律扶助を保障する責任を負う。
4. 何人も民事手続における当事者の合法的権利及び利益の擁護権を制限することはできない。

第 10 条 民事手続における和解

裁判所は、この法律の規定に従い和解を行い、当事者が互いに民事訴訟・非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。

第 11 条 人民参審員の民事訴訟事件の審理への参加

1. 民事訴訟事件第一審には、この法律の規定に従い、人民参審員が参加しなければならない。ただし、簡易手続による審理の場合を除く。
2. 民事訴訟事件の解決の決定に関する投票において、人民参審員は、裁判官と同等の権限を有する。

第 12 条 民事訴訟事件の審理における裁判官及び人民参審員、又は民事非訟事件の解決における裁判官の独立、法遵守

1. 裁判官及び人民参審員は民事訴訟事件の審理において、裁判官は民事非訟事件の解決において独立し、法令にのみ従う。
2. いかなる形式であれ、機関、組織、個人が、裁判官及び人民参審員の審理、又は裁判官の民事非訟事件の解決に干渉することを厳禁する。

第 13 条 手続を行う機関及び手続を行う者の責任

1. 手続を行う機関及び手続を行う者は、人民を尊重し、人民の監察を受けなければならない。
2. 裁判所は、公理の擁護、人権、市民権の擁護、社会主義体制の擁護、国益並びに組織、個人の合法的権利及び利益の擁護に対し責任を負う。

検察院は、法令の擁護、人権、市民権の擁護、社会主義体制の擁護、国益並びに組織、個人

の合法的権利及び利益の擁護に対し責任を負い、厳正で統一的な法令執行の保証に貢献する。

3. 手続を行う機関及び手続を行う者は、法令の規定に従い国家機密及び業務上の秘密を守秘しなければならない。民族の醇風美俗を維持し、未成年者を擁護し、又は当事者の正当な請求により、その職業上の秘密、企業秘密、個人の秘密及び家庭の秘密を守秘しなければならない。
4. 手続を行う機関及び手続を行う者は、その任務及び権限の遂行において法律上の責任を負う。手続を行う者が法に違反する行為を犯した場合には、その違反の性質、重大性に応じて、法令の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追求される。
5. 手続を行う者がその任務及び権限を遂行するに当たり、法に違反する行為を犯した結果、機関、組織、個人に損害を与えたときは、その公務上、法に違反する行為を犯した者の直接の管理機関は、国家の賠償責任に関する法令の規定に従い、被害者に損害賠償をしなければならない。

第 14 条 裁判所による集団審理

裁判所は、民事訴訟事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。ただし、簡易手続による審理の場合を除く。

第 15 条 裁判所による適時かつ公正な公開審理

1. 裁判所は、公正性を保障し、この法律が定める期日内に適時審理を行う。
2. 裁判所は公開審理を行う。国家機密を守秘し、民族の醇風美俗を維持し、未成年者を擁護し、又は当事者の正当な請求により、その職業上の秘密、企業秘密、個人の秘密及び家庭の秘密を守秘する必要がある特別な場合には、裁判所は、審理を非公開で行うことができる。

第 16 条 民事手続における公平性、客観性の保障

1. 裁判所長官、裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官、検察院長官、検察官、検査官、通訳人、鑑定人、査定評議会の構成員は、自己の任務、権限を遂行するに当たり、公平、客観的ではないであろうと認める正当な理由があるときは、手続の行使又は手続に参加することができない。
2. 手続を行う者の指名に当たり、自己の任務、権限を遂行する際の公平性、客観性を保証しなければならない。

第17条 第一審及び控訴審制度の保証

1. 第一審及び控訴審制度が保証される。

裁判所の第一審の判決、決定は、この法律の規定に従い控訴又は異議を申立てることができる。

この法律が定める期限内に控訴手続に従って控訴され、又は異議が申立てられなかった裁判所の第一審の判決、決定は、法的効力を有する。裁判所の第一審の判決、決定に対し控訴され、又は異議が申立てられたときは、当該事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決、決定は、法的効力を有する。

2. この法律の規定に従い既に法的効力を有する裁判所の判決、決定につき法律違反があった、又は新たな事実関係が発見された場合には、当該判決、決定は、監督審又は再審手続により再審理する。

第18条 公判の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、最高人民裁判所は各裁判所の裁判を監督し、高級人民裁判所は、領土の管轄範囲における省及び中央直轄都市の人民裁判所（以下まとめて省級人民裁判所という。）並びに省及び中央直轄都市に属する県、区、市社、都市の人民裁判所（以下まとめて県級人民裁判所という。）の裁判を監督する。

第19条 裁判所の判決、決定の効力の保障

1. 法的効力を有する裁判所の判決、決定は、機関、組織、個人が執行し、遵守しなければならない。関連する機関、組織、個人は、それを厳正に執行しなければならない。
2. 裁判所の判決、決定を執行する任務を課された裁判所、機関及び組織は、それぞれの任務及び権限の範囲内において、その判決、決定を厳正に執行しなければならない。その任務を遂行する法律上の責任を負う。
3. 裁判所は判決執行機関に裁判所の判決、決定執行の進捗及び結果を通知するよう請求する権利を有する。裁判所の判決、決定を直接執行する判決執行機関は、裁判所に回答する責任を負う。

第 20 条 民事手続で使用される口語及び文字

民事手続で使用される口語及び文語は、ベトナム語である。

民事手続の参加者は自己の属する民族の口語及び文字を使用することができるものとし、この場合には通訳人を必要とする。

聴覚言語障害者又は視覚障害者で民事手続の参加者は、障害者用の言語、記号及び文字を使用することができるものとし、この場合には通訳のために障害者用の言語、記号及び文字を理解する者を必要とする。

第 21 条 民事手続における法遵守の檢察

1. 檢察院は、適時かつ適法な民事訴訟・非訟事件の解決を保障することを目的として、法令の規定に従い、民事手続における法遵守を檢察し、請求、建議、異議申立てを行う権利を行使する。
2. 檢察院は、民事非訟事件の第一審の会議期日、民事訴訟事件の第一審のうち、裁判所が証拠収集を行った事件、紛争の対象が公用財産、公益、土地使用権又は住宅である事件、当事者に未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力に制限がある者、行為の認識及び制御が困難な者がいる事件、又はこの法律第 4 条第 2 項に定めた場合の公判期日に参加する。
3. 檢察院は、控訴審、監督審、再審の公判期日、会議期日に参加する。
4. 最高人民檢察院は最高人民裁判所と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

第 22 条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、この法律の規定に従い判決、決定、召喚状、案内状及びその他裁判所の関連書類を送達、送付又は通知する責任を負う。
2. 裁判所の請求により、社級人民委員会又は関連する機関、組織、個人は判決、決定、召喚状、案内状及びその他裁判所の関連書類を送付する責任を負い、その結果を裁判所に通知しなければならない。

第 23 条 民事手続への機関、組織、個人の参加

機関、組織、個人は、この法律の規定に従い民事手続に参加し、裁判所における民事訴訟・非訟

事件の適時かつ適法な解決に貢献する権利及び義務を有する。

第 24 条 審理における論争権の保障

1. 裁判所は、第一審、控訴審、監督審、再審において当事者、又は当事者の合法的権利及び利益の弁護人が、この法律の規定に従い論争権を行使することを保障する責任を有する。
2. 当事者、又は当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所が民事訴訟・非訟事件を受理した時点で資料、証拠を収集、提出する権利を有し、提出した資料、証拠を互いに通知し、自己の合法的請求、権利及び利益を擁護し、又は他人の請求に対し争うための証拠及び適用法の評価に関しこの法律の規定に従い陳述、答弁、観点の発表、立論する義務を負う。
3. 審理の過程において、すべての資料、証拠は十分に、客観的かつ包括的に、この法律第 109 条第 2 項に定める非公開の場合を除き、公開で審理されなければならない。裁判所は論争、不明確な事項の尋問を行い、その結果に基づき判決、決定を言い渡す。

第 25 条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

機関、組織、個人は、手続を行う機関、手続を行う者、又は民事手続における機関、組織、個人の違法行為、違法な決定に対し、不服を申立てる権利を有し、個人は、さらに告発する権利を有する。

権限を有する機関、組織、個人は、適時かつ適法に不服申立て及び告発を受理し、検討し、解決しなければならない。その解決の結果を不服申立て人及び告発人に書面で通知しなければならない。

第 3 章 裁判所の管轄権

第 1 節 裁判所が管轄権を有する民事訴訟・非訟事件

第 26 条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

1. ベトナム国籍に関する個人間の紛争。
2. 財産の所有権及びその他の財産権に関する紛争。

3. 民事取引、民事契約に関する紛争。
4. この法律第 30 条第 2 項に定める場合を除く、知的財産権、技術移転に関する紛争。
5. 財産相続に関する紛争。
6. 契約外の損害賠償に関する紛争。
7. 行政事件で解決される損害賠償の請求を除く、行政的な予防措置が競争に関する法令の規定に従い適切に適用されなかったことによる損害賠償に関する紛争。
8. 水資源法の定めによる水資源の開拓、利用及び水源への排水に関する紛争。
9. 土地に関する法令の規定に従った土地に関する紛争、森林保護開発法に定める森林の所有権、使用権に関する紛争。
10. 報道に関する法令の規定に従った報道活動に関連する紛争。
11. 公証文書の無効宣言の申立てに関連する紛争。
12. 民事判決執行に関する法令の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争。
13. 民事判決執行に関する法令の規定に従った財産競売の結果、競売財産の購入登録にかかる出費の清算に関する紛争。
14. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の民事紛争。

第 27 条 裁判所が管轄権を有する民事に関する申立て

1. 人の民事行為能力喪失、民事行為能力制限又は行為の認識及び制御困難の宣言又は宣言決定の取消しの申立て。
2. 住所を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の申立て。
3. 人の失踪宣言又は宣言決定の取消しの申立て。
4. 人の死亡宣言又は宣言決定の取消しの申立て。

5. 外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の承認及びベトナムにおける執行若しくは不承認、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の不承認申立て。
6. 公証文書の無効宣言の申立て。
7. 裁判外で成立した和解の結果承認の申立て。
8. この法律第 470 条第 2 項 dd 号に定めるベトナム領土に所在する財産の遺棄の承認、又はベトナム領土に所在する遺棄財産の現在の管理者の所有権の承認の申立て。
9. 財産の所有権、使用权の確定、民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共有財産の分割及びその他の申立て。
10. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、民事に関するその他の申立て。

第 28 条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族に関する紛争

1. 離婚及び離婚後の子の養育、離婚時の財産分与、離婚後の財産分与に関する紛争。
2. 婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争。
3. 離婚後の子の親権者変更に関する紛争。
4. 親子関係の確定に関する紛争。
5. 扶養に関する紛争。
6. 人道目的の生殖補助医療技術による出産、代理出産に関する紛争。
7. 婚姻登記をせず夫婦同然の同棲をする男女又は違法な婚姻の取消し後の子の養育、財産分与に関する紛争。
8. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の婚姻・家族に関する紛争。

第 29 条 裁判所が管轄権を有する婚姻・家族に関する申立て

1. 違法な婚姻の取消し申立て。
2. 協議離婚、離婚後の子の養育、離婚時の財産分与の合意の承認申立て。
3. 離婚後の子の親権者変更に関する親の合意の承認又は婚姻・家族に関する法令が定める機関、組織、個人の離婚後の子の親権者変更の承認申立て。
4. 離婚後の未成年の子に対する親の権利の制限又は親の子に対する面会権の制限申立て。
5. 養子縁組解消申立て。
6. 婚姻・家族に関する法令が定める代理出産に関連する申立て。
7. 裁判所の判決、決定に従い実施された婚姻継続中の共有財産の分割の効力解消の合意の承認申立て。
8. 婚姻・家族に関する法令が定める夫婦の財産制度に関する合意の無効宣言申立て。
9. 外国裁判所又は外国のその他管轄機関の婚姻・家族に関する判決、決定の承認及びベトナムにおける執行又は不承認の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所又は外国のその他管轄機関の婚姻・家族に関する判決、決定の不承認申立て。
10. 婚姻・家族に関する法令が定める親子関係の確定に関する申立て。
11. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の婚姻・家族に関する申立て。

第 30 条 裁判所が管轄権を有する営業及び商事紛争

1. 営業登録を有する個人及び組織間の利潤目的の営業又は商行為から生じた紛争。
2. 個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争。
3. 持分の譲渡取引をする会社の構成員でない者と会社又はその構成員間の紛争。

4. 会社の設立、活動、解散、合併、統合、分割、分離、資産の引渡し、組織変更に関する会社とその構成員間の紛争、有限責任会社における会社と管理者間、株式会社における会社と取締役会、社長、総社長間の紛争、又は会社の構成員間の紛争。
5. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の営業、商事紛争。

第 31 条 裁判所が管轄権を有する営業及び商事に関する申立て

1. 企業に関する法令が定める株主総会の議決、社員総会の議決の取消し申立て。
2. 商事仲裁に関する法令の規定に従ったベトナム商事仲裁人の紛争解決に関連する申立て。
3. 事件解決のための航空機、船舶の押収を除く、ベトナム民間航空に関する法令及びベトナム航海に関する法令が定める航空機、船舶押収の申立て。
4. 営業及び商事に関する外国裁判所の判決、決定の承認及びベトナムにおける執行又は不承認の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業及び商事に関する外国裁判所の判決、決定の不承認申立て。
5. 営業及び商事に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て。
6. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の営業又は商事に関する申立て。

第 32 条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

1. 労働調停員の調停手続を経なければならない労働者及び雇用者間の個人的労働紛争であって、和解が成立したが、当事者が実施しない若しくは不適切な実施をするもの、又は和解が不成立若しくは法令が定める期限内に解決できなかったもの。ただし、調停手続が強制ではない次の労働紛争を除く。
 - a) 免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
 - b) 損害賠償、労働契約解消時の手当に関する紛争
 - c) 家庭使用人及びその雇用者間の紛争
 - d) 社会保険に関する法令の規定に従った社会保険の紛争、医療保険に関する法令の規定に従った医療保険の紛争、就職に関する法令の規定に従った失業保険の紛争、労働安全、労働衛生に関する法令の規定に従った労働災害、職業病保険の紛争

- dd) 労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している企業若しくは公的事業者間の損害賠償に関する紛争
- 2. 労働に関する法令が定める労働集団及び雇用者間の権利に関する集団労働紛争であって、県級人民委員会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は雇用者がその決定に同意しない労働紛争、又は、期限が過ぎたが県級人民委員会主席が解決しない労働紛争。
- 3. 労働に関連する次の紛争。
 - a) 職業訓練に関する紛争
 - b) 労働派遣に関する紛争
 - c) 労働組合の権利及び労働組合費に関する紛争
 - d) 労働安全及び労働衛生に関する紛争
- 4. 不法ストライキによる損害賠償に関する紛争。
- 5. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の労働に関する紛争。

第 33 条 裁判所が管轄権を有する労働に関する申立て

- 1. 労働契約及び集団労働協約の無効宣言の申立て。
- 2. ストライキの合法性審査の申立て。
- 3. 外国裁判所の労働に関する判決、決定の承認及びベトナムにおける執行又は不承認の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働に関する判決、決定の不承認申立て。
- 4. 外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行申立て。
- 5. 法令の規定に従ったその他の機関及び組織が管轄権を有する場合を除く、その他の労働に関する申立て。

第 34 条 機関、組織の個別決定に関する裁判所の管轄権

- 1. 裁判所は、民事訴訟・非訟事件を解決するに当たり、権限を有する機関、組織、個人がした個別決定が、法律に違反しており、裁判所が解決しなければならない民事訴訟・非訟事件に

おける当事者の合法的権利及び利益を侵害する場合、これを破棄する権限を有する。

2. 本条第 1 項に定める個別決定とは、ある具体的な事項について発付された決定であり、1 つのあるいは一部の具体的な対象に一度適用されるものである。民事訴訟・非訟事件がこの決定に関連する場合、裁判所は該当する同一の民事訴訟・非訟事件を検討しなくてはならない。
3. 本条第 1 項に定める決定の取消しを検討するに当たり、裁判所は決定を発した管轄機関、組織、個人に関連する権利及び義務の保有者として手続に参加させなければならない。

決定を発した管轄機関、組織、個人は、裁判所が破棄を検討する個別決定に関する手続に参加し、自己の意見を陳述しなければならない。

4. 本条第 1 項に定める個別決定の取消しを検討する場合、民事訴訟・非訟事件を解決する管轄裁判所の階級は、県級人民裁判所、省級人民裁判所の権限に関する行政訴訟法の対応する規定に従って確定される。

第 2 節

異なる審級の裁判所の管轄権

第 35 条 県級人民裁判所の管轄権

1. 県級人民裁判所は第一審手続に従い、次に掲げる紛争に関する管轄権を有する。
 - a) この法律第 26 条及び 28 条に定める婚姻・家族に関する民事紛争。ただし、この法律第 26 条第 7 項に定める紛争を除く
 - b) この法律第 30 条第 1 項に定める営業、商事紛争
 - c) この法律第 32 条に定める労働紛争
2. 県級人民裁判所は次の申立てに対する管轄権を有する。
 - a) この法律第 27 条第 1 項、2 項、3 項、4 項、6 項、7 項、8 項、9 項、10 項、に定める民事申立て
 - b) この法律第 29 条第 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項、10 項、11 項に定める婚姻・家族に関する申立て
 - c) この法律第 31 条第 1 項及び 6 項に定める営業、商事に関する申立て
 - d) この法律第 33 条第 1 項及び 5 項に定める労働に関する申立て

3. 本条第 1 項及び 2 項に定める紛争及び申立てであって、当事者若しくは財産が外国に所在するもの、又はベトナム社会主義共和国の在外代表機関、外国裁判所若しくは外国管轄機関に司法嘱託をしなければならないものについては、本条第 4 項に定める場合を除き県級人民裁判所は管轄権を有しない。
4. 国境地域に居住するベトナム国民とベトナムと国境を接する地域とともに居住する近隣諸国の国民間の事件に関し、ベトナム国民の居住地に所在する県級人民裁判所は、違法な婚姻の取消し、又は離婚若しくは夫婦、親子の権利及び義務に関する紛争解決、親子関係の確定、養子縁組及び後見に関する紛争解決をこの法律の規定及びその他のベトナム法の規定に従い行う。

第 36 条 県級人民裁判所専門法廷の管轄権

1. 県級人民裁判所の民事法廷は第一審手続に従い、この法律第 35 条に定める県級人民裁判所の管轄権に属する民事、営業、商事、労働事件に関する管轄権を有する。
2. 県級人民裁判所の家庭及び未成年者法廷は第一審手続に従い、この法律第 35 条に定める県級人民裁判所の管轄権に属する婚姻・家族の事件に関する管轄権を有する。
3. 県級人民裁判所で専門法廷がないものは裁判所長官が審理業務を組織し、県級人民裁判所の管轄権に属する事件を解決する裁判官を指名する責任を負う。

第 37 条 省級人民裁判所の管轄権

1. 省級人民裁判所は第一審手続に従い、次に掲げる事件に関する管轄権を有する。
 - a) この法律第 26 条、28 条、30 条、32 条に定める民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する紛争。ただし、この法律第 35 条第 1 項及び 4 項に定める県級人民裁判所の管轄権に属する紛争を除く
 - b) この法律第 27 条、29 条、31 条、33 条に定める民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する申立て。ただし、この法律第 35 条第 2 項及び 4 項に定める県級人民裁判所の管轄権に属する申立てを除く
 - c) この法律第 35 条第 3 項に定める紛争及び申立て
2. 省級人民裁判所は、この法律第 35 条に定める県級人民裁判所の管轄権に属する民事訴訟・非訟事件で、必要と思われる場合又は県級人民裁判所の提議により、省級人民裁判所が解決すべく自己で取り上げた民事訴訟・非訟事件を第一審手続に従い解決する管轄権を有する。

第 38 条 省級人民裁判所専門法廷の管轄権

1. 省級人民裁判所の民事法廷は次の管轄権を有する。
 - a) この法律第 37 条に定める省級人民裁判所の管轄権に属する民事に関する紛争及び申立てを第一審手続に従い解決する
 - b) 未だ法的効力が生じていない県級人民裁判所の民事判決、決定で、この法律の規定に従い控訴され、又は異議が申立てられた事件を控訴審手続に従い解決する
2. 省級人民裁判所の家庭及び未成年者法廷は次の管轄権を有する。
 - a) この法律第 37 条に定める省級人民裁判所の管轄権に属する婚姻・家族に関する紛争及び申立てを第一審手続に従い解決する
 - b) 未だ法的効力が生じていない県級人民裁判所の婚姻・家族に関する判決、決定で、この法律の規定に従い控訴され、又は異議が申立てられた事件を控訴審手続に従い解決する。
3. 省級人民裁判所の経済法廷は次の管轄権を有する。
 - a) この法律第 37 条に定める省級人民裁判所の管轄権に属する営業、商事に関する紛争及び申立てを第一審手続に従い解決する
 - b) 未だ法的効力が生じていない県級人民裁判所の営業、商事に関する判決、決定で、この法律の規定に従い控訴され、又は異議が申立てられた事件を控訴審手続に従い解決する
4. 省級人民裁判所の労働法廷は次の管轄権を有する。
 - a) この法律第 37 条に定める省級人民裁判所の管轄権に属する労働に関する紛争及び申立てを第一審手続に従い解決する
 - b) 未だ法的効力が生じていない県級人民裁判所の労働に関する判決、決定で、この法律の規定に従い控訴され、又は異議が申立てられた事件を控訴審手続に従い解決する

第 39 条 主権地域に従った裁判所の管轄権

1. 主権地域に従った裁判所の民事訴訟事件の管轄権は、次のように定める。
 - a) 被告が個人である場合は被告が居住し、若しくは就業する場所の裁判所、又は被告が機関、組織である場合は被告の本店が所在する場所の裁判所は、第一審手続に従い、この法律第 26 条、28 条、30 条、32 条に定める民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する紛争に関する管轄権を有する

- b) 当事者は、文書による合意により、原告が個人である場合は原告が居住し、若しくは就業する場所の裁判所、又は原告が機関、組織である場合は原告の本店が所在する場所の裁判所に対し、この法律第 26 条、28 条、30 条、32 条に定める民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する紛争を解決するよう請求する権利を有する
 - c) 不動産に関する紛争については不動産のある場所の裁判所が管轄権を有する
2. 主権地域に従った裁判所の民事非訟事件の管轄権は、次のように定める。
- a) 民事行為能力喪失、民事行為能力制限又は行為の認識及び制御困難の宣言を申立てられた者が居住し、又は就業する場所の裁判所は、民事行為能力喪失、民事行為能力制限又は行為の認識及び制御困難の宣言申立てに関する管轄権を有する
 - b) 住所を去り搜索通告を申立てられた者、失踪又は死亡宣言の申立てを受けた者が最後に居住した場所の裁判所は、住所を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の申立て、失踪又は死亡宣言の申立てに関する管轄権を有する
 - c) 民事行為能力喪失、民事行為能力制限又は行為の認識及び制御困難の宣言取消しを申立てられた者が居住し、又は就業する場所の裁判所は、民事行為能力喪失、民事行為能力制限又は行為の認識及び制御困難の宣言の決定取消しの申立てに関する管轄権を有する。失踪又は死亡宣言の決定を発した裁判所は、失踪又は死亡宣言の決定取消しの申立てに関する管轄権を有する
 - d) 外国裁判所の民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する判決、決定の執行債務者について、執行債務者が個人の場合にはその者が居住し、又は就業する場所の裁判所、執行債務者が機関、組織の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国裁判所の判決、決定の執行に関連する財産のある場所の裁判所が、外国裁判所の民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する判決、決定の承認及びベトナムにおける執行又は不承認の申立てに関する管轄権を有する
 - dd) 申立て人が個人の場合にはその者が居住し、若しくは就業する場所の裁判所、又は申立て人が機関、組織の場合にはその本店が所在する場所の裁判所は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する判決、決定に対する不承認の申立てに関する管轄権を有する
 - e) 外国仲裁人の仲裁判断執行債務者について、執行債務者が個人の場合にはその者が居住し、若しくは就業する場所の裁判所、又は執行債務者が機関、組織の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国仲裁人の仲裁判断執行に関連する財産のある場所の裁判所は、外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立てに関する管轄権を有する
 - g) 違法な婚姻登記がなされている場所の裁判所は、違法な婚姻の取消し申立てに関する管轄権を有する
 - h) 協議離婚、離婚後の子の養育、離婚時の財産分与の合意における当事者の一方が居住し、又は就業する場所の裁判所は、協議離婚、離婚後の子の養育、離婚時の財産分与

の合意の承認の申立てに関する管轄権を有する

- i) 離婚後の子の親権者変更に関する合意における当事者の一方が居住し、又は就業する場所の裁判所は、離婚後の子の親権者変更に関する同意の承認の申立てに関する管轄権を有する
機関、組織、個人が離婚後の子の親権者変更を申立てる場合は、子が居住している場所の裁判所が管轄権を有する
- k) 未成年者の父親若しくは母親が居住し、又は就業する場所の裁判所は、離婚後の未成年の子に対する親の権利の制限又は親の子に対する面会権の制限申立てに関する管轄権を有する
- l) 養父母若しくは養子が居住し、又は就業する場所の裁判所は、養子縁組解消の申立てに関する管轄権を有する
- m) 公証を行った公証組織の本店が所在する場所の裁判所は、公証文書の無効宣言の申立てに関する管轄権を有する
- n) 権限を有する判決執行機関の本庁が所在する場所の裁判所、判決執行に関連する財産のある場所の裁判所は、民事判決執行法の規定に従った財産の所有権、使用権の確定、判決執行のための共有財産の分割の申立て及びその他申立てに関する管轄権を有する
- o) ベトナム商事仲裁の紛争解決に関連する申立てについての領土に従った裁判所の管轄権は、商事仲裁に関する法律の規定に従い実施される
- p) ベトナム領土に所在する財産の遺棄の承認、又はベトナム領土に所在する遺棄財産の現在の管理者の所有権の承認の申立てについては、その財産がある場所の裁判所が管轄権を有する
- q) 代理出産をする者が居住し、又は就業する場所の裁判所は代理出産に関連する申立てに関する管轄権を有する
- r) 共有財産の所有者の一方が居住し、又は就業する場所の裁判所は、裁判所の判決、決定に従い実施された婚姻継続中の共有財産の分割の効力解消の合意の承認申立てに関する管轄権を有する
- s) 裁判外で成立した和解の結果承認の申立てについて、申立て人が居住し、又は就業する場所の裁判所が管轄権を有する
- t) 婚姻・家族に関する法令が定める夫婦の財産制度に関する合意の無効宣言申立て、婚姻・家族に関する法令が定める親子関係の確定に関する申立てについて、申立て人が居住し、又は就業する場所の裁判所が管轄権を有する
- u) 株主総会の議決、社員総会の議決の取消し申立てについて、企業の本店が所在する場所の裁判所が管轄権を有する
- v) 労働契約及び集団労働協約の無効宣言の申立てについて、その労働契約及び集団労働協約を締結、履行する場所の裁判所が管轄権を有する
- x) ストライキの合法性審査の申立てについて、ストライキが発生した場所の裁判所が管轄権を有する

- y) 航空機、船舶押収の申立てについての領土に従った裁判所の管轄権は、この法律第 421 条の規定に従い実施される
3. 領土に従った裁判所の管轄権についてこの法律の規定通り裁判所が受理し、解決中である民事訴訟事件の場合は、事件解決過程で当事者の居住地、本店所在地又は取引住所の変更があっても、その裁判所が継続して解決しなければならない。

第 40 条 原告又は申立て人の選択による裁判所の管轄権

1. 原告は、次の場合において、民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する紛争の解決のために裁判所を選択する権利を有する。
- a) 原告が被告の居住し、若しくは就業する場所又は被告の本店が所在する場所を知らない場合には、原告は、被告が最後に居住し、若しくは就業した場所、被告の本店が最後に所在した場所、又は被告の財産が所在する場所の裁判所に事件の解決を求めることができる
 - b) 組織の支店経営に関して紛争が生じた場合は、原告は、組織の本店又は支店が所在する場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる
 - c) 被告がベトナム国内に居住地、就業地若しくは本店所在地を有さない場合又は扶養に関する紛争である場合には、原告は、自己が居住し、若しくは就業する場所、又は本店所在地の裁判所に事件の解決を求めることができる
 - d) 紛争が契約外の損害賠償に関する場合は、原告は、自己の居住地、就業地若しくは本店所在地、又は損害が発生した場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる
 - dd) 紛争が労働契約解消による損害賠償、手当又は社会保険、医療保険、失業保険、並びに仕事、賃金、収入及びその他労働条件に関連する権利及び利益に関する場合は、労働者である原告は、自己が居住し、又は就業する場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる
 - e) 紛争が下請業者又は仲介業者の雇用から生じた場合は、原告は、その実際の雇用主の居住地、就業地若しくは本店所在地、又は下請け業者若しくは仲介業者が居住し、又は就業する場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる
 - g) 紛争が契約関係から生じた場合は、原告は、契約が履行される場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる
 - h) 複数の被告が異なった場所に居住し、若しくは就業している場合又は異なった場所に本店が所在する場合には、原告は、被告の一人が居住し、若しくは就業する場所又はその本店が所在する場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる
 - i) 紛争が異なった地域に所在する複数の不動産に関する場合は、原告は当該不動産のうちの 1 つが所在する場所の裁判所に紛争の解決を求めることができる

2. 民事、婚姻・家族に関する申立て人は、次の場合に解決のための裁判所を選択することができる。
 - a) この法律第 27 条第 1 項、2 項、3 項、4 項、6 項、7 項、8 項、9 項、10 項に定める民事申立てに関して、申立て人は、自己が居住し、若しくは就業する場所、その本店が所在する場所、又は申立てられた者の財産が所在する場所の裁判所に申立ての解決を求めることができる
 - b) この法律第 29 条第 1 項に定める違法な婚姻取消しの申立てに関して、申立て人は、違法婚姻を登記している当事者の一方が居住する場所の裁判所に申立ての解決を求めることができる
 - c) 離婚後の未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限、又は親の子に対する面会権の制限の申立てに関して、申立て人は、子が居住する場所の裁判所に申立ての解決を求めることができる

第 41 条 民事訴訟・非訟事件の他の裁判所への移送、管轄に関する紛争の解決

1. 受理した裁判所の管轄に属しないにもかかわらず受理された民事訴訟・非訟事件については、その裁判所は、管轄する裁判所に民事訴訟・非訟事件記録を移送する決定を発し、受理簿中のその事件名を削除する。この決定は、直ちに 同級の検察院、当事者、関連する機関、組織、個人に送付しなければならない。

決定を受け取った日から 3 営業日の期限内に、当事者、関連する機関、組織、個人は、その決定に対する不服申立てをする権利を有し、検察院は、建議をする権利を有する。民事訴訟・非訟事件の移送決定を発した裁判所長官は、不服申立て、建議を受け取った日から 3 営業日の期限内に、不服申立て、建議を解決しなければならない。裁判所長官の決定は最終決定である。

2. 同一省及び中央直轄都市内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所長官が解決する。
3. 領土に従った高級人民裁判所の管轄権に属し、異なった省及び中央直轄都市の県級人民裁判所間、又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、高級人民裁判所長官が解決する。
4. 領土に従った異なる複数の高級人民裁判所の管轄権に属し、異なった省及び中央直轄都市の県級人民裁判所間、又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が解決する。

第42条 事件の併合、分離

1. 裁判所は、事件の併合及び解決が厳正に法遵守を保障する場合には、別々に受理した2つ以上の事件を1つに併合する。

複数の者が同一の個人又は同一の機関、組織に対し同じ提訴要求をした事件について、裁判所はそれらの要求を1つの事件に併合し、解決することができる。

2. 裁判所は、事件の分離及び解決が厳正に法を遵守する場合には、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上の事件に分離する。
3. 本条第1項及び2項に定める事件の併合又は分離後、受訴裁判所は、決定を発し、直ちに同級の検察院、当事者、関連する機関、組織、個人に当該決定を送付しなければならない。

第3節

適用条項がない場合の民事訴訟・非訟事件の解決

第43条 適用条項がない場合の裁判所の管轄についての確定原則

適用条項がない場合の民事訴訟・非訟事件について、裁判所の当該事件の受理、解決に関する管轄権は、この法律第35条から41条の条項の定めに従い行使される。

第44条 適用条項がない場合の民事訴訟・非訟事件の受理、解決の手順、手続

適用条項がない場合の民事訴訟・非訟事件の受理、解決の手順、手続はこの法律の規定に従い実施される。

第45条 適用条項がない場合の民事訴訟・非訟事件の解決原則

1. 慣習の適用は次のとおり実施される。

当事者の合意がなく、法令に規定されていない民事訴訟・非訟事件を解決するために、裁判所は慣習を適用する。慣習は民法第3条に定める民事法令の基本原則に反しないものとする。

民事訴訟・非訟事件の解決を裁判所に申立てる場合、当事者は慣習を援引し、裁判所に適用を検討するよう求める権利を有する。

裁判所は民法第5条の遵守を保障する慣習の適用価値を確定する責任を負う。

複数の当事者が異なる複数の慣習を援引した場合は、民事訴訟・非訟事件が発生した場所で認められる慣習が適用価値を有する。

2. 同様の法令の適用は次のとおり実施される。

当事者の合意がなく、法令に規定されておらず、かつ民法第5条及び本条第1項に定める適用する慣習がない民事訴訟・非訟事件を解決するために、裁判所は同様の法令を適用する。

同様の法令を適用する場合、裁判所はその民事訴訟・非訟事件の法的性質を明確化し、現行法体系に該当する関係を規定する法規範がないことを明確にし、同様の民事関係を規定する法規範を確定しなければならない。

3. 民事法令の基本原則、判例、公理の適用は次のとおり実施される。

民法第5条及び第6条第1項、本条第1項、2項に定める慣習、同様の法令が適用できない場合、裁判所は民事法令の基本原則、判例、条理を適用し、民事訴訟・非訟事件を解決する。

民事法令の基本原則とは民法第3条に定める原則である。

判例は最高人民裁判所裁判官評議会が選択し、最高人民裁判所長官が公表したもので、裁判所が研究し、民事訴訟・非訟事件の解決に適用される。

公理は社会におけるすべての人が認める道理に基づき確定され、人道的原則に適合し、該当する民事訴訟・非訟事件における当事者の権利及び義務に関して公平、平等である。

第4章

民事手続を行う機関、者及び民事手続を行う者の交代

第46条 民事手続を行う機関、者

1. 民事手続を行う機関は次のとおりである。

- a) 裁判所
- b) 検察院

2. 民事手続を行う者は次のとおりである。

- a) 裁判所長官、裁判官、人民参審員、審査官及び裁判所書記官
- b) 検察院長官、検察官及び検査官

第 47 条 裁判所長官の任務及び権限

1. 裁判所長官は次の任務及び権限を有する。

- a) 裁判官及び参審員の独立原則、法遵守の原則実施状況の確保を含む、裁判所の管轄権に属する民事訴訟・非訟事件の解決の統括
- b) この法律第 16 条 2 項に定める原則を保証し、民事訴訟・非訟事件を受理する裁判官、民事訴訟・非訟事件を解決する裁判官、民事訴訟事件の審理合議体に参加する人民参審員及び民事訴訟・非訟事件の手続を行う審査官、裁判所書記官の指名の決定
- c) 公判期日開始前の裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の交代の決定
- d) 公判期日開始前の鑑定人、通訳人の交代の決定
- dd) この法律の規定に従った決定の発付及び民事手続の実施
- e) この法律の規定に従った不服申立て、告発の解決
- g) この法律の規定により法的効力を有する裁判所の判決、決定に対する監督審又は再審手続による異議申立て、又は法的効力を有する裁判所の判決、決定に対する監督審又は再審手続による異議申立てを検討するよう管轄裁判所長官に建議
- h) 憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書に反する兆候がある法規範文書を発見した場合、この法律の規定に従った権限を有する国家機関に当該法規範文書の検討、修正、補足又は廃止を建議
- i) 法令の規定に従った民事手続を妨げる行為の処分
- k) 法令の規定に従ったその他の任務及び権限の遂行

2. 裁判所長官が不在の場合には、本条第 1 項 g 号に定める異議申立ての権利を除き、副長官が裁判所長官の任務及び権限を遂行する権限を裁判所長官から委任される。副長官は、委任された任務及び権限の遂行について裁判所長官に対し責任を負う。

第 48 条 裁判官の任務及び権限

裁判所長官の任命により、裁判官は次の任務及び権限を有する。

1. この法律の規定に従った、訴状、申立て書の処理、民事訴訟・非訟事件の受理。
2. 民事訴訟・非訟事件記録の作成。

3. この法律の規定に従った、証拠の収集、確認、民事訴訟・非訟事件の解決のための公判期日、会議期日の統括。
4. 緊急保全処分の適用、変更、取消しの決定。
5. 民事訴訟・非訟事件の解決を停止若しくは中止する決定、民事訴訟・非訟事件の解決を再開する決定。
6. 法律扶助に関する法令の規定に従った法律扶助を請求する権利を当事者が行使できることを知らせるための説明、案内。
7. この法律の規定に従った、証拠の提出、入手、開示の検査会議期日、及び和解期日を進行し、当事者の合意を承認する決定の発付。
8. 民事訴訟事件の審理開始又は民事非訟事件の解決開始の決定。
9. 公判期日、会議期日参加者の召喚。
10. 民事訴訟事件の審理及び民事非訟事件の解決の主宰又は参加。
11. この法律の規定に従った手続の実施を補助する審査官を指名するよう裁判所長官に提議。
12. 憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書に反する兆候がある法規範文書を発見し、この法律の規定に従った権限を有する国家機関に法規範文書の検討、修正、補足又は廃止を建議するよう裁判所長官に提議。
13. 法令の規定に従った民事手続を妨げる行為の処分。
14. 民事訴訟・非訟事件を解決するに当たり、この法律の規定に従ったその他の手続の実施。

第 49 条 人民参審員の任務及び権限

裁判所長官の任命により、人民参審員は次の任務及び権限を有する。

1. 公判期日開始前の事件記録の研究。
2. 裁判所長官又は裁判官にそれぞれの権限に応じた必要な決定を発するよう提議。

3. 民事訴訟事件の審理合議体に参加。
4. 手続を遂行し、審理合議体による権限を有する問題についての投票に当たり、裁判官と同等の権限を有する。

第 50 条 審査官の任務及び権限

裁判所長官の任命により、審査官は次の任務及び権限を有する。

1. 監督審、再審の手続に従い再検討の必要がある法的効力を有する裁判所の判決、決定を含む民事訴訟・非訟事件記録の審査。
2. 審査の結論付け、及び裁判所長官に対する審査結果報告、並びに民事訴訟・非訟事件における解決策の提示。
3. この法律の規定に従った民事訴訟・非訟事件に関連する資料、証拠の収集。
4. この法律の規定に従った裁判官による手続実施の補助。
5. この法律の規定に従ったその他の任務遂行。

第 51 条 裁判所書記官の任務及び権限

裁判所長官の任命により、**裁判所書記官**は次の任務及び権限を有する。

1. 公判期日開始前の職務上必要な準備。
2. 公判期日の規則告知。
3. 公判期日への召喚者リストの検査、及び審理合議体への報告。
4. 公判期日及び会議期日調書、並びに手続参加者の陳述調書作成。
5. この法律の規定に従ったその他の任務遂行。

第 52 条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合

民事手続を行う者は、次の場合には手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. 民事手続を行うと同時に、当事者、当事者の代理人又は親族である場合。
2. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人、鑑定人又は通訳人として同じ事件の手続に参加した場合。
3. 任務を遂行するに当たり公平ではないであろうと認める明白な根拠がある場合。

第 53 条 裁判官又は人民参審員の交代

裁判官、人民参審員は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第 52 条に定める場合。
2. 同じ審理合議体に属し、互いに親族関係にある場合。この場合には一人のみ手続を行うことができるものとする。
3. 第一審、控訴審、監督審又は再審の手続に従い当該民事訴訟・非訟事件の解決に参加したことがあり、第一審における判決、控訴審における判決、決定、監督審又は再審における決定、民事非訟事件の解決の決定、事件の解決の中止決定、当事者の合意の承認決定を発したことがある場合。ただし、最高人民裁判所裁判官評議会又は高級人民裁判所裁判官委員会の構成員として、監督審又は再審手続に従い、当該事件の解決に参加することができる場合を除く。
4. 審査官、裁判所書記官、検察官又は検査官として当該事件の手続を行った場合。

第 54 条 裁判所書記官又は審査官の交代

裁判所書記官、審査官は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第 52 条に定める場合。
2. 裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官、検察官又は検査官として当該事件の手続を行った場合。
3. 当該事件で手続を行う他の者の親族である場合。

第 55 条 裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の民事手続実施拒否手続又は交代要請手続

1. 公判期日、会議期日開始前の裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の民事手続実施拒否又は交代要請は、民事手続を行う者の拒否又は交代要請の理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。
2. 公判期日、会議期日中の本条第 1 項に定める者の手続実施拒否又は交代要請は、公判期日及び会議期日調書に記載しなければならない。

第 56 条 裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の交代決定

1. 公判期日開始前の裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の交代は、裁判所長官が決定する。交代される裁判官が裁判所長官である場合には、その交代の決定権は次のとおりである。
 - a) 裁判官が県級人民裁判所長官である場合には、省級人民裁判所長官が決定する
 - b) 裁判官が省級人民裁判所長官である場合には、当該省級人民裁判所に対する領土に従った管轄権を有する高級人民裁判所長官が決定する
 - c) 裁判官が高級人民裁判所長官である場合には、最高人民裁判所長官が決定する
2. 公判期日中の裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官が交代しなければならない場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。交代のための他の裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官の指名は、裁判所長官が決定する。交代される者が裁判所長官である場合には、その交代は本条第 1 項の定めに従い決定権が行使される。
3. 民事非訟事件を解決する際の裁判官、裁判所書記官の交代は、この法律第 368 条第 1 項、2 項の規定に従い実施される。
4. 公判期日、会議期日を延期した日から 3 営業日の期限内に、裁判所長官は交代のための他の者を指名しなければならない。

第 57 条 検察院長官の任務及び権限

1. 民事手続における法遵守を検察するに当たり、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。

- a) 民事手続における法遵守の検察業務を計画、指示
 - b) この法律の規定に従い、民事手続における法遵守を検察し、民事訴訟事件の公判期日、民事非訟事件解決の会議期日に参加する検察官の指名の決定、及び裁判所への通知、並びにこの法律第 16 条第 2 項に定める原則を保証し、民事訴訟・非訟事件の手続を行う検査官の指名の決定
 - c) 検察官、検査官交代の決定
 - d) この法律の規定に従い、裁判所の判決、決定に対する控訴審、監督審又は再審手続による異議申立て
 - dd) この法律の規定に従った申立て、建議
 - e) この法律の規定に従った不服申立て及び告発の解決
 - g) この法律の規定に従ったその他の任務及び権限の遂行
2. 検察院長官が不在の場合には、本条第 1 項 d 号に定める異議申立て決定の権利を除き、副長官が検察院長官の任務及び権限を遂行する権限を検察院長官から委任される。副長官は委任された任務及び権限の遂行について長官に対し責任を負う。

第 58 条 検察官の任務及び権限

検察院長官により民事手続における法遵守の検察を任命された検察官は、次の任務及び権限を有する。

1. 訴状、申立て書の返却を検察。
2. 民事訴訟・非訟事件の受理、解決を検察。
3. 事件記録の研究、この法律の規定に従った民事訴訟・非訟事件の解決過程における証拠の確認及び収集を裁判所に請求、この法律第 97 条第 6 項に定める資料、証拠の収集。
4. この法律の規定に従い、公判期日、会議期日に参加し、事件解決について検察院の意見を述べる。
5. 裁判所の判決、決定の検察。
6. この法律の規定に従い、手続を厳正に遂行するよう裁判所に建議、請求。
7. 法令に違反する裁判所の判決、決定に対し異議申立てを行うよう権限を有する検察院長官に提議。

8. 手続参加者の手続の検察、法令に違反する手続参加者を厳正に処分するよう権限を有する機関、組織に請求、建議。
9. この法律の規定に従い、検察院の権限に属するその他の民事手続に関する任務及び権限の遂行。

第 59 条 検査官の任務及び権限

手続の遂行の任命を受けた検査官は、次の任務及び権限を有する。

1. 事件記録の研究、検察官への結果報告。
2. 検察官又は検察院長官の任命による民事訴訟・非訟事件検察記録の作成。
3. 検察官による民事手続における法遵守の検察活動の援助。

第 60 条 検察官、検査官の交代

検察官、検査官は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第 52 条に定める場合。
2. 裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官、検察官又は検査官として当該事件の手続を行った場合。

第 61 条 検察官、検査官の民事手続実施拒否手続又は交代要請手続

1. 公判期日開始前の検察官の民事手続実施拒否又は交代要請は、検察官の拒否又は交代要請の理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。

検査官の民事手続実施拒否又は交代要請は、検査官の拒否又は交代要請の理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。

2. 公判期日中の検察官の手続実施拒否又は交代要請は、公判期日調書に記載しなければならない。

第 62 条 検察官、検査官の交代決定

1. 公判期日開始前の検察官の交代は、同級の検察院長官が決定する。交代される検察官が検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院長官が決定する。

検査官の交代は、同級の検察院長官が決定する。

2. 公判期日中の検察官の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

検察官が交代しなければならない場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。交代のための他の検察官の指名は、同級の検察院長官が決定する。交代される検察官が検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院長官が決定する。

3. 民事非訟事件を解決する際の検察官の交代は、この法律第 368 条第 3 項の定めに従い実施される。
4. 公判期日、会議期日を延期した日から 3 営業日の期限内に、検察院長官は交代のための他の者を指名し、裁判所に文書で通知しなければならない。

第 5 章

民事訴訟・非訟事件の解決のための合議体構成

第 63 条 民事訴訟事件第一審の合議体

民事訴訟事件第一審の合議体は、この法律第 65 条に定める場合を除き、裁判官 1 名及び人民参審員 2 名で構成する。特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官 2 名及び人民参審員 3 名で構成することができる。

当事者が未成年者である事件の場合には、ホーチミン共産青年同盟、ベトナム女性連合、家族に関する国家管理機関、若しくは児童に関する国家管理機関での職務経験がある、又は職務中である人民参審員が参加しなければならない。

労働事件の場合には、労働集団の代表組織での職務経験がある、若しくは職務中の、又は労働法令に見識のある人民参審員が参加しなければならない。

第 64 条 民事訴訟事件の控訴審合議体

民事訴訟事件の控訴審合議体は、この法律第 65 条に定める場合を除き、裁判官 3 名で構成する。

第 65 条 簡易手続による民事訴訟事件の審理

簡易手続による民事訴訟事件の第一審、控訴審は単独の裁判官が行う。

第 66 条 民事訴訟事件の監督審又は再審の合議体

1. 高級人民裁判所裁判官委員会は、高級人民裁判所裁判官委員会の裁判官 3 名又は全員により構成される審理合議体により監督審、再審を審理する。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所裁判官 5 名又は全員により構成される審理合議体により監督審、再審を審理する。

第 67 条 民事非訟事件の解決の構成員

1. この法律第 27 条第 5 項、第 29 条第 9 項、第 31 条第 4 項、5 項、第 33 条第 2 項、3 項、4 項が定める民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する申立て、又は民事非訟事件の解決決定に対する控訴、異議申立ては、3 名の裁判官が集団で解決する。
2. 本条第 1 項に定める場合に該当しない民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する申立ては、単独の裁判官が解決する。
3. この法律第 31 条第 2 項に定める営業又は商事に関する申立ての解決の構成員は、商事仲裁に関する法令の規定に従う。

第 6 章 民事手続の参加者

第 1 節 民事訴訟・非訟事件の当事者

第 68 条 民事訴訟・非訟事件の当事者

1. 民事訴訟事件の当事者とは、原告、被告、関連する権利及び義務を有する者を含む、機関、組織、個人をいう。

民事非訟事件の当事者とは、民事非訟事件の解決の申立て人、関連する権利及び義務を有する者を含む、機関、組織、個人をいう。

2. 民事訴訟事件の原告とは、合法的権利及び利益が侵害されたと考えてその民事訴訟事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した者、又はこの法律が定めるその他の機関、組織、個人が、ある者の合法的権利及び利益が侵害されたと考えて、その者のために民事訴訟事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。

この法律が定める機関及び組織であって、それぞれの所管する領域の公益、国益擁護を裁判所に求めるために民事訴訟事件を提訴した者も原告である。

3. 民事訴訟事件の被告とは、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えてその民事訴訟事件の解決を求めて裁判所に原告が訴えを提起した対象となるその者、又はこの法律が定めるその他の機関、組織、個人が、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えて、民事訴訟事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。
4. 民事訴訟事件に関連する権利及び義務を有する者とは、訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく、民事訴訟事件の解決が自己の権利及び義務に関連しており、それ故、関連する権利及び義務を有する者として手続に参加することを自分自身で、又は他の当事者が要請し、裁判所に受理された者である。

民事訴訟事件の解決がある者の権利及び義務に関連しているが、その者を関連する権利及び義務を有する者として手続に参加させることをだれも要請しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する権利及び義務を有する者として手続に参加させなければならない。

5. 民事非訟事件の申立て人とは、自己若しくは他の機関、組織、個人の民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する権利及び義務の発生の根拠となる法律事実を承認し、若しくは承認しないことを裁判所に申立て、又はその民事、婚姻・家族、営業、商事、労働に関する権利を承認することを裁判所に申立てる者である。
6. 民事非訟事件に関連する権利及び義務を有する者とは、民事非訟事件の解決を申立てた者ではないが、民事非訟事件の解決が自己の権利及び義務に関連しており、それ故、関連する権利及び義務を有する者として手続に参加することを自分自身で、又は民事非訟事件の当事者が要請し、裁判所に受理された者である。

民事非訟事件の解決がある者の権利及び義務に関連しているが、その者を民事非訟事件に関

連する権利及び義務を有する者として手続に参加させることをだれも要請しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する権利及び義務を有する者として手続に参加させなければならない。

第 69 条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 民事手続権利能力とは、法令が定めた民事手続における権利及び義務を有する能力を意味する。いかなる機関、組織、個人も、その合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申立てるに当たり、同等の民事手続権利能力を有する。
2. 民事手続行為能力とは、民事手続において自己の権利及び義務を自分自身で遂行し、又は自己の代理人に民事手続に参加する権限を与える能力を意味する。
3. 満 18 歳以上の当事者は、民事行為能力を喪失した者、又は法令に定める他の者を除き、完全な民事手続行為能力を有する。

民事行為能力が制限された者、行為の認識及び制御が困難な者の民事手続行為能力は、裁判所の決定に従い確定される。

4. 6 歳未満又は民事行為能力を喪失した当事者は、民事手続行為能力を有さない。裁判所における当事者の民事手続に関する権利及び義務の遂行、並びに当該者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
5. 満 6 歳以上 15 歳未満の当事者について、裁判所における当事者の民事手続に関する権利及び義務の遂行、並びにその合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。

民事行為能力が制限された者、行為の認識及び制御が困難な者の民事手続に関する権利及び義務の遂行、並びに合法的権利及び利益の擁護は、裁判所の決定に従い確定される。

6. 労働契約により就業し、又は自己の財産を用いて民事取引に参加した満 15 歳以上 18 歳未満の当事者は、当該労働関係又は民事関係に関連する事項について自ら民事手続に参加する権利を有する。その場合において、裁判所は、当該者の適法な代理人を召喚して手続に参加させる権利を有する。他の事項については、裁判所における当事者の民事手続に関する権利及び義務の遂行は、その適法な代理人が遂行する。
7. 機関、組織である当事者は、その適法な代理人を通じて民事手続に参加する。

第70条 当事者の権利、義務

当事者は、民事手続に参加するに当たり互いに等しく権利及び義務を有する。民事手続に参加する場合、当事者は次の権利及び義務を有する。

1. 裁判所を尊重し、公判期日の規則を厳粛に履行すること。
2. 法律の規定に従い、訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用、手数料及びその他の手続費用を納付すること。
3. 自己の居住地、本店所在地の住所を不備なく、正確に提供すること。裁判所の事件解決過程で、居住地、本店所在地の住所に変更があった場合、他の当事者及び裁判所に適時通知すること。
4. この法律の規定に従い、申立てを維持、変更、補足又は取り下げること。
5. 自己の合法的権利及び利益を擁護するために資料、証拠を提出し、証明すること。
6. 資料、証拠を保有し、管理している機関、組織、個人に対し、当該資料、証拠を自己に提供するよう請求すること。
7. 事件の資料、証拠確認、収集が自分自身でできない場合に、それを裁判所に提議すること。他の当事者が保有している資料、証拠の提出を請求するよう裁判所に提議すること。資料、証拠を保有し、管理している機関、組織、個人に対し、当該資料、証拠の提供を請求する決定を発するよう裁判所に提議すること。証人の召喚、鑑定意見徴求、財産査定の決定を裁判所に提議すること。
8. この法律第109条第2項に定める資料、証拠を除き、他の当事者が提出し、又は裁判所が収集した資料、証拠を知り、筆写し、複写すること。
9. 訴状の写し、及び他の当事者が既に有する資料、証拠又はこの法律第109条第2項に定める資料、証拠を除く、資料、証拠の写しを他の当事者又はその適法な代理人に送付する義務を有すること。

正当な理由があり、訴状、資料、証拠を複写し、送付することができない場合には、裁判所にその補助を求める権利を有する。
10. 緊急保全処分の適用、変更、取消しの決定を裁判所に提議すること。

11. 事件の解決について互いに自ら合意すること。裁判所が行う和解に参加すること。
12. 自己の権利及び義務を遂行するための適式な通知を受け取ること。
13. 自己の合法的権利及び利益を自ら擁護し、又は他の者に擁護を依頼すること。
14. この法律の規定に従い、手続を行う者又は手続参加者の変更を請求すること。
15. この法律の規定に従い、公判期日又は会議期日に参加すること。
16. 裁判所の召喚状に従って出頭し、事件解決過程で裁判所の決定を履行すること。
17. 関連する権利及び義務を有する者を手続に参加させるよう裁判所に提議すること。
18. この法律の規定に従い、裁判所に対して事件の解決を停止するよう提議すること。
19. 事件に関連する事項について他の者に質問を発し、又は他の者に質問する事項を裁判所に提出すること。互いに、又は証人と対質すること。
20. 公判期日において弁論し、証拠及び適用法の評価に関し立論を立てること。
21. 判決の抜粋、裁判所の判決、決定の提供を受けること。
22. この法律の規定に従い、裁判所の判決、決定に対し、控訴、不服申立てをすること。
23. 法的効力を有する裁判所の判決、決定について、監督審、再審の手続に従った異議申立てをするよう権限を有する者に提議すること。
24. 法的効力を有する裁判所の判決、決定を厳粛に履行すること。
25. 当事者の権利を善意をもって、かつその権利を乱用せず、裁判所及び他の当事者の手続を妨げないよう使用すること。義務を履行しない場合には、この法律の定める結果に対する責任を負うこと。
26. 法令が規定する他の権利及び義務。

第 71 条 原告の権利、義務

1. この法律第 70 条に定める当事者の権利及び義務。
2. 提訴要求の内容の変更、提訴要求の一部又は全部を取下げること。
3. 被告、若しくは関連する権利及び義務を有し、独立した請求を行う者による反訴の一部又は全部を認諾し、又は争うこと。

第 72 条 被告の権利、義務

1. この法律第 70 条に定める当事者の権利及び義務。
2. 提訴されたことを裁判所から報告を受けること。
3. 原告、若しくは関連する権利及び義務を有し、独立した請求を行う者による要求の一部又は全部を認諾し、又は争うこと。
4. 原告に対してその要求に関連する反訴を提起し、又は原告の義務との相殺を提議する。反訴に対して被告はこの法律第 71 条に定める原告の権利及び義務を有する。
5. 関連する権利及び義務を有する者に対して事件の解決に関連する独立した請求を立てること。独立した請求に対して被告はこの法律第 71 条に定める原告の権利及び義務を有する。
6. 反訴又は独立した請求に対し、裁判所が同一の事件としての解決を認容しなかった場合には、被告は他の事件の訴えを提起する権利を有する。

第 73 条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務

1. 関連する権利及び義務を有する者は、次の権利及び義務を有する。
 - a) この法律第 70 条が定める権利及び義務
 - b) 独立した請求を行うこと。又は原告側若しくは被告側について手続に参加することを許可されること
2. 関連する権利及び義務を有する者が、事件の解決に関連する独立した請求を行う場合には、この法律第 71 条に定める原告の権利及び義務を有する。独立した請求に対し、裁判所が同一の事件としての解決を認容しなかった場合には、関連する権利及び義務を有する者は他

の事件の訴えを提起する権利を有する。

3. 関連する権利及び義務を有する者が、原告側について手続に参加し、又は権利のみを有する場合には、この法律第 71 条に定める原告の権利及び義務を有する。
4. 関連する権利及び義務を有する者が、被告側について手続に参加し、又は義務のみを負う場合には、この法律第 72 条に定める被告の権利及び義務を有する。

第 74 条 手続上の権利、義務の承継

1. 個人である当事者が手続参加中に死亡し、その財産についての権利及び義務が承継される場合には、承継人は手続に参加する。
2. 機関又は組織である当事者が、手続参加中に活動終了、解散、統合、合併、分割、分離、又は組織変更した場合には、その機関又は組織の手続上の権利及び義務の承継は次のとおり定める。
 - a) 活動を終了し、又は解散しなければならない組織が株式会社、有限責任会社又は合名会社である場合には、当該組織の構成員である個人、組織、若しくはその代理人が手続に参加する
 - b) 活動を終了、又は解散しなければならない機関若しくは組織が国家機関、人民軍部隊、政治組織、社会政治組織、職能的社会政治組織、社会組織、社会職能組織又は国营企業の場合は、それらの機関、組織の直近上級機関、組織の適法な代理人、又はその権利及び義務を引き継ぐ機関、組織の適法な代理人が手続に参加する
 - c) 組織が統合、合併、分割、分離又は組織変更した場合には、その組織の権利及び義務を引き継ぐ個人又は組織が手続に参加する
3. 組織の所有主が変更し、新しい所有主に権利及び義務を移転した場合は、新しい所有主が手続に関する権利及び義務を承継する。
4. 民事に関する法令の定めにより、組織に権利及び義務を移転した場合は、その組織が手続に関する権利及び義務を承継する。
5. 法人資格を有さない組織が民事関係に参加し、その代理人が手続参加中に死亡した場合には、当該組織は、他の者を手続に参加する代理人として指名しなければならない。代理人を指名できず、又は当該組織が活動を終了し、若しくは解散しなければならない場合には、その構成員である個人が手続に参加する。

第2節 手続のその他の参加者

第75条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人

1. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人とは、当事者の合法的権利及び利益を擁護するため、手続に参加する者である。
2. 当事者の求めがあり、裁判所が当事者の合法的権利及び利益の弁護人として登録手続をした場合に、次に掲げる者は、当事者の合法的権利及び利益の弁護人として活動することができる。
 - a) 弁護士に関する法令の規定に従って手続に参加する弁護士
 - b) 法律扶助に関する法令の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
 - c) 労働又は労働組合に関する法令の規定に従い、労働事件における労働者の合法的権利及び利益の弁護人である労働集団の代表組織の代表者
 - d) 完全な民事行為能力を有するベトナム市民であり、犯罪歴がなく、又は犯罪歴を抹消された者ではなく、行政処分措置の適用に該当せず、裁判所、検察院の幹部、公務員ではなく、公安の公務員、士官、下級士官ではない者
3. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、同一事件の1名以上の当事者の合法的権利及び利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を弁護することができる。当事者の合法的権利及び利益の複数の弁護人は、事件の当事者1名の合法的利益及び利益を共同して弁護することができる。
4. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人として裁判所に登録手続を要請するに当たり、要請者は次の書類を提出しなければならない。
 - a) 弁護士は、弁護士法の規定に従い書類を提出する
 - b) 法律扶助官又は法律扶助の参加者は、法律扶助を実施する組織の法律扶助実施人指名文書、及び法律扶助官カード又は弁護士カードを提出する
 - c) 労働集団の代表組織の代表者は、労働者、労働者集団の合法的権利及び利益の弁護への参加を任命するに当たり、その組織が発行した文書を提出する
 - d) 本条第2項d号に定める条件を満たすベトナム市民は、当事者の要求書及び自身の身分証明書を提出する
5. 書類検査後、要請者が本条第2項、3項、4項に定める当事者の合法的権利及び利益の弁護人となる条件を満たしている場合は、要請を受けた日から3営業日の期限内に、裁判所は当

事者の合法的権利及び利益の弁護人の登録簿に記入し、当事者の合法的権利及び利益の弁護人の要求書を認証しなければならない。登録を拒否する場合には、裁判所はその理由を明記し、要請者に書面で通知しなければならない。

第 76 条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務

1. 訴えの提起時に、又は民事手続のいずれの段階でも、手続に参加すること。
2. 資料、証拠を収集し、裁判所に提出すること。当事者の合法的権利及び利益を弁護するため、この法律第 109 条 2 項に定める資料、証拠を除き、事件記録を研究し、及び事件記録の必要な資料を筆写し、複写すること。
3. 和解、会議期日、公判期日に参加すること、又は参加しない場合は当事者の合法的権利及び利益の弁論を文書で行い、裁判所が検討するために送付すること。
4. この法律の規定に従い、手続を行う者、他の手続参加者の交代を当事者に代わって請求すること。
5. 当事者の合法的権利及び利益の弁護に関連する法律事項において、当事者を援助すること。当事者が権限を与える場合には、裁判所が送達又は通知した手続に関する書類、文書を当事者に代わって受け取り、当事者に送付する責任を有する。
6. この法律第 70 条第 1 項、6 項、16 項、17 項、18 項、19 項、20 項が定める権利及び義務。
7. 法令が規定する他の権利及び義務。

第 77 条 証人

事件の内容に関連する事実関係を知っている者は、当事者が提議し、裁判所に召喚され、証人として手続に参加する。民事行為能力を喪失した者は、証人となることができない。

第 78 条 証人の権利、義務

1. 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、書類、物品を提出すること。
2. 事件の解決に関連して、自己が知っている事実関係を誠実に陳述すること。
3. 自己の陳述が国家機密、職業上の秘密、企業秘密、個人的な秘密、若しくは家庭の秘密に関

連する場合に、又は自己の陳述が自分の近い親族である当事者に不利益若しくは悪影響を与える場合に、陳述を拒否すること。

4. 機関又は組織で就業している場合は、裁判所に召喚されたときに、又は証言をするときに職務を離れること。
5. 法令の規定に従い、関連する費用の支払いを受けること。
6. 手続に参加するときに、召喚した裁判所及び権限を有する国家機関に、自己の生命、健康、名誉、尊厳、財産及びその他の合法的権利及び利益を擁護するよう請求すること。手続を行う者の手続上の行為について不服を申立てること。
7. 自己の虚偽の陳述によって当事者又は他の者に及ぼした損害に対し、損害賠償を行い法律上の責任を負うこと。
8. 裁判所、公判期日、会議期日において公開で証言しなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて裁判所、公判期日、会議期日に出頭すること。証人が正当な理由なく公判期日、会議期日に出頭せず審理、解決を妨げた場合は、裁判官、審理合議体、民事非訟事件の解決合議体は、証人が未成年者である場合を除き、証人を公判期日、会議期日に引致する決定を発することができる。
9. 証人が未成年者である場合を除き、裁判所に対し自己の権利及び義務を遂行する誓約をすること。

第 79 条 鑑定人

鑑定人とは、鑑定が必要な対象の分野において法令が定める必要な見識、経験を有する者で、この法律第 102 条の規定に従い、鑑定のために裁判所より鑑定意見徴求があった、又は当事者が鑑定を求めた者をいう。

第 80 条 鑑定人の権利、義務

1. 鑑定人は、次の権利及び義務を有する。
 - a) 鑑定対象に関連する事件記録の資料を閲覧すること。鑑定に必要な資料の提供を裁判所に請求すること
 - b) 鑑定対象に関連する事項について、手続の参加者に質問すること
 - c) 裁判所の召喚を受けて出頭し、誠実で根拠があり、客観的な方法で鑑定に関連する事項

について陳述及び説明し、質問に答え、鑑定 conclusions を述べること

- d) 鑑定すべき事項が自己の専門能力を超え、鑑定のために提供された資料が不十分又は使用不可能な場合は、裁判所に鑑定を行えない旨を書面で通知すること
 - dd) 受け取った資料を保存し、鑑定 conclusions 又は鑑定不可能に関する通知とともに当該資料を裁判所に返却すること
 - e) 鑑定のために資料を任意に収集しないこと、他の手続参加者に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取らないこと。鑑定中に知った秘密情報を公開しないこと、又は鑑定意見徴求を決定した裁判官を除き、他の者に鑑定結果を知らせないこと
 - g) 法令の規定に従い、関連する費用の支払いを受けること
 - h) 裁判所に対し自己の権利及び義務を遂行する誓約をすること
2. 鑑定人は、次の場合には鑑定を拒否し、又は交代しなければならない。
- a) 鑑定人がこの法律第 52 条第 1 項及び 3 項及び司法鑑定法第 34 条に定める事由の一に該当する場合
 - b) 鑑定人が同じ事件における当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は通訳人として手続に参加した場合
 - c) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官、検察官又は検査官として手続を行った場合

第 81 条 通訳人

1. 通訳人とは、手続参加者がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に通訳できる者をいう。通訳人は、一方の当事者が選任し、若しくは当事者間の合意で選任し、かつ、裁判所により承認され又は裁判所がその選任を求める。
2. 視覚障害者用の文字が分かる者、聴覚言語障害者用の言語、記号で話す、聞くことができる者も通訳とみなす。

視覚障害者、聴覚言語障害者の代理人又は親族のみがその障害者の文字、言語、記号を理解する場合には、裁判所はその代理人又は親族がその障害者の通訳人を務めることを承認することができる。

第 82 条 通訳人の権利、義務

1. 通訳人は、次の権利及び義務を有する。

- a) 裁判所の召喚を受けて出頭すること
 - b) 誠実に、客観的に、かつ正確に通訳すること
 - c) 手続を行う者、手続の参加者に通訳が必要な内容をさらに説明するよう提議すること
 - d) 他の手続参加者に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性及び正確性に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取ってはならない
 - dd) 法令の規定に従い、関連する費用の支払いを受けること
 - e) 裁判所に対し自己の権利及び義務を遂行する誓約をすること
2. 通訳人は、次の場合には通訳することを拒否し、又は交代しなければならない。
- a) この法律第 52 条第 1 項及び 3 項が定める事由の一に該当する場合
 - b) 同一事件の当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は鑑定人として手続に参加した場合
 - c) 裁判官、人民参審員、審査官、裁判所書記官、検察官又は検査官として手続を行った場合

第 83 条 鑑定若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代要請手続

1. 公判期日、会議期日開始前の鑑定若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳人の交代要請は、その理由を明記し、書面で行わなければならない。
2. 公判期日、会議期日中の鑑定若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳人の交代要請は、公判期日及び会議期日調書に記載しなければならない。

第 84 条 鑑定人、通訳人の交代決定

1. 公判期日、会議期日開始前の鑑定人又は通訳人の交代は、裁判所長官が決定する。
2. 公判期日、会議期日中の鑑定人又は通訳人の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に裁判官、審理合議体又は民事非訟事件の解決合議体が決定する。審理合議体又は民事非訟事件の解決合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

鑑定人又は通訳人を交代しなければならない場合は、裁判官、審理合議体又は民事非訟事件の解決合議体は、公判期日、会議期日を延期する決定を発する。他の鑑定人の意見徴求又は通訳人の交代は、この法律第 79 条及び 81 条の規定に従わなければならない。

第 85 条 代理人

1. 民事手続における代理人は、法定代理人及び任意代理人とする。代理人は民法の規定に従った個人又は法人である。
2. 民法が定める法定代理人は、代理権が法令の規定によって制限されている場合を除き、民事手続における法定代理人である。

他の者の合法的権利及び利益を擁護するため訴えを提起する機関、組織、個人は、民事手続において擁護される者の法定代理人でもある。

3. 労働者集団の法定代理人である労働者集団の代表組織は、労働者集団の合法的権利及び利益が侵害された場合に、労働事件の訴えを提起し、裁判所における手続に参加する。労働者の代理人である労働者集団の代表組織は、労働者が権限を与えた場合には、労働事件の訴えを提起し、裁判所における手続に参加する。

同一の企業及び機関における複数の労働者が雇用者に対し同一の請求をする場合には、労働者集団の代表組織の代表者 1 名に権限を与え、代表人が代わって労働事件の訴えを提起し、裁判所における手続に参加することができる。

4. 民法が定める任意代理人は、民事手続における任意代理人である。

離婚事件については、当事者は他の者に民事手続において自己の代理を務める権限を与えてはならない。婚姻・家族法第 51 条第 2 項の規定に従い、親、その他の親族が裁判所に離婚の解決を申立てた場合は、申立て人が代理人となる。

第 86 条 代理人の権利、義務

1. 民事手続の法定代理人は、自己が代理する範囲における当事者の民事手続上の権利及び義務を遂行する。
2. 民事手続の任意代理人は、授權書の内容に従い、当事者の民事手続上の権利及び義務を遂行する。

第 87 条 代理人不許可の場合

1. 次の者は法定代理人を務めてはならない。

- a) 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の合法的権利及び利益が、代理される者の合法的権利及び利益と対立する場合
 - b) 他の当事者のために民事手続の法定代理人を務めており、その当事者の合法的権利及び利益が同一の事件の代理される者の合法的権利及び利益と対立する場合
2. 本条第1項の規定は、民事手続の任意代理人の場合にも適用する。
 3. 裁判所、検察院若しくは公安機関の幹部又は公務員は、自分が所属する機関の代理人又は法定代理人として民事手続に参加する場合を除き、民事手続の代理人を務めてはならない。

第 88 条 民事手続の代理人指名

1. 民事手続を行うに当たり、当事者が未成年者、民事行為能力を喪失した者、民事行為能力が制限された者、行為の認識及び制御が困難な者であるにもかかわらず、代理人を有さず、又はその法定代理人がこの法律第 87 条第 1 項に定める事由の一に該当する場合は、裁判所は、手続に参加する代理人を指名しなければならない。
2. 労働事件において、当事者が本条第 1 項の規定に該当する、又は労働者が未成年者であるにもかかわらず代理人を有さず、かつ裁判所が本条第 1 項の規定に従い、代理人を指名できない場合は、裁判所は労働集団の代表組織をその労働者の代理人として指定する。

第 89 条 民事手続における代理の終了

民事手続の法定代理人及び任意代理人は、民法の規定に従って代理を終了する。

第 90 条 民事手続における代理の終了の結果

1. 代理される者が成人になり、又は民事行為能力を回復し、法定代理が終了する場合は、当該者は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に民事手続に参加する権限を与える。
2. 任意代理が終了する場合は、当事者又はその承継人は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者が代理で手続に参加する権限を与える。

第7章 証明及び証拠

第91条 立証の義務

1. 自己の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申立てる当事者は、当該申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する資料、証拠を収集し、裁判所に提供、提出しなければならない。ただし、次の場合を除く。
 - a) 訴えを提起する消費者は商品、サービスの販売を行う組織、個人の過失を証明する義務を有さない。商品、サービスの販売を行い、提訴された組織、個人は、消費者権利保護法の規定に従い、自己に損害を引き起こす過失がないことを証明する義務を有する
 - b) 当事者が労働事件における労働者であり、資料、証拠が雇用者が管理し、保有しているため、当該資料、証拠を裁判所に提供、提出できない場合は、雇用者は裁判所に当該資料、証拠を提供、提出する責任を有する。
労働者が労働契約の一方的な解消事件を提訴し、その事件が労働に関する法令の規定に従い、雇用者が労働者に対して労働契約の一方的な解消権を行使できない場合、又は懲戒処分できない場合に該当するときは、立証の義務は雇用者に属する
 - c) 立証の義務に関する法令に別段の定めがある場合
2. 自己に対する他の者の申立てに対し防御する当事者は、その内容を書面にし、防御を証明する資料、証拠を収集し、裁判所に提供、提出しなければならない。
3. 公益、国益を擁護するために訴えを提起し、又は他の者の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申立てる機関、組織、個人は、その訴え又は申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する資料、証拠を収集し、裁判所に提供、提出しなければならない。

消費者の権利保護に関わる社会組織は消費者権利保護法の規定に従い、商品、サービスの販売を行う組織、個人の過失を証明する義務を有さない。

4. 証明のための証拠提出が義務付けられているにもかかわらず証拠を提出せず、又は十分な証拠を提出しなかった当事者に対して、裁判所は事件記録に収集された証拠により民事訴訟・非訟事件を解決する。

第92条 証明を要しない事実関係、事件

1. 次の事実関係、事件は、証明することを要しない。

- a) 明白でだれもが知っており、裁判所が認めた事実関係、事件
 - b) 法的効力を有する裁判所の判決、決定、又は権限を有する国家機関の法的効力を有する決定により確定された事実関係、事件
 - c) 文書に記載され、適法に公証され、又は認証された事実関係、事件。当該事実関係、事件の客観性に疑いがある、又は公証され、若しくは認証された文書の客観性に疑いがある場合には、裁判官は当事者又は公証、認証機関及び組織に原本、正本を提出するよう請求することができる
2. 一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件、資料、文書、専門機関の結論を認め、又は否認しないときは、その当事者は証明することを要しない。
 3. 当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときは、それが代理の範囲を超えなければ、その当事者が認めたものとみなす。

第93条 証拠

民事訴訟・非訟事件の証拠とは、この法律の定める手順、手続に従って当事者、及び他の機関、組織、個人が民事手続過程で裁判所に提出、提示し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、事件の客観的な事実関係を確定するため、並びに当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを確定するために裁判所が使用するものをいう。

第94条 証拠源

証拠は次の出所源から収集される。

1. 可読、可聴及び可視の資料、電子データ。
2. 物証。
3. 当事者の陳述。
4. 証人の証言。
5. 鑑定の結果。
6. 現場検証の結果を記載した調書。
7. 財産査定、財産査定審査の結果。

8. 職務を担う者が作成した法律事件及び行為の記録書。
9. 公証、認証された文書。
10. 法律に規定するその他の出所源。

第95条 証拠の認識

1. 内容が判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証され、又は権限を有する機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠とみなす。
2. 可聴、可視資料は、その資料を有する者が録音、録画した場合は、その資料の出所源に関する自己の説明文書、又はその資料の出所源に関して提出者に提供した者による認証がある文書、又は録音、録画に関連する文書とともに提出された場合に証拠とみなす。
3. 電子データ交換形式、電子証書、電子メール、電信、電報、ファックス、及び電子商取引に関する法令の規定に従ったその他の類する形式で示された電子メッセージ・データ。
4. 証拠とみなすものは、原物でかつ事件に関連していなければならない。
5. 当事者の陳述、証人の証言は、本条第2項の定めに従った書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ、録画ディスク若しくはその他の音声及び画像収録装置に記録された場合、又は公判期日において口頭でなされた場合に証拠とみなす。
6. 鑑定の結果は、その鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
7. 現場検証の記録は、その検証が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
8. 財産査定の結果及び財産査定審査の結果は、査定及び査定審査が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
9. 職務を担う者が現場で作成した法律事件及び行為の記録書は、法律事件及び行為の記録書の作成が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
10. 公証、認証された文書は、公証、認証が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。

11. 法律に規定するその他の出所源は、法令の定める条件、手続に従い証拠と確定される。

第 96 条 資料、証拠の提出

1. 裁判所による民事訴訟・非訟事件の解決の過程において、当事者は、裁判所に資料、証拠を提出する権利及び義務を有する。提出された資料、証拠が事件解決のための十分な根拠とならない場合は、裁判官は当事者に補足の資料、証拠を提出するよう請求する。当事者が正当な理由なく、資料、証拠を提出せず、又は十分な資料、証拠を提出しない場合は、裁判所は当事者が提出した、又はこの法律第 97 条の定めに従い裁判所が収集した資料、証拠を根拠とし、民事訴訟・非訟事件を解決する。
2. 当事者による裁判所への資料、証拠提出は、記録に記載しなければならない。記録には、資料、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、ページ数及び受領時刻を明記し、提出者の署名若しくは指印、受領者の署名及び裁判所の押印を含まなければならない。記録は 2 部作成し、1 部は民事訴訟・非訟事件記録に組み入れ、もう 1 部は、証拠を提出した当事者に交付する。
3. 当事者が裁判所に提出した少数民族の言語又は外国語による資料、証拠は、適法に公証され、又は認証されたベトナム語の翻訳を添付しなければならない。
4. 資料、証拠の提出期限は、事件の解決を任命された裁判官により定められるが、この法律に定める第一審手続に従った公判準備期間、民事非訟事件の解決準備期間を超えてはならない。

裁判所から提出するよう求められたが、当事者に正当な理由があり、提出できなかった資料、証拠について、第一審手続に従い事件の審理を行う決定を発した後、又は非訟事件解決の会議期日を開く決定を発した後に、当事者が当該資料、証拠を提供、提出した場合は、当事者は当該資料、証拠の提出の遅延の理由を証明しなければならない。事前に裁判所が当事者に提出を求めなかった資料、証拠、又は第一審手続に従った事件解決過程で当事者が知り得なかった資料、証拠について、当事者は第一審の公判期日、民事非訟事件解決の会議期日、又は民事訴訟・非訟事件解決の次の手続段階で提出、陳述する権利を有する。

5. 当事者が裁判所に資料、証拠を提出するに当たり、その当事者は他の当事者又は他の当事者の適法な代理人に当該資料、証拠を送付しなければならない。この法律第 109 条第 2 項に定める資料、証拠、又は送付が不可能な資料、証拠は、他の当事者又は他の当事者の適法な代理人に文書で通知しなければならない。

第 97 条 証拠の確認、収集

1. 機関、組織、個人は次の方法で自ら資料、証拠を収集する権利を有する。
 - a) 可読、可聴及び可視の資料、電子メッセージ・データの収集
 - b) 物証の収集
 - c) 証人の特定及び証人の認証の取得
 - d) 機関、組織、個人が保有、管理し、かつ事件の解決に関連する資料について、当該機関、組織、個人に対する謄写許可又は提供の要求
 - dd) 社級人民委員会に対する、証人の署名認証の要求
 - e) 当事者が資料、証拠を収集できない場合、裁判所に対する、資料、証拠の収集の要求
 - g) 裁判所に対する、鑑定、財産査定の意見徴求の決定発付の要求
 - h) 機関、組織、個人に対する、法令の規定に定めるその他の業務遂行の要求

2. この法律に定める場合において、裁判所は、資料、証拠の収集のために、次の 1 つ又は複数の方法を執り行うことができる。
 - a) 当事者、証人の陳述聴取
 - b) 当事者相互間、当事者証人間の対質
 - c) 鑑定意見徴求
 - d) 財産の査定
 - dd) 現場見分、検証
 - e) 資料、証拠の収集、確認の委託
 - g) 機関、組織、個人に対する、民事訴訟・非訟事件の解決に関連する可読、可聴、可視資料、その他現物の提出の要求
 - h) 当事者の居住地の所在又は不在の確認
 - i) この法律に定める他の方法

3. 本条第 2 項 c、d、dd、e、g 号に定める方法を執り行うに当たり、裁判所は、その理由及び裁判所の要求を明記した決定を発しなければならない。

4. 監督審、再審段階において、審査官は本条第 2 項 a、g、h 号に定める資料、証拠の収集方法を執り行うことができる。

審査官が本条第 2 項 g 号に定める方法を執り行うに当たり、裁判所は、その理由及び裁判所の要求を明記した決定を発しなければならない。

5. 裁判所が資料、証拠を収集した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は、当事者が自己の権利

及び義務を遂行するために当該資料、証拠について当事者に通知しなければならない。

6. 検察院は、控訴審、監督審、再審の手續に従った異議申立ての権利の行使を保障するために、資料、証拠を収集する。

第 98 条 当事者の陳述聴取

1. 裁判官は、当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合にのみ、当事者の陳述聴取を行う。当事者は、自ら陳述書を作成し、それに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できないときは、裁判官が陳述聴取を行う。当事者の陳述聴取は、当事者が不十分に、不明確に陳述した事実関係についてのみ集中して行う。裁判官自身又は裁判所書記官が調書に当事者の陳述を記載する。裁判官は、裁判所の本庁内で又は必要がある場合には裁判所の本庁外で、当事者の陳述聴取を行う。
2. 当事者の陳述調書は、当事者に閲覧させ、又は読み聞かせ、かつ、当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は、陳述調書の修正及び補足を請求することができ、認証のために調書に署名又は指印する。調書は、陳述聴取人、録取者が署名し、裁判所の捺印をする。調書のページが別々になっている場合は、各ページに署名をし、割印を押さなければならない。当事者の陳述調書が裁判所の本庁外で作成された場合は、証人、又は調書を作成した社級人民委員会、社、地区、町公安、若しくは調書を作成した機関、組織の認証がなければならない。
3. この法律第 69 条第 4 項及び 5 項が定める事由の一に該当する当事者の陳述聴取は、当事者の適法な代理人の立会いの下で行われなければならない。

第 99 条 証人の陳述聴取

1. 当事者が要求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、裁判所の本庁内外で証人の陳述聴取を行うことができる。

証人の陳述聴取の前に、裁判官は証人の権利及び義務を説明し、証人に自己の陳述についての誓約を求めなければならない。

2. 証人の陳述聴取の手續は、この法律第 98 条第 2 項が定める当事者の陳述聴取の手續と同じである。
3. 満 18 歳未満の証人又は民事行為能力が制限された者又は行為の認識及び制御が困難な者の陳述聴取は、その法定代理人又は後見人の立会いの下で行われなければならない。

第 100 条 対質

1. 当事者の請求する場合又は当事者若しくは証人の陳述に齟齬があると思われる場合には、裁判官は、当事者相互間、当事者証人間、又は証人相互間において対質を行わせる。
2. 対質は、調書を作成し、対質の参加者が署名又は指印しなければならない。

第 101 条 現場見分、検証

1. 当事者が要求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、現場見分、検証が必要な対象の所在地の社級人民委員会、社、地区、町公安又は機関、組織の代理人の立会いの下で現場見分、検証を行い、当事者が見分、検証について知り、それに立ち合うように、事前に当事者に通知しなければならない。
2. 現場見分、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場見分、検証の結果、場所を明記し、見分、検証を行った者が署名し、当事者が立ち合った場合には当事者、見分、検証される対象の所在地の社級人民委員会、社、地区、町公安又は機関、組織の代理人及び見分、検証への参加を求められたその他の者が署名し、又は指印しなければならない。調書完成後、見分、検証を行った者は、見分、検証される対象の所在地の社級人民委員会、社、地区、町公安又は機関、組織の代理人に、認証のための署名及び捺印を請求しなければならない。
3. 現場見分、検証を妨げるすべての行為を厳禁する。
4. 現場見分、検証を妨げる行為がなされる場合には、裁判官は、現場見分、検証される対象の所在地の社級人民委員会、社、地区、町公安に補助を要請する権利を有する。

第 102 条 鑑定意見徴求、鑑定要求

1. 当事者は裁判所に鑑定意見徴求を請求し、又は当事者が裁判所に鑑定意見徴求を請求したが、裁判所がその請求を拒否した場合、自ら鑑定要求をする権利を有する。鑑定要求の権利は、裁判所が第一審手続に従い事件の審理を行う決定を発し、又は民事非訟事件解決の会議期日開始決定を発する前に行使される。
2. 当事者が要求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は鑑定意見徴求の決定を発する。鑑定意見徴求の決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定が必要な対象、鑑定が必要な事項、鑑定人の結論が必要な具体的な要求を明記しなければならない。

3. 鑑定結論が不十分、不明確である又は法令に違反すると思われる場合には、当事者の要求に従い又は必要と認められれば、裁判所は鑑定人に鑑定結論の説明を要求し、必要な内容について直接陳述させるために鑑定人を公判期日、会議期日に召喚する。
4. 当事者が要求する場合又は必要と思われる場合で、鑑定結論に不十分、不明確な内容がある場合、又は以前の鑑定で結論付けられた事件の事実関係に関連がある新しい問題が生じた場合、裁判所は追加鑑定意見徴求の決定を発する。
5. 初回鑑定結論が不正確、若しくは法令に違反するとされる根拠がある場合、又は司法鑑定法の規定に従った、最高人民検察院長官、最高人民裁判所長官の決定による特別な場合には、再鑑定が実施される。

第 103 条 偽造告発された証拠の鑑定意見徴求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、証拠を取り下げる権利を有する。取り下げない場合には、告発人は、この法律第 102 条に定める鑑定意見徴求を裁判所に要求する権利を有し、又は裁判所が鑑定意見徴求を決定する権利を有する。
2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、関連する資料、証拠を刑事訴訟法に定める権限を有する調査機関に送付する。
3. 偽造であると結論付けられた証拠の提出者は、証拠の偽造により他の者に損害が発生した場合には、損害賠償をし、裁判所が鑑定意見徴求を決定した場合、鑑定費用を負担しなければならない。

第 104 条 財産査定、財産査定審査

1. 当事者は紛争のある財産の価格を提供し、紛争のある財産の価格について合意する権利を有する。
2. 当事者は財産査定審査を実施し、裁判所に財産査定審査結果を提供する財産査定審査組織の選択について合意する権利を有する。

財産査定審査は財産査定審査に関する法令の規定に従い実施される。

3. 裁判所は、次の事由の一に該当する場合には、財産を査定する決定を発し、査定評議会を設立する。

- a) 一方又は両方の当事者の要求がある場合
 - b) 当事者が財産査定審査組織の選択について合意せず、異なった財産価格を提出する、又は財産価格に合意しない場合
 - c) 国家若しくは第三者に対する義務を免れる目的で、査定を受ける財産の所在地における査定時の市場価格より低価格で当事者が互いに、又は財産査定審査組織と同意する場合、又は財産査定審査時に査定審査組織が法令に違反したと認める根拠がある場合
4. 査定評議会、財産査定評議会の設立手順、手続
- a) 裁判所によって設立される査定評議会は、金融機関の代表者である議長、関連する専門機関の代表者である構成員から構成される。その事件の手続を行った者、この法律第52条に定める者は、評議会に参加することはできない
 査定評議会は、評議会の構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の社級人民委員会の代表者が、査定の立会人として招待される。各当事者は、事前に査定が行われる時間、場所について通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は、査定評議会にある
 - b) 金融機関及び関連する専門機関は、査定評議会の参加者を指名し、彼らが任務を行うための条件を整える責任を有する。査定評議会の構成員として指名された者は、査定に全面的に参加する責任を有する。金融機関、専門機関が査定評議会に参加する者を指名しない場合、裁判所は金融機関及び専門機関が裁判所の要求を履行するよう権限を有する直轄の管理機関に指導を要求する。査定評議会に参加するために指名された者が正当な理由なく参加しない場合には、裁判所は査定評議会への参加を指名した機関の上層部が責任の検証を求め、査定を継続して行うための代替りの者を指名し、裁判所に通知するよう要求する
 - c) 査定は、調書を作成し、その中で、各構成員、当事者が参加した場合にはそれらの者の意見を明確に記載しなければならない。評議会の決定は構成員の過半数の投票が必要である。査定評議会の各構成員、当事者、立会人は調書に署名又は指印する
5. 初回査定の結論が不正確、若しくは民事訴訟事件の解決時点での査定財産の所在地の市場価格に適合しないとする根拠がある場合には、財産の再査定が実施される。

第105条 証拠収集の囑託

- 1. 民事訴訟・非訟事件の解決において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項が定める権限を有する機関に、当事者、証人の陳述聴取、現場検証若しくは財産査定の執行、又は証拠を収集し、民事訴訟・非訟事件の事実関係を確認する他の措置の執行の囑託決定を発することができる。

2. 嘱託決定には、原告、被告の氏名、住所、紛争関係及び証拠収集のための特定された嘱託業務を明記しなければならない。
3. 嘱託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから1カ月以内に特定の任務を遂行し、嘱託決定を発した裁判所に結果を書面で通知する責任を負う。嘱託された任務を実行できない場合には、その理由を明記した書面による通知を嘱託決定を発した裁判所に送付しなければならない。
4. 証拠収集を外国で行わなければならない場合は、裁判所は、権限を有するベトナムの機関又はベトナム社会主義共和国とともに本件に関する国際条約に加盟した外国の権限を有する機関を通じて、嘱託手続を実施する。
5. 本条第3項及び4項に定める嘱託が実施できない、又は嘱託を実施したが結果の回答が得られない場合は、裁判所は民事訴訟・非訟事件記録の既存の証拠を根拠として事件を解決する。

第106条 機関、組織、個人に対する資料、証拠提供要求

1. 当事者は機関、組織、個人に資料、証拠を提供するよう要求する権利を有する。資料、証拠を提供するよう要求するに当たり、当事者は提供が必要な資料、証拠、提供理由、提供が必要な資料、証拠を管理し、保有している個人の氏名、住所又は機関、組織の名称、住所を明記した要求書を作成しなければならない。

機関、組織、個人は、要求を受け取った日から15日の期限内に当事者に資料、証拠を提供する責任を有する。提供できない場合は、理由を明記し、要求した者に文書で回答しなければならない。

2. 当事者が資料、証拠収集のために必要な措置を適用したにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合は、資料、証拠を保有し、管理している機関、組織、個人の自身への提供を要求する決定を裁判所が発するよう提議し、又は民事訴訟・非訟事件の適切な解決を保障する目的で、資料、証拠収集を行うよう裁判所に対し提議することができる。

裁判所に資料、証拠収集を要求する当事者は、証明すべき問題、収集すべき資料及び証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理し、保有している個人の氏名、住所又は機関、組織の名称、住所を明記した要求書を作成しなければならない。

3. 当事者が要求する場合又は必要と思われる場合には、裁判所は資料、証拠を管理、保有している機関、組織、個人に資料、証拠を裁判所に提供する要求決定を発する。

資料、証拠を管理し、保有している機関、組織、個人は、要求を受け取った日から 15 日の期限内に、裁判所の要求に従い、不備なく資料、証拠を提供する責任を負う。期限が過ぎても裁判所の要求に従い、不備なく資料、証拠を提供しない場合は、要求を受けた機関、組織、個人は、その理由を明記し、文書で回答しなければならない。機関、組織、個人が正当な理由なく裁判所の要求を履行しない場合は、その違反の性質、重大性に応じて、法令の規定に従って行政処分を受け、又は刑事責任を追求される可能性がある。機関、組織、個人に対する法令の規定に従った行政処分又は刑事責任の追求は、資料、証拠の裁判所への提供義務を免除される理由にはならない。

4. 検察院が資料、証拠の提供を要求した場合、機関、組織、個人は本条第 3 項の規定に従い、履行する責任を有する

第 107 条 資料、証拠保存

1. 資料、証拠が裁判所に提出されたとき、当該資料、証拠の保存は裁判所が責任を有する。
2. 資料、証拠を裁判所に提出できない場合には、当該資料、証拠の保存は、資料、証拠の保有者が責任を有する。
3. 保存のために資料、証拠を第三者に提出することが必要な場合には、裁判官は決定を発し、保存のための第三者への資料、証拠提出調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならない。法令の規定に従い、資料、証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、資料、証拠保存の責任を負う。
4. 資料、証拠の損壊を厳禁する。

第 108 条 証拠調べ

1. 証拠調べは、客観的、包括的、適切かつ正確でなければならない。
2. 裁判所は証拠を 1 つずつ、かつ証拠間の関連を調べ、各証拠の合法性、関連性、証拠能力を確定しなければならない。

第 109 条 資料、証拠の開示及び使用

1. 本条第 2 項に定める場合を除き、すべての証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。

2. 裁判所は、国家機密、民族の醇風美俗、当事者の正当な要求により、職業上の秘密、企業秘密、個人の秘密又は家庭の秘密に関連する資料、証拠の内容を公開しないが、公開できない資料、証拠について当事者に通知しなければならない。
3. 手続を行う者及び手続参加者は、本条第 2 項の規定に該当する資料、証拠を法令の規定に従い秘匿しなければならない。

第 110 条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある、又は将来収集が困難になる場合には、当事者は証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に提議する権利を有する。当事者の提議は文書で行われなければならない。裁判所は、封印、没収、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む、1 つ又は複数の措置の適用を決定することができる。
2. 証人が証拠を提供しないよう、又は虚偽の証拠を提供するよう騙され、脅迫を受け、強制され、又は買収された場合に、裁判所は証人を騙し、脅迫し、強制し、又は買収した者にその行為を強制的に終了する決定を発する権利を有する。その行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所はその刑事責任の検討を検察院に申立てる。

第 8 章 緊急保全処分

第 111 条 緊急保全処分の適用請求権

1. 事件の解決過程において、当事者、その適法な代理人又はこの法律第 187 条に定める事件を提訴する機関、組織、個人は、受訴裁判所に対し、この法律第 114 条に定める 1 つ又は複数の緊急保全処分を適用して、当事者の緊急な申立てを一時的に解決し、当事者の生命、健康、財産を擁護し、証拠を収集し、証拠を保全し、回復不能の損害を回避するべく証拠の現状を維持し、事件の解決又は判決の執行を保障するよう申立てる権利を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、又は起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急な場合に、権利を有する機関、組織、個人は管轄裁判所に訴状を提出すると同時に、この法律第 114 条が定める緊急保全処分の適用の決定発付を当該裁判所に申立てる権利を有する。
3. 裁判所は、この法律第 135 条が定める場合にのみ職権で緊急保全処分を適用する決定を発する。

第 112 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定権

1. 公判期日開始前の緊急保全処分の適用、変更、取消しは、単独の裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期日中の緊急保全処分の適用、変更、取消しは、審理合議体が検討し、決定する。

第 113 条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任

1. 緊急保全処分の適用を裁判所に申立てる者は、当該申立てに対する法律上の責任を負う。緊急保全処分の適用に関する申立てが不適切になされ、その結果、緊急保全処分が適用された者又は第三者に損害が発生した場合には、その賠償をしなければならない。
2. 裁判所が緊急保全処分を不適切に適用し、その結果、緊急保全処分が適用された者又は第三者に損害が発生した場合には、裁判所は次の事由の一に該当する場合には、損害を賠償しなければならない。
 - a) 裁判所が職権で緊急保全処分を適用した場合
 - b) 裁判所が、機関、組織、個人が申立てた緊急保全処分以外のものを適用した場合
 - c) 裁判所が、機関、組織、個人の申立ての範囲を超えた緊急保全処分を適用した場合
 - d) 裁判所が法令の規定に沿った適切な期日に緊急保全処分を適用しなかった、又は正当な理由なく緊急保全処分を適用しなかった場合
3. 本条第 2 項に定める損害賠償は国家賠償責任法の規定に従い実施される。

第 114 条 緊急保全処分

1. 未成年者、民事行為能力喪失者又は行為の認識及び制御が困難な者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織への引渡し。
2. 扶養義務の一部事前履行強制。
3. 生命、健康への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制。

4. 雇用労働者に対する給与、医療保険、社会保険、失業保険、労働災害又は職業病治療費用、損害賠償、労働災害又は職業病手当の前払い強制。
5. 労働契約の一方的な解消、労働者解雇の決定執行停止。
6. 紛争のある財産の差押え。
7. 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止。
8. 紛争のある財産の現状変更の禁止。
9. 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可。
10. 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結、預託場所の財産凍結。
11. 債務者の財産凍結。
12. 特定の行為の禁止又は強制。
13. 債務者の出国禁止。
14. 家庭内暴力の被害者との接触禁止。
15. 入札締め切り及び入札に関連する活動の一時停止。
16. 事件解決のための航空機、船舶の押収。
17. 法律が定めるその他の緊急保全処分。

第 115 条 未成年者、民事行為能力喪失者又は行為の認識及び制御が困難な者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織への引渡し

未成年者、民事行為能力喪失者又は行為の認識及び制御が困難な者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織への引渡しは、事件の解決が後見人を有しない当該者に関連する場合に適用する。

満 7 歳以上の未成年の引渡しは当該者の要望を検討しなければならない。

第 116 条 扶養義務の一部事前履行強制

扶養義務の一部事前履行強制は、事件の解決が十分に根拠のあると思われる扶養に関する申立てに関連しており、扶養義務の一部を直ちに事前履行しなければ、扶養を受ける権利のある者の健康、生活に影響を与える場合に適用する。

第 117 条 生命、健康への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制

生命、健康への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制は、事件の解決が、生命、健康への侵害に対する損害賠償に関する申立てに関連する場合に適用する。

第 118 条 雇用者の労働者に対する給与、医療保険、社会保険、失業保険、労働災害又は職業病治療費用、損害賠償、労働災害又は職業病手当の前払い強制

雇用者の労働者に対する給与、医療保険、社会保険、失業保険、労働災害又は職業病治療費用、損害賠償、労働災害又は職業病手当の前払い強制は、法令の規定に従った給与、保険料、賠償金、手当、健康の確保に関する労働者の合法的権利及び利益を擁護する為に適用する。

第 119 条 労働契約の一方的な解消、労働者解雇の決定執行停止

労働契約の一方的な解消、労働者解雇の決定執行停止は、事件の解決が労働契約の一方的な解消、労働者の解雇に関連しており、労働に関する法令の規定に従い、雇用者が労働者に対して労働契約の一方的な解消権を行使できない場合、又は懲戒処分できない場合に適用する。

第 120 条 紛争のある財産の差押え

1. 紛争のある財産の差押えは、事件の解決過程において、紛争のある財産の保有者が財産の分散又は損壊行為を行っているという根拠がある場合に適用する。
2. 差押え財産は、裁判所の決定が出されるまで、民事判決執行機関が没収、保存し、又は一方の当事者又は第三者にその管理に関する書面を作成し、引き渡す。

第 121 条 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止

紛争のある財産の財産権譲渡の禁止は、事件の解決過程において紛争のある財産を占有又は保有している者が、当該財産の財産権を他の者に譲渡しているという根拠がある場合に適用する。

第 122 条 紛争のある財産の現状変更の禁止

紛争のある財産の現状変更の禁止は、事件の解決過程において、紛争のある財産を占有又は保有している者が、当該財産を分解、組立、拡大又はその他の行為を行い、財産の現状を改ざんしているという根拠がある場合に適用する。

第 123 条 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可

付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可は、事件の解決過程において、紛争のある財産が、付属農作物又は他の生産物、商品に関連しており、それが収穫時期にあり、又は長期間保存できない場合に適用する。

第 124 条 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結

銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結は、事件の解決過程において、債務者が銀行、その他の信用機関又は国庫に口座を有しており、この措置の適用が事件の解決又は判決執行を保障するために必要である場合に適用する。

第 125 条 預託場所の財産凍結

預託場所の財産凍結は、事件の解決過程において債務者が財産を預託していることを示す根拠があり、かつ事件の解決又は判決執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第 126 条 債務者の財産凍結

債務者の財産凍結は、事件の解決過程において債務者が財産を有していることを示す根拠があり、かつ事件の解決又は判決執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第 127 条 特定の行為の禁止又は強制

特定の行為の禁止又は強制は、事件の解決過程において当事者又はその他の機関、組織、個人による特定の 1 つ又は複数の行為の履行又は不履行が、事件の解決、裁判所が解決する事件に関連する他の者の合法的権利及び利益に影響を与えることを示す根拠がある場合に適用する。

第 128 条 債務者の出国禁止

債務者の出国禁止は、事件の解決が債務者の国家又はその他の機関、組織、個人に対する義務に関連し、及び債務者の出国が事件の解決、国益又はその他の機関、組織、個人の合法的権利及び利益に影響を与えることを示す根拠がある場合、又は判決執行を保証する為に適用する。

第 129 条 家庭内暴力の被害者との接触禁止

家庭内暴力加害者の被害者との接触禁止は、家庭内暴力防止法に定める家庭内暴力の被害者の生命、健康、名誉を擁護するためにこの措置が必要な場合に適用する。

第 130 条 入札締め切り及び入札に関連する活動の一時停止

入札締め切り、ショートリストの承認、落札者、投資家の選定結果の承認、契約締結、契約履行の一時停止は、事件解決過程において法令の規定に従った事件の解決を保証するため、この措置の適用が必要な場合に適用する。

第 131 条 事件解決のための航空機、船舶の押収

1. 民事訴訟事件の提訴者が、航空機を担保財産とする場合の航空機の所有者、債権者であり、又は飛行中の航空機により引き起こされた損害の被害者、航空機に関連する権利及び利益を有する者であり、ベトナム民間航空に関する法令の規定に従い訴えを提起した場合に、解決を保証するために裁判所は航空機の押収緊急保全処分の適用を決定する。
2. 裁判所は次の場合に船舶の押収緊急保全処分の適用を決定する。
 - a) 航海に関する不服申立ての解決を保証するために船舶の押収が申立てられ、申立て人が裁判所における民事訴訟事件を提訴した場合
 - b) 解決中の事件において、財産に関する債務者が船舶の押収緊急保全処分適用時に船主である場合
 - c) 裸用船契約者、定期用船契約者、航海用船契約者又は傭船者が、ベトナム航海法に定める航海に関する不服申立てから発生した民事訴訟事件における財産に関する債務者であり、かつ船舶の押収緊急保全処分適用時に裸用船契約者、定期用船契約者、航海用船契約者、操船者又は船主である場合
 - d) 解決中の紛争が当該船舶の抵当権に基づいて発生した事件の場合
 - dd) 解決中の紛争が当該船舶の所有権又は占有権に関連する事件の場合
3. 航空機、船舶の押収の手順、手続きは、航空機、船舶の押収に関する法令の規定に従い適用

する。

第 132 条 その他の緊急保全処分

この法律第 114 条第 1 項から 16 項に定められた緊急保全処分以外に、裁判所は他の法律が定めるその他の緊急保全処分の適用の申立てを解決する責任を有する。

第 133 条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を申立てる者は、申立て書を作成し、管轄裁判所に送付しなければならない。緊急保全処分適用の申立て書には次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 申立て書作成日
 - b) 緊急保全処分適用の申立て人の氏名、住所、及び電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）
 - c) 緊急保全処分の適用を受ける者の氏名、住所、及び電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）
 - d) 紛争の内容又は自己の合法的権利及び利益を侵害する行為の要約
 - dd) 緊急保全処分適用の申立ての理由
 - e) 適用すべき緊急保全処分及び特定条件
緊急保全処分の適用の申立てに応じて、申立て人は当該緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を裁判所に提供しなければならない
2. この法律第 111 条第 1 項の規定に該当する緊急保全処分の適用の申立ては次のように解決する。
 - a) 裁判所が公判期日開始前に申立て書を受け取った場合、事件解決を任命された裁判官は申立てを検討し、解決しなければならない。申立て人が担保措置を採らなくてもよいときは申立て書を受け取った日から 3 営業日の期限内に、又は申立て人がこの法律第 136 条に定める担保措置を完了したときはその直後に、裁判官は緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。申立てを却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立て人に書面で通知しなければならない
 - b) 審理合議体が公判期日中に緊急保全処分適用の申立て書を受け取った場合は、審理合議体は法廷で検討し、評議し、解決する。承認されれば審理合議体は直ちに、又は申立て人がこの法律第 136 条に定める担保措置を完了した後に、緊急保全処分適用の決定を発する。担保措置の履行は、審理合議体が担保措置の強制履行の決定を発した時点から開始されるが、審理合議体が法廷に入室する前に、申立て人は担保措置の完了の証拠を提出しなければならない。緊急保全処分適用の申立てを却下する場合は、審理合議体は直

ちに法定で通知し、公判期日調書に記載しなければならない

3. この法律第 111 条第 2 項に定める緊急保全処分の適用が申立てられた場合は、訴状及び添付の証拠とともに申立て書を受理後、裁判所長官は直ちに申立て書を受理、解決する裁判官 1 名を指名する。申立て書を受理後 48 時間の期限内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発する。申立てを却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立て人に書面で通知しなければならない。
4. この法律第 114 条第 10 項及び 11 項に定める緊急保全処分を適用する場合は、緊急保全処分の適用を受ける者が履行すべき財産義務と同額の銀行口座又は財産の凍結のみが許可される。

第 134 条 公益、国益又は他の者の合法的権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関、組織、個人による緊急保全処分適用の建議

この法律第 187 条に定める訴えを提起する機関、組織、個人は、建議の理由、適用すべき緊急保全処分、擁護すべき合法的権利及び利益を有する者の氏名及び住所、緊急保全処分の適用が申立てられている者の氏名及び住所、紛争の内容、当事者の合法的権利及び利益の侵害行為の要約及びその建議が十分根拠があり適法であることを証明する証拠を明記して、書面で緊急保全処分の適用を裁判所に建議する。

第 135 条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付

裁判所は、当事者が緊急保全処分の適用を申立てない場合に、職権でこの法律第 114 条第 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項が定める緊急保全処分を適用する決定を発する。

第 136 条 担保措置の強制履行

1. この法律第 114 条第 6 項、7 項、8 項、10 項、11 項、15 項、16 項が定める緊急保全処分の 1 つの適用を裁判所に申立てる者は、銀行、その他の信用機関若しくはその他の機関、組織、個人の財産により保証される保証証書を裁判所に提出し、又は裁判所が定める金額、貴金属、宝石若しくは証券を預託しなければならない。その額は、緊急保全処分の適用を受ける者の利益を擁護し、申立て人による緊急保全処分の適用の申立て権乱用を防ぐために、緊急保全処分の不適切な適用の結果により発生する可能性がある損失、損害額と同額でなければならない。

この法律第 111 条第 2 項が定める場合は、本項が定める担保措置の履行の期限は、申立て書提出後 48 時間を超えてはならない。

2. 預託金、貴金属、宝石又は証券は、緊急保全処分の適用を決定した裁判所の本庁が所在する場所の銀行の凍結口座に、裁判所が定める期限内に預託しなければならない。

担保措置が祝日又は週末に採られたときは、預託金は裁判所で保管する。裁判所は、預託金の引渡し及び受領の手続を実施し、次の営業日に直ちに銀行に当該預託金を預けなければならない。

第 137 条 緊急保全処分の変更、追加適用

適用された緊急保全処分が既に適切でなくなり、変更が必要であると思われる場合又は他の緊急保全処分を追加適用しなければならない場合に、緊急保全処分の変更手続又は他の緊急保全処分の追加適用手続はこの法律第 133 条の規定に従う。

第 138 条 緊急保全処分の適用の取消し

1. 裁判所は、次の事由の一つに該当する場合には、直ちに適用した緊急保全処分を取り消す決定を発する。
 - a) 緊急保全処分の適用を申立てた者が取消しを要請した場合
 - b) 緊急保全処分の適用に関する決定を執行する義務を有する者が、担保として財産を預け、又は他の者が申立て人に対する義務履行を担保する措置を採った場合
 - c) 債務者の民事義務が民法の定めに従って終了した場合
 - d) この法律の規定に従い、事件の解決が中止された場合
 - dd) 緊急保全処分の適用決定がこの法律の規定に従い適切にされなかった場合
 - e) 緊急保全処分の適用の根拠が既がない場合
 - g) 法的効力を有する裁判所の判決、決定により事件が解決された場合
 - h) この法律の規定に従い、裁判所が訴状を返却した場合
2. 緊急保全処分の適用を取り消す場合に、裁判所は取消しを検討し、緊急保全処分の適用を申立てた者にこの法律第 136 条が定める銀行、その他の信用機関若しくはその他の機関、組織、個人の財産により保証される保証証書、担保金、貴金属、宝石又は証券を返却することを決定しなければならない。ただし、この法律第 113 条第 1 項が定める場合を除く。
3. 緊急保全処分の適用取消しの決定発付手続は、この法律第 133 条の規定に従い実施する。法的効力を有する裁判所の判決、決定が既にある場合、緊急保全処分の適用決定を発した裁判所長官により指名された裁判官 1 名が緊急保全処分の適用決定取消しの申立てを解決する。

第 139 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定の効力

1. 緊急保全処分の適用、変更、取消の決定は、直ちに効力を有する。
2. 裁判所は、緊急保全処分の適用、変更、取消に関する決定を発付し、その発付後直ちに、緊急保全処分の申立て人、緊急保全処分の適用を受ける者、関連する機関、組織、個人、権限を有する民事判決執行機関及び同級の検察院に決定を交付し、又は送付しなければならない。

第 140 条 緊急保全処分の適用、変更、取消の有無の決定に対する不服申立て、建議

当事者は、事件を解決する管轄裁判所の長官に対し、当該裁判所の裁判官による緊急保全処分の適用、変更若しくは取消の決定又は当該決定の不発付について、不服を申立てる権利を有し、検察院は建議する権利を有する。不服申立て又は建議する期限は、緊急保全処分の適用、変更、取消の決定又は当該決定の不発付に関する裁判官の回答を受領した日から 3 営業日である。

第 141 条 緊急保全処分の適用、変更、取消の有無の決定に対する不服申立て、建議の解決

1. 裁判所長官は、この法律第 140 条に定める不服申立て及び建議を受領した日から 3 営業日の期限内に検討し、解決しなければならない。
2. 不服申立て、建議の解決に関する裁判所長官の決定は、最終決定であり、この法律第 139 条第 2 項の定めにより直ちに交付し、又は送付しなければならない。
3. 公判期日中、不服申立て又は建議の解決は、審理合議体が管轄する。不服申立て又は建議の解決に関する審理合議体の決定は最終決定である。

第 142 条 緊急保全処分の適用、変更、取消に関する決定の執行

1. 緊急保全処分の適用、変更、取消の決定は、民事判決執行に関する法令の規定に従って執行する。
2. 所有権、使用権が登録された財産に関する緊急保全処分の適用が決定されたとき、当事者は、所有権、使用権の登録を管理する機関に決定の謄本を提出する義務を有する。

第9章 訴訟費用、手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第143条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料

1. 訴訟費用の前金は、第一審訴訟費用の前金及び控訴審の訴訟費用の前金を含む。
2. 訴訟費用は、第一審訴訟費用及び控訴審の訴訟費用を含む。
3. 民事非訴訟事件の解決手数料の前金は、第一審手数料の前金及び控訴審手数料の前金を含む。
4. 手数料は、判決、決定又は裁判所の他の書類の謄本の交付費用、民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て費用、民事非訟事件の解決手数料及び法律が定めるその他の手数料を含む。

第144条 徴収した訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の処理

1. 徴収した訴訟費用及び手数料はすべて、国庫の国家予算に全額期限内に入金しなければならない。
2. 訴訟費用の前金及び手数料の前金は、国庫に開設した保管口座に預託するため権限を有する判決執行機関に納付し、裁判所の決定に従い、判決執行のために引き出す。
3. 訴訟費用の前金又は手数料の前金を納付した者が、訴訟費用、手数料を負担しなければならない場合は、裁判所の判決、決定が法的効力を生じた後直ちに、徴収した前金を国家予算に入金しなければならない。

訴訟費用の前金又は手数料の前金を納付した者が、裁判所の判決、決定に従い、その支払った金額の一部又は全額を返還される場合は、訴訟費用の前金又は手数料の前金を徴収した判決執行機関が返金の手続を実施しなければならない。

4. 民事訴訟・非訟事件の解決が停止した場合は、納付された訴訟費用の前金、手数料の前金は、民事訴訟・非訟事件の解決が再開したときに処理する。

第 145 条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の徴収及び支払制度

訴訟費用の前金、訴訟費用、手数料の前金及び手数料の徴収並びに訴訟費用の前金及び手数料の前金の支払いは法令の規定に従い実施されなければならない。

第 146 条 訴訟費用の前金及び手数料の前金の納付義務

1. 原告、原告に対して反訴を提起した被告及び民事訴訟事件において独立した請求を行った関連する権利及び義務を有する者は、第一審訴訟費用の前金を納付しなければならない。控訴審手続に従い控訴する者は、控訴審訴訟費用の前金を納付しなければならない。ただし、訴訟費用の前金を免除され、又は支払わなくてもよい場合を除く。
2. 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立てをした者は、当該民事非訟事件の解決のための手数料の前金を納付しなければならない。ただし、手数料の前金を免除され、又は納付しなくてもよい場合を除く。

協議離婚、離婚後の子の養育、離婚時の財産分与の合意の承認申立ては、法令の規定に従い、手数料の前金を免除され、又は納付しなくてもよい場合を除き、夫婦は手数料の前金の納付について合意することができる。夫婦が手数料の前金の納付者について合意しない場合は、それぞれが手数料の前金の半額を納付しなければならない。

第 147 条 第一審訴訟費用の負担義務

1. 当事者は、その申立てが裁判所に認容されなかった場合は、第一審訴訟費用を負担しなければならない。ただし、第一審訴訟費用を免除され、又は負担しなくてもよい場合を除く。
2. 当事者が共有財産の自己の持分を自分自身で確定することができず共有財産分割の解決を裁判所に求めた場合、各当事者は、自己が享受する財産の持分の価額に相当する第一審訴訟費用を負担しなければならない。
3. 公判期日開始前に裁判所が和解を行い、当事者が事件の解決について相互に合意に達した場合には、当事者は本条第 1 項及び 2 項が定める第一審訴訟費用の 50 パーセントを負担しなければならない。
4. 離婚事件の原告は、裁判所が申立てを受理するか否かにかかわらず、第一審訴訟費用を負担しなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各当事者は第一審訴訟費用の半額を負担しなければならない。

5. 事件の一方の当事者が第一審訴訟費用を免除されている場合においても、他方の当事者は、本条第1項、2項、3項、4項に従い、自己が負担する第一審訴訟費用を支払わなければならない。
6. 事件の解決が停止した場合は、第一審訴訟費用の負担義務は、本条の規定に従って、事件の解決が再開したときに決定する。

第148条 控訴審訴訟費用の負担義務

1. 控訴された第一審の判決、決定が控訴審裁判所に支持された場合は、控訴した当事者は控訴審訴訟費用を負担しなければならない。ただし、控訴審訴訟費用を免除され、又は負担しなくてもよい場合を除く。
2. 控訴された第一審の判決、決定が控訴審裁判所によって修正された場合は、控訴した当事者は、控訴審訴訟費用を負担しなくてもよい。控訴審裁判所は、この法律第147条の定めに従い、第一審訴訟費用の負担義務を再度確定しなければならない。
3. 控訴審裁判所が第一審手続に従い再審理のために控訴された第一審の判決、決定を破棄した場合は、控訴した当事者は控訴審訴訟費用を負担しなくてもよい。訴訟費用の負担義務は第一審手続による事件の再解決のときに再確定する。

第149条 手数料の負担義務

1. 手数料の負担義務は民事非訟事件の具体的な種類により確定され、法律により規定する。
2. 協議離婚、離婚後の子の養育、離婚時の財産分与の合意の承認申立ては、法令の規定に従い、手数料を免除され、又は負担しなくてもよい場合を除き、夫婦は手数料の負担について合意することができる。

夫婦が手数料の負担者について合意しない場合は、それぞれが手数料の半額を納付しなければならない。

第150条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

国会常務委員会は、料金及び手数料法並びにこの法律の規定に基づき、裁判所の訴訟費用、手数料について、各種の具体的事件に対する裁判所の訴訟費用、手数料の徴収額、裁判所の訴訟費用、手数料の減免又は納付が義務とならない場合、裁判所の訴訟費用、手数料の徴収、納付、管理及び使用制度を具体的に規定する。

第2節 その他の手続費用

第151条 外国への司法嘱託費用の前金、外国への司法嘱託費用

1. 外国への司法嘱託費用の前金とは、証拠の収集、提供、書類、記録、資料の送達、証人、鑑定人の召喚及び民事訴訟・非訟事件の解決に関連する司法共助の要求を行うに当たり、司法嘱託に支払うために裁判所が見積もった総額である。
2. 外国への司法嘱託費用とは、ベトナム法及び司法嘱託を請求された国の法規定に従い、司法嘱託を実施するために支払う正当でかつ必要な総額である。

第152条 外国への司法嘱託費用の前金の納付義務

1. 原告、控訴審手続に従い控訴する者又は事件の他の当事者は、それらの者の請求により外国への司法嘱託が生じる場合は、外国への司法嘱託費用の前金を納付しなければならない。
2. 民事非訟事件の解決を裁判所に申立てる者、控訴審手続に従い控訴する者又は民事非訟事件の他の当事者は、それらの者の請求により外国への司法嘱託が生じる場合は、外国への司法嘱託費用の前金を納付しなければならない。

第153条 外国への司法嘱託費用の負担義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合には、外国への司法嘱託費用の負担義務は次のように定める。

1. 当事者の事件解決の申立てが裁判所に認容されなかった場合は、当事者が外国への司法嘱託費用を負担しなければならない。
2. 共有財産の分割を裁判所に申立てる場合、当該財産の持分を受け取った各人が、受け取った財産額に比例した外国への司法嘱託費用を負担しなければならない。
3. 離婚事件の原告は、裁判所が原告の申立てを認容するか否かにかかわらず、外国への司法嘱託費用を納付しなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各当事者は外国への司法嘱託費用の半額を負担しなければならない。
4. この法律第217条第1項c号及び第299条第1項b号に定める事件の解決が中止した場合

は、原告が外国への司法嘱託費用を負担しなければならない。

この法律第 289 条第 1 項 b 号及び 第 296 条 第 3 項に定める控訴審の解決が中止した場合は、控訴審手続に従い控訴する者が外国への司法嘱託費用を負担しなければならない。

5. この法律に定めるその他の事件の解決が中止した場合は、申立て人が外国への司法嘱託費用を負担しなければならない。

第 154 条 外国への司法嘱託費用前金の処理

1. 司法嘱託費用の前金を納付した者が、司法嘱託費用を負担しなくてよい場合は、裁判所の決定に従い司法嘱託費用を負担しなければならない者が司法嘱託費用の前金を納付した者に返金しなければならない。
2. 司法嘱託費用の前金を納付した者が、司法嘱託費用を負担しなければならず、前納額が実際の司法嘱託費用に満たない場合は、当該者は不足額を納付しなければならない。前納額が実際の司法嘱託費用を超える場合は、裁判所の決定に従い超過分は前納した者に返金する。

第 155 条 現場見分、検証費用の前金、現場見分、検証費用

1. 現場見分、検証費用の前金とは、現場見分、検証を行うために裁判所が見積もった総額である。
2. 現場見分、検証費用とは、法令の規定に基づく現場見分、検証のために支払う正当でかつ必要な総額である。

第 156 条 現場見分、検証費用の前金の納付義務

1. 裁判所に現場見分、検証を申立てる者は裁判所の請求に従い現場見分、検証費用の前金を納付しなければならない。
2. 裁判所が必要と認め、現場見分、検証を決定する場合は、原告、民事非訟事件の解決を申立てる者又は控訴審手続に従い控訴する者が、現場見分、検証費用の前金を納付しなければならない。

第 157 条 現場見分、検証費用の負担義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合には、現場見分、検証費用の

負担義務は次のように定める。

1. 当事者の申立てが裁判所に認容されなかった場合は、当事者は現場見分、検証費用を負担しなければならない。
2. 共有財産の分割を裁判所に申立てる場合、当該財産の持分を受け取った各人が、受け取った財産額に比例して現場見分、検証費用を負担しなければならない。
3. 離婚事件の原告は、裁判所が原告の申立てを認容するか否かにかかわらず、現場見分、検証費用を納付しなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各当事者は現場見分、検証費用の半額を負担しなければならない。
4. この法律第 217 条第 1 項 c 号及び 第 299 条 第 1 項 b 号に定める事件の解決が中止した場合は、原告が現場見分、検証費用を負担しなければならない。

この法律第 289 条第 1 項 b 号及び 第 296 条 第 3 項に定める控訴審の解決が中止した場合は、控訴審手続に従い控訴する者が現場見分、検証費用を負担しなければならない。

5. この法律に定めるその他の事件の解決が中止した場合は、現場見分、検証を申立てた者が現場見分、検証費用を負担しなければならない。

第 158 条 現場見分、検証費用の前金の処理

1. 現場見分、検証費用の前金を納付した者が、現場見分、検証費用を負担しなくてよい場合は、裁判所の決定に従い現場見分、検証費用を負担しなければならない者が現場見分、検証費用の前金を納付した者に返金しなければならない。
2. 現場見分、検証費用の前金を納付した者が、現場見分、検証費用を負担しなければならず、前納額が実際の現場見分、検証費用に満たない場合は、当該者は不足額を納付しなければならない。前納額が実際の現場見分、検証費用を超える場合は、裁判所の決定に従い超過分は前納した者に返金する。

第 159 条 鑑定費用の前金、鑑定費用

1. 鑑定費用の前金とは、裁判所の決定又は当事者の鑑定要求に従い鑑定を実施するために鑑定人が見積もった総額である。
2. 鑑定費用とは、鑑定のために支払う正当でかつ必要な総額であり、法令の規定に基づき鑑定

人が計算する。

第 160 条 鑑定費用の前金の納付義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合には、鑑定費用の前金の納付義務は次のように定める。

1. 裁判所に鑑定意見徴求を請求する者は、鑑定費用の前金を納付しなければならない。

各当事者が同じ物の鑑定意見徴求を裁判所に請求する場合には、各当事者は、鑑定費用の前金の半額を納付しなければならない。

2. 裁判所が必要と認め、鑑定意見徴求を決定する場合は、原告、民事非訟事件の解決を申立てる者又は控訴審手続に従い控訴する者は、鑑定費用の前金を納付しなければならない。
3. 原告、民事非訟事件の解決を申立てる者又は控訴人が裁判所に鑑定意見徴求を請求したが認容されず、任意で組織、個人に鑑定の実施を要求する場合は、鑑定費用の前金の納付は司法鑑定法の規定に従う。

第 161 条 鑑定費用の負担義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合には、鑑定費用の負担義務は、次のように定める。

1. 鑑定結果により鑑定の申立てに根拠がないと証明された場合は、鑑定意見徴求を裁判所に請求した者が鑑定費用を負担しなければならない。鑑定結果により鑑定の申立てに一部のみ根拠があると証明された場合は、根拠がないと証明された申立て分に対し鑑定費用を納付しなければならない。
2. 鑑定結果により鑑定の申立てに根拠があると証明された場合は、事件の他の当事者の鑑定意見徴求の請求を容認しなかった者が鑑定費用を納付しなければならない。鑑定結果により鑑定の申立てに一部のみ根拠があると証明された場合は、鑑定意見徴求の請求を容認しなかった者が根拠があると証明された申立て分に相当する鑑定費用を負担しなければならない。
3. この法律第 217 条第 1 項 c 号及び第 299 条第 1 項 b 号に定める事件の解決が中止した場合は、原告が鑑定費用を負担しなければならない。

この法律第 289 条第 1 項 b 号及び第 296 条第 3 項に定める控訴審の解決が中止した場合は、控

訴審手続に従い控訴する者が鑑定費用を負担しなければならない。

4. この法律第 160 条第 3 項の規定に従い任意で鑑定を要求する者に対し、鑑定結果により鑑定の申立てに根拠があると証明された場合は、敗訴した者が鑑定費用を負担しなければならない。鑑定結果により鑑定の申立てに一部のみ根拠があると証明された場合は、根拠がないと証明された申立て分に対する鑑定費用を納付しなければならない。
5. この法律に定めるその他の事件の解決が中止した場合は、鑑定意見徴求を請求した者が鑑定費用を負担しなければならない。

第 162 条 納付済み鑑定費用前金の処理

1. 鑑定費用の前金を納付した者が、鑑定費用を負担しなくてよい場合は、裁判所の決定に従い鑑定費用を負担しなければならない者が鑑定費用の前金を納付した者に返金しなければならない。
2. 鑑定費用の前金を納付した者が、鑑定費用を負担しなければならず、前納額が実際の鑑定費用に満たない場合は、当該者は不足額を納付しなければならない。前納額が実際の鑑定費用を超える場合は、裁判所の決定に従い超過分は前納した者に返金する。

第 163 条 財産査定費用の前金、財産査定費用

1. 財産査定費用の前金とは、裁判所の決定に従い財産査定を実施するために査定評議会が見積もった総額である。
2. 財産査定費用とは、財産査定のために支払う正当でかつ必要な総額であり、法令の規定に基づき査定評議会が計算する。

第 164 条 財産査定費用の前金の納付義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合には、財産査定費用の前金の納付義務は次のように定める。

1. 財産査定を請求する者は、財産査定費用の前金を納付しなければならない。
2. 当事者が価格に合意できず、財産査定を裁判所に共同で求める場合には、各当事者は財産査定費用の前金の半額を納付しなければならない。複数の当事者である場合には、各当事者は裁判所の決定する価額に基づき財産査定費用の前金を共同で納付しなければならない。

3. この法律第 104 条第 3 項に定める場合には、原告、控訴人が財産査定費用の前金を納付しなければならない。

第 165 条 財産査定費用、査定審査費用の負担義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合には、財産査定費用、査定審査費用の負担義務は、次のように定める。

1. 当事者の申立てが裁判所に認容されなかった場合は、当事者が財産査定費用を負担しなければならない。
2. 共有財産の分割を裁判所に申立てる場合は、当該財産の持分を受け取った各人が、受け取った財産額に比例した財産査定費用を負担しなければならない。
3. 裁判所が、この法律第 104 条第 3 項 第 c 号に定める財産査定の決定を発した場合は、財産査定費用の負担義務は次のように定める。
 - a) 査定結果により裁判所の財産査定の決定に根拠があると証明された場合は、当事者が本条第 1 項に定める財産査定費用を負担しなければならない
 - b) 財産査定結果により裁判所の財産査定の決定に根拠がないと証明された場合は、裁判所が財産査定費用を支払う
4. この法律第 217 条第 1 項 c 号及び第 299 条第 1 項 b 号に定める事件の解決が中止し、査定評議会が既に査定を行った場合は、原告が財産査定費用を負担しなければならない。

この法律第 289 条第 1 項 b 号及び第 296 条第 3 項に定める控訴審の解決が中止し、査定評議会が既に査定を行った場合は、控訴審手続に従い控訴する者が財産査定費用を負担しなければならない。

5. この法律に定めるその他の事件の解決が中止し、査定評議会が既に査定を行った場合は、財産査定を申立てた者が財産査定費用を負担しなければならない。
6. 当事者の財産査定審査費用の負担義務は、本条第 1 項、2 項、4 項、5 項 に定める財産査定費用の負担義務と同じである。

第 166 条 財産査定費用前金の処理

1. 財産査定費用の前金を納付した者が、査定費用を負担しなくてよい場合は、裁判所の決定に従い査定費用を負担しなければならない者が査定費用の前金を納付した者に返金しなければならない。
2. 査定費用の前金を納付した者が、査定費用を負担しなければならず、前納額が実際の査定費用に満たない場合は、当該者は不足額を納付しなければならない。前納額が実際の査定費用を超える場合は、超過分は前納した者に返金する。

第 167 条 証人費用

1. 当事者が、正当でかつ実際の証人費用を負担する。
2. 証人の証言が真実であるが当該証人の召喚を要請した者の要求に反する場合は、証人の召喚を要請した者が証人費用を負担しなければならない。証人の証言が真実であり、当該証人の召喚を要請した者の要求に適合している場合は、その費用は証人の召喚を要請した者と独立した請求をしている当事者が負担しなければならない。

第 168 条 通訳費用及び弁護士費用

1. 通訳費用とは、民事訴訟・非訟事件の解決過程において通訳人に支払う総額であり、当事者と通訳人が合意した額又は法令が定める額である。
2. 弁護士費用とは、弁護士に支払う総額であり、当事者と弁護士が弁護士営業組織規定の範囲内で、かつ法令に従って合意した額である。
3. 通訳費用又は弁護士費用は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、当該通訳人又は弁護士を求めた者が負担する。
4. 裁判所が通訳を求めた場合は、通訳費用は裁判所が支払う。

第 169 条 手続費用の具体的規定

この法律の規定に基づき、事件の解決過程における外国への司法嘱託費用、現場見分、検証費用、鑑定費用、財産査定費用、証人費用、通訳費用、別段法律で定める手続費用及び手続費用の減免に関して、国会常任委員会が具体的に定める。

第10章 手続書類の交付、送達、通知

第170条 手続書類の交付、送達、通知義務

裁判所、検察院及び判決執行機関は、この法律及び関連する法令の規定に従って、当事者、手続その他の参加者及び関連する機関、組織、個人に手続書類を交付し、送達し、又は通知する。

第171条 交付、送達、通知すべき手続書類

1. 民事手続の通知、通告書、召喚状、案内状。
2. 裁判所の判決、決定。
3. 検察院の異議申立て決定、民事判決執行機関の文書。
4. 法令が定めるその他の手続書類。

第172条 手続書類の交付、送達、通知を行う者

手続書類の交付、送達、通知は、次の者が行う。

1. 手続書類の交付、送達、通知を課された手続を行う者又は手続書類発行機関の者。
2. 民事手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会、又は裁判所が請求する場合は民事手続の参加者が就業する場所の機関若しくは組織。
3. 当事者、その代理人又はこの法律に定める場合の当事者の合法的権利及び利益の弁護人。
4. 郵便サービス組織の職員。
5. 送達の職務を担う者。
6. 法令が定めるその他の者。

第173条 手続書類の交付、送達、通知方法

手続書類の交付、送達、通知は、次の方法で行われる。

1. 交付、送達、通知は、直接に郵便で、又は交付、送達、通知を授権された第三者が行う。
2. 当事者又は手続のその他の参加者の要求により、電子取引に関する法令の規定に適合した電子方式で交付、送達、通知を行う。
3. 公示。
4. マスメディアで公表。
5. この法律第 38 章の規定に従ったその他の方法で交付、送達、通知を行う。

第 174 条 手続書類の交付、送達、通知の効力

1. この法律の規定に従って行われた手続書類の交付、送達、通知は、有効とみなす。
2. 手続書類の交付、送達、通知の義務を負う者はこの法律の規定に従わなければならない。

適式に交付し、送達し、通知した手続書類の執行義務を負う者はそれらを厳正に執行しなければならない。

第 175 条 手続書類の交付、送達、通知の手続

1. 手続書類の交付、送達、通知を行う者は、関連手続書類を交付、送達、通知する対象の者に直接手渡さなければならない。交付、送達、通知する対象の者は、手続書類の交付及び受領を記載する記録又は記録簿に署名しなければならない。手続期限の起算日は、対象の者が手続書類の交付、送達、通知を受けた日とする。
2. 郵便で手続書類を交付、送達、通知する場合は、書留で行い、かつ手続書類の受取人の認証がなければならない。

認証を受けた書類は、裁判所に返送されなければならない。

手続期限の起算日は、郵便サービス組織が届け、対象の者が手続書類の受領を認証をした日とする。

第 176 条 電子方式による交付、送達、通知手続

電子方式による交付、送達、通知は電子取引に関する法令の規定に従う。

最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

第 177 条 個人への直接交付、送達、通知手続

1. 手続書類は、当事者が要求する方法に従い当事者が裁判所に送付した住所宛に、又は当事者間で合意し、裁判所に連絡先として申請した住所宛に交付、送達、通知される。
2. 手続書類を交付、送達、通知する対象の者が個人であるときは、手続書類は直接その者に手渡さなければならない。当事者はこの法律第 175 条第 1 項の規定に従い受領の署名をしなければならない。
3. 手続書類を交付、送達、通知する対象の者が、新しい居住地に転居し、裁判所に居住地の変更を通知した場合は、手続書類はその新しい居住地の住所に交付、送達、通知しなければならない。当事者はこの法律第 175 条第 1 項の規定に従い受領の署名又は指印しなければならない。当事者が居住地の住所変更及び新しい居住地の住所を裁判所に通知しない場合は、裁判所はこの法律第 179 条及び 180 条の規定に従う。
4. 手続書類を交付、送達、通知する対象の者が手続書類の受領を拒否する場合は、交付、送達、通知を行う者は、記録書を作成し、拒否理由を明記し、当該者が手続書類の受領を拒否したことに関する町内会の代表者又は社、地区、町公安の認証を受けなければならない。記録書は事件記録に保管しなければならない。
5. 手続書類を交付、送達、通知する対象の者が不在の場合には、交付、送達、通知を行う者は、記録書を作成し、完全な民事行為能力を有し、その者とともに住んでいる親族、又は町内会の代表者、村長若しくは部落長に手渡し、受領の署名又は指印を受け、かつその対象者に手渡すことを誓約するよう要求しなければならない。記録書は事件記録に保管しなければならない。

手続書類を交付、送達、通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は新しい居住地の住所が分からない場合には、交付、送達、通知を行う者は交付、送達、通知不能に関する記録書を作成し、町内会の代表者又は社、地区、町公安の認証を受ける。同時にこの法律第 179 条の規定に従い送達すべき手続書類の公示手続を実施する。記録書は事件記録に保管しなければならない。

第 178 条 機関、組織への直接交付、送達、通知手続

1. 手続書類を交付、送達、通知する対象の者が機関又は組織である場合は、手続書類はその法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接手渡さなければならない。その者は受領の署名をしなければならない。手続書類を交付、送達、通知する対象の機関又は組織が手続に参加する代理人を有し、又は手続書類を受領する代理人を指名する場合は、当該者がその受領の署名をする。受領署名日が交付、送達、通知日とみなされる。
2. 手続書類を交付、送達、通知する対象の者が受領拒否又は不在の場合はこの法律第 177 条第 4 項及び 5 項の規定に従う。

第 179 条 公示手続

1. 手続書類の公示は、この法律第 177 条及び 178 条に定める手続書類の直接交付、送達、通知ができない場合に実施する。
2. 手続書類の公示は、裁判所が直接に、又は裁判所の授権により手続書類を送達する職務を担う者、又は当事者が居住する若しくは機関、組織の本店が所在する場所の社級人民委員会が、次の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の本庁及び手続書類を交付、送達、通知する対象の個人が居住する若しくは最後に居住した場所、又は機関、組織の本店が所在する若しくは最後に所在した場所の社級人民委員会の本庁に手続書類の原本を掲示する
 - b) 手続書類を交付、送達、通知する対象の個人が居住する若しくは最後に居住した場所、又は機関、組織の本店が所在する若しくは最後に所在した場所にその謄本を掲示する
 - c) 公示日を明記した公示手続に関する記録書を作成する
3. 手続書類の公示期限は、掲示日から 15 日間である。

第 180 条 マスメディアでの公表手続

1. マスメディアでの公表は、法令が定める場合又は公示により手続書類を交付、送達、通知する対象の者が手続書類に関する情報を得ることが保障されないと信ずる根拠がある場合に実施される。
2. マスメディアでの公表は、他の当事者が請求した場合に実施することができる。この場合、マスメディアでの公表費用は、公表を請求した当事者が負担する。

3. マスメディアでの公表は、裁判所の電子ポータルサイト及び中央の日刊紙のいずれか 1 紙に 3 回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で 3 日間連続して 3 回放送する。

第 181 条 手続書類の交付、送達、通知の結果通知

手続書類の交付、送達、通知を行う者が、裁判所、手続書類発行機関又はその幹部でない場合は、当該者は、手続書類の交付、送達、通知の結果を裁判所又は手続書類発行機関に通知しなければならない。

第 11 章 手続期限

第 182 条 手続期限

1. 手続期限とは、手続を行う者、手続の参加者又は関連する機関、組織、個人が、この法律の定める手続上の行為を遂行する起点と終点で確定される時間の期限である。
2. 手続期限は、時間、日、週、月、年、又は起こり得る出来事で確定することができる。

第 183 条 民法の期限に関する規定の適用

この法律の手続期限計算方法、手続期限の規定、手続期限の始期及び終期は、民法の対応する規定に従う。

第 184 条 提訴時効、民事非訟事件解決の申立て時効

1. 提訴時効、民事非訟事件解決の申立て時効は、民法の規定に従う。
2. 裁判所は当事者の一方又は両方の時効適用要求があり、かつその要求が第一審裁判所が事件解決の判決、決定を発する前になされた場合にのみ時効に関する規定を適用する。

時効の適用により利益を享受する者は時効の適用の拒否権を有する。ただし、義務を免れる目的で拒否する場合を除く。

第 185 条 時効に関する民法の規定の適用

時効に関する民法の規定は、民事手続に適用する。

第2部
第一審裁判所の事件解決手続

第12章
事件の提訴及び受理

第186条 提訴権

機関、組織、個人は、自分自身で又はその適法な代理人を通じて（以下まとめて「訴訟人」という）、自己の合法的権利及び利益の擁護を求めるため、管轄裁判所に事件を提訴する権限を有する。

第187条 他の者の合法的権利及び利益、公益、国益の擁護のために民事訴訟事件を提訴する権利

1. 家族に関する国家管理機関、児童に関する国家管理機関及びベトナム女性連合は、婚姻・家族法の規定に従い、それぞれの任務及び権限の範囲内において婚姻・家族事件を提訴する権利を有する。
2. 労働集団の代表組織は、労働者集団の合法的権利及び利益を擁護することが必要な場合、又は法令の規定に従い労働者が権限を与えた場合には、労働事件を提訴する権利を有する。
3. 消費者の権利保護に関わる社会組織は、消費者権利保護法の規定に従い、消費者の権利を擁護するために消費者の代理として、又は公益のために自ら提訴する権利を有する。
4. 機関及び組織は、それぞれの所管する領域において又は法令の規定に従い公益、国益の擁護を裁判所に求めるために、それぞれの任務及び権限の範囲内において民事訴訟事件を提訴する権利を有する。
5. 個人は婚姻・家族法の規定に従い、他の者の合法的権利及び利益を擁護するため婚姻・家族に関する事件を提訴する権利を有する。

第188条 提訴範囲

1. 単一の機関、組織、個人は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一又は複数の機関、組織、個人に対し、訴えを提起することができる。
2. 複数の機関、組織、個人は共同して、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連す

る法律関係に関し、他の単一の機関、組織、個人に対し、訴えを提起することができる。

3. この法律第 187 条が定める機関、組織、個人は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一又は複数の機関、組織、個人に対し、訴えを提起することができる。

第 189 条 訴状の形式及び内容

1. 訴えを提起する機関、組織、個人は、その訴状を作成しなければならない。
2. 個人の訴状の作成は次のとおり実施される。
 - a) 完全な民事手続行為能力を有する個人は、自分自身で又は他の者に依頼し、事件の訴状を作成することができる。訴状の訴訟人の名前、居住地の住所の項目は、その個人の氏名、居住地の住所を記載し、その個人が末尾に署名又は指印をしなければならない
 - b) 未成年者、民事行為能力喪失者又は行為の認識及び制御が困難な者である個人は、その適法な代理人が自分自身で又は他の者に依頼し、事件の訴状を作成することができる。訴状の訴訟人の名前、居住地の住所の項目は、その適法な代理人の氏名、居住地の住所を記載し、その適法な代理人が末尾に署名又は指印をしなければならない
 - c) 本項 a 号及び b 号の規定に該当する個人が識字不能者、視覚障害者、自分自身で訴状の作成が不可能又は署名若しくは指印が不可能な者の場合、他の者に依頼し、訴状を作成し、かつ完全な民事手続能力を有する者を証人としなければならない。証人は訴状に確認のための署名をしなければならない
3. 機関、組織が訴訟人の場合、その機関、組織の適法な代理人は自分自身で又は他の者に依頼し、事件の訴状を作成することができる。訴状の訴訟人の名前、居住地の住所の項目は、当該機関、組織の名称、住所、及びその適法な代理人の氏名、役職を記載し、その適法な代理人は末尾に署名し、かつ当該機関、組織が押印しなければならない。提訴した組織が企業である場合、印章の使用は企業法の定めによる。
4. 訴状は次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 訴状の作成日
 - b) 受訴裁判所の名称
 - c) 訴訟人が個人の場合はその名前及び居住地又は就業地、訴訟人が機関、組織の場合はその名称及び本店所在地、並びに電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）。裁判所が連絡先とする住所について当事者間の合意がある場合は、当該住所を明記する
 - d) 擁護すべき権利及び利益を有する者が個人の場合はその名前及び居住地又は就業地、擁

護すべき権利及び利益を有する者が機関、組織の場合はその名称及び本店所在地、並びに電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）

- dd) 被告が個人の場合はその名前及び居住地又は就業地、被告が機関、組織の場合はその名称及び本店所在地、並びに電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）。被告の居住地、就業地又は本店所在地が不明な場合は、被告が最後に居住、就業又は所在した場所の住所を明記する
- e) 関連する権利及び義務を有する者が個人の場合はその名前及び居住地又は就業地、関連する権利及び義務を有する者が機関、組織の場合はその名称及び本店所在地、並びに電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）

関連する権利及び義務を有する者の居住地、就業地又は本店所在地が不明な場合は、当該者が最後に居住、就業又は所在した場所の住所を明記する

- g) 訴訟人の侵害された合法的権利及び利益。被告及び関連する権利、義務を有する者に対して、裁判所による解決を申立てる具体的な事項
- h) 証人（あれば）の氏名及び住所
- i) 訴状に添付する資料及び証拠リスト

5. 訴状には、訴訟人の合法的権利及び利益が侵害されたことを証明する資料、証拠を添付しなければならない。客観的な理由により訴訟人が訴状に添付する資料、証拠を適切に提出できない場合は、訴訟人の合法的権利及び利益が侵害されたことを証明する既存の資料、証拠を提出しなければならない。事件の解決過程で、裁判所の要求に応じてその他の資料、証拠を補足し、又は追加提出する。

第 190 条 訴状の裁判所への送付

1. 訴訟人は、次の方法で訴状に既存の資料、証拠を添付し事件解決の管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 郵便で裁判所に送付
 - c) 裁判所の電子ポータルサイトの電子形式でオンライン送信（あれば）
2. 訴えの提起日は、当事者が訴状を裁判所に提出した日又は送付元の郵便サービス組織の消印日である。

送付元の郵便消印日が確認できない場合は、訴えの提起日は当事者が郵便サービス組織で訴状を送付した日とする。当事者は郵便サービス組織で訴状を送付した日を証明しなければならない。当事者がそれを証明できない場合は、訴えの提起日は裁判所が郵便サービス組織が届けた訴状を受領した日とする。

3. 訴訟人がオンライン送信で訴状を送付する場合は、訴えの提起日はその送付日とする。
4. この法律第 41 条の規定に従い他の裁判所へ事件を移送する場合は、管轄に属しないにもかかわらず受理した裁判所に訴状が送付された日で、かつ本条第 2 項及び 3 項の規定により確定される日である。
5. 最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

第 191 条 訴状の受領及び処理手続

1. 裁判所は訴訟人が直接に、又は郵便で送付した訴状を訴状受領部門を介して受け取り、それを訴状登録簿に記載しなければならない。オンラインで送信された訴状を受領した場合は、裁判所は、書面を印刷し、訴状登録簿に記載しなければならない。

訴状を直接受領した場合は、裁判所は直ちに訴状の受領確認書を訴訟人に交付する責任を有する。郵便で訴状を受領した場合は、訴状を受領した日から 2 営業日の期限内に、裁判所は訴訟人に訴状受領通知を送付しなければならない。オンライン送信で訴状を受領した場合は、裁判所は直ちに裁判所の電子ポータルサイト（あれば）を介して訴訟人に訴状受領を通知しなければならない。

2. 訴状を受領した日から 3 営業日の期限内に、裁判所長官は訴状を検討する裁判官を 1 名指名する。
3. 指名された日から 5 営業日の期限内に、裁判官は訴状を検討し、次の決定の一つを発付しなければならない。
 - a) 訴状の補正、補足の請求
 - b) 通常手続に従い、又は事件がこの法律第 317 条第 1 項に定める簡易手続により解決する条件を満たす場合は、簡易手続に従い事件受理手続を進める
 - c) 事件が他の裁判所の管轄権に属する場合は、管轄の裁判所に訴状を移送し、訴訟人にその旨を通知する
 - d) 事件が裁判所の管轄下でない場合は、訴状を訴訟人に返却する
4. 本条第 3 項に定める裁判官の訴状処理の結果は訴状登録簿に記入し、裁判所の電子ポータルサイト（あれば）を介して訴訟人に通知しなければならない。

第 192 条 訴状の返却、訴状返却の効果

1. 裁判官は、次の場合に訴状を返却する。

- a) 訴訟人がこの法律第 186 条及び 187 条の規定に従い訴えを提起する権利を有していない、又は完全な民事手続行為能力を有していない場合
- b) 法令の規定に従い訴えを提起する十分な条件が揃っていない場合。
訴えを提起する十分な条件が揃っていない場合とは、法令に訴えを提起する条件に関して規定があるが、訴訟人が裁判所に訴えを提起するに当たりその条件のいずれかが不足している場合である
- c) 事件が法的効力を有する裁判所の判決、決定又は権限を有する国家機関の効力を有する決定により既に解決されている場合。ただし、離婚、子の養育の変更、扶養程度若しくは損害賠償程度の変更、財産管理人、遺産管理人若しくは後見人の変更、又は財産の返還、賃貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、賃貸用、無償貸与用、住宅用の土地使用権の返還に関する申立てで、裁判所が認容せず却下し、かつ法令の規定に従い再提訴が認められる事件を除く
- d) 訴訟人が訴訟費用の前金の納付を免除され若しくは納付しなくてもよい場合又は客観的な障害若しくは不可抗力がある場合を除き、この法律第 195 条 2 項に定める期限を過ぎても、訴訟人が、裁判所に対して訴訟費用の前納領収書を提出しない場合
- dd) 事件が裁判所の管轄でない場合
- e) 訴訟人がこの法律第 193 条第 2 項に定める裁判官の請求に従い訴状を補正、補足しない場合
訴訟人が適正に訴状を記載し、被告及び関連する権利、義務を有する者の居住地の住所を正しく記載したが、それらの者は安定した居住地がなく、居住地、所在地を頻繁に変更し、居住に関する法令の規定に従い権限を有する機関若しくは権限を有する者に新しい住所を通知せず、住所を隠し、訴訟人に対する義務を免れる目的で訴訟人に知らせない場合は、裁判官は訴状を返却せず、故意に住所を隠す被告及び関連する権利、義務を有する者を特定し、一般手続に従い受理、解決を進める
訴状の記載が不十分、具体的でない、又は被告及び関連する権利、義務を有する者の氏名、住所が不正確であるにもかかわらず、訴訟人が裁判官の請求に従い補正、補足しない場合は、裁判官は訴状を返却する
- g) 訴訟人が訴状を取り下げた場合

2. 訴状及び添付資料、証拠を訴訟人に返却するときは、裁判官は訴状を返却する理由を明記した文書を含んでいなければならない、同時に同級の検察院に送付しなければならない。裁判官が訴訟人に返却する訴状及び添付資料、証拠は、要求により不服申立て及び建議の解決の基礎とするため複写し、裁判所に保管しなければならない。

3. 当事者は、次の場合に再び訴状を提出する権利を有する。
 - a) 訴訟人が完全な民事手続行為能力を有していた場合
 - b) 離婚、子の養育の変更、扶養程度若しくは損害賠償程度の変更、財産管理人、遺産管理人若しくは後見人の変更、又は財産の返還、賃貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、賃貸用、無償貸与用、住宅用の土地所有権の返還に関する申立てで、以前に裁判所が認容せず、かつ法令の規定に従い再提訴が認められる事件
 - c) 提訴の条件を満たしていた場合
 - d) 法令の規定に従ったその他の場合
4. 最高人民裁判所は本条第1項及び3項の施行を指導する。

第193条 訴状補正、補足の請求

1. 訴状がこの法律第189条第4項に定める内容を十分に含んでいない場合は、裁判官は、裁判官が定める期限内に訴状を補正、補足するよう訴訟人に補正、補足が必要な事項を明記した文書で通知するが、その期限は1カ月を超えてはならない。特別な場合に、裁判官はこの期限を延長できるが、延長期間は15日を超えてはならない。通知文書は訴訟人に直接手渡し、オンライン送信、又は郵便で送付し、確認のために訴状登録簿に記入しなければならない。訴状の補正、補足の期限は、提訴時効に含まない。
2. 訴訟人がこの法律第189条第4項の定めに従って、その訴状を厳正に補正し、補足した場合は、裁判官は事件の受理を継続する。訴訟人が裁判官の請求に従ってその訴状を補正し、補足しなかった場合は、裁判官は訴状及び添付資料、証拠を訴訟人に返却する。

第194条 訴状返却に対する不服申立て、建議及びその解決

1. 訴状の返却書類を受領した日から10日の期限内に、訴状を返却した裁判所に対し訴訟人は不服申立てをする権利を、検察院は建議をする権利を有する。
2. 訴状の返却に関する不服申立て、建議を受け取った後直ちに、裁判所の長官は、不服申立て、建議を検討し、解決する別の裁判官を指名しなければならない。
3. 指名された日から5営業日の期限内に、裁判官は不服申立て、建議の検討、解決のための会議期日を開かなければならない。不服申立て、建議の検討、解決のための会議期日は、同級検察院の代表者及び不服申立てをした当事者が参加する。当事者が欠席の場合も裁判官は会議期日を実施する。

4. 訴状の返却に関連する資料、証拠、並びに会議期日における検察院の代表者及び不服申立てをした当事者の意見に基づき、裁判官は次の決定の一つを発しなければならない。
 - a) 訴状返却を支持し、当事者及び同級の検察院に通知する
 - b) 事件を受理するために、訴状及び添付資料、証拠を再度受け取る

5. 裁判官の訴状返却に関する不服申立て、建議に対する回答の決定を受け取った日から 10 日の期限内に、直近上級裁判所の長官に対して検討、解決するよう、訴訟人は不服申立てをする権利を、検察院は建議をする権利をそれぞれ有する。

6. 訴状返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から 10 日の期限内に、直近上級裁判所の長官は、次の決定の一つを発しなければならない。
 - a) 訴状返却を支持する
 - b) 事件を受理するために訴状及び添付資料、証拠を再度受け取るよう第一審裁判所に要求する
直近上級裁判所長官の不服申立て、建議の解決決定は、効力を有し、直ちに、訴訟人、同級の検察院、建議をした検察院及び訴状の返却決定を発した裁判所に送付される

7. 本条第 6 項に定める直近上級裁判所長官の不服申立て、建議の解決決定が法令に違反すると信ずる根拠がある場合は、決定を受け取った日から 10 日の期限内に、省級人民裁判所の長官の決定に対する不服申立て、建議を高級人民裁判所の長官に対して、又は高級人民裁判所の長官の決定に対する不服申立て、建議を最高人民裁判所の長官に対して訴訟人は不服申立てをする権利を、検察院は建議をする権利をそれぞれ有する。

裁判所長官は、訴訟人の不服申立て、又は検察院の建議を受け取った日から 10 日の期限内に解決しなければならず、この決定は最終決定である。

第 195 条 事件の受理

1. 訴状及び添付資料、証拠を受け取った後、事件が裁判所の管轄下にあると考える場合で、訴訟人が訴訟費用の前金を納付しなければならない場合には、裁判官は訴訟人が裁判所に出頭し、訴訟費用の前金を納付する手続を実施できるよう、直ちに訴訟人に通知しなければならない。

2. 裁判官は、訴訟費用の前納額を見積もり、それを通知に記載し、訴訟費用の前金納付のため訴訟人に通知を手渡す。訴訟人は、訴訟費用の前金納付に関する裁判所の通知を受け取った日から 7 日の期限内に訴訟費用の前金を納付し、その領収書を裁判所に提出しなければならない。

ない。

3. 裁判官は、訴訟人が訴訟費用の前納領収書を裁判所に提出したときに事件を受理する。
4. 訴訟人が訴訟費用の前金の納付を免除され、又は納付しなくてもよい場合は、裁判官は訴状及び添付資料、証拠を受け取ったときに事件を受理しなければならない。

第 196 条 事件の受理に関する通知

1. 事件を受理した日から 3 営業日の期限内に、裁判官は原告、被告、事件の解決に関連する権利及び義務を有する機関、組織、個人及び同級の検察院に、事件の受理に関して書面で通知をしなければならない。

消費者が訴えを提起した事件に対して、裁判所は、事件を受理した日から 3 営業日の期限内に、事件の受理に関する情報を裁判所の本庁に公示しなければならない。

2. 通知文書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 通知文書の作成日
 - b) 受訴裁判所の名称及び住所
 - c) 訴訟人の名前、住所、及び電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）
 - d) 訴訟人が裁判所による解決を求める具体的な事項
 - dd) 通常手続又は簡易手続に従い受理された事件
 - e) 訴訟人が訴状とともに提出した資料及び証拠の一覧
 - g) 被告及び関連する権利、義務を有する者が訴訟人の申立て及び添付資料、証拠に対する意見書、又は反訴若しくは独立した請求（あれば）を裁判所に提出しなければならない期限
 - h) 被告及び関連する権利、義務を有する者が提訴要求に対する意見書を裁判所に提出しない場合の法的効果
3. 原告が資料、証拠の送付における裁判所の補助に関する要求書を裁判所に提出した場合、事件受理に関する通知に付随して、裁判所は原告が提供した資料、証拠の謄本を被告並びに関連する権利及び義務を有する者に送付する。

第 197 条 事件を解決する裁判官の指名

1. **事件受理を任命された裁判官の事件受審報告に基づき、裁判所長官は、公平性、客観性**

、無作為性の原則を保証し、事件を解決する裁判官の指名を決定する。

2.

事件を受理した日から3営業日の期限内に、裁判所長官は、事件を解決する裁判官の指名を決定する。

複雑な事件で、解決に時間がかかる可能性がある場合は、裁判所長官はこの法律に定める期限通りに審理するために補充の裁判官を指名する。

3. 事件の解決過程において、指名された裁判官が課された任務を継続できない場合は、裁判所の長官が、その任務の継続のために別の裁判官を指名する。審理中であるにもかかわらず補充の裁判官がない場合は、事件は最初から再審理され、裁判所はその旨を当事者及び同級の検察院に通知しなければならない。

第 198 条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限

1. 事件記録の作成はこの法律第 204 条に従う。
2. 当事者に資料及び証拠を裁判所に提出することを求める。
3. この法律第 97 条第 2 項及び 3 項に定める証拠の確認、収集を行う。

第 199 条 通知を受け取るときの被告及び関連する権利、義務を有する者の権利、義務

1. 被告及び関連する権利、義務を有する者は、通知を受け取った日から 15 日の期限内に、原告の申立て及び添付資料、証拠に対する意見書、又は反訴若しくは独立した請求（あれば）を裁判所に提出しなければならない。

期限の延長が必要な場合は、被告及び関連する権利、義務を有する者は、その理由を明記した延期要請状を裁判所に送付しなければならない。延長要請に十分根拠がある場合は、裁判所は延長しなければならないが、15 日を超えてはならない。

2. 被告及び関連する権利、義務を有する者は、訴状、添付資料及び証拠を閲覧し、筆写し、複写する許可を裁判所に求める権利を有する。ただし、この法律第 109 条第 2 項に定める資料、証拠は除く。

第 200 条 被告の反訴を提起する権利

1. 被告は、原告の申立てに対する意見書を裁判所に提出する義務とともに、原告、独立した請求のある関連する権利及び義務を有する者に対する反訴を提起する権利を有する。
2. 原告、独立した請求のある関連する権利及び義務を有する者に対する被告の反訴は、次の事由の一に該当する場合に受理される。
 - a) 原告、独立した請求のある関連する権利及び義務を有する者の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合
 - b) 反訴が受理された場合に、原告、独立した請求のある関連する権利及び義務を有する者の請求の一部又は全部の認容を破棄することができる場合
 - c) 原告、独立した請求のある関連する権利及び義務を有する者の請求と反訴との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で解決された場合に、事件の解決がより正確かつ迅速である場合
3. 被告は、証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日が開かれるまで反訴を提起する権利を有する。

第 201 条 関連する権利及び義務を有する者の独立した請求をする権利

1. 関連する権利及び義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は、次の条件が満たされたときに、その者は独立した請求をする権利を有する。
 - a) 事件の解決が、その者の権利及び義務に関連している場合
 - b) その者の独立した請求が、解決中の事件に関連している場合
 - c) その者の独立した請求が同一事件で解決された場合に、当該事件の解決がより正確かつ迅速である場合
2. 関連する権利及び義務を有する者は、証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日が開かれるまで独立した請求をする権利を有する。

第 202 条 反訴又は独立した請求の提訴手続

反訴又は独立した請求の提訴手続は、原告による訴え提起の手続に関するこの法律の規定に従う。

第 13 章 和解及び公判準備

第 203 条 公判準備期限

1. 簡易手続により審理される事件又は外国要素を含む事件を除き各種の事件の公判準備期限は、次のように定める。

- a) この法律第 26 条及び 28 条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して 4 カ月である
- b) この法律第 30 条及び 32 条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して 2 カ月である

複雑な事件について、不可抗力又は客観的な障害がある場合に、裁判所の長官は公判準備期限を延長する決定をできるが、本項 a 号に定める事件については 2 カ月を超えて、本項 b 号に定める事件については 1 カ月を超えて延長してはならない。

事件の解決の停止を決定する場合は、公判準備期限は裁判所の事件解決の再開決定が効力を有する日から再び起算する。

2. 公判準備段階において、裁判官は次の任務及び権限を実施する。

- a) この法律第 198 条に定める事件記録の作成
- b) 当事者、手続のその他の参加者の資格の確定
- c) 当事者間の紛争関係及び適用されるべき法令の確定
- d) 事件の客観的事実関係の明確化
- dd) この法律の規定に従った証拠の確認及び収集
- e) 緊急保全処分の適用
- g) 簡易手続により解決する事件を除き、この法律の規定に従った証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日を開く
- h) この法律に定めるその他の任務及び権限の実施

3. 本条第 1 項に定める公判準備期限内に、裁判官は状況に応じて、次の決定の一つを発する。

- a) 当事者間の合意を承認する
- b) 民事訴訟事件の解決を停止する
- c) 民事訴訟事件の解決を中止する
- d) 事件の公判を行う

4. 事件の公判を行う決定を発した日から1カ月以内に、裁判所は公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は2カ月である。

第204条 民事訴訟事件記録の作成

1. 民事訴訟事件記録は、当事者及び手続のその他の参加者の申立て書、すべての資料、証拠、裁判所が収集した事件に関連する資料、証拠、民事訴訟事件の解決に関する裁判所及び検察院の手続書類を含む。
2. 民事訴訟事件記録の書類、資料は整理番号を付し、日付順に整理する。日付の古い書類、資料は下に、新しい書類、資料は上にして、法令の規定に従い管理、保管、使用しなければならない。

第205条 和解実施の原則

1. 裁判所は、事件の第一審の準備期間中に、当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行う。ただし、この法律第206条及び207条の定めに従って、和解してはならない、若しくは和解することができない場合、又は簡易手続により解決する事件を除く。
2. 和解は、次の原則に従って行わなければならない。
 - a) 当事者の任意の合意を重んじ、当事者の意思に反して合意に達することを強制するために強制力を行使しないこと、又は強制力を行使する旨脅迫しないこと
 - b) 当事者の合意内容は、法律の禁止条項に違反せず、社会倫理に反してはならない

第206条 和解してはならない民事訴訟事件

1. 国家財産に対する損害の賠償請求。
2. 法律の禁止条項に違反し、又は社会倫理に反する民事取引から発生した事件。

第207条 和解することができない民事訴訟事件

1. 被告及び関連する権利、義務を有する者が裁判所に適式に2回召喚されたにもかかわらず、意図的に出頭しない場合。
2. 当事者が正当な理由で和解に参加できない場合。

3. 離婚事件の夫婦である当事者が民事行為能力を喪失した場合。
4. どちらか一方の当事者が和解を行わないことを要請した場合。

第 208 条 証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日に関する通知

1. 裁判官は証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び当事者間の和解期日を開く。期日を開く前に、裁判官は当事者、その適法な代理人又はその合法的権利及び利益の弁護人に、期日の日時、場所及び内容について通知しなければならない。
2. この法律第 206 条及び 207 条の定めに従って、和解してはならない、若しくは和解することができない民事訴訟事件の場合は、裁判官は証拠の提出、入手、開示の検査会議期日を実施するが、和解は行わない。
3. 未成年者が関連する婚姻・家族事件に関しては、証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び当事者間の和解期日を開く前に、裁判所の長官に指名された裁判官及び審査官は、紛争が生じた原因を確定するための資料、証拠を収集しなければならない。必要と思われる場合には、裁判官は家族に関する国家管理機関、児童に関する国家管理機関による家庭環境、紛争が生じた原因に関する意見、事件に関連する夫婦及び子の意向を参考にすることができる。

離婚後の子の養育又は離婚後の子の親権者変更に関する紛争事件は、裁判官は満 7 歳以上の未成年の子の意見を聴取しなければならない、必要な場合は、家族に関する国家管理機関、児童に関する国家管理機関の代表者を立会人として招待し、意見を参考にすることができる。未成年の子の意見の聴取及び未成年者に関するその他の訴訟手続は平穩に、未成年者の心理、年齢、成長の程度、認識能力に適合し、未成年者の合法的権利及び利益及び個人の秘密保持を保証しなければならない。

第 209 条 証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日の構成員

1. 期日に参加する構成員は次の者を含む。
 - a) 期日を主宰する裁判官
 - b) 期日の調書を作成する裁判所書記官
 - c) 当事者又はその適法な代理人
 - d) 労働事件で労働者の求めがある場合は、労働集団の代表組織の代表者。ただし、労働集団の代表組織が労働者集団及び労働者の代理人、又はその合法的権利及び利益の弁護人として参加する労働事件を除く。労働集団の代表組織の代表者が和解に参加しない場合

は、書面で意見を提出しなければならない

- dd) 当事者の合法的権利及び利益の弁護人（あれば）
 - e) 通訳人（あれば）
2. 必要な場合には、裁判官は関連する個人、機関、組織に期日の参加を求める。婚姻・家族に関する事件に関しては、裁判官は家族に関する国家管理機関、児童に関する国家管理機関、若しくはベトナム女性連合の代表に期日の参加を求める。それらの者が欠席しても裁判所は期日を実施する。
 3. 当事者が多数いる場合で、いずれかの当事者が欠席し、出席した当事者が期日を進めることに同意し、期日の実施が欠席した当事者の権利及び義務に影響を与えないときは、裁判官は、出席している当事者間で期日を実施する。当事者が、事件の全員の当事者が出席できるように期日の延期を提議した場合は、裁判官は期日を延期しなければならない。裁判官は期日の延期及び期日の再開を当事者に通知しなければならない。

第 210 条 証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日の順序

1. 期日を実施する前に、裁判所書記官は、既に裁判所から通知を受けている期日参加者の出席、欠席について裁判官に報告する。期日を主宰する裁判官は、参加者の出席及び身分証の再検査をし、この法律の規定に従いその権利及び義務に関して当事者に説明する。
2. 証拠の提出、入手、開示の検査に当たり、裁判官は事件記録の資料、証拠を公開し、次の事項に関して当事者に尋問する。
 - a) 申立て及び提訴の範囲、補正、補足、変更、提訴要求取り下げ、反訴、独立した請求。合意済み事項、まだ合意されておらず裁判所に解決を求める事項
 - b) 裁判所に提出した資料、証拠及び他の当事者への資料、証拠の送付
 - c) 資料、証拠の追加。裁判所に対する資料、証拠の収集請求。他の当事者、証人、手続のその他の参加者の期日への召還請求
 - d) 当事者が必要とするその他の事項
3. 当事者の陳述後、裁判官は本条第 2 項に定める意見を検討し、当事者の申立てを解決する。裁判所が召還した者が欠席した場合は、裁判所がその者に結果を通知する。
4. 和解実施手続は次のように行う。
 - a) 裁判官は当事者が法令の定めを自己の権利及び義務と関連づけるよう、事件の解決に係る法令の規定を当事者に説明し、当事者が事件の解決に関し自発的に合意に達する

よう、和解の成立の法的結果を分析する

- b) 原告、その合法的権利及び利益の弁護人は、紛争の内容、提訴要求の追加内容、提訴要求を擁護する根拠について陳述し、和解すべき事項、事件解決の方向性に関しての観点（あれば）を提案する
- c) 被告又、その合法的権利及び利益の弁護人は、原告の申立て、反訴（あれば）について自己の意見を陳述する。原告の申立てに対し防御する根拠、自己の反訴を擁護する根拠について陳述し、和解すべき事項、事件解決の方向性に関しての観点（あれば）を提案する
- d) 関連する権利及び義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護人は、原告、被告の意見に対して自己の意見を陳述し、自己の独立した請求を陳述する（あれば）。原告、被告の申立てに対し防御する根拠、自己の独立した請求を擁護する根拠について陳述し、和解すべき事項、事件解決の方向性に関しての観点（あれば）を提案する
- dd) その他の和解期日の参加者（あれば）は意見を陳述する
- e) 当事者、その合法的権利及び利益の弁護人が自己の意見をすべて陳述した後、裁判官は当事者が合意した事項、まだ合意していない事項を確認し、不明確な、合意していない内容に関して当事者が追加陳述するよう求める
- g) 裁判官は、当事者が合意した事項、まだ合意していない事項について結論を出す

第 211 条 証拠の提出、入手、開示の検査会議期日及び和解期日の調書

1. 裁判所書記官は証拠の提出、入手、開示の検査及び和解の調書を作成しなければならない。
2. 証拠の提出、入手、開示の検査の調書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 期日の実施日
 - b) 期日の実施場所
 - c) 期日の参加者
 - d) この法律第 210 条第 2 項に定める内容に関する当事者又はその適法な代理人の意見
 - dd) その他の内容
 - e) 当事者の申立ての認容、不認容に関する裁判所の決定
3. 和解調書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 本条第 2 項 a 号、b 号、c 号に定める内容
 - b) 当事者、その合法的権利及び利益の弁護人の意見
 - c) 当事者が合意した内容、合意していない内容
4. 調書には、期日の参加者の署名又は指印、調書を作成した裁判所書記官の署名及び期日を主

宰した裁判官の署名を完全に含んでいなければならない。期日の参加者は期日の終了後直ちに調書を読覧し、調書の修正又は追加を求め、確認のため署名又は指印をする権利を有する。

5. 当事者が民事訴訟事件で解決すべき事項について相互の合意に達した場合は、裁判所は成立した和解調書を作成する。その記録は、和解に参加した当事者に直ちに送付する。

第 212 条 当事者の合意を承認する決定の発付

1. 成立した和解調書作成後 7 日の期限が過ぎたときに、いずれの当事者も合意に関する意見を変更しない場合は、和解を主宰した裁判官又は裁判所の長官に指名された他の裁判官が、当事者の合意を承認する決定を発しなければならない。

当事者の合意を承認する決定の発付後 5 営業日の期限内に、裁判所は当事者及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

2. 裁判官は、当事者が事件全体の解決に関して合意に達したときにのみ、当事者の合意を承認する決定を発する。
3. この法律第 210 条第 4 項に定める場合に、出席する当事者が事件の解決に関して合意に達したときは、当該合意は、出席者に対してのみ有効であり、それが欠席した当事者の権利及び義務に影響を与えない場合に裁判官が承認する決定を発する。当該合意が欠席した当事者の権利及び義務に影響を与える場合は、和解期日に欠席した当事者が書面で当該合意を容認した場合にのみ有効であり、裁判官が決定で承認する。

第 213 条 当事者の合意を承認する決定の効力

1. 当事者の合意を承認する決定は、決定の発付後、控訴審手続に従って、控訴又は異議申立てがない場合に直ちに効力を発する。
2. 当事者の合意を承認する決定は、当該合意が、錯誤、虚偽、脅迫若しくは強制の結果達成したと考える根拠がある場合又は法律の禁止条項に違反し、社会倫理に反する場合にのみ、監督審の手続に従って異議を申立てることができる。

第 214 条 民事訴訟事件解決の停止

1. 次の事由の一つに該当する場合は、裁判所は民事訴訟事件の解決を停止する決定を発する。
 - a) 個人である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する機関、組織、個人を有さず

に死亡し、又は組織である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する機関、組織、個人を有さずに統合、合併、分割、分離若しくは解散した場合

- b) 個人である当事者が民事行為能力喪失者又は未成年者であって法定代理人がまだ確定していない場合
 - c) 当事者の適法な代理が終了したが、交代する者がいない場合
 - d) 事件を解決する前に、法律の規定により、他の機関、組織によって解決しなければならない他の関連する訴訟事件又は非訟事件の解決結果を待たなければならない場合
 - dd) 司法嘱託、証拠収集嘱託の実施結果又は裁判所の要求に従った機関、組織による資料、証拠の提供を待つ必要がある場合
 - e) 事件の解決に関連し、かつ憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書に違反する兆候があり、裁判所が管轄の国家機関に修正、補足、廃止を検討するよう建議書を提出した法規範文書の処理結果を待つ必要がある場合
 - g) 破産法第 41 条に定める場合
 - h) 法令の規定に従ったその他の場合
2. 民事訴訟事件の解決を停止する決定を発した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は当該決定を当事者、提訴した機関、組織、個人及び同級の検察院に送付しなければならない。

第 215 条 民事訴訟事件解決の停止の効果

1. 裁判所は、事件受理簿から停止した民事訴訟事件の名前を削除してはならず、当該民事訴訟事件の解決を停止する決定の番号及び日付のみを事件受理簿に記入する。
2. 当事者が納付した訴訟費用の前金及び手数料の前金は、国庫に預託し、裁判所が民事訴訟事件の解決を再開したときに処理する。
3. この法律第 214 条第 1 項 e 号の規定に従い停止する場合は、停止する前に事件を解決する管轄裁判所の長官は、この法律第 221 条に定める憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書に違反する兆候がある法規範文書の修正、補足、廃止の検討に関して最高人民裁判所の長官が管轄の国家機関に建議するよう提議書を提出しなければならない。

裁判所の建議書を受け取った日から 1 カ月の期限内に、管轄の国家機関は文書で回答しなければならない。期限を過ぎても管轄機関が文書で回答しない場合は、裁判所は一般手続に従い、事件の解決を再開する。

4. 事件の解決停止期間中も、事件の解決を任命された裁判官は事件の解決に関して責任を負わ

なければならない。

この法律第 214 条第 1 項に定める事件の解決を停止する決定を発した後、事件の解決を任命された裁判官は、事件を適時に解決するために、停止の理由を最短期間で克服する目的で機関、組織、個人を監察、催促する責任を負う。

5. 民事訴訟事件の解決を停止する決定は、控訴手続に従って、控訴又は異議申立てができる。

第 216 条 民事訴訟事件の解決の再開決定

この法律第 214 条に定める事件解決の停止の理由が消滅した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は民事訴訟事件の解決の再開決定を発し、当該決定を当事者、提訴した機関、組織、個人及び同級の検察院に送付しなければならない。

民事訴訟事件の解決の停止決定は、民事訴訟事件の解決の再開決定を発した日から失効する。裁判所は、民事訴訟事件の解決の再開決定を発したときから事件解決を再開する。

第 217 条 民事訴訟事件の解決の中止

1. 裁判所は、その管轄下にある事件を受理した後、次の場合に民事訴訟事件の解決を中止する決定を発する。
 - a) 個人である原告又は被告が死亡し、その権利及び義務が相続されない場合
 - b) 機関又は組織が解散し、又は破産し、その手続上の権利及び義務を相続する機関、組織、個人がない場合
 - c) 訴訟人が、その提訴要求の全部を取り下げ、又は原告が適式に 2 回召喚されたにもかかわらず出頭しない場合。ただし、欠席審理を要請した場合、不可抗力又は客観的な障害がある場合を除く
 - d) 裁判所が、事件の当事者である会社又は協同組合に破産手続を開始する決定を発し、事件の解決が、当該会社又は協同組合の義務及び財産に関連している場合
 - dd) 原告がこの法律の規定に従い財産査定費用の前金及びその他の手続費用の前金を納付しない場合
反訴を提起する被告、又は独立した請求をする関連する権利及び義務を有する者がこの法律の規定に従い財産査定費用の前金及びその他の手続費用の前金を納付しない場合は、裁判所は被告の反訴提起又は関連する権利及び義務を有する者の独立した請求の解決を中止する
 - e) 第一審裁判所が事件の解決の判決、決定を発する前で、かつ提訴の期限が徒過する前に当事者が時効適用を申立てた場合

- g) この法律第 192 条第 1 項に定める場合で裁判所が既に受理した場合
 - h) 法令の規定に従ったその他の場合
2. 原告が、その提訴要求の全部を取り下げ、又は適式に 2 回召喚されたにもかかわらず正当な理由なく、欠席審理を要請することもなく出頭しない場合で、当該事件において被告が反訴を提起し、又は関連する権利及び義務を有する者が独立した請求をする場合は次のように解決する。
- a) 被告が反訴の全部を取り下げ、関連する権利及び義務を有する者が独立した請求の全部を取り下げた場合には、裁判所は事件の解決の中止決定を発する
 - b) 被告が反訴を取り下げない、又は一部のみ取り下げた場合、裁判所は原告の提訴要求に対する解決のみ中止決定を発する。その場合には、被告が原告になり、原告が被告になる
 - c) 被告が反訴の全部を取り下げ、関連する権利及び義務を有する者が独立した請求を取り下げない、又はその一部のみを取り下げた場合には、裁判所は原告の提訴要求及び被告の反訴に対する解決のみ中止決定を発し、関連する権利及び義務を有する者が原告となり、独立した請求により提訴された者が被告となる
3. 裁判所は、民事訴訟事件の解決を中止する決定を発し、事件受理簿から当該事件名を削除し、要求があれば訴状、添付資料及び証拠を当事者に返却する。この場合、裁判所は要求により不服申立て及び建議の解決の基礎とするため複写し、保管しなければならない。

民事訴訟事件解決の中止決定を発した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は当該決定を当事者、提訴した機関、組織、個人及び同級の検察院に送付しなければならない。

4. 監督審、再審の決定を発した後、第一審手続に従い再審理する事件で、裁判所が事件の解決の中止を決定した場合、裁判所は同時に、判決執行の結果、関連するその他の問題（あれば）を解決しなければならない。原告が訴状を取り下げ、又は適式に 2 回召喚されたにもかかわらず出頭しない場合は、事件の解決の中止は被告及び関連する権利及び義務を有する者の同意がなければならない。

第 218 条 民事訴訟事件の解決中止の結果

1. 裁判所が民事訴訟事件の解決を中止する決定を発したとき、当該民事訴訟事件に続く事件の提訴が、原告、被告及び紛争のある法律関係において当該民事訴訟事件と全く違いがない場合に、当事者は、当該民事訴訟事件の再解決を裁判所に申立てる訴えを提起する権利を有さない。ただし、この法律第 192 条第 3 項及び第 217 条第 1 項 c 号に定める場合及び法令に別段の定めがある場合を除く。

2. 裁判所が、この法律第 217 条第 1 項 a 号及び b 号の規定に従い民事訴訟事件の解決を中止する決定を発した場合、又はこの法律第 217 条第 1 項 c 号に定める原告が適式に 2 回召喚されたにもかかわらず出頭しない場合には、当事者が納付した訴訟費用の前金は公的資金のために国家が没収する。
3. この法律第 217 条第 1 項 c 号に定める訴訟人が、その提訴要求の全部を取り下げたことにより裁判所が民事訴訟事件の解決を中止する決定を発した場合、及びこの法律第 217 条第 1 項 d 号、dd 号、e 号、g 号に定めるその他の場合は、当事者が納付した訴訟費用の前金は支払者に返金する。
4. 民事訴訟事件の解決を中止する決定は、控訴審の手続に従って控訴又は異議申立てができる。

第 219 条 民事訴訟事件の解決を停止、再開又は中止する決定を発する権限

1. 公判期日の開始前は、民事訴訟事件の解決を任命された裁判官が当該民事訴訟事件の解決を停止、再開又は中止する決定を発する権限を有する。
2. 公判期日中は、審理合議体が当該民事訴訟事件の解決を停止、再開又は中止する決定を発する権限を有する。

第 220 条 事件の公判を行う決定

1. 事件の公判を行う決定は、次の主要な内容を含む。
 - a) 決定発付日
 - b) 決定を発付した裁判所の名称
 - c) 公判が行われる事件
 - d) 原告、被告、この法律第 187 条に定める提訴した機関、組織、個人又は関連する権利及び義務を有する者の氏名及び住所
 - dd) 裁判官、人民参審員、裁判所書記官の氏名、及び補充の裁判官又は人民参審員(あれば)の氏名
 - e) 公判期日に参加する検察官の氏名、及び補充の検察官(あれば)の氏名
 - g) 公判期日の日時及び場所
 - h) 公判の公開又は非公開
 - i) 公判期日に召喚された者の氏名

2. 事件の公判を行う決定は、決定の発付日から 3 営業日の期限内に、当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

検察官がこの法律第 21 条第 2 項の定めに従って、公判期日に参加する場合は、裁判所は事件の公判を行う決定とともに事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受け取った日から 15 日の期限内に、検察院は記録を検討し、返却しなければならない。

第 221 条 修正、補足、廃止が必要な法規範文書の発見及びその建議

1. 民事訴訟事件の解決過程において、民事訴訟事件の解決に関連する法規範文書で、憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書に違反する兆候がある文書を発見した場合は、裁判所は次のとおり実施する。
 - a) 事件の公判を行う決定をまだ発していない場合は、事件の解決を任命された裁判官は事件を解決する管轄裁判所の長官に報告し、その長官は文書で最高人民裁判所の長官が管轄の国家機関に法規範文書の修正、補足、廃止の検討を建議するよう提議する
 - b) 事件の公判を行う決定を発した、又は事件が公判期日で検討されている、若しくは監督審、再審手続に従い審理されている場合は、審理合議体はこの法律第 259 条第 1 項 e 号の規定に従い公判期日を一時的に停止し、事件を解決する管轄裁判所の長官に報告し、その長官は文書で最高人民裁判所の長官が管轄の国家機関に法規範文書の修正、補足、廃止の検討を建議するよう提議する
2. 下級裁判所長官の提議書を受け取った日から 15 日の期限内に、最高人民裁判所の長官は検討し、次のように処理する。
 - a) 提議に根拠がある場合は、管轄の国家機関に法規範文書の修正、補足、廃止の建議書を送付し、提議した裁判所に事件の解決停止決定を発するよう通知する
 - b) 提議に根拠がない場合は、提議した裁判所に対し、法令の規定に従い事件解決を再開するよう文書で回答する
3. 法規範文書の修正、補足、廃止に関して裁判所の建議を受けた機関は次のように解決する責任を有する。
 - a) 憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書を詳細規定、施行指導する法規範文書を検討するよう建議された場合は、最高人民裁判所の長官の建議を受け取った日から 1 カ月の期限内に、当該文書を発行した機関は検討し、最高人民裁判所に文書で回答しなければならない。期限を過ぎても文章による回答がない場合は、裁判所は事件解決のためにより高い法的効力を有する文書を適用す

る

- b) 法規本文書の修正、補足、廃止の検討を建議する対象が法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決である場合、法規本文書発行法の規定に従う

第 14 章 第一審の公判期日

第 1 節 第一審の公判期日の総則

第 222 条 第一審の公判期日の一般要件

第一審の公判期日は、事件の公判を行う決定に記載したとおりの時間及び場所又は公判期日が延期された場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間及び正確な場所で行わなければならない。

第 223 条 公判期日の場所

公判期日は裁判所の本庁内又は外でも行うことができるが、厳粛さ及びこの法律第 224 条に定める法廷の形式を保障するものでなければならない。

第 224 条 法廷の配置形式

1. 法廷の正面中央上部及び審理合議体の座席上部にベトナム社会主義共和国の国章を掲げる。
2. 法廷には、審理合議体、検察院、裁判所書記官、当事者、その合法的権利及び利益の弁護人、手続のその他の参加者、公判期日傍聴人のそれぞれの場所を配置しなければならない。

第 225 条 直接、口頭審理

1. 裁判所は、原告、被告、事件に関連する権利及び義務を有する者、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、手続のその他の参加者、公判期日への参加を求められた機関、組織の陳述を聴取することにより、事件の事実関係を直接確認し、尋問及びそれに対する答弁を聴聞し、収集した資料及び証拠を取り調べて確認し、当事者間の弁論を統括及び聴聞し、検察官による検察院の意見を聴聞しなければならない。
2. 審理は、口頭で行い、法廷で行われなければならない。

第 226 条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代

1. 裁判官又は人民参審員が継続して事件の公判に参加できない場合に、公判は、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときに継続することができる。

審理合議体が 2 名の裁判官で構成されており、公判期日の裁判長が継続して事件の公判に参加できない場合は、審理合議体の構成員であるもう一人の裁判官が公判期日の裁判長を務め、補充の裁判官を審理合議体の構成員として追加する。

2. 審理合議体の構成員と交代する補充の裁判官又は人民参審員がいない場合又は公判期日の裁判長を交代しなければならないが、本条第 1 項の規定に従って交代する裁判官がいない場合は、事件は最初から再審理する。

第 227 条 当事者、当事者の代理人及び合法的権利及び利益の弁護人の出席

1. 裁判所に 1 回目に適式な召喚を受けた当事者、その代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、公判期日に出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期しなければならない。ただし、その者が欠席審理の要請状を提出している場合を除く。

裁判所は、当事者、その代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人に対して公判期日の延期を通知しなければならない。

2. 裁判所に 2 回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、欠席審理の要請状を提出している場合を除き公判期日に出席しなければならない。不可抗力又は客観的な障害による欠席の場合は、裁判所は公判期日を延期することができるが、不可抗力又は客観的な障害によらずに欠席した場合は、次のように処理する。
 - a) 原告が欠席し、公判期日に参加する代理人がいない場合には、提訴を放棄したものとみなし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を中止する決定を発する。ただし、その者が欠席審理の要請状を提出している場合を除く。原告は、法令の規定に従い、再度の提訴権を有する
 - b) 反訴を提起しない被告、関連する権利及び義務を有する者で独立した請求をしていない者が欠席し、公判期日に参加する代理人がいない場合には、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する
 - c) 反訴を提起している被告が欠席し、公判期日に参加する代理人がいない場合には、反訴を放棄したものとみなし、裁判所は、その者の反訴についての事件解決を中止する決定を発する。ただし、被告が欠席審理の要請状を提出している場合を除く。被告は、法令

の規定に従い、その反訴について再度の提訴権を有する

- d) 関連する権利及び義務を有する者で独立した請求をしている者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、独立した請求を放棄したものとみなし、裁判所は、その者の独立した請求についての事件解決を中止する決定を発する。ただし、その者が欠席審理の要請状を提出している場合を除く。独立した請求をした関連する権利及び義務を有する者は、法令の規定に従い、その独立した請求について再度の提訴権を有する
- dd) 当事者の合法的権利及び利益の弁護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を進行する

第 228 条 公判期日に当事者、当事者の合法的権利及び義務の弁護人が欠席している場合の審理

次の場合において、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

1. 原告、被告、関連する権利及び義務を有する者及びそれらの者の代理人が公判期日に欠席したが、欠席審理を行うよう裁判所に対して要請状を提出している。
2. 原告、被告、関連する権利及び義務を有する者が公判期日に欠席したが、公判期日に参加する代理人がいる。
3. この法律第 227 条第 2 項 b、c、d、dd 号に定める場合。

第 229 条 証人の出頭

1. 証人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 証人が欠席した場合には、審理合議体は、事件の審理を継続し、又は公判期日を延期する決定をすることができる。

審理合議体は、証人が欠席しているものの、以前に口頭で証言をした場合又は証言を裁判所に送付した場合には、事件の審理を継続する。公判期日の裁判長は、当該証言を公開する。

証人の公判期日の欠席により事件の客観的、包括的な解決が困難となり、事件の解決に影響を与える場合は、審理合議体は公判期日の延期を決定する。

3. 証人が正当な理由なく公判期日を欠席し、その不在により公判が妨げられる場合は、証人が未成年者である場合を除き、審理合議体の決定に従って証人を公判期日に引致することができる。

第 230 条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、鑑定に関する事項及び鑑定結果を説明、回答するために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合には、審理合議体は、事件の審理を継続し、又は公判期日を延期する決定をする。

第 231 条 通訳人の出頭

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 通訳人が補充の通訳人なしに欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定をする。

第 232 条 検察官の出頭

1. 同級の検察院長官が指名した検察官は、公判期日に出頭する義務を有する。検察官が欠席した場合には、審理合議体は、事件の審理を継続し、公判期日の延期はしない。
2. 検察官が公判期日に交代した場合又は公判期日に継続して参加できなくなった場合において補充の検察官がいるときには、補充の検察官が事件の継続審理のため公判期日に出頭することができる。ただし、補充の検察官が最初から公判期日に出席していたときに限る。

第 233 条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体は、この法律第 56 条第 2 項、第 62 条第 2 項、第 84 条第 2 項、第 227 条、第 229 条第 2 項、第 230 条第 2 項、第 231 条第 2 項、第 241 条に定める場合には、公判期日の延期を決定する。公判期日の延期期間は公判期日を延期する決定を発した日から 1 カ月を超えず、簡易手続に従った事件の公判期日の場合は 15 日を超えない。
2. 公判期日を延期する決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 決定発付日
 - b) 裁判所の名称及び手続を行う者の氏名
 - c) 公判が行われる事件
 - d) 公判期日の延期の理由

dd) 公判期日の再開の時間及び場所

3. 公判期日を延期する決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名し、公判期日において公開で通知しなければならない。欠席者については、裁判所は直ちに決定を送付すると同時に同級の検察院にも決定を送付する。
4. 裁判所が公判期日を延期する決定に記載したとおりの時間及び場所で公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び手続の参加者に公判期日の再開時間及び場所を通知しなければならない。

第 234 条 公判期日の規則

1. 法廷への入室する者、全員に、公判期日の警備責任を有する部隊がセキュリティー検査を履行しなければならない。
2. 武器、凶器、爆発物、可燃物、毒物、放射性物質、流通が禁止された物品、ビラ、スローガン、公判期日の尊厳に影響するその他の資料及び物品の法廷への持込を厳禁する。ただし審理のための事件の証拠物、又は公判期日の警備任務のために所持が認められる者の武器、警備用具を除く。
3. 裁判所の請求に従い公判期日に参加する者は、召喚状、案内状、関連するその他の書類を公判期日の書記官受付に遅くとも公判期日開始 15 分前までに提示し、公判期日の書記官の指示に従い法廷の決められた場所に着席しなければならない。遅刻した場合は、公判期日の警備部隊を介して召喚状、案内状、関連するその他の書類を公判期日の書記官に提示しなければならない。
4. 公判期日の展開について取材するために公判期日に参加する記者は、記者席に関する公判期日の裁判長の指示に従わなければならない。審理合議体の口述録音、録画をする記者は公判期日の裁判長の同意を得なければならない。当事者、手続のその他の参加者の口述録音、録画はそれらの者の同意を得なければならない。
5. 公判期日に出席する者は全員、服装を整え、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に従わなければならない。
6. 法廷内では正当な理由があり、公判期日の裁判長の同意がある場合を除き帽子、サングラスを着用しない。法廷内での携帯電話の使用、喫煙、飲食、又は公判期日の尊厳に影響するその他の行為を行わない。

7. 裁判所の請求に従い公判期日に参加する者は、事件の審理期間中の公判期日に出頭しなければならない。ただし、正当な理由により公判期日の裁判長から退廷する同意を得た場合を除く。

16歳未満の者は、公判期日に出頭するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することを許可しない。

8. 法廷にいる者は全員、公判期日の裁判長の同意がある特別な場合を除き、審理合議体が法廷に入室したとき、及び判決の言渡しのときに起立しなければならない。
9. 審理合議体が同意した者のみが尋問し、答弁し、又は陳述することができる。尋問し、弁論し、又は陳述する者は、健康上の理由から座ったまま尋問し、弁論し、又は陳述することを公判期日の裁判長が同意する場合を除き、起立しなければならない。

第 235 条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続

1. 判決は、審理合議体が評議室で評議し、採択しなければならない。
2. 手続を行う者、鑑定人及び通訳人を交代する決定、事件を移送する決定、事件の解決を停止若しくは中止する決定、公判期日を延期する決定、当事者間の合意の承認決定、公判期日の一時的な停止決定は、審理合議体が評議室で評議し、採択し、書面にしなければならない。
3. 他の事項に関する決定は、審理合議体が法廷で評議し、採択する。決定は、書面にする必要はないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第 236 条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、次の内容を完全に記載しなければならない。
 - a) この法律第 220 条第 1 項の定めに従い、事件の公判を行う決定の主な内容
 - b) 公判期日における最初から最後まですべての展開
 - c) 公判期日における尋問、答弁及び陳述
2. 公判期日の調書をとる以外に、審理合議体は公判期日の展開の録音、録画をすることができる。
3. 公判期日の終了時に、公判期日の裁判長は、調書を検査し、公判期日の書記官とともに調書に署名しなければならない。

4. 検察官及び手続の参加者は、公判期日の終了時に直ちに公判期日の調書を閲覧し、調書の修正又は追加を求め、確認のため署名する権利を有する。

第 237 条 公判期日開始の準備

公判期日を開始する前に、公判期日の書記官は、次の任務を遂行しなければならない。

1. 公判期日の規則告知。
2. 裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠を調べ、確認する。欠席者のある場合は、その理由を明らかにしなければならない。
3. 法廷の秩序維持。
4. 法廷にいる者全員に、審理合議体が法廷に入室したときに起立することを求める。

第 238 条 手続参加者全員の欠席審理手続

1. 次の条件を満たすとき法令の規定に従い、裁判所は記録内の資料、証拠に基づき、当事者、手続のその他の参加者の欠席審理を行う。
 - a) 原告、その適法な代理人が欠席審理の要請状を提出している
 - b) 被告、関連する権利及び義務を有する者、それらの者の適法な代理人が欠席審理の要請状を提出し、又は適式に 2 回召喚されたにもかかわらず出頭しない
 - c) 原告及び被告の合法的権利及び利益の弁護人が欠席審理の要請状を提出し、又は適式に 2 回召喚されたにもかかわらず出頭しない
2. 公判期日の裁判長は当事者の欠席理由又は審理合議体に対する当事者の欠席審理の要請状を公開する。
3. 公判期日の裁判長は事件内容の要約、事件記録の資料、証拠、を公開する。審理合議体は事件の解決すべき事項を評議する。
4. 検察官は検察院の意見を陳述する。
5. 審理合議体はこの法律に従い評議及び判決の言渡しを行う。

第2節 公判期日の開始手続

第239条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件の公判を行う決定を読み上げる。
2. 公判期日の書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 公判期日の裁判長は、裁判所の召喚状又は通知に従って、公判期日に参加する者の出席を確認し、当事者及び手続のその他の参加者の身分証を調べる。
4. 公判期日の裁判長は、当事者及び手続のその他の参加者の権利、義務を説明する。
5. 公判期日の裁判長は、手続を行う者、鑑定人及び通訳人の氏名を紹介する。
6. 公判期日の裁判長は、手続を行う者、鑑定人又は通訳人の交代を求める権利を有する者に、その交代を希望するか否かを尋ねる。
7. 証人が事実を陳述すること、虚偽の陳述は法律上の責任を負わなければならないことを誓約するよう求める。ただし、証人が未成年者の場合を除く。
8. 鑑定人が正確な鑑定結果を提供し、通訳人が必要な内容を正しく通訳することを誓約するようそれぞれに求める。

第240条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決

手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代を求める者がいる場合は、審理合議体は、この法律に定められた手続に従って検討し、決定しなければならない。当該請求は認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第241条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定

いずれかの手続参加者が公判期日を欠席し、その者の欠席により裁判所が公判期日を延期しなければならない場合に該当しない場合は、裁判長は、公判期日の延期を求める者がいるか否かを確認しなければならない。延期を求める者がいる場合は、審理合議体はこの法律が定める手続に従ってそれを検討し、決定する。当該請求は認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容し

ない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第 242 条 証人の客観性の保障

1. 証人に対し、事件の解決に関連して知っている事項について尋問する前に、公判期日の裁判長は証人が証人同士の証言を聞くことができず、関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、公判期日の裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

第 243 条 請求変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問

公判期日の裁判長は、次の事項に関して当事者に尋問し、請求の変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問手続を開始する。

1. 原告に、その訴えの一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
2. 被告に、その反訴の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
3. 独立した請求を行う関連する権利及び義務を有する者に、その独立した請求の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。

第 244 条 請求の変更、補足又は取下げの検討

1. 審理合議体は、当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え、反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更、補足を認容する。
2. 当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する。

第 245 条 手続上の地位の変更

1. 原告がその訴えの請求全体を取り下げたにもかかわらず被告がその反訴を継続する場合は、被告が原告になり、原告が被告になる。
2. 原告がその訴えの請求全体を取り下げ、被告がその反訴全体を取り下げたにもかかわらず、

関連する権利及び義務を有する者がその独立した請求を継続する場合は、関連する権利及び義務を有する者が原告になり、その独立した請求に基づいて提訴された者が被告になる。

第 246 条 当事者の合意の承認

1. 公判期日の裁判長は、当事者に事件の解決について相互合意に達することができるか否かを尋ねる。当事者間で事件の解決に関して合意に達し、その合意が任意で法律の禁止条項に違反せず、社会倫理に反しない場合は、審理合議体は、事件の解決に関するその合意を承認する決定を発する。
2. 事件の解決に関する当事者の合意を承認する決定は、この法律第 213 条の規定に従い法的効力を有する。

第 3 節 公判期日における争訟

第 247 条 公判期日における争訟の内容及び方法

1. 公判期日における争訟は、事件における当事者の請求を解決するための証拠提示、尋問、答弁、回答、及び事件の証拠、事実関係、紛争のある法律関係、適用法の評価に関する観点の発表、立論を含む。
2. 公判期日における争訟は、公判期日の裁判長の指示に従い行われる。
3. 公判期日の裁判長は、争訟のための時間を制限することなく、争訟の参加者がすべての意見を陳述できるよう条件を整えるが、事件に関連のない意見の陳述を止めるように求める権利を有する。

第 248 条 当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人の陳述

1. 当事者がその請求を維持し、事件の解決に関して合意に達することができない場合は、当事者は次の順序で陳述する。
 - a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が原告の請求を提示し、その請求に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権利を有する機関又は組織が事件を提訴した場合は、その代理人が訴えの請求を提示し、その訴えに根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する
 - b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人は、原告の請求に関する被告の意見、被告の反訴、

提案を提示し、その請求、提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権利を有する

- c) 関連する権利及び義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人は、原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見並びに関連する権利及び義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し、その請求、提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利及び義務を有する者は、追加意見を陳述する権利を有する
2. 原告、被告又は関連する権利及び義務を有する者がその合法的権利及び利益の弁護人を有さない場合は、自己の請求及び提案を提示し、その請求及び提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する。
 3. 公判期日中に当事者、その合法的権利及び利益の弁護人は、それぞれの請求及び提案を証明する証拠をこの法律第 96 条第 4 項の規定に従い補足する権限のみを有する。

第 249 条 公判期日の尋問順序及び原則

1. この法律第 248 条の規定に従い当事者、その合法的権利及び利益の弁護人の陳述を聴取した後、公判期日の裁判長の指示の下、個々の尋問は次の順で実施する。
 - a) 最初に当事者、その合法的権利及び利益の弁護人、次に被告、その合法的権利及び利益の弁護人、その後関連する権利及び義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護人が尋問する
 - b) 手続のその他の参加者による尋問
 - c) 公判手続の裁判長、人民参審員による尋問
 - d) 公判手続に参加する検察官による尋問
2. 尋問は、明確かつ厳正に行い、重複せず、尋問及び答弁を濫用し手続参加者の名誉、尊厳を侵害してはならない。

第 250 条 原告に対する尋問

1. 原告が複数の場合は、それぞれの原告に別々に尋問しなければならない。
2. 原告に対しては、原告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、又は従前の陳述と一致せず、若しくは矛盾し、又は被告、関連する権利及び義務を有する者並びにその合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。

3. 原告は、自分自身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人が原告の代わりに答弁し、原告が追加答弁をすることができる。

第 251 条 被告に対する尋問

1. 被告が複数の場合は、それぞれの被告に別々に尋問しなければならない。
2. 被告に対しては、被告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、又は従前の陳述と一致せず、若しくは矛盾し、又は原告、関連する権利及び義務を有する者並びにその合法的権利及び利益の弁護人の請求、陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 被告は、自分自身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人が被告の代わりに答弁し、被告が追加答弁をすることができる。

第 252 条 関連する権利、義務を有する者の尋問

1. 関連する権利及び義務を有する者が複数の場合は、それぞれの者に別々に尋問しなければならない。
2. 関連する権利及び義務を有する者に対しては、その者自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、又は従前の陳述と一致せず若しくは矛盾し、又は原告、被告及びその合法的権利及び利益の弁護人の請求、提案、陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 関連する権利及び義務を有する者は、自分自身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人がその者の代わりに答弁し、その者が追加答弁をすることができる。

第 253 条 証人の尋問

1. 証人に尋問する前に、公判期日の裁判長は、証人と事件の当事者との関係について明確に尋ねる。証人が未成年者である場合は、公判期日の裁判長は、その両親、後見人又は教師に尋問を手伝うよう求めることができる。証人が複数の場合は、それぞれの証人に別々に尋問しなければならない。
2. 公判期日の裁判長は証人に自分が知っている事件の事実関係を明確に陳述するよう求める。証人に対しては、証言を完了した後に、その証言の不明確、不完全、若しくは不一致な点、又は当該証人の従前の証言と矛盾する点、又は当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護

人の陳述と矛盾する点についてのみ更に尋問することができる。

3. 証人は、証言を完了した後に更に尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
4. 証人自身又はその親族の安全を確保することが必要な場合には、審理合議体は、証人の個人的身元に関する情報を公開せず、公判期日の出席者に見られないよう証人を隔離することを決定する。
5. 当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人は公判期日の裁判長の同意を得て、証人に尋問する。

第 254 条 事件の資料、証拠の開示

1. 審理合議体は、次の場合に事件の資料、証拠を開示する。
 - a) 手続の参加者が公判期日に欠席し、公判準備段階で陳述した場合
 - b) 手続の参加者が公判期日にした陳述が、当該者の従前の陳述と矛盾する場合
 - c) 審理合議体が必要と考え、又は検察官、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人若しくは手続のその他の参加者が請求したその他の場合
2. 国家機密を守秘し、民族の醇風美俗を維持し、当事者の請求により職業上の秘密、企業秘密、個人的な秘密、家庭の秘密を守り又は未成年者を擁護することが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録の資料、証拠を開示しない。

第 255 条 録音テープ、ディスクの聴聞又は録画ビデオテープ、ディスクの映写、その他の音声及び画像収録装置の視聴

審理合議体は、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、手続のその他の参加者若しくは検察官の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、この法律第 254 条第 2 項に定める場合を除き、公判期日での録音テープ、ディスクの聴聞、録画ビデオテープ、ディスクの映写、その他の音声及び画像収録装置での視聴を許可する。

第 256 条 証拠物の取調べ

証拠物、写真又は証拠物を認証する記録書は、公判期日で取調べのために提示することができる。

必要な場合に、審理合議体は、当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる。

第 257 条 鑑定人の尋問

1. 公判期日の裁判長は、鑑定を求められた事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。陳述に当たり、鑑定人は鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して説明をする権利を有する。
2. 公判期日に出頭する検察官、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人若しくは手続のその他の参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果の中の不明確な、若しくは矛盾している事項又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について公判期日の裁判長の同意を得て尋問する権利を有する。
3. 鑑定人が公判期日を欠席した場合は、公判期日の裁判長が鑑定結果を公開する。
4. 当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人が公判期日で公開された鑑定結果に同意せず、鑑定人に追加鑑定又は再鑑定を求める場合には、審理合議体は、その追加鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要であると考えるときは、追加鑑定又は再鑑定を決定する。この場合に、審理合議体はこの法律第 259 条第 1 項 d 号の規定に従い公判期日を一時的に停止する決定をする。

第 258 条 公判期日の尋問終了

事件の事実関係を十分に取り調べたと考えるときに、公判期日の裁判長は、検察官、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人及びその他の手続の参加者に何か尋問したいことはないか尋ねる。尋問を求める者がおり、その請求に根拠があると考えられる場合は、公判期日の裁判長は尋問の継続を決定する。

第 259 条 公判期日の一時的な停止

1. 公判の過程において、審理合議体は次の根拠の一つに該当する場合は、公判期日の一時的な停止を決定する権利を有する。
 - a) 健康状態による理由又は不可抗力、その他の客観的な障害により手続を行う者が公判期日を継続して進めることができない場合。ただし、手続を行う者を交代できる場合は除く
 - b) 健康状態による理由又は不可抗力、その他の客観的な障害により手続の参加者が公判期日を継続して参加することができない場合。ただし、手続の参加者が欠席審理を求める場合は除く

- c) 資料、証拠の追加確認、収集が必要であり、追加確認、収集をしなければ、事件を解決できず、かつそれが公判期日中に実施できない場合
 - d) 追加鑑定、再鑑定の結果を待つ場合
 - dd) 当事者が自ら和解をするために、裁判所に対する公判期日の一時的な停止の要請に合意した場合
 - e) この法律第221条の規定に従い法規範文書の修正、補足、廃止を提議するために裁判所の長官に報告しなければならない場合
2. 公判期日の一時的な停止は公判期日の調書に記載しなければならない。公判期日の一時的な停止期間は、審理合議体が公判期日の一時的な停止の決定を発した日から1カ月を超えてはならない。この期限を過ぎて、既に公判期日を停止する理由がない場合、審理合議体は公判期日を再開する。公判期日を停止する理由がまだ克服されていない場合は、審理合議体は民事訴訟事件の解決停止決定を発する。審理合議体は、手続の参加者及び同級の検察院に文書で公判期日の再開時間を通知しなければならない。

第260条 弁論順序

1. 尋問の終了後に、審理合議体は、公判期日の弁論に移る。弁論の順序は次のとおりである。
 - a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。原告は追加陳述をする権利を有する。機関又は組織が訴えを提起する場合は、当該機関又は組織の代理人がその意見を陳述する。擁護される合法的権利及び利益を有する者は、追加意見を陳述する権利を有する
 - b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人が弁論、答弁をする。被告は追加意見を陳述をする権利を有する
 - c) 関連する権利及び義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。関連する権利及び義務を有する者は、追加意見を陳述をする権利を有する
 - d) 当事者は公判期日の裁判長の指示に従い答弁する
 - dd) 審理合議体は、必要と思われる場合には、事件の解決の根拠とするために、具体的な事項について当事者に追加弁論を求めることができる
2. 原告、被告又は関連する権利及び義務を有する者がその合法的権利及び利益の弁護人を有さない場合は、弁論中自分自身で陳述する。
3. 当事者及び手続のその他の参加者のいずれかが欠席する場合は、公判期日の裁判長はその陳述を公開し、それを基に公判期日に出席する当事者は弁論及び答弁する。

第 261 条 弁論及び答弁時の陳述

弁論に参加する者が証拠調べに関する意見を陳述する場合又は事件の解決に関する自己の観点を提示する場合には、収集し、公判期日において取り調べ、確認した資料及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいていなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる。

第 262 条 検察官の陳述

手続の参加者が弁論及び答弁を終えた後、検察官は、事件解決の過程における裁判官、審理合議体、公判期日の書記官及び手続に参加する者の事件受理から審理合議体による評議時点までの訴訟法の遵守についての意見を陳述し、事件解決についての意見を陳述する。

公判期日終了後、直ちに検察官は裁判所に意見の陳述書を送付し、裁判所は事件記録に保管しなければならない。

第 263 条 尋問及び弁論の再開

弁論を通して事件の事実関係が検討されていない、十分検討されていない、又は更に証拠を取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開することを決定する。

第 4 節 評議及び判決の言渡し

第 264 条 評議

1. 弁論の終了後、審理合議体は評議室に入室し、評議する。
2. 審理合議体の構成員のみが評議する権限を有する。評議中、審理合議体の構成員は、公判期日中に取り調べた資料、証拠、公判期日中の弁論結果、法令の規定に基づき、又は事件がこの法律第 4 条第 2 項の規定に該当する場合は、慣習、同様の法令、民事法令の基本原則、判例、条理に基づき、事件の全争点について個別に多数決で解決しなければならない。人民参審員が最初に投票し、公判期日の裁判長が最後に投票する。少数派はその意見を書面で陳述する権利を有し、事件記録に記録する。
3. 評議は、審理合議体の評議した意見及び決定をすべて調書に記録しなければならない。評議の記録は、判決を言い渡す前に審理合議体の全構成員が評議室で署名しなければならない。

4. 事件に多くの複雑な事由がかかわっており評議に長時間かかる場合は、審理合議体は、評議期限を決定できるが、この期限は公判期日の弁論終了から5営業日を超えてはならない。

審理合議体は、公判期日の出席者及び欠席した手続の参加者全員に判決を言い渡す日時及び場所を通知しなければならない。審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず手続の参加者で判決言い渡しの日時及び場所に欠席する者がいる場合は、審理合議体は、この法律第267条の規定に従い、判決の言い渡しをする。

第265条 尋問及び弁論の再開

評議を通して事件の事実関係が検討されておらず、尋問が不十分で、又は更に証拠を取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開することを決定する。

第266条 第一審判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を言い渡す。
2. 判決には、導入部、事件の内容、裁判所の認定及び決定を含む。具体的には次のとおり。
 - a) 判決の導入部では、第一審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び判決の言渡し日、審理合議体の構成員、公判期日の書記官、検察官、鑑定人及び通訳人の氏名、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、訴えを提起する機関、組織、個人の氏名及び住所、当事者の適法な代理人、合法的権利及び利益の弁護人、紛争の目的物、事件の公判を行う決定の連番及び日付、公判の公開又は非公開、公判の時間及び場所を明記しなければならない
 - b) 事件の内容、裁判所の認定の部分では、原告の訴えの請求、機関、組織、個人の訴えの請求、被告の反訴、提案、関連する権利及び義務を有する者の独立した請求、提案を記載しなければならない
 裁判所は事件の事実関係、法的根拠を十分にかつ客観的に分析し、評価し、認定するために公判期日中に取り調べた資料、証拠、公判期日中の弁論結果に基づき、又は事件がこの法律第4条第2項の規定に該当する場合は、慣習、同様の法令、民事法令の基本原則、判例、条理に基づき、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人の請求、提案を認容し、又は認容せず、及び関連するその他の事項を解決する
 - c) 主文の部分では、事件の解決すべき各争点及び緊急保全処分、訴訟費用、手続費用の適用に関する法的根拠及び審理合議体の決定並びに判決に対する控訴権について明記しなければならない。直ちに執行しなければならない決定がある場合には、当該決定を明記しなければならない

3. 監督審又は再審の決定に従った事件の再審理に当たり、判決、決定の一部又は全部が破棄された場合、裁判所は法的効力を有する判決、決定に基づき既に執行されたが破棄される財産、義務に関する事項（あれば）を解決し、判決に明記しなければならない。

第 267 条 判決の言渡し

審理合議体は、当事者、訴えを提起した機関、組織の代理人及び個人の出席の下で判決を朗読する。当事者が公判期日には出頭したが、判決の言渡し時に欠席し、又はこの法律第 264 条第 4 項に定める場合に欠席した場合にも、審理合議体は判決を朗読する。

判決の言渡し時に、法廷にいる者は、公判期日の裁判長が同意した特別な場合を除き全員起立しなければならない。公判期日の裁判長又は審理合議体の別の構成員は、判決を朗読し、判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

この法律第 15 条第 2 項の規定に従った非公開の公判の場合は、審理合議体は判決の導入部分及び主文のみ公開で言渡す。

当事者が通訳人を必要とする場合は、通訳人が判決をすべて、又は公開で言渡された判決の導入部分及び主文を通訳し、当事者に聞かせなければならない。

第 268 条 判決の修正又は補足

1. 一旦言い渡された判決は、綴り、錯誤又は計算間違いによるデータの明らかな間違いが見つかった場合を除き、修正又は補足してはならない。
2. 本条第 1 項の規定に従い判決の修正又は補足が必要な場合は、裁判官が当該判決を言渡した審理合議体の構成員である人民参審員と協力し、判決の修正又は補足の決定を発し、当事者、訴えを提起した機関、組織、個人、同級の検察院に直ちに送付し、判決が民事判決執行機関に既に送付された場合は当該民事判決執行機関に直ちに送付しなければならない。

当該事件を審理した裁判官が当該判決を出した裁判所の裁判官の地位にない場合は、裁判所の長官が判決の修正又は補足を行う。

第 269 条 判決の抜粋の提供及び判決書の手渡し、送付

1. 公判期日が終了した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関、組織、個人に判決の抜粋を提供する。

2. 判決の言渡し日から 10 日の期限内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関、組織、個人及び同級の検察院に、判決書を手渡し又は送付する。
3. 法的効力を有する裁判所の第一審判決で、消費者の権利保護に関わる社会組織が訴えを提起した消費者の権利を保護する民事訴訟事件の解決に関するものは、裁判所の本庁で公示し、かつ中央又は地方の日刊紙のいずれか 1 紙に 3 回連続して掲載しなければならない。

法的効力を有する裁判所の第一審判決で、国家の賠償責任に関連するものは、第一審裁判所が国家賠償に関する管轄の国家管理機関に送付しなければならない。

法的効力を有する裁判所の第一審判決で、個人の戸籍変更に関連するものは、第一審裁判所が戸籍法の規定に従い当該個人の戸籍を登記した場所の人民委員会に判決の抜粋を添付し、文書で通知しなければならない。

本項に定める判決の公示、掲載、送付及び通知の期限は、判決が法的効力を有する日から 5 営業日とする。

4. 法的効力を有する裁判所の第一審判決は、この法律第 109 条第 2 項に定める情報を含む裁判所の判決、決定を除き、裁判所の電子ポータルサイト（あれば）に掲載する。

第 3 部

控訴審裁判所における事件解決の手続

第 15 章

控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て

第 270 条 控訴審の性質

控訴審とは、第一審裁判所の判決又は決定がまだ法的効力を有しておらず、当該判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申立てられている事件の直近控訴審裁判所による再審理である。

第 271 条 控訴権を有する者

当事者、その適法な代理人、訴えを提起した機関、組織、個人は、控訴審裁判所に控訴手続に従って再解決することを申立てるため、第一審判決、第一審裁判所の民事訴訟事件の解決を停止し、又は中止する決定に対し控訴する権利を有する。

第 272 条 控訴状

1. 控訴権を行使するに当たり、控訴人は控訴状を作成しなければならない。控訴状には次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 控訴状の作成日
 - b) 控訴人の名前、住所、及び電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定に対する全部又は一部の控訴
 - d) 控訴の理由及び控訴人の請求
 - dd) 控訴人の署名又は指印
2. 控訴人が完全な民事手続行為能力を有する個人である場合は、自分自身で控訴状を作成することができる。控訴状の控訴人の名前、住所の項目は、控訴人の氏名、住所、及び電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）を記載しなければならない。控訴状の末尾に控訴人が署名又は指印をしなければならない。
3. 本条第 2 項に定めた訴訟人が、自分自身で控訴できない場合は、他の者に代理で控訴する権限を与えることができる。控訴状の控訴人の名前、住所の項目は、控訴人の任意代理人、控訴する権限を与えた控訴人の氏名、住所及び控訴する権限を与えた控訴人の電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）並びに授權書を記載しなければならない。控訴状の末尾に任意代理人が署名又は指印をしなければならない。
4. 当事者である機関、組織の法定代理人は自分自身で控訴状を作成することができる。控訴状の控訴人の名前、住所の項目は、当事者である機関、組織の名称、住所及び電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）、並びに当事者である機関、組織の法定代理人の氏名、役職を記載しなければならない。控訴状の末尾にその法定代理人が署名し、かつ当該機関、組織が押印しなければならない。企業が控訴した場合、印章の使用は企業法の定めによる。

機関、組織の法定代理人が他の者に控訴する権限を与えた場合は、控訴状の控訴人の名前、住所の項目は、任意代理人及び当事者である機関、組織の名称、住所及び権限を与えた当事者である機関、組織の電話番号、ファックス番号、メールアドレス（あれば）、当事者である機関、組織の法定代理人の氏名、役職並びに授權書を記載しなければならない。控訴状の末尾に任意代理人が署名又は指印をしなければならない。

5. **当事者である未成年者、民事行為能力喪失者の法定代理人は、自分自身で控訴状を作成することができる。控訴状の控訴人の名前、住所の項目は、法定代理人の氏名、住所、**

当事者である未成年者、民事行為能力喪失者の氏名、住所を記載しなければならない。控訴状の末尾に法定代理人が署名又は捺印をしなければならない。

当事者の法定代理人が他の者に代理で控訴する権限を与えた場合は、控訴状の控訴人の名前、住所の項目は、任意代理人の氏名、住所及び授権書、権限を与えた当事者の法定代理人の氏名、住所、当事者である未成年者、民事行為能力喪失者の氏名、住所を記載しなければならない。控訴状の末尾に任意代理人が署名又は捺印をしなければならない。

6. 本条第 3 項、4 項、5 項に定める授権に関して、適法に公証され、又は認証された文書を作成しなければならない。ただし、裁判官又は裁判所の長官が指名した者の立会いの下、裁判所で作成された授権書は除く。授権書には当事者が任意代理人に第一審裁判所の判決、事件解決を停止し、又は中止する決定に対し控訴する権限を与える内容を含まなければならない。
7. 控訴状は、控訴された第一審の判決又は決定を言い渡した第一審裁判所に送付しなければならない。控訴状を控訴審裁判所に送付した場合は、控訴審裁判所は、この法律の規定に従い、第一審裁判所が必要な手続を実施するため第一審裁判所に移送しなければならない。
8. 控訴状に添付して、控訴人は自己の控訴に十分根拠があり適法であることを証明する追加の資料、証拠（あれば）を送付しなければならない。

第 273 条 控訴の期限

1. 第一審裁判所の判決に対する控訴の期限は、判決言渡しの日から 15 日である。正当な理由があり公判期日又は判決の言渡し時に欠席した当事者、訴えを提起した機関、組織の代理人又は個人については、控訴期限は判決を受け取った日、又は判決が公示された日から起算する。

当事者、訴えを提起した機関、組織の代理人又は個人が公判期日には出頭したが、正当な理由なく判決の言渡し時に欠席した場合は、控訴の期限は判決言渡しの日から起算する。

2. 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する控訴の期限は、当事者、訴えを提起した機関、組織、個人が当該決定を受け取った日から、又はこの法律の規定に従い当該決定が公示された日から起算して 7 日である。
3. 控訴状を郵便で送付した場合は、控訴日はその封筒の送付元の郵便サービス組織の消印日に基づいて確定する。控訴人が勾留されている場合は、控訴日は刑務所の監視所が当該控訴状を確認した日とする。

第 274 条 控訴状の審査

1. 控訴状を受け取った後に、第一審裁判所は、この法律第 272 条の規定に従って、その有効性を調べなければならない。
2. 控訴状が期限を徒過した場合は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を説明するよう求め、控訴状の提出遅延が正当である理由を証明する資料、証拠（あれば）を提出するよう求める。
3. 控訴状がこの法律第 272 条の定め反している場合は、第一審裁判所は、控訴人に控訴状を再作成し、又は補正、補足するよう求める。
4. 裁判所は次の場合に控訴状を返却する。
 - a) 控訴人に控訴権がない場合
 - b) 控訴人が本条第 3 項に定める裁判所の求めに従い控訴状を再作成し、又は補正、補足しない場合
 - c) この法律第 276 条第 2 項に定める場合

第 275 条 期限を徒過した控訴及びその検討

1. この法律第 273 条に定める期限内にされなかった控訴は、期限を徒過した控訴となる。第一審裁判所は、期限を徒過した控訴状を受け取った後に、控訴状、控訴の提出遅延の理由に関する控訴人の説明及び資料、証拠（あれば）を控訴審裁判所に送付しなければならない。
2. 期限を徒過した控訴状及び添付資料、証拠を受け取った日から 10 日の期限内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため 3 名の裁判官で構成する合議体を設ける。徒過した控訴の検討期日は同級検察院の代表者、期限を徒過した控訴人が参加しなければならない。控訴人、検察官が欠席する場合も、裁判所は期日を進行する。
3. 期限を徒過した控訴に関連する資料、証拠並びに期日における期限を徒過した控訴人及び検察院の代表者の意見に基づき、期限を徒過した控訴に関する審理合議体は、徒過した控訴を受理するか否かを多数決により決定し、受理又は不受理の理由を当該決定に明記しなければならない。控訴審裁判所は、期限を徒過した控訴人、第一審裁判所及び同級の検察院にその決定を送付しなければならない。控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を受理する場合は、第一審裁判所はこの法律に定める手続を実施しなければならない。

第 276 条 控訴審訴訟費用の前金の納付通知

1. 有効な控訴状を受理した後に、控訴人が控訴審訴訟費用の前金が免除され、又は支払わなくてよい場合に該当しないときは、第一審裁判所は控訴人が法令の定める控訴審訴訟費用の前金を納付するよう、控訴人に通知しなければならない。
2. 控訴審訴訟費用の前金の納付に関する裁判所の通知を受け取った日から 10 日の期限内に、控訴人は、控訴審訴訟費用の前金を納付し、第一審裁判所に控訴審訴訟費用の前納領収書を提出しなければならない。この期限を徒過しても控訴人が控訴審訴訟費用の前金を納付しない場合は、その正当な理由がある場合を除き、控訴人はその控訴を放棄したとみなす。

控訴審訴訟費用の前金の納付に関する裁判所の通知を受け取った日から10日の期限を過ぎた後に、控訴人が第一審裁判所に控訴審訴訟費用の前納領収書を提出したが、遅延の理由を明示しない場合は、第一審裁判所は控訴人に控訴審訴訟費用の前納領収書の提出遅延理由に関して書面による説明を求め、控訴人は裁判所の請求を受け取った日から3営業日の期限内に、事件記録に記録するため第一審裁判所に提出しなければならない。この場合、期限を徒過した控訴の検討手続に従い処理する。

第 277 条 控訴の通知

1. 有効な控訴状を受理した後に、第一審裁判所は直ちに控訴状の謄本、控訴人が控訴状に添付した追加の資料、証拠の謄本を添付し、控訴について書面で同級の検察院及び控訴に関連する当事者に通知しなければならない。
2. 控訴について通知を受けた控訴に関連する当事者は、控訴審裁判所に対し、控訴事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権利を有する。当該書類は、事件記録に記録する。

第 278 条 検察院による異議申立て

同級又は直近上級の検察院長官は、第一審判決又は民事訴訟事件の解決を停止し、若しくは中止する第一審裁判所の決定に対し、控訴審裁判所が控訴手続に従って事件を再解決するよう異議を申し立てる権利を有する。

第 279 条 検察院の異議申立決定

1. 検察院の異議申立決定は、書面で行い、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 異議申立決定の発付日及び連番

- b) 異議申立決定を発付した検察院の名称
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定に対する全部又は一部の異議申立て
 - d) 異議申立ての理由及び検察院の請求
 - dd) 異議申立決定に署名した者の氏名及び異議申立決定を発付した検察院の押印
2. 異議申立決定は、異議を申し立てられた判決又は決定を言い渡した第一審裁判所がこの法律に定める手続を実施し、この法律第 283 条の定めに従い、控訴審裁判所に事件記録を送付するよう、当該第一審裁判所に直ちに送付しなければならない。
3. 異議申立決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する追加資料、証拠（あれば）を添付する。

第 280 条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に異議を申し立てる期限は、判決の言渡し日から起算して同級の検察院については 15 日、直近上級検察院については 1 か月である。検察官が公判期日に出席しなかった場合は、異議申立ての期限は、同級の検察院が判決を受け取った日から起算する。
2. 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する異議申立ての期限は、同級の検察院が当該決定を受け取った日から起算して、同級の検察院については 7 日、直近上級検察院については 10 日である。
3. 裁判所が検察院の異議申立決定を受け取ったが、当該異議申立決定が本条第 1 項及び 2 項に定めた期限が徒過している場合は、第一審裁判所は検察院にその理由を明記し、文書で説明するよう求める。

第 281 条 異議申立ての通知

1. 異議申立決定を発した検察院は、当該異議申立てに関係する当事者に直ちに異議申立決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対し、異議申立事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権利を有する。当該書類は、事件記録に記録する。

第 282 条 控訴又は異議申立ての効果

1. 控訴され、若しくは異議を申し立てられた第一審判決、第一審裁判所の決定又は第一審判

決、第一審裁判所の決定のうち控訴され、若しくは異議を申し立てられた部分は、法令が即時の執行を要求する場合を除き、執行されない。

2. 控訴審手続に従い控訴されず、若しくは異議を申し立てられなかった第一審判決、第一審裁判所の決定又は第一審判決、第一審裁判所の決定の一部は、控訴又は異議申立ての期限が経過した日から法的効力を有する。

第 283 条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立決定及び追加資料、証拠を添付し、次に示す日から 5 営業日の期限内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 異議申立期限が経過した日。
2. 控訴期限が経過し、控訴人が控訴審訴訟費用の前納領収書を第一審裁判所に提出した日。

第 284 条 控訴、異議申立ての変更、補足、取下げ

1. この法律第 273 条の規定に従い控訴の期限が過ぎていない場合は、控訴した者は元の控訴範囲に制限されず控訴の変更、補足、取下げを行う権利を有する。

この法律第280条の規定に従い異議申立ての期限が過ぎていない場合は、異議を申し立てた検察院は元の異議申立範囲に制限されず異議申立ての変更、補足、取下げを行う権利を有する。

2. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日中に、控訴人は、自己の控訴を変更し、又は補足する権利を有し、異議を申し立てた検察院は、その異議申立てを変更し、又は補足する権利を有する。ただし、控訴又は異議申立ての期限が経過している場合は、当該変更又は補足は、元の控訴又は異議申立ての範囲を超えてはならない。
3. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日中に、控訴人はその控訴を取り下げる権利を有し、異議を申し立てた検察院又は直近上級検察院は、その異議申立てを取り下げる権利を有する。

控訴審裁判所は、事件のうち控訴人が控訴を取り下げ、又は検察院が異議申立てを取り下げた部分について控訴審を中止する。

控訴審公判期日の開始前の控訴審中止は公判期日の裁判長が決定し、控訴審公判期日中は審

理合議体が決定する。

4. 控訴審公判期日開始前の控訴又は異議申立ての変更、補足、取下げは、書面を作成し、控訴審裁判所に送付しなければならない。控訴審裁判所は、控訴又は異議申立ての変更、補足、取下げを当事者に通知し、控訴の変更、補足、取下げについては同級の検察院に通知しなければならない。

公判期日中の控訴又は異議申立ての変更、補足、取下げは、公判期日の調書に記録しなければならない。

第 16 章 控訴審の準備

第 285 条 控訴審の事件受理

1. 事件記録、控訴、異議申立て及び添付資料、証拠を受け取った後直ちに、控訴審裁判所は、それを受理簿に記録しなければならない。

事件を受理した日から3営業日の期限内に、裁判所は当事者、提訴した機関、組織、個人及び同級の検察院に対して、裁判所が事件を受理したことについて書面で通知し、裁判所の電子ポータルサイト（あれば）に掲載しなければならない。

2. 控訴審裁判所の長官は、控訴審合議体を設立し、公判期日の裁判長を務める裁判官を指名する。

第 286 条 控訴審の準備期限

1. 事件を受理した日から 2 か月の期限内に、控訴審裁判所は、それぞれの場合に応じて次の決定の一を発する。
 - a) 事件の控訴審を停止する
 - b) 事件の控訴審を中止する
 - c) 事件の控訴審を開く

複雑な事件について、又は不可抗力若しくは客観的な障害がある場合に、控訴審裁判所の長官は、公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。

2. 事件の公判を行う決定を発した日から 1 か月の期限内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開

かなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。

3. 事件の控訴審停止を決定する場合に、控訴審の準備期限は、裁判所の事件解決を再開する決定が法的効力を有する日から起算する。
4. 本条に定める期限は簡易手続による控訴審の事件、外国要素を含む事件に対しては適用しない。

第 287 条 控訴審準備段階における資料、証拠の提供

1. 控訴審準備段階において当事者は次の資料、証拠を補足する権利を有する。
 - a) 第一審裁判所が提出するよう求めたが当事者が正当な理由により提供、提出できなかった資料、証拠
 - b) 第一審裁判所が当事者に提出を求めなかった資料、証拠、又は第一審手続に従った事件解決過程で当事者が知り得なかった資料、証拠
2. 資料、証拠の提出手続はこの法律第 96 条の規定に従う。

第 288 条 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所が事件の控訴審を停止する決定を発する場合は、控訴審停止の効果及び控訴審の再開は、この法律第 214 条、215 条及び 216 条の定めに従う。
2. 事件の控訴審を停止する決定は直ちに効力を有し、当事者、提訴した機関、組織、個人、同級の検察院に直ちに送付する。

第 289 条 事件の控訴審の中止

1. 控訴審裁判所は、次の場合に事件全体又は一部の控訴審を中止する決定を発する。
 - a) この法律第 217 条第 1 項 a 号及び b 号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴全体を取り下げ、又は検察院が異議申立て全体を取り下げる場合
 - c) 控訴人が控訴の一部を取り下げ、又は検察院が異議申立ての一部を取り下げる場合
 - d) 法令の規定に従ったその他の場合
2. 控訴審裁判所が、事件の控訴審を行う決定を発する前に、控訴人が控訴全体を取り下げ又は検察院が異議申立て全体を取り下げた場合は、公判期日の裁判長を任命された裁判官は、控

訴審を中止する決定を発する。控訴審裁判所が事件の控訴審を行う決定を発した後に、控訴人が控訴全体を取り下げ又は検察院が異議申立て全体を取り下げた場合は、控訴審合議体が控訴審を中止する決定を発する。

この場合、第一審の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を中止する決定を発した日から法的効力を有する。

3. 控訴人が控訴の一部を取り下げ、又は検察院が異議申立ての一部を取り下げた場合、控訴審合議体は、控訴人の控訴の一部取下げ又は検察院の異議申立ての一部取下げを認定し、控訴審の判決で、その控訴、異議申立部分の控訴審の中止を決定する。
4. 事件の控訴審を中止する決定は直ちに効力を有し、当事者、提訴した機関、組織、個人、同級の検察院に直ちに送付しなければならない。

第 290 条 控訴審を行う決定

1. 控訴審を行う決定は次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) この法律第 220 条第 1 項 a、b、c、d、g、h、i 号に定める内容
 - b) 裁判官、裁判所書記官の氏名、補充の裁判官の氏名（あれば）
 - c) 控訴人の氏名及び手続参加資格
 - d) 異議を申し立てた検察院（あれば）
 - dd) 公判期日に参加する検察官の氏名、補充の検察官の氏名（あれば）
2. 控訴審を行う決定は、決定を発した日から 3 営業日の期限内に当事者、同級の検察院に送付しなければならない。

第 291 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定

控訴審の準備期限内に、控訴審裁判所は、この法律第 8 章に定める緊急保全処分の適用、変更、取消しを決定する権利を有する。

第 292 条 事件記録の検討のための検察院への移送

1. 控訴審裁判所は事件記録の検討のために控訴審を行う決定とともに事件記録を同級の検察院に移送しなければならない。
2. 同級の検察院が事件記録を検討する期限は、事件記録を受け取った日から 15 日である。当

該期間が満了したときは、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第 17 章 控訴審の手続

第 1 節 控訴審公判期日開始の手続

第 293 条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、第一審判決、第一審裁判所の決定のうち控訴され、若しくは異議を申し立てられた部分、又は控訴内容若しくは異議申立内容の再検討に関連する部分のみを再検討する。

第 294 条 控訴審公判期日の参加者

1. 控訴人、当事者、控訴又は異議申立ての解決に関連する機関、組織、個人並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴審公判期日に召喚しなければならない。裁判所は、控訴又は異議申立ての解決に必要と考える場合は、手続のその他の参加者を公判期日に召喚することができる。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴審公判期日に参加する。

第 295 条 公判期日における控訴審の停止又は中止

控訴審公判期日における事件の控訴審の停止又は中止は、この法律第 288 条及び第 289 条の定めに従う。

第 296 条 控訴審公判期日の延期

1. 控訴審公判期日の参加を任命された検察官が欠席した場合にも、合議審理体は公判を進行し、公判期日を延期しない。ただし、検察院が控訴審の異議を申し立てた場合を除く。
2. 控訴人、控訴していないが控訴、異議申立てに関連する権利、義務を有する者、それらの者の合法的権利及び利益の弁護人が、適式に 1 回裁判所から召喚を受けたにもかかわらず出頭しない場合は、公判期日を延期しなければならない。その者が欠席審理の要請状を提出している場合、裁判所は、その者の欠席の下で控訴審の公判期日を進行する。
3. 控訴人が適式に 2 回裁判所から召喚を受けたにもかかわらず出頭しない場合は、控訴を放棄

したものとみなし、裁判所は当該者の控訴の請求に対する控訴審を中止する。ただし、当該者が欠席審理を要請する場合は、裁判所は、その者の欠席の下で控訴審の公判期日を進行する。

控訴人が不可抗力又は客観的な障害により欠席する場合は、公判期日を延期しなければならない。

控訴人が複数の場合で、その中に適式に 2 回裁判所から召喚を受けたにもかかわらず、欠席審理の要請状の提出もなく出頭しない控訴人がいる場合は、その者は控訴を放棄したものとみなし、裁判所は事件の公判を行う。判決主文の部分において、裁判所は欠席した控訴人の控訴部分に対する控訴審を中止する。

控訴していないが控訴、異議申立てに関連する権利、義務を有する者、手続のその他の参加者が適式に 2 回裁判所から召喚を受けたにもかかわらず出頭しない場合は、裁判所は事件の公判を進行する。

4. 控訴審公判期日の延期期間及び延期決定は、この法律第 233 条の規定に従う。

第 297 条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続

控訴審公判期日の開始準備及び開始手続はこの法律第 237 条、239 条、240 条、241 条、242 条の規定に従う。

第 298 条 公判期日における控訴、異議申立てに関する尋問及び控訴、異議申立ての変更処理

1. 控訴審公判期日の開始手続が完了した後に、控訴審合議体の構成員は、事件の内容、第一審判決の決定及び控訴され、又は異議を申し立てられた内容を告知する。
2. 公判期日の裁判長は、次の事項を尋問する。
 - a) 原告がその提訴の取下げを希望するか否か
 - b) 控訴人又は検察官がその控訴又は異議申立ての変更、補足、取下げを希望するか否か
 - c) 当事者が事件の解決について相互の合意に達することができるか否か
3. 控訴人が控訴の一部を取り下げ、検察院が異議申立ての一部を取り下げた場合は、裁判所は控訴又は異議申立ての取下げを承認する。控訴人、検察院が元の控訴又は異議申立ての範囲を超えて新たな内容を補足した場合には、裁判所はその内容に関しては検討しない。

第 299 条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ

1. 原告が控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日においてその訴えを取り下げる場合は、控訴審合議体は、被告がそれに同意するか否かを尋問しなければならない、それぞれの場合に応じて次のように解決することができる。
 - a) 被告が同意しない場合は、原告による訴え取下げを承認しない
 - b) 被告が同意する場合は、原告による訴え取下げを承認する。控訴審合議体は、第一審の判決を破棄する決定を発し、事件の解決を中止する。この場合は、当事者は、第一審裁判所の決定による第一審訴訟費用及び法令が定める控訴審訴訟費用の半額を負担しなければならない
2. 控訴審合議体が本条第 1 項 b 号の規定に従い事件の解決を中止する決定を発した場合は、原告は、この法律が定める手続に従って、事件を再提訴する権利を有する。

第 300 条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認

1. 控訴審公判期日において当事者がその事件の解決に関し相互の合意に達することができ、その合意が任意で法律の禁止条項に違反せず、社会倫理に反しない場合は、控訴審合議体は、第一審裁判所の判決を修正する控訴審判決を言い渡し、当事者の合意を承認する。
2. 当事者は、第一審訴訟費用の負担についても合意に達することができる。その合意に達しない場合は、裁判所は、法令の規定に従って決定をする。

第 2 節 控訴審における争訟

第 301 条 控訴審における争訟内容及び方法

控訴審における争訟内容及び方法はこの法律第 247 条の規定に従う。

第 302 条 控訴審公判期日における当事者及び検察官の陳述

当事者がその控訴を維持し、又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審公判期日における陳述は次のとおり実施される。

1. 控訴、異議申立ての陳述。

- a) 控訴人の合法的権利及び利益の弁護人が控訴の内容及びその根拠を陳述する。控訴人は追加陳述をする権利を有する
当事者全員が控訴する場合は、その陳述は次の順番で実施する。控訴した原告の合法的権利及び利益の弁護人並びに原告。控訴された被告の合法的権利及び利益の弁護人並びに被告。控訴に関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人並びに関連する権利、義務を有する者
 - b) 検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及びその根拠を陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が最初に控訴内容及びその根拠を陳述し、次に検察官が異議申立ての内容及びその根拠を陳述する
 - c) 当事者が合法的権利及び利益の弁護人を有さない場合は、当事者は自分自身で控訴の内容及び自己の提議に関する意見を陳述する
2. 控訴又は異議申立てに関連するその他の当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴の内容及び異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は追加陳述をする権利を有する。
 3. 控訴審公判期日において当事者及び検察官は、追加資料及び証拠を提出する権利を有する。

第 303 条 控訴審公判期日における尋問、資料及び証拠の開示、証拠物の取調べ手続

1. 控訴審公判期日における手続参加者の尋問、この法律第 287 条に定める資料及び証拠の開示、証拠物の取調べ手続は、第一審公判期日に適用されるものと同様である。
2. 尋問は、この法律第 293 条に定める控訴審の範囲に該当する事項について行う。

第 304 条 控訴審公判期日の一時的な停止

控訴審公判期日の一時的な停止はこの法律第 259 条に従う。

第 305 条 控訴審公判期日における弁論

1. 控訴審公判期日において、当事者、その合法的権利及び利益の弁護人は、控訴審の範囲に該当し、控訴審公判期日に尋問された事項についてのみ弁論することができる。
2. 控訴における弁論の順序は次のとおりである。
 - a) 控訴人の合法的権利及び利益の弁護人が陳述する。控訴人は追加陳述をする権利を有する
 - b) 当事者の合法的権利及び利益の弁護人が弁論、答弁する。当事者は追加陳述をする権利

を有する

- c) 審理合議体は、必要と思われる場合には、事件の解決の根拠とするために、具体的な事項について当事者に追加弁論を求めることができる
3. 異議申立てにおける弁論の順序は次のとおりである。
- a) 当事者の合法的権利及び利益の弁護人が異議申立ての合法性、根拠について陳述する。当事者は追加陳述をする権利を有する
 - b) 検察官は当事者の合法的権利及び利益の弁護人及び当事者が述べた事項について意見を陳述する
4. 当事者が合法的権利及び利益の弁護人を有さない場合は、自分自身で弁論する。
5. 当事者及び手続のその他の参加者のいずれかが欠席する場合は、公判期日の裁判長はその陳述を公開し、それを基に公判期日に出席する当事者は弁論及び答弁する。

第 306 条 控訴審公判期日における検察官の陳述

弁論及び答弁の終了後、検察官は、控訴審段階における民事訴訟事件の解決過程の法律遵守に関する検察院の意見を陳述する。

公判期日終了後、直ちに検察官は裁判所に意見の陳述書を送付し、裁判所は事件記録に保管しなければならない。

第 307 条 評議及び判決の言渡し

評議、尋問及び弁論の再開、評議の期限、判決の言渡し、控訴審判決の修正及び補足は、第一審の手続に従う。

第 308 条 控訴審合議体の権限

控訴審合議体は、次の権限を有する。

1. 第一審判決を支持する。
2. 第一審判決を修正する。
3. 第一審判決全体又は一部を破棄し、第一審手続に従った事件の再解決のために事件記録を第

一審裁判所に移送する。

4. 第一審判決を破棄し、事件の解決を中止する。
5. 控訴審を中止する。
6. 憲法、法律、国会議定、国会常務委員会の法令及び議決、並びに上級国家機関の法規範文書に違反する兆候がある法規範文書の修正、補足、廃止の検討に関して最高人民裁判所の長官が管轄の国家機関に文書で建議し、管轄の国家機関がその処理結果を裁判所に文書で回答するまで事件の解決を停止する。

第 309 条 第一審判決の修正

控訴審合議体は、次の場合に第一審裁判所が法令に反する決定をしたときに、第一審判決の一部又は全部を修正することができる。

1. 証拠の収集及び証明が十分に、かつこの法律第 7 章の規定に従って実施された場合。
2. 証拠の収集及び証明が第一審で十分に実施されなかったが、控訴審公判期日において十分に補足された場合。

第 310 条 第一審判決全体又は一部の破棄、第一審手続に従った事件の再解決のための第一審級裁判所への事件記録の移送

控訴審合議体は、次の事由の一に該当する場合には、第一審判決全体又は一部を破棄し、第一審手続に従った事件の再解決のために事件記録を第一審裁判所に移送する。

1. 証拠の収集及び証明が、この法律第 7 章の定めに関し、又は十分に実施されず、控訴審公判期日においてそれを補足できない場合。
2. 第一審の審理合議体の構成がこの法律の規定に関し、又は当事者の合法的権利及び利益に影響する他の重大な手続上の違反があった場合。

第 311 条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止

控訴審合議体は、第一審公判期日の事件解決過程において、事件がこの法律第 217 条及び第 299 条第 1 項 b 号に定める場合の一に該当するときは、第一審判決を破棄し、事件の解決を中止する。

第 312 条 控訴審の中止

次の事由の一に該当するときは、控訴審合議体は控訴審を中止し、第一審判決を支持する。

1. この法律第 289 条第 2 項に定める場合。
2. この法律第 296 条第 3 項の規定に従い、控訴人が適式に 2 回裁判所から召喚を受けたにもかかわらず出頭しない場合。ただし、控訴人が他にもあり、又は検察院が異議を申し立てる事件の場合を除く。

第 313 条 控訴審の判決

1. 控訴審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審の判決を言渡す。
2. 控訴審の判決は、次の内容で構成する。
 - a) 導入部
 - b) 事件の内容、控訴、異議申立て、認定の部分
 - c) 主文
3. 導入部では、控訴審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び言渡し日、審理合議体の構成員、公判期日の書記官、検察官、鑑定人及び通訳人の氏名、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、訴えを提起する機関、組織、個人の氏名及び住所、それらの者の適法な代理人、合法的権利及び利益の弁護人、控訴人の氏名、異議を申し立てる検察院の名称、公判の公開又は非公開、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 事件の内容、控訴又は異議申立て及び認定部分では、事件の内容、第一審裁判所の決定、控訴又は異議申立ての内容を要約して示さなければならない。

裁判所は控訴、異議申立て、事件の事実関係、第一審裁判所の解決、審理、裁判所が適用する法的根拠を分析し、評価し、認定するために公判期日中に取り調べた資料、証拠、公判期日中の弁論結果に基づき、又は事件がこの法律第 4 条第 2 項の規定に該当する場合は、慣習、同様の法令、民事法令の基本原則、判例、条理に基づき、控訴、異議申立てを認容し、又は認容せず、及び関連するその他の事項を解決する。

主文の部分では、事件の解決すべき各争点並びに緊急保全処分、第一審訴訟費用、控訴審訴訟費用及び手続費用（あれば）の適用に関する法的根拠及び審理合議体の決定について明記しなければならない。

5. 監督審又は再審の決定に従った事件の再審理に当たり、判決、決定の一部又は全部が破棄された場合、裁判所は法的効力を有する判決、決定に基づき既に執行されたが破棄される財産、義務に関する事項（あれば）を解決し、判決に明記しなければならない。
6. 控訴審判決は、その言渡し日から法的効力を有する。

第 314 条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定に対する控訴審手続

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定に対する控訴審を行うに当たり、控訴審合議体は、公判期日を開く必要がなく、当事者を召喚する必要もない。ただし、決定する前に当事者の意見を聴取する必要がある場合を除く。
2. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を受けた事件を受理した日から 1 か月の期限内に、裁判所は当該決定を検討するために控訴評議を開かなければならない。正当な理由がある場合はこの期限は 2 か月である。同級の検察院の検察官は、控訴評議に参加する。検察官が欠席する場合も、裁判所は評議を進行する。ただし、検察院が異議を申し立てた場合を除く。
3. 控訴審合議体の一構成員は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審の決定の内容の要約、控訴又は異議申立ての内容並びに添付資料及び証拠（あれば）を提示する。
4. 検察官は、控訴審合議体が決定を発する前に控訴又は異議申立ての解決に関する検察院の意見を陳述する。
5. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するに当たり、控訴審合議体は次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を支持する
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄し、事件解決の再開のために事件記録を第一審裁判所に移送する
6. 控訴審決定は、決定の発付日から効力を有する。

第 315 条 控訴審判決、決定の送付

1. 控訴審判決又は決定の発付日から 15 日の期限内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を第

一審公判を行った裁判所、同級検察院、権限を有する民事判決執行機関、控訴人、自己の権利、義務が控訴又は異議申立てに関連している者又はその適法な代理人に送付しなければならない。

高級人民裁判所が控訴審を行う場合は、この期限は延長してもよいが、25日を超えてはならない。

2. 控訴審の判決、決定で、消費者の権利保護に関わる社会組織が訴えを提起した消費者の権利に関するものは、裁判所の本庁で公示し、かつ中央又は地方の日刊紙のいずれか1紙に3回連続して掲載しなければならない。

控訴審の判決、決定で、国家の賠償責任に関連するものは、控訴審裁判所が国家賠償に関する管轄の国家管理機関に送付しなければならない。

控訴審の判決、決定で、個人の戸籍変更に関連するものは、当該判決、決定が法的効力を有する日から5営業日の期限内に、控訴審裁判所が戸籍法の規定に従い当該個人の戸籍を登記した場所の人民委員会に判決、決定の抜粋を添付し、文書で通知しなければならない。

控訴審の判決は、この法律第109条第2項に定める情報を含む場合を除き、裁判所の電子ポータルサイト（あれば）に控訴審裁判所が掲載する。

第4部

簡易手続による民事事件解決

第18章

簡易裁判所での簡易手続による民事事件解決

第316条 簡易手続適用範囲

1. 簡易手続とは、早急にかつ適法な事件解決を目的とする通常民事事件解決手続と比べ、簡易な手順によりこの法令に定める完全な条件を有する民事事件解決のために適用される訴訟手続である。
2. この部の規定は、簡易手続に基づき事件解決に適用される。
規定がない場合は、この法律の他の規定を適用し、事件解決する。
3. 民事紛争を定める他の法律により簡易手続による解決がされる場合、その紛争解決はこの部で定める手続に従い行われる。

第 317 条 簡易手続適用条件

1. 次のような条件を完全に有する場合、裁判所は簡易手続により事件を解決する。
 - a) 事件に、簡単な事実関係、明白な法的関係、義務を認めた当事者、十分な資料、証拠があり、事件解決のための根拠が十分にあり、裁判所が資料、証拠を収集する必要がない場合
 - b) 当事者全員に明白な居住地、本部の住所がある場合
 - c) 海外に居住する当事者、ベトナムに居住する当事者が裁判所に簡易手続により解決するよう提議し合意した、あるいは当事者が財産の合法所有権に関する証明を提出し、財産処理に関して合意した場合を除き、海外に居住する当事者、海外で紛争する財産がない場合
2. 簡易手続により受理、解決された労働事件において外国籍を持つ雇用者、又は法律上の代表者が居住地、本部を離れたにも関わらず他の当事者に通知しなかった場合、裁判所は故意に住所を隠蔽したと見なす。裁判所はこの部で定める簡易手続によりその事件を解決する。
3. 簡易手続による裁判の準備段階において、次のような新たな事実関係が出現し、事件に簡易手続による解決のための十分な条件がある場合、裁判所が事件解決を通常手続による解決に変更する。
 - a) 当事者が一致せず、資料、証拠を確認、追加で収集する必要があり、又は鑑定を行う必要がある新たな事実関係が生じた場合
 - b) 当事者が価格に関して一致しない財産紛争の査定、価格査定を行う必要がある場合
 - c) 一時的な緊急手段を適用する必要がある場合
 - d) 関連する権利、義務を有する者が生じた場合
 - dd) 対抗措置申立て又は独立申立てが生じた場合
 - e) 海外で居住する当事者、海外における紛争財産、海外における証拠の確認、収集申立てが生じ、この条第 1 項 c 節の規定を除いて司法委託を行う必要がある場合
4. 事件を通常手続による解決に変更する場合、裁判の準備期間は通常手続による解決への変更決定日から計算される。

第 318 条 簡易手続による公判決定

1. この法律第 195 条第 3 項及び 4 項が定める事件受理日から 1 か月以内に、事件担当の裁判官は簡易手続による公判決定をしなければならず、決定日から 10 日以内に開廷しなければな

らない。

2. 簡易手続による公判決定は次のような内容を含まなければならない。
 - a) 決定年月日
 - b) 決定発付裁判所名
 - c) 簡易手続による公判を決定した事件
 - d) 原告、被告又はこの法律第 187 条に定めた申立て機関、団体、個人、あるいは関連する権利、義務を有する者の氏名、住所、電話番号、Fax 番号、電子メールアドレス（あれば）
 - dd) 裁判所裁判官及び書記官の氏名、補欠裁判官の氏名（あれば）
 - e) 検察官の氏名、補欠検察官の氏名（あれば）
 - g) 開廷年月日時、場所
 - h) 公開裁判又は非公開裁判
 - i) 公判参加に召喚された人の氏名
3. 簡易手続による公判決定は当事者及び同級の検察院に直ちに送付しなければならない。検察院がこの法律第 21 条第 2 項が定める公判に参加する場合、裁判所は同級の検察院に公判決定とともに事件書類を送付しなければならない。書類を受け取った日から 3 営業日以内に、検察院は調査及び裁判所へ書類を返送しなければならない。

第 319 条 簡易手続による公判決定に関する異議申立て、及びその解決

1. 簡易手続による公判決定を受け取った日から 3 営業日以内に、当事者は異議申立ての権利を有し、同級の検察院は決定を発付した裁判所長官への異議申立ての権利を有する。
2. 簡易手続による公判決定に関する異議申立てを受けた日から 3 営業日以内に、裁判所長官は次の決定の内 1 つを発付しなければならない。
 - a) 簡易手続による公判決定を維持する
 - b) 簡易手続による公判決定を取消し、事件を通常手続による解決に変更する
3. 裁判所長官の異議申立て解決の決定を最終的な決定として、当事者、同級の検察院に直ちに送付しなければならない。

第 320 条 簡易手続による公判

1. 当事者、同級の検察院の検察官は、簡易手続による公判に出席しなければならない。検察

官が欠席した場合でも裁判合議体は裁判を行う。当事者は裁判所へ欠席を申し出る権利を有する。

被告、関連する権利、義務を有する者が合法的に召喚されたが正当な理由なく欠席した場合でも裁判官は公判を行う。

2. 裁判官は、この法律第 239 条が定める公判の開廷手続を行う。
3. 公判の開廷後、第 206 条の規定に基づき和解しない、又はこの法律第 207 条の規定に基づき和解しない場合を除き、裁判官は和解を行う。

当事者が解決しなければならない問題に関して互いに合意した場合、裁判官はこの法律第 212 条で定める当事者の合意の承認を決定を発付しなければならない。当事者が互いに合意しない場合、裁判官は公判を行う。

事件解決に関する見解の陳述、議論、回答、提出はこの法律第 14 章第 3 節での規定に基づき行われる。

4. 公判において、この法律第 317 条第 3 項が定める新たな事実関係が生じたことで簡易手続による事件解決の十分な条件がない場合、裁判官は通常手続による解決への変更を検討、決定する。この場合、裁判の準備期限はこの法律第 317 条第 4 項の規定に基づき計算される。

第 321 条 簡易手続による判決決定効力

1. 簡易手続による第一審の判決、決定は、控訴審級の裁判所に簡易控訴の手続により解決するように請求するため、控訴審手続きにより異議申立てを受けることがある。
2. 簡易手続による判決、決定はこの法律が定める監督審、再審手続による異議申立てを受けることがある。

第 15 章

控訴審での簡易手続による民事事件解決

第 322 条 簡易手続による判決、決定の異議申立て期限

1. 簡易手続による第一審級の裁判所の判決、決定に対する異議申立て期限は、判決日から 7 日間である。当事者が公判に欠席した場合、異議申立て期限日はその者に渡される判決、決定日又は公示される判決、決定日から計算する。

2. 同級の検察院の簡易手続による第一審の判決、決定に対する異議申立て期限は、判決、決定を受けた日から7日間であり、直接の上級検察院の異議申立て期限は、10日間である。

第 323 条 簡易手続による控訴審の準備期限簡易手続による控訴審の準備期限

1. 事件受理日から1か月の期限内に、事例ごとに担当裁判官は次の決定の内の一つを出して控訴審手続きによって解決する。
 - a) 控訴審の一時休止
 - b) 控訴審の休止
 - c) 控訴審の公判決定
2. 控訴審の公判決定は、この法律第290条第1項が定める内容を含まなければならない。控訴審の決定は調査用事件書類を添付して異議申立てに関連する者、及び同級の検察院に直ちに送付しなければならない。

同級の検察院の書類調査期限は事件書類を受け取った日から5営業日である。その期限が過ぎると、検察院は裁判所に事件書類を返却しなければならない。

3. 控訴審の一時休止の決定があった場合、控訴審の準備期限は一時休止の理由がない場合に控訴審級の裁判所が控訴審を継続した日から計算される。
4. この法律第317条第3項が定める新たな事実関係が生じた場合、裁判所は事件を通常手続による解決への変更を決定する。この場合において、公判の準備期限はこの法律第317条第4項の規定に基づき計算される。

第 324 条 異議を申立てた第一審の判決、決定に対する簡易控訴審の手続

1. 控訴審の公判決定日から15日以内に、裁判官は控訴審を開廷しなければならない。
2. 当事者、同級の検察院は控訴審に出席しなければならない。検察官が欠席した場合でも、検察院が控訴審の異議申立てをする場合を除き、裁判合議体は裁判を行う。当事者は裁判所へ欠席を申し出る権利を有する。

異議申立てをしなかった当事者が合法的に召喚されたが正当な理由なく欠席した場合でも裁判官は公判を行う。

3. 裁判官は異議申立てを行った第一審の判決、決定内容、異議申立ての内容、添付資料、証拠（あれば）の要約を陳述する。
4. 当事者の合法的権利及び利益を保護する者、当事者は、事件解決に関する自身の見解の陳述、議論、回答、提出に関する意見を補足する。
5. 議論、回答の完了後、検察院は控訴審の段階における民事事件解決過程での法律遵守に関する検察官の意見を発表する。

公判終了後直ちに、検察官は事件書類に保管するため、裁判所へ意見発表文書を送付しなければならない。

6. 異議申立てのあった第一審の判決、決定を検討する場合に、裁判官は次の権利を有する。
 - a) 第一審級の裁判所の判決、決定を維持する
 - b) 第一審級の裁判所の判決、決定を修正する
 - c) 第一審の判決、決定を取りやめ、簡易手続による解決のための条件が十分でない場合、事件書類を第一審級の裁判所に渡し、簡易手続又は通常手続により事件解決する
 - d) 第一審の判決取りやめ、及び事件解決の休止
 - dd) 控訴審の休止、第一審判決の維持
7. 控訴審の判決、決定は、判決、決定日から法的効力を有する。

第5部

法的効力を有する判決，決定の再検討手続

第20章

監督審の手続

第325条 監督審の性質

監督審とは、この法律第326条が定める根拠がある場合、異議を申立てられた裁判所の法的効力を有する判決又は決定の再検討である。

第326条 監督審の手続に従って異議を申立てる根拠、条件

1. 次の根拠の一が存在する場合には、裁判所の法的に効力を有する判決又は決定は、監督審の手続に従って異議を申立てる。

- a) 事件の客観的事実関係と矛盾している判決又は決定の結論が、当事者の合法的権利、利益に害を与える
 - b) 事件手続の重大な違反により、当事者は自身の訴訟権利、義務を行使せず、合法的権利、利益に至り、法令に基づき保護されていない
 - c) 不当な判決、決定に至る法律適用において過誤があり、当事者の合法的な権利、利益に害を与え、公共利益、国家利益、第三者の合法的権利、利益を侵害する
2. この法律第 331 条で規定する異議申立ての権限のある者は、この条第 1 項で規定する根拠の一つが存在する場合の法的効力のある裁判所の判決、決定を異議申立てし、この法律第 328 条の規定に基づき提議書を出し、又はこの法律第 327 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき通知、陳情する。公共利益、国家利益、第三者の合法的権利、利益を侵害する場合は、提議書を提出する必要がある。

第 327 条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

- 1. 法的効力を有する判決又は決定日から 1 年以内に、その判決、決定に法律違反を発見した場合、当事者は監督審の手続に従って異議申立てを検討するため、この法律第 331 条が定める異議申立ての権限を有する者に対して文書で提議する権利を有する。
- 2. 裁判所、検察院又はその他の機関、組織、個人が法的効力を有する判決又は決定において法律違反を発見した場合、この法律第 331 条が定める異議申立ての権限を有する者に対して文書で通知しなければならない。
- 3. この法律第 326 条第 1 項が定める根拠を発見した場合、省級の人民裁判所長官は高級人民裁判所長官又は最高人民裁判所長官に、高級人民裁判所長官は最高人民裁判所長官に法的効力のある判決、決定の監督審手続に従って異議申立ての検討を建議する。

第 328 条 監督審の手続に従った法的効力のある判決、決定の検討提議書

- 1. 監督審の手続に従った法的効力のある判決、決定の検討提議書は次の内容を含まなければならない。
 - a) 提議書作成年月日
 - b) 提議者氏名、住所
 - c) 監督審の手続に従って検討提議された法的効力のある判決、決定名
 - d) 提議者の提議、請求理由
 - dd) 個人が提議者の場合、署名又は指印しなければならない。機関、組織が提議者の場合、

その機関、組織の合法代理人は提議書の最後に署名及び押印しなければならない。提議組織が企業である場合、社印は企業法の規定に基づき使用される

2. 自身の請求は根拠があり、合法的であることを証明するために、提議書と添付して、提議者は法的効力のある判決、決定、資料、証拠（あれば）を送付しなければならない。
3. 提議書、資料、証拠は、この法律第 331 条が定める異議申立ての権限を有する者に送付される。

第 329 条 監督審の手続に従い法的効力のある判決、決定の検討の提議書受取り手続き

1. 裁判所、検察院は当事者が直接納付することで受け取る、又は郵送を通して送付し、受取簿に記入、当事者に提議書を受け取った確認書を発行する。提議書の送付日は、当事者が裁判所、検察院へ納付した日又は送付場所の郵送押印日から計算される
3. 裁判所、検察院はこの法律第 328 条が定める十分な内容を含む際にもみ提議書を受理する。提議書がこの法律第 328 条が定める十分な条件を含まない場合、検察院は提議書の送付者に裁判所、検察院の申立て受取日から 1 か月以内に、修正、補足を請求する。

期限が過ぎても提議書送付者が修正、補足をしない場合、裁判所、検察院は提議書を返却し、当事者へ理由を明記し、提議書受取簿に記載する。

3. 監督審の手続に従い異議申立ての権限を有する者は、提議書を調査し、通知、建議、事件書類の調査、あるいは異議申立て、検討する権限を有する者に報告を行う責務を有する。異議申立てをしない場合は、通知、建議文書を持つ当事者、機関、組織、個人へ文書で通知し、理由を明記する。

最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官を指名し、最高人民検察院長は、最高人民検察院検察官を指名して、提議書の調査、通知、建議、事件書類、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長へ異議申立ての検討、決定を報告する。異議申立てをしない場合、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長は、通知、建議文書を持つ当事者、機関、組織、個人に文書で通知し、理由を明記する。

第 330 条 監督審の手続における資料、証拠の補足、確認

1. 資料、証拠を第一審、控訴審が当事者に提出するよう請求する、又は提出するよう請求したが当事者が正当な理由により提出できない、又は事件解決の過程において当事者が資料、証拠を知り得ない場合、当事者は、監督審の手続に従って、異議申立ての権限を有する者に資

料、証拠を提供する権限を有する。

2. 監督審手続に従った法的効力のある判決、決定の検討提議書の解決過程において、監督審手続に従って異議申立ての権限を有する者は、提議書を持つ者に資料、証拠を補足、又は必要な資料、証拠の事故調査、確認をするよう請求する権利を有する。

第 331 条 監督審の手続に従って異議を申立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、高級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申立てる権限を有する。最高人民裁判所の裁判官の審理合議体の監督審決定を除き、必要な調査の際、判決、決定はその他の裁判所の法的効力を有する。
2. 高級人民裁判所の長官及び高級人民検察院の長官は、領地に基づく権限範囲における省級人民裁判所、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申立てる権限を有する。

第 332 条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決又は決定の執行延期を申立てることができる。判決の執行延期は、民事判決執行に関する法令に従う。
2. 監督審の手続に従って、法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申立てた者は、監督審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行停止を決定する権利を有する。

第 333 条 監督審の手続に従って異議を申立てる決定

監督審の手続に従って異議を申立てる決定は、次の主要な内容で構成する。

1. 異議申立て決定の番号及び決定年月日。
2. 異議申立て決定をした者の職位。
3. 異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の番号 及び日付。
4. 異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文。

5. 異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の違反又は過誤についての意見、分析。
6. 異議申立て決定の法的根拠。
7. 法的効力を有する判決又は決定の全て又は一部に対し異議を申立て。
8. 当該事件の監督審を行う管轄権を有する裁判所の名称。
9. 異議申立て者の意見。

第 334 条 監督審の手続に従って異議を申立てる期限

1. 本条第 2 項が定める場合を除き、監督審の手続に従って異議を申立てる権限を有する者は、裁判所の判決又は決定が法的効力を有した日から 3 年以内において異議を申立てることができる。
2. 本条第 1 項で定める異議申立て期限が過ぎても次の条件を有する場合、異議申立て期限は、期限が過ぎた日から 2 年間延長することができる。
 - a) 当事者がこの法律第 328 条第 1 項が定める意見書を持ち、本条第 1 項が定める異議申立て期限を過ぎた後も当事者が引き続き意見書を持っている場合
 - b) 法的効力のある裁判所の判決、決定がこの法律第 326 条第 1 項が定める法律に違反し、当事者、あるいは第三者の合法的権利、利益を重大に侵害し、公共、国の利益を侵害し、その法的効力のある判決、決定における過誤を解決するために異議申立てをしなければならない場合

第 335 条 監督審の手続に従った異議申立ての修正、補足又は取下げ

1. 監督審の手続に従って異議を申立てた者は、この法律第 334 条に定める異議申立て期限が徒過していない場合に異議申立て決定を修正し、又は補足する権限を有する。
2. 異議を申立てた者は、開廷前又は監督審で、異議申立ての一部又は全部を消滅させる権限を有する。異議申立ての消滅は決定により実施されなければならない。
3. 異議申立ての全ての消滅の決定を受けた際、監督審の裁判所は監督審の休止の決定を下す。

第 336 条 監督審の手續に従った異議申立て決定の送付

1. 監督審の手續に従って異議を申立てる決定は、異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定を発した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び自己の権利、義務が異議申立ての内容と関連する者に直ちに送付しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官又は高級人民裁判所の長官が異議を申立てた場合は、異議申立て決定及び事件記録を同級の人民検察院に直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から 15 日以内に記録を検討する。当該期間が満了したときは、検察院は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために当該管轄裁判所に事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は高級人民検察院の長官が異議を申立てた場合は、異議申立て決定は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために直ちに当該管轄裁判所に送付しなければならない。

第 337 条 監督審の手續に従って事件を再検討する管轄権

1. 領地に従う権限の範囲内における省級人民裁判所、県級人民裁判所の法的効力を有する判決、決定を監督審に従って再検討する高級人民裁判所の裁判官委員会は、次のとおり異議を申立てられる。
 - a) 高級人民裁判所の裁判官委員会は、監督審の手續に従って異議を申立てられる法的効力を有する省級人民裁判所、県級人民裁判所の判決、決定に対して 3 人の裁判官を含む審理合議体により監督審手續に従って再検討する
 - b) 高級人民裁判所の裁判官委員会は本項 a 節で定める法的効力を有するが複雑な事実関係のある判決、決定に対して監督審を行う、又は判決、決定が高級人民裁判所によって 3 人の裁判官を含む公判合議体により監督審を行うが、事件解決に関する決定を通して評決される際、一致には達しない
2. 最高人民裁判所裁判官評議会は、次のような異議を申立てられた高級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定を監督審の手續に従って再検討する。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会は、監督審の手續に従って異議申立てられた高級人民裁判所の判決、決定に対して 5 人の裁判官を含む審理合議体により監督審を行う場合
 - b) 最高人民裁判所裁判官評議会全体会は、本項 a 節で定める法的効力を有するが複雑な事実関係のある判決、決定に対して監督審を行う、又は判決、決定が最高人民裁判所裁判官評議会によって 5 人の裁判官を含む公判合議体により監督審を行うが、事件解決に関

する決定を通して評決される際、一致には達しない場合

3. 本条第 2 項第 a 節及び第 b 節が定める複雑な事実関係を持つ事件は次のような場合の一に該当する場合の事件とする。
 - a) 解決すべき問題に関する法律の規定が明白でなく、統一した適用指示がない場合
 - b) 証拠の評価、法律の適用に多数の異なる意見を有する場合
 - c) 公益、国家の利益、人権保護、公民権に関連する事件の解決に特別な関心があり社会的に注目されている場合
4. 高級人民裁判所長官が本条第 1 項が定める場合において、監督審の手続に従って再検討する組織を検討、決定する。最高人民裁判所長官は、本条第 2 項が定める場合において監督審の手続に従って再検討する組織を検討、決定する。
5. 同一の民事事件に関する法的効力を有する判決、決定が高級人民裁判所及び最高人民裁判所の監督審の権限に該当する場合、最高人民裁判所は事件全体の監督審の権限を有する。

第 338 条 監督審公判期日の参加者

1. 監督審公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない。
2. 必要と考える場合は、裁判所は当事者又は合法の代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、異議申立てに関するその他の手続の参加者を監督審公判期日に参加するために召喚する。その者が公判に欠席する場合でも、監督審の審理合議体は裁判を実施する。

第 339 条 監督審公判期日の開始期限

監督審の権限を有する裁判所は、異議申立て及び事件記録を受け取った日から 4 か月以内に、監督審の手続に従って事件を再検討するため、公判期日を開始しなければならない。

第 340 条 監督審公判期日の準備

裁判所長官は、公判期日の事件の説明書を作成する裁判官を指名する。説明書には事件の内容、異なった審級の裁判所の判決、決定及び異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審公判期日が開始する遅くとも 7 日前には監督審評議会の構成員に送付しなければならない。

第 341 条 監督審公判期日の手続

1. 裁判長が公判期日を開始した後に、監督審合議体の構成員は、事件の内容の概略、事件の審理過程、異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文、異議申立ての根拠及び異議申立ての認定、異議申立て者の意見を提示する。検察院が異議申立てをする場合、検察院の代理人は、異議申立て内容を陳述する。
2. 当事者又は合法の代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、異議申立てに関するその他の手続の参加者は監督審に召喚し、監督審評議会が請求する問題に関して意見を陳述する。その者が公判に欠席しても意見陳述書がある場合、監督審評議会はその意見を公開する。
3. 検察院の代理人は、異議申立ての決定及び事件の解決に関する意見を陳述する。

公判終了後、検察院の代理人は、事件書類の保存のため裁判所へ意見書を送付しなければならない。

4. 監督審評議会の構成員は意見、討論を陳述する。監督審評議会は事件解決に関して議案、評決し、公判において事件解決に関する決定内容を交付する。議案はこの法律第 264 条が定める原則に基づき実施しなければならない。
5. 高級人民裁判所の裁判官委員会がこの法律第 337 条第 1 項 a 節が定める公判を行う場合、審理合議体の決定は合議体に参加する構成員全員に可決されなければならない。

この法律第 337 条第 1 項 b 節が定める公判の場合、高級人民裁判所の裁判官委員会の公判は、少なくとも全体の構成員の 3 分の 2 が参加しなければならない。裁判官委員会の決定は、構成員の過半数を超えて可決しなければならない。

6. 最高人民裁判所裁判官評議会がこの法律第 337 条第 2 項 b 節が定める公判を行う場合、審理合議体の決定は参加する構成員全員に可決さなければならない。

この法律第 337 条第 2 項 b 節が定める公判の場合、最高人民裁判所裁判官評議会の公判は、少なくとも全体の構成員の 3 分の 2 が参加しなければならない。裁判官評議会の決定は、構成員の過半数を超えて可決されなければならない。

第 342 条 監督審審理の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち、異議を申立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連する部分のみを審理する。

2. 監督審審理合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち異議を申立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、当該部分が国益又は事件の当事者以外の第三者の公共あるいは国家の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権限を有する。

第 343 条 監督審合議体の権限

監督審合議体は、次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. 法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され、又は修正された下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。
3. 第一審手続又は控訴審手続に従った再審理のために法的効力を有する判決又は決定の一部又は全てを破棄する。
4. 法的効力を有する判決又は決定を破棄し、当該事件の解決を中止する。
5. 法的効力を有する裁判所の判決、決定の一部又は全てを修正する。

第 344 条 破棄され、又は修正された直属下級裁判所の適法な判決又は決定の支持

監督審審理合議体は、異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を発し、その異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定により一部又は全部を破棄され、若しくは修正されていた下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。

裁判所の判決、決定が一部又は全てを施行した場合、監督審審理合議体は、判決施行の結果を解決しなければならない。

第 345 条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために法的効力を有する判決又は決定の一部又は全ての破棄

監督審合議体は、次の場合に第一審手続又は控訴審手続に従った再審理のために異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の一部又は全てを破棄する決定を発する。

1. 証明及び証拠の収集が十分に実施されず、又はこの法律第 7 章の規定に反して実施された場合。

2. 判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合せず、又は法律の適用に重大な過誤がある場合。
3. 第一審合議体又は控訴審合議体の構成がこの法律の規定に従わず、又は当事者の合法的な権利及び利益に影響する手続においてその他の重大な違反がある場合。

第 346 条 法的効力を有する判決、決定の破棄及び事件解決の中止

事件がこの法律第 217 条に定める場合の一に該当する場合は、監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発し、事件の解決を中止する。

裁判所の判決、決定の一部又は全てを施行した場合、監督審合議体は判決施行の結果を解決しなければならない。

第 347 条 法的効力を有する判決、決定の一部又は全ての修正

1. 次のような十分な条件を有する場合、監督審合議体は法的効力を有する判決、決定の一部又は全ての修正の決定を発する。
 - a) 十分かつ明確な事件書類の資料、証拠、事件の事実関係を明確にするための十分な根拠があること
 - b) 異議を申立てられた判決、決定の修正が機関、組織、その他個人の権利、義務に影響しないこと
2. 裁判所の判決、決定の一部又は全てが施行された場合、監督審合議体は判決施行の結果を解決しなければならない。

第 348 条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を発する。
2. 監督審の決定は、次の内容を含んでいなければならない。
 - a) 監督審公判開始日時及び場所
 - b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が高級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会である場合は、裁判長の氏名及び肩書き並びに審理に参加し

た構成員の数を明記する

- c) 書記官及び公判に参加した検察官の氏名
 - d) 合議体が監督審を開いた事件名
 - dd) 事件の当事者の氏名及び住所
 - e) 事件の内容の要約、異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文
 - g) 異議申立て決定、異議申立ての根拠
 - h) 事件解決及び異議申立てを認め、又は認めない根拠に関する観点を分析した監督審審理合議体の認定
 - i) 監督審合議体が決定の根拠とした民事訴訟法の条項号、その他法律規范文書
 - k) 監督審審理合議体の決定
3. 高級人民裁判所の裁判官評議会の監督審審理評議会の決定は、異なる理解方法のある法律規定、分析、問題解決、法理事件、原因の指示、処理方法、適用すべき法律規範（もしあれば）を明確にするため立論を必要とする。

第 349 条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体がそれを発付した日から法的効力を発する。

第 350 条 監督審決定の送付

1. 決定の発付日から 5 営業日以内に、監督審審理合議体は、次の機関、組織、個人に監督審決定を送付しなければならない。
 - a) 当事者及び監督審決定に従って関連する権利、義務を有するその他の者
 - b) 異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定を言い渡した裁判所
 - c) 同級の検察院、権限を有する民事判決執行機関
2. 監督審の決定は、この法律第 109 条第 2 項が定める情報を含む決定を除き、監督審の権限を有する裁判所によって裁判所のウェブサイト上に公布される。

第 21 章 再審手続

第 351 条 再審手続の性質

再審理とは、判決又は決定の内容を実質的に変える可能性があり、裁判所が当該判決又は決定を言い渡したときには裁判所及び当事者が知らなかった新しく発見された事実関係の出現により、

異議を申立てられた法的効力を有する判決又は決定の審理である。

第 352 条 再審手続に従った異議申立ての根拠

法的効力を有する判決又は決定は、次の根拠の一が存在するときに、再審手続に従って異議申立てができる。

1. 事件の解決において当事者が知り得なかった事件の新しい事実関係が発見された。
2. 鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある。
3. 裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した。
4. 裁判所が事件の解決のために根拠とした刑事、行政、民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された。

第 353 条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認

1. 当事者、個人、機関又は組織は、事件の新しい事実関係を発見し、この法律第 354 条に定める異議を申立てる権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 事件の新しい事実関係が発見された場合には、検察院及び裁判所は、その旨をこの法律第 354 条に定める異議を申立てる権限を有する者に書面で通知しなければならない。

第 354 条 再審手続に従って異議を申立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察官の長官は、高級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定、必要である場合、高級人民裁判所の裁判官評議会の監督審の決定を除き、その他の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、再審手続に従って異議を申立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除く。
2. 高級人民裁判所の長官及び高級人民検察院の長官は、領地に基づく権限範囲において省級人民裁判所、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、異議を申立てる権限を有する。
3. 法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申立てた者は、再審の決定が出るまで当該判決

又は決定の執行を停止する権限を有する。

第 355 条 再審手続に従った異議申立ての期限

再審手続に従った異議申立ての期限は、異議を申立てる権限を有する者がこの法律第 352 条に定める再審手続に従って異議を申立てる根拠を得た日から起算して 1 年である。

第 356 条 再審合議体の権限

再審合議体は次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. この法律に定める手続に従った第一審の再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
3. 法的効力を有する判決又は決定を破棄し、事件の解決を中止する。

第 357 条 監督審手続に関する規定の適用

再審手続に関する他の規定は、この法律に定める監督審手続の規定に従う。

第 22 章

最高人民裁判所の裁判官評議会の決定の再検討特別手続

第 358 条 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定の再検討の請求、建議、提議

1. 国会常務委員会の請求、国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議、又は最高人民裁判所長官が提議する場合、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を確定する根拠があり、重大な法律違反がある、又は決定内容が変更する可能性がある新たに重要な事実関係を発見したが最高人民裁判所の裁判官評議会、当事者がその決定を発した際に知り得なかった場合、最高人民裁判所の裁判官評議会はその決定を再検討する。
2. 国会常務委員会の請求がある場合、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を再検討するために評議会に報告する責任を負う。
3. 新たな違反、事実関係が発見されたことを国会司法委員会の異議申立て、あるいは最高人民検察院長官又は最高人民裁判所長官の異議申立てがある場合、最高人民裁判所長官は最高人

民裁判所の裁判官評議会にその異議申立ての検討を報告する責任を負う。

4. 本条第3項が定める異議申立て、提議を検討する最高人民裁判所の裁判官評議会の裁判には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

第359条 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定の再検討手続

1. 国会常務委員会の請求、国家司法委員会の異議申立てを受けた後、又は最高人民裁判所長官がこの法律第358条第2項及び第3項が定める最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を再検討の提議書を持った後、最高人民裁判所は最高人民検察院に請求、異議申立て又は意見文書のコピーを事件書類に添付して送付し、最高人民検察院に調査、異議申立て、提議、請求公判における意見発表の準備をしてもらう。事件書類を受けた日から15日以内に、最高人民検察院は最高人民裁判所に事件書類を返却しなければならない。
2. 国家司法委員会の異議申立て、最高人民検察院長官の「異議申立てを受けた日、又は最高人民裁判所の長官が意見文書を持った日から1か月以内に、最高人民裁判所の裁判官評議会は異議申立て、提議を再検討する公判を開廷しなければならない。

最高人民裁判所は、最高人民検察院長官に異議申立て、提議を検討するために公判開廷日について文書で通知する。

国会司法委員会代理人は国会司法委員会の異議申立てを検討するために最高人民裁判所の裁判官評議会公判に参加するよう招待される。

3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は次の手順に従い異議申立てを検討する。
 - a) 最高人民裁判所の長官は自ら又は最高人民裁判所の裁判官評議会の構成員に指示し、事件内容、事件解決の過程を要約、陳述する
 - b) 国会司法委員会の代理人、最高人民検察院長官、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を再検討する異議申立て、提議があり、その内容、根拠、分析、事件の事実内容の評価、既存の証拠、新たな証拠の補足（あれば）について陳述し、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定において深刻な法律違反、又は最高人民裁判所の裁判官評議会の決定内容が変更する可能性がある新たな重要な事実関係を明確にする
 - c) 国会司法委員会の異議申立ての検討、又は最高人民裁判所長官の意見検討する場合、最高人民検察院長官はその異議申立て、提議の観点及び可決、否決の理由を発表する。最高人民検察院長官の発表意見は、最高人民検察院長官の署名が入った文書で表し、公判終了後から5営業日以内に最高人民裁判所へ送付しなければならない
 - d) 最高人民裁判所の裁判官評議会は、評議会の決定を再検討する異議申立て、提議に対し

て討論し、多数決により評決する

- dd) 国会司法委員会の異議申立て、最高人民検察院長官の異議申立て、又は最高人民裁判所の長官の異議申立てにおいて可決した場合、最高人民裁判所の裁判官評議会は、評議会の決定を再検討するために公判について決定し、同時に最高人民裁判所長官に書類調査の実施を引き渡し、評議会の決定の再検討の公判における検討、決定を報告する異議申立て、提議に不一致の場合、最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議申立て、提議をした個人、機関に文書で通知し、その理由を明記する
 - e) 異議申立て、提議を検討する公判の成り行き、公判で通過した決定は公判文書に記載し、異議申立て検討書類に保存しなければならない
 - g) 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を再検討した異議申立て、提議の検討公判が終了した日から 5 営業日以内に、最高人民裁判所の裁判官評議会は、最高人民検察院長官、国会司法委員会に、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定再検討の異議申立て、提議の採決に関する文書を送付しなければならない
4. 国会常務委員会の請求に従う場合、又は本条第 3 項 dd 節が定める最高人民裁判所の裁判官評議会の決定再検討の公判に関する評議会の決定がある場合、最高人民裁判所の長官は必要な場合において、事件書類の調査、資料、証拠の確認、収集を実施する。

事件書類の調査、資料、証拠の確認、収集は、重大な法律違反がある、又は最高人民裁判所の裁判官評議会の決定内容が変更する可能性がある新たに重要な事実関があるかどうか明確にしなければならない。

5. この法律第 358 条第 2 項が定める国会常務委員会の請求を受けた日、又は本条第 3 項 dd 節が定める最高人民裁判所の裁判官評議会の決定が出た日から 4 か月以内に、最高人民裁判所の裁判官評議会は、評議会の決定を再検討するために、評議会全体の参加をもって公判開廷しなければならない。

最高人民裁判所は最高人民検察院に、最高人民裁判官の評議会に決定の再検討の公判時期に関する通知文書を事件書類と添付して送付する。事件書類を受け取った日から 15 日以内に、最高人民検察院は最高人民裁判所に事件書類を返却しなければならない。

最高人民裁判所の裁判官評議会の公判には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要であれば、最高人民裁判所は公判の参加に関連する機関、組織、個人を招請する場合がある。

6. 最高人民検察院長官は最高人民裁判所の裁判官評議会の決定の再検討公判に参加しなければならない、重大な法律違反がある、又は最高人民裁判所の裁判官評議会の決定内容が変更する可能性がある新たに重要な事実関係があるかどうかに関する観点、及び事件解決に関する観

点を明確にしなければならない。

最高人民検察院長官の意見発表は、最高人民検察院長官の署名が入った文書で表し、公判終了後から5営業日以内に最高人民裁判所へ送付しなければならない。

7. 最高人民裁判所の裁判官評議会がこの法律第360条第1項が定める決定を発付した日から1か月以内に、最高人民裁判所は国会常務委員会、国会司法委員会、最高人民検察院、事件を解決した人民裁判所、及び各当事者に決定を送付する。

第360条 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定の再検討の権限

1. 最高人民裁判所長官が報告を聴聞、最高人民検察院、参加に招請された（あれば）関連する機関、組織、個人の意見を聴聞した後、あるいは重大な法律違反がある、又は最高人民裁判所の裁判官評議会の決定内容が変更する可能性がある新たに重要な事実関係がある最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を審査する際、あるいは下級裁判所の法的効力を有する判決、決定に重大な法律違反がある、又は判決決定内容が変更する可能性のある新たに重要な事実関係がある場合、場合によって、最高人民裁判所の裁判官評議会は次のとおり決定をする。
 - a) 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を破棄、法的効力を有する判決、決定、事件内容に関する決定を破棄する
 - b) 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を破棄、法的効力を有する判決、決定を破棄、不注意あるいは故意の過誤により破棄された、あるいは当事者に被害が生じた重大な法律違反を決定する最高人民裁判所の被害賠償責任の確定、法律の規定に基づき財産価値の補償責任を確定する
 - c) 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を破棄する。法律の規定に基づく解決のもと、下級裁判所に事件書類を交付するため、法的効力を有する判決、決定を破棄する
2. 最高人民裁判所の裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所の裁判官評議会の構成員合計の4分の3の評決を得なければならない。

第6部 民事非訟事件の解決手続

第23章 民事非訟事件の解決手続に関する通則

第361条 適用範囲

民事非訟事件とは、機関、組織又は個人が紛争は有していないが、自分自身若しくは他の個人、機関若しくは組織の民事、婚姻・家族、営業、商事若しくは労働に関する権利並びに義務の発生の根拠となる法律事実を承認し、若しくは承認しないことを裁判所に申立て、又はその民事、婚姻・家族、営業、商事若しくは労働に関する権利を承認することを裁判所に申立てることである。

この法律第27条第1、2、3、4、6、7、8、9項及び10項、第29条第1、2、3、4、5、6、7、8、10項及び11項、第31条第1、2、3項及び6項並びに第33条第1、2項及び第5項に定める民事非訟事件を解決するために、本章の規定を適用する。本章が規定していない場合、民事非訟事件を解決するためにこの法律の他の規定を適用する。

第362条 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て

1. 民事非訟事件の解決を裁判所に申立てる者は、この法律第3章第2節に定める管轄権を有する裁判所にその申立て書を提出しなければならない。

執行官が民事非訟事件施行法の規定に基づき、民事非訟事件解決を裁判所に求める場合、この法律の規定に基づき、民事訴訟事件解決を求める者の権利、義務を有する。

2. 申立て書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 申立て書提出日
 - b) 申立てを解決する権限を有する裁判所の名称
 - c) 申立て人の氏名及び住所、電話番号、電子メールアドレス（あれば）
 - d) 裁判所に解決を申立てる具体的な事項；当該民事非訟事件の裁判所による解決を申立てた理由、目的及び根拠
 - dd) 申立ての解決に関連する者がいる場合は、当該者の氏名及び住所（あれば）
 - e) 自己の申立ての解決に関連すると申立て人が思料するその他の情報
 - g) 申立て人が個人るときはその署名若しくは指印、又は申立て人が機関又は組織るときはその適法な代理人の署名及び押印を申立て書の最後に入れなければならない。申立てた組織が企業の場合、押印の使用は営業法の規定に基づき実施されなければならない

3. 申立てた者は、申立て書に添付して、自身の請求が根拠があり適法であることを証明するための資料、証拠を送付しなければならない。

第 363 条 申立て書の受理、処理の手続き

1. 申立て書の受理手続は、この法律第 191 条第 1 項の規定に基づき、実施される。

申立て書、添付の資料、証拠の受理日から 3 営業日以内に、裁判所長官は裁判官に指示し、申立て書を解決する。

2. 申立て書はこの法律第 362 条第 2 項の規定に基づく十分な内容を記載していない場合、裁判官は申立てた者に申立てを受理した日から 7 日以内に修正、補足するよう求める。申立て書の修正、補足の手続はこの法律第 193 条第 1 項の規定に基づき実施される。
3. 申立てた者が修正、補足の要求を十分に満たした場合、裁判官は民事非訟事件の受理手続を行う。

本条第 2 項が定める期限を過ぎても申立てた者が申立て書を修正、補足しない場合、裁判官はその者に申立て書、及び添付の資料、証拠を返却する。

4. 受理条件を満たした申立て書、添付の資料、証拠を審査する場合、裁判官は次のとおり実施する。
 - a) 申立てた者に民事非訟事件解決請求費用を、費用納付通知を受け取った日から 5 営業日以内に納付するよう通知する。ただし、その者が費用に関する法律の規定に基づき、費用が免除又は納付する必要がない場合を除く
 - b) 裁判所は、申立てた者が裁判所に民事非訟事件解決費用を *bien lai thu* する際に、申立て書を受審する
 - c) 申立てた者が費用を免除される、又は納付の必要がない場合、裁判官は申立て書を受け取った日から民事非訟事件を受審する

第 364 条 申立て書の返却

1. 裁判所は次の場合において申立て書を返却する。
 - a) 申立てる者が、申立ての権利を有していない、又は民事非訟事件手続の行為能力を十分に有していない場合

- b) 申立てた者が、裁判所又は国家機関によって事件解決の権限を有したことを申立てた場合
 - c) 民事非訟事件が裁判所の解決する権限に該当しない場合
 - d) 申立てた者がこの法律第 363 条第 2 項が定める期限内に申立て書を修正、補足しない場合
 - dd) 申立てた者がこの法律第 363 条第 4 項 a 節が定める期限内に費用を納めない場合。ただし、納付が免除される、又は納付の必要がない、あるいは不可抗力的な事件、客観的な問題があるために納付が遅れる場合を除く
 - e) 申立てた者が申立て書を撤回する場合
 - g) 法律の規定に基づくその他の場合
2. 申立て書、添付の資料、証拠を返却する場合、裁判所は文書で通知し、理由を明記しなければならない。
 3. 申立て書の不服申立ての解決はこの法律第 194 条の規定に基づき実施される。

第 365 条 申立て書の受理の通知

1. 申立て書の受理日から 3 営業日以内に、裁判所は申立てた者、民事非訟事件解決に関連する権利、義務を有する者、裁判所が申立て書を受理したことに關して提供した検察院に文書で通知しなければならない。
2. 通知文書は次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 通知文書作成年月日
 - b) 申立て書を受理した裁判所名、住所
 - c) 当事者の氏名、住所
 - d) 当事者が裁判所へ解決を申立てた具体的な問題
 - dd) 当事者が申立て書に添付して提出した資料、証拠の項目
 - e) 関連する権利、義務を有する者が申立てた者の申立て、添付の資料、証拠に対して裁判所へ提出する文書で意見を出す期限（あれば）
 - g) 民事非訟事件の解決申立てに対して自身の意見に関する文書を裁判所へ提出しない、関連する権利、義務を有する者の法的影響

第 366 条 申立て書の審査準備

1. 申立て書の審査準備期間は、この法律が他の規定を有する場合を除き、裁判所が申立て書を受理した日から 1 か月である。

2. 申立て書の審査準備期間において、裁判所は次のとおり業務を実施する。
 - a) 裁判所が解決するための証拠が十分でない資料、証拠を審査する場合、裁判所は当事者に、裁判所の申立てを受けた日から5営業日以内に資料、証拠を補足するように求める
 - b) 当事者が申立てる場合、又は必用な審査である場合、裁判官は機関、組織、個人に資料、証拠を提供し、証人を召喚、鑑定を請求、財産を査定するよう求める決定を発付する。本条第1項が定める申立て書の審査の準備機関が過ぎても鑑定結果、財産査定結果が出ていない場合、申立て書の査定準備期間は1か月未満延長される
 - c) 申立て書の審査の中止を決定し、申立てた者が申立て書の撤回を求める場合、申立て書、添付の資料、証拠を返却する
 - d) 民事非訟事件解決の公判決定
3. 裁判所は、調査のため民事非訟事件解決公判の決定日及び事件書類を送付、提供する。検察院は書類を受け取った日から7日以内に調査しなければならない。この期限が過ぎると検察院は裁判所へ書類を返却し、民事非訟事件解決の公判を開廷する。
4. 裁判所は、公判決定を発した日から15日以内に民事非訟事件の解決のため開廷しなければならない。

第367条 民事非訟事件の解決公判の参加者

1. 同級検察院の検察官は、公判に参加しなければならない。検察官が欠席した場合でも裁判所は公判を行う。

民事非訟事件の解決のために期日を開く決定を発した後に、裁判所は直ちに当該決定及び民事非訟事件の事件記録をその検討のために同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取ってから7日以内にそれを検討しなければならない。当該期間が満了したときは、検察院は裁判所が民事非訟事件を解決する期日を開くため、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

2. 申立て人、又は適法の代理人、適法の権利、利益の保護者は裁判所の召喚状に基づき公判に参加しなければならない。申立て人が欠席した場合、申立て人が欠席を求めた場合を除いて、裁判所は公判を延期する。申立て人が二度合法的に召喚しても欠席した場合、申立てを破棄したと見なし、裁判所は民事訴訟解決の中止を決定する。この場合において、この法律に規定される手続に基づき、その民事非訟事件の解決を裁判所へ求める権利は保障される。
3. 裁判所は、関連する権利、義務を有する者、又はその適法な代理人、適法な権利及び利益を

保護する者を公判に召喚できる。必要な場合は、裁判所は証人、鑑定人、通訳人を公判に出頭するよう召喚できる。欠席する者がいる場合は、裁判所は、公判を延期し、又は公判を進める決定をする。

第 368 条 民事非訟事件の解決する手続する者の変更決定

1. 公判前の裁判官、公判書記官の変更は、その民事非訟事件解決中の裁判所長官によって決定する。変更される裁判官がその民事非訟事件解決中の裁判所長官である場合、1 級上の裁判所長官によって直接決定される。
2. 民事非訟事件解決公判において、裁判官、公判書記官の変更は次のとおり行われる。
 - a) 民事非訟事件が 1 人の裁判官によって解決される場合、裁判官、公判書記官の変更は、当該民事非訟事件を解決中の裁判所長官によって決定される。変更された裁判官が当該民事非訟事件を解決中の裁判所長官である場合、変更は 1 級上の裁判所長官によって直接決定される
 - b) 3 人の裁判官を含む民事非訟事件解決の審理合議体によって事件が解決される場合、合議体の構成員、公判書記官の変更は、民事非訟事件解決合議体によって解決される
3. 公判前に、検察官の変更は同級の検察院長官によって決定される。

公判において、検察院の変更は、裁判官、民事非訟事件解決合議体によって決定される。検察官を変更しなければならない場合は、裁判官、民事非訟事件解決合議体は公判の延期を決定し、検察院に通知する。

変更させられる検察官に代わる検察官の指名は、同級の検察院長官によって決定する。変更させられる検察官が検察院長官である場合、上の級の裁判所長官によって直接決定される。

第 369 条 民事非訟事件解決公判の実施手続

1. 民事非訟事件解決の公判は、次の順序で実施する。
 - a) 書記官が公判参加者の出欠を裁判官、民事非訟事件解決合議体に報告する
 - b) 裁判官が公判を開始し、公判に召喚された者の出欠及びその身元カードを確認、公判参加者の権利及び義務を説明する
 - c) 申立て人の適法な権利及び利益を保護する者、申立て人又はその適法な代理人が、解決を裁判所に申立てた具体的な事項並びに当該民事非訟事件の解決を裁判所に申立てる理由、目的及び根拠を提示する

- d) 関連する権利、義務を有する者の適法な権利及び利益を保護する者、関連する権利、義務を有する者、又はその適法な代理人が、民事非訟事件の解決において関連する権利、義務を有する者の権利、義務に関する事項について意見を陳述する
 - dd) 証人が意見を陳述する。鑑定人が鑑定の結果を提示し、不明確で又は矛盾している事項を説明する（あれば）
 - e) 裁判官、民事非訟事件解決合議体が資料、証拠の調査する
 - g) 検察官が、民事非訟事件の解決に関する検察院の意見を陳述し、公判終了後直ちに民事非訟事件書類を保存するため、裁判所へ意見発表文書を送付する
 - h) 裁判官、民事非訟事件解決合議体が、民事非訟事件の解決を求める申立てを検討し、それを認めるか否かを決定する
2. 裁判所から公判への参加を召喚された者が欠席する場合は、裁判官、民事非訟事件解決合議体が、資料、証拠を検討する前に裁判所に提供した証言、資料、証拠を公開することができる

第 370 条 民事非訟事件の解決決定

1. 民事非訟事件を解決する決定は、次の主要な内容を含む。
- a) 決定年月日
 - b) 決定を発した裁判所の名称
 - c) 裁判官、検察官及び書記官の氏名
 - d) 民事非訟事件の解決の申立て人の氏名及び住所
 - dd) 裁判所に解決を申立てた具体的な事項
 - e) 関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所
 - g) 裁判所の認定及び申立ての認否の根拠
 - h) 民事非訟事件の解決の法的根拠
 - i) 主文
 - k) 支払うべき訴訟費用
2. 民事非訟事件を解決する決定は、当該決定の発付日から 5 営業日以内に同級の検察院、民事非訟事件の解決の申立て人及びそれに関連する権利、義務を有する者に送付しなければならない。
- 民事非訟事件の解決決定の判決施行機関への送付は、民事執行法の規定に基づき実施される。
3. 個人の戸籍変更に関連する裁判所の法的効力を有する民事非訟事件解決の決定は、戸籍法の規定に基づき、裁判所がその個人の戸籍登録をした場所の人民委員会へ送付する。

4. 裁判所の法的効力を有する民事非訟事件解決の決定は、この法律第 109 条第 2 項が定める情報を含む決定を除き、裁判所のホームページ上に公開される。（あれば）

第 371 条 民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て

控訴審手続に従って民事非訟事件を再度解決することを直近上級裁判所に申立てるため、申立て人及び民事非訟事件の解決に関する権利、義務を有する者が控訴をする権限を有し、同級の検察院及び直近上級検察院は、民事非訟事件の解決決定に対し異議を申立てる権限を有する。ただし、この法律第 27 条第 7 項、第 29 条第 2、3 項に定める決定を除く。

第 372 条 控訴又は異議申立ての期限

1. 申立て人及び民事非訟事件の解決に関する権利、義務を有する者は裁判所が当該決定を発した日から 7 日以内に当該決定に対する控訴をする権限を有する。その者が民事非訟事件の解決公判に出頭しなかった場合は、当該期限は、その者が民事非訟事件の解決決定を受け取った日又は当該決定が告知され、又は掲示された日から起算する。
2. 同級の検察院は、裁判所が民事非訟事件の解決決定をした日から 10 日以内に当該決定に対する異議を申立てる権限を有し、直近上級検察院は、裁判所が当該決定をした日から 15 日以内に当該決定に対する異議申立てをする権限を有する。

第 373 条 控訴、又は異議申立ての準備

1. 控訴、又は異議申立ての準備期間は、裁判所がそれを受け取ってから 15 日間である。
2. 控訴、又は異議申立ての準備期間において、裁判所は次の業務を行う。
 - a) 裁判所が解決する根拠が十分でない資料、証拠を審査する場合、裁判所は当事者に、裁判所の申立てを受けてから 5 営業日以内に資料、証拠を補足するよう求める
 - b) 当事者が申立てがある場合、又は必要な場合において、裁判官は機関、組織、個人に資料、証拠を提供するよう求め、証人を召喚し、鑑定、査定を請求するよう決定を発する。本条第 1 項が定める期限が過ぎても鑑定、査定の結果が出ない場合、控訴、異議申立ての準備期間は 15 日未満延長することができる
 - c) 控訴、又は異議申立ての準備期間において、控訴人全員が控訴申請書を撤回し、検察院が異議申立てを撤回する場合、裁判所は控訴審の手続きに従い申立て書の検討の解決中止の決定を発する。この場合において、第一審の手続きに従い民事非訟事件の解決決定は、控訴審級の裁判所が中止の決定を発する日から法的効力を有する

- d) 決定は民事非訟事件解決の控訴審公判を開廷する
3. 裁判所は、調査のため同級の検察院に民事非訟事件解決の控訴審公判決定公文及び事件書類を直ちに送付する。

検察院は、書類を受け取った日から7日以内に調査しなければならない。この期限が過ぎると、検察院は民事非訟事件解決の控訴審公判のため裁判所へ書類を返却しなければならない。

4. 公判決定を發した日から15日以内に、裁判官は民事非訟事件解決の控訴審の公判開廷しなければならない。

第374条 民事非訟事件の解決控訴審の公判の参加者

1. 同級の検察院の検察官は、民事非訟事件解決の控訴審公判に参加しなければならない。検察官が欠席した場合でも、裁判は検察院が控訴審を異議申立てをする場合を除き、公判を実施する。
2. 控訴申請者、適法な代理人、その者の適法な権利及び利益を保護する者は裁判の召喚状に基づき、公判に参加しなければならない。

控訴人が正当な理由を持って第一回目に欠席した場合、裁判官は民事非訟事件解決の控訴審公判を延期する。ただし、控訴人が欠席の解決を求めた場合を除く。控訴人が二度目に合法的な召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、控訴を放棄したと見なし、裁判所は控訴請求に対して民事非訟事件の控訴審解決の中止決定を發する。ただし、欠席の解決提議書類がある場合、又は不可抗力的な事件、客観的な問題がある場合を除く。

3. 関連する権利、義務を有する者、適法の代理人、その者の適法の権利、利益を保護する者は裁判所によって公判の参加を召喚される。必要な場合において、裁判所は証人、鑑定人、通訳人を公判へ参加するよう召喚することができる。もし、欠席者がいる場合、決定の裁判所が裁判を延期する又は裁判を進行する。

第375条 民事非訟事件解決の控訴審裁判の実施の手続

1. 民事非訟事件解決控訴審の裁判は次の順序に基づき実施される。
- a) 書記官が裁判参加者の出欠を報告する
- b) 裁判を主宰する裁判官が裁判を開始し、裁判に召喚された者の出欠及びその身元カードを確認、裁判参加者の権利及び義務を説明する

- c) 控訴人の適法な権利及び利益を保護する者、控訴人又はその適法な代理人が、控訴の内容、根拠を提示する
 検察院のみが異議申立てを行う場合、検察官は異議申立ての内容、根拠を提示する。控訴をしながら異議申立てをする場合、当事者は控訴内容、前回の控訴の根拠を提示し、その後検察官は異議申立ての内容、根拠を提示する。検察院が異議申立てをしない場合、検察官は控訴審査議体が決定を発する前に控訴解決に関して検察院の意見発表をする。裁判終了後に、検察官は裁判所へ意見発表文書を送付し、民事非訟事件書類を保管する
 - d) 関連する権利、義務を有する者の適法な権利、利益を保護する者、関連する権利、義務を有する者、又はその者の代理人は控訴、異議申立ての名鏡における関連する権利、義務を有する者の権利、義務に関する問題についての意見を提示する
 - dd) 証人は意見を提示する。鑑定人が鑑定の結果を提示し、不明確で又は矛盾している事項を説明する
2. 裁判所より裁判へ参加を召喚された者が欠席した場合、裁判官はその者が提出した証書、資料、証拠を交付する。
 3. 控訴審査議体は控訴、異議申立てられた第一審級の裁判所の決定、関連資料、証拠を検討し、次の決定の内一つを発する。
 - a) 第一審級の裁判所の民事非訟事件解決の決定を維持する
 - b) 第一審級の裁判所の民事非訟事件解決決定を修正する
 - c) 第一審級の裁判所の民事非訟事件解決決定を破棄し、第一審の手続きに従って解決するため、第一審級の裁判所に民事非訟事件書類を渡す
 - d) 第一審級の裁判所の民事非訟事件解決決定を破棄し、民事非訟事件解決を中止する
 - dd) 控訴審の手続きに従い、申立て書の検討の解決を中止する。裁判において全ての控訴者が控訴書を撤回し、検察院は異議申立てを撤回する
 4. 民事非訟事件を解決する控訴審の決定公文は決定を発した日から法的効力を有し、この法律第 370 条第 2 項及び第 3 項が定める機関、組織、個人に送付される。
 5. 法的効力を有する民事非訟事件を解決する控訴審の決定は、裁判所のホームページ上に公開される（あれば）。ただし、決定公文にこの法律第 109 条第 2 項が定める情報を含む場合を除く。

第24章

人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、又は認識、主動的行為の困難を有することの宣告の申立て解決手続

第376条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限又は認識、主動的行為の困難を有することの宣告申立て書

1. 関連する権利、利益を有する者及び関連する機関又は組織は、民法の規定に従い、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限又は認識、主動的行為の困難を有することの宣告を裁判所に申立てる権限を有する。
2. 身体あるいは精神状態により認識、主動的行為が十分に伴わなわれないが、民事行為能力喪失の程度には満たない成人は、この法律が定める認識、主動的行為において困難である者として裁判所へ宣告を申し出る権利を有する。

第377条 申立て書の準備

申立て書の検討準備期間中に、裁判所は申立て人の請求により、民事行為能力制限の宣告を申立てられた者の健康又は病気の検査を求めることができ、又は民事行為能力喪失の宣告を申立てられた者、認識、主動的行為が困難な者に精神鑑定を求めることができる。この場合には、裁判所は、検査結果が出た後に申立て書を検討する公判を開く決定を発する。

第378条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、認識、主動的行為の困難の宣告決定

裁判所が申立て書を認容した場合は、裁判所は人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、認識、主動的行為の困難を宣告する決定を発する。

人の民事行為能力制限を宣告する決定において、裁判所は、民事行為能力が制限された者の法定代理人及び代理の範囲を決定しなければならない。

人の認識、主動的行為の困難を宣告する決定において、裁判所は後見人を指定し、その者の権利及義務を確認しなければならない。

第379条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、認識、主動的行為の困難の宣告決定の破棄申立ての権利

民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限、又は認識、主動的行為の困難を裁判所に宣告された者が既にその宣告された状態にない場合は、当該者、関連する権利、利益を有する者又は関連

する機関若しくは組織は、当該者の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、又は認識、主動的行為の困難を宣告した決定を破棄する決定を発することを裁判所に申立てることができる。

第 380 条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、認識、主動的行為の困難の宣告決定の破棄申立てを許容した場合における裁判所の決定

申立て書を認容する場合には、裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限、又は認識、主動的行為の困難を宣告した決定を破棄する決定を発する。

第 25 章

住所を去った者の搜索に関する通知発付の申立て解決手続

第 381 条 住所を去った者の搜索に関する通知発付の申立て書

1. 住所を去った者が 6 か月以上不在である場合、関連する権利、利益を有する者は、当該者の搜索に関する通知の発付を裁判所に申立て、同時に民法の規定に従い、住所を去った者の財産管理のための措置を採ることを裁判所に申立てる権限を有する。
2. 住所を去った者の搜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立て書は、当該者が 6 か月以上連続して不在であることを証明する資料、証拠を添付しなければならない。住所を去った者の財産を管理する措置を採ることを裁判所に求める場合は、申立て人は、住所を去った者の財産状況、既存の財産の管理に関する書類、証拠及び住所を去った者の親族の一覧を提出しなければならない。

第 382 条 住所を去った者の搜索に関する通知申立て書の検討準備

申立て書検討準備期間内に、搜索通知を申立てられた者が帰宅し、裁判所に申立て書の検討の中止を求めた場合は、裁判所は住所を去った者の搜索に関する通知申立て書の検討を中止する決定を発することができる。

第 383 条 住所を去った者の搜索に関する通知発付の決定

申立て書を認容する場合は、裁判所は、住所を去った者の搜索に関する通知決定を発する。住所を去った者の財産を管理するために必要な措置を採ることを裁判所に求める申立て書を認容する場合、裁判所の決定は、民法の規定に従って当該者の財産を管理するために措置を採ることも決定しなければならない。

第 384 条 住所を去った者の捜索に関する通知

住所を去った者の捜索に関する通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。

1. 通知の発付年月日。
2. 通知を発付した裁判所の名称。
3. 住所を去った者の捜索に関する通知決定の連番及び日付。
4. 申立て人の氏名及び住所。
5. 捜索される者の氏名、出生日又は年齢及び住所を去る前の最後の住所。
6. 捜索される者が連絡する関連する個人若しくは組織、又は捜索される者の情報を有するその他の者の住所。

第 385 条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知

1. 裁判所が住所を去った者の捜索に関する通知を決定した日から 1 か月以内に、この通知は、中央の日刊紙の一つ、かつ裁判所ホームページ、省級人民委員会（あれば）に 3 回連続して掲載し、中央のラジオ局又はテレビ局で 3 日間連続して 3 回放送する。
2. 住所を去った者の捜索に関する通知の公開又は放送費用は、全額申立人が負担する。

第 386 条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力

この法律第 383 条に定める住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定は、捜索される者が帰宅した場合は自動的に効力を失う。

第 26 章

人の失踪宣告の申立解決手続

第 387 条 人の失踪宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従って、人の失踪宣告を裁判所に申立てる権限を有する。

2. 申立書には、失踪宣告を申立てられた者が2年以上連続して不在で、その者の生存又は死亡に関する信頼できる情報がないことを証明し、かつ申立人が捜索通知の十分な措置を採ったことを証明する証拠、資料を添付しなければならない。裁判所が住所を去った者の捜索に関する通知の決定を発した場合には、当該決定の謄本も提出しなければならない。

第388条 人の失踪宣告申立書の検討準備

1. 人の失踪宣告の申立書を受け取った日から20日以内に、裁判所は、失踪宣告を求められた者の捜索に関する通知決定を発する。
2. 当該通知の内容及び告知は、この法律第384条及び385条の規定に従う。当該捜索通知の期間は、最初の通知の公開日又は放送日から4か月である。
3. 通知の告知期間内に、失踪宣告を求められた者が帰宅し、申立書の検討の中止を裁判所に申立てた場合、裁判所は、当該者の失踪宣告申立書の検討を中止する決定を発する。
4. 本条第2項が定める通知期間を終了した日から10日以内に、裁判所は申立書の検討公判を開廷しなければならない。

第389条 人の失踪宣告の決定

申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を発する。裁判所が失踪宣告をされた者の財産を管理する措置を採ることを求められ、この申立てを認容した場合は、裁判所の決定は、民法の規定に従い、当該者の財産を管理するために採る措置も示さなければならない。

第390条 失踪宣告の決定の破棄

1. 失踪宣告をされた者が帰宅した場合、又は関連する権利、利益を有する者は、裁判所に民法の規定に従い、当該者の失踪宣告の決定を破棄することができる。
2. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を破棄する決定を発し、民法の規定に従って、当該者の失踪宣告決定の破棄の法的効力を決定する。

第 27 章 人の死亡宣告申立ての解決手続

第 391 条 人の死亡宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従い、人の死亡宣告を裁判所に申立てることができる。
2. 申立書には、死亡宣告を申立てられた者が民法の定める場合の一つにおいて既に死亡していることを証明する資料、証拠を添付しなければならない。

第 392 条 人の死亡宣告申立書の検討準備

1. 裁判所が人の宣告死亡申立書を受け取った日から 20 日以内に、裁判所は、死亡宣告を申立てられた人に関する情報の搜索通知の決定を発する。
2. 通知内容、通知交付及び通知期間は、この法律第 388 条第 2 項の規定に従い実施される。
3. 通知期間において、申立て人が申立てを取りやめる、又は死亡宣告を申立てられた者が帰宅し、裁判所へ通知された場合、裁判所は申立て検討の中止の決定を発する。
4. 通知期間が終了した日から 10 日以内に、裁判所は、申立書を検討する公判を開廷しなければならない。

第 393 条 死亡宣告の決定

申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を発する。当該決定において裁判所は、当該者の死亡日及び民法の規定に従って死亡宣告の法的効力を確定しなければならない。

第 394 条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書

1. 死亡宣告をされた者が帰宅し、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、当該者の死亡宣告の決定を破棄する決定を発することを裁判所に申立てることができる。
2. 申立て書には、死亡宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する資料、証拠を添付しなければならない。

第 395 条 人の死亡宣告決定を破棄する決定

申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定を発する。この決定において裁判所は、民法の規定に従って、死亡宣告決定の破棄の法的効力を確定しなければならない。

第 28 章**協議離婚、養育協議、離婚後の財産分割の承認解決手続****第 396 条 申立書は、協議離婚、養育協議、離婚後の財産分割を承認する。**

1. 夫婦は裁判所へ協議離婚、養育協議、離婚後の財産分割を公認するよう申立てる際、申立て書がなければならない。申立書は、この法律第 362 条第 2 項が定める内容を含まなければならない。
2. 夫婦は裁判所へ協議離婚、養育協議、離婚後の財産分割を公認するよう申立てる際、申立書に署名又は指印をしなければならない。この場合において、夫婦は申立人として確認する。
3. 申立て書には、協議離婚、養育協議、離婚後の財産分割に関する合意が根拠、合理的であることを証明する資料、証拠を添付しなければならない。

第 397 条 離婚協議、養育協議、離婚後の財産分割の和解及び公認

1. 申立て書の検討準備期間において、夫婦がするための和解を進める前に、必要な場合において、裁判官は家族に関する国家管理機関及び家庭状況による子供に関する国家管理機関の意見、争いの発生原因、夫婦、事項に関連する子供の希望を参考にすることができる。
2. 裁判官は、夫婦が復縁するための和解、夫婦間、親子間、家族内のその他の者の間の権利及び義務、給養の責任及び婚姻家族に関するその他の問題を進めることができる。
3. 和解調停後、夫婦が復縁する場合、裁判官は解決申立ての取消を決定する。
4. 復縁の和解が成り立たない場合、裁判官は次の条件が十分に満たされている際にこの法律第 212 条が定める、離婚協議の承認決定及び当事者の協議の承認決定を発する。
 - a) 双方が自発的に離婚をする
 - b) 双方が共同財産の分割、子供の世話、養育、保護、教育に関して互いに合意した場合
 - c) 協議が、妻、子供の正当な権利を保護しなければならない場合

5. 復縁の和解が成立せず、当事者が財産分割、子供の世話、養育、保護、教育に関して同意しない場合、裁判所は、離婚協議の承認、子供の養育協議、離婚後の財産分割に関する民事非訟事件の解決、及び事件解決の受理の中止する。裁判所は事件受理に関して通知する必要はなく、裁判官が事件解決を担当する必要はない。事件解決は、この法律によって規定される一般手続きによって行われる。

第 29 章

無効の公証文書宣告申立て解決の手續

第 398 条 無効の公証文書宣告申立書

1. 公証を実施した公証人、公証の申立人、証人、関連の権利、義務を有する人、権限を有する国家機関は、公証に関する法律の規定に基づき、公証が法律違反であるという根拠がある場合、裁判所へ無効の公証文書を宣告するよう申立てる権利を有する。
2. 裁判所の無効の公証文書宣告申立書は、この法律第 362 条第 2 項が定める内容を含まなければならない。
3. 申立書には、無効の公証文書の宣告申立てが適法で根拠があると証明するための資料、証拠を添付しなければならない。

第 399 条 無効の公証文書の宣告申立書の検討準備

1. 無効の公証文書の宣告申立書の検討準備期間は、裁判所が申立書を受審した日から 1 か月である。この期間を過ぎて、裁判所は申立書を検討する裁判を開廷する決定を発しなければならない。
2. 無効の公証文書の宣告申立書を受審した後、権限を有する裁判所は公証公認機関、公証を行った公証人、公証の申立人、関連する権利、利益を有する人、権限を有する国家機関、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。
3. 申立書の検討準備期間において、申立人が申立書を撤回する場合、裁判所は申立書の検討の中止を決定する。
4. 公判決定を発した日から 15 日以内に、裁判所は申立書を検討する公判を開廷しなければならない。

第 400 条 無効の公証文書宣告の決定

1. 裁判所は無効の公証文書の宣告申立書を許容する、又は許容できない。
2. 申立書を許容した場合、裁判所は無効の公証文書の決定を発する。この場合において、裁判所は、法律の規定に基づき、無効の公証文書の宣告の法的効力に関して決定しなければならない。

第 30 章

無効の雇用契約書の宣告申立ての解決手続 無効の労働集団合意

第 401 条 無効の雇用契約書の宣告申立て、無効の集団労働合意

1. 被雇用者、雇用者、労働集団代理組織、権限を有する国家機関は、雇用契約書を宣告し、労働法の規定に基づき、無効の集団労働に同意するよう裁判所へ申立てる権利を有する。
2. 被雇用者、雇用者、労働集団の代理組織の申立書、権限を有する国家機関の申立書は、この法律第 362 条第 2 項が定める内容を含まなければならない。

第 402 条 無効の雇用契約書宣告申立て、無効の集団労働の合意の検討

1. 無効の雇用契約書宣告の申立て検討期間は 10 日、無効の集団労働同意は、裁判所が申立書の受理した日から 15 日である。期間が過ぎると、裁判所は申立書の検討公判の決定を発しなければならない。
2. 無効の雇用契約書宣告の申立書、無効の集団労働合意書を受理した後、裁判所は申立書を所有する人、雇用者、労働集団代理組織、同級の検察院に受理の通知を送付する責任を負う。
3. 申立書又は文書の検討準備期間において、申立人が申立てを撤回する場合、裁判所は申立書、文書の中止を決定する。
4. 公判の決定を発してから 5 営業日以内に、裁判所は無効の雇用契約書の宣告申立ての検討公判を開廷しなければならない。

公判の決定を発してから 10 日以内に、裁判所は無効の集団労働合意書の宣告申立てを検討する公判を開廷しなければならない。

5. 申立書を検討する際、裁判官は無効の雇用契約書、無効の集団労働合意書の宣告申立てを許容することができる、又は許容することができない。

申立てを許容する場合、裁判官は無効の雇用契約書、無効の集団労働合意書の宣告の決定を發するこの決定において、裁判は無効の雇用契約書、無効の集団労働合意書の宣告の法的効力を解決しなければならない。

6. 無効の雇用契約書、無効の集団労働合意書の宣告決定は、申立書又は文書を所有する人、雇用者、労働集団代理組織、企業が本部閉める場所に関する国家管理機関、ベトナムの本部のない企業に関連する場合における同級の労働に関する国家管理機関に送付しなければならない。

第 31 章 ストライキの適法性の検討手続

第 403 条 ストライキの適法性を検討するための裁判所への申立て

1. ストライキの過程において、ストライキが終了した日から 3 か月以内に、雇用者、労働集団代理組織はストライキの適法性を検討するよう裁判所へ申立てる権利を有する。
2. 裁判所へストライキの適法性を検討するよう申立てる人は裁判所へ送付する申立書を作成しなければならない。申立書は次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) この法律第 362 条第 2 項が定める内容
 - b) ストライキ指導組織名、住所
 - c) ストライキ労働団体の雇用者名、住所
3. 申立書には、ストライキ決定書の複写、労働団体の争いを解決する権限を有する期間、組織の和解決定文又は和解書、ストライキの適法性検討に関する資料、証拠を添付しなければならない。

第 404 条 ストライキの適法性を検討するよう裁判所への申立て送付手続

申立書の送付、受取りの手続、裁判所におけるストライキの適法性に関する決定はこの法律の規定に従い実施される。

第 405 条 ストライキの適法性を検討するようの権限

1. ストライキが起こった省級人民裁判所はストライキの適法性の検討の権限を有する。
2. 高級人民裁判所は領地による権限範囲内におけるストライキの適法性に関する省級人民裁判所の決定に対して、控訴、異議申立てを解決する権限を有する。

第 406 条 ストライキの適法性検討評議会の構成員

1. 省級人民裁判所は、3 人の構成員を含む評議会によってストライキの適法性を検討する。
2. 高級人民裁判所は、3 人の構成員を含む評議会によってストライキの適法性に関する決定に対して控訴、異議申立てを解決する。

第 407 条 ストライキの適法性検討裁判の参加者

1. ストライキの適法性検討評議会は、1 人の裁判官によって主宰される。裁判官書記官は、裁判文書を記録する。
2. 同級の検察院の検察官。
3. 労働団体の代理組織の代表、及び雇用者。
4. ~~裁判所の申立てに基づき~~ 機関 組織の代表人。

第 408 条 ストライキの適法性検討裁判の延長

1. ストライキの適法性検討裁判は、裁判延期に関するこの法律第 233 条での規定に基づき延期される。
2. ストライキの適法性検討裁判の延期期限は、裁判の延期を決定した日から 3 営業日未満とする。

第 409 条 ストライキの適法性検討の中止

裁判所は、次のような場合において、ストライキの適法性検討を中止する。

1. 申立人が申立てを撤回した場合。

2. 双方がストライキ解決に関して互いに合意し、裁判所へ解決不要の申立書を提出した場合。
3. 不可抗力な事件で、客観的問題がある場合を除き、申立人が2度合法的に召喚されたにも関わらず、欠席した場合。

第410条 ストライキの適法性検討の申立書解決の手続

1. 申立書を受け取ったら直ちに、省級人民裁判所長官は、ストライキの適法性検討評議会を設立し、裁判所1名を申立書解決主裁に指名する。
2. 申立書を受け取ってから5営業日以内に、申立書解決の主宰に指名された裁判官は、ストライキの適法性検討裁判の開廷の決定を発しなければならない。ストライキの適法性検討裁判の開廷決定は、直ちに労働団体代理組織、雇用者、同級の検察院、関連する機関、組織に送付しなければならない。
3. ストライキの適法性検討裁判の開廷決定を発した日から5営業日以内に、ストライキの適法性検討評議会は、当該裁判を開廷しなければならない。

第411条 ストライキの適法性検討裁判の手順

1. ストライキの適法性検討裁判を主宰する裁判官は、ストライキの適法性検討裁判の開廷決定を公布し、申立書の内容を要約する。
2. 労働団体の代理組織の代表及び雇用者の代理人は、自らの意見を提示する。
3. ストライキの適法性検討裁判を主宰する裁判官は、機関、組織の代理人に意見提示裁判に参加するよう申立てることができる。
4. 検察官は、ストライキの適法性の検討に関する検察院の意見を発表する。

裁判の終了後直ちに、検察官は裁判所に意見発表文書を送付し、民事非訟事件の書類を保管する。

5. ストライキの適法性検討評議会が討論し、多数決によって決定する。

第412条 ストライキの適法性に関する決定

1. ストライキの適法性に関する裁判所の決定は、ストライキの適法性の結論を出すため、理由

及び根拠を明記しなければならない。

ストライキの適法性に関する裁判の決定は、裁判で公開され、労働団体代理組織及び雇用者、同級の検察院に直ちに送付する。

労働団体、雇用者は裁判の決定を施行する責任を負うが控訴する権利を有する。検察院はその決定に異議申立てをする権利を有する。

2. ストライキの適法性に関する裁判の決定が公布された後に、ストライキが非合法である場合、ストライキに参加している被雇用者は、ストライキを直ちに中止し、仕事に戻らなければならない。

第 413 条 ストライキの適法性に関して控訴、異議申立ての解決の手順、手続

1. ストライキの適法性に関する決定に対する控訴書の受け取り、異議申立て決定後直ちに、高級人民裁判所はストライキの適法性検討裁判所へ検討、解決のために案件書類送付の申立文書がなければならない。
2. 申立書を受け取った日から 3 営業日以内に、ストライキの適法性に関する決定を発した裁判所は案件書類を高級人民裁判所へ送付し、検討、解決しなければならない。
3. 案件書類を受け取った日から 2 営業日以内に、高級人民裁判所長官はストライキの適法性検討控訴審評議会の設立を決定し、裁判官 1 名に書類を調査を主宰するよう指名する。

高級人民裁判所が案件書類を受け取った日から 5 営業日以内に、控訴審評議会はストライキの適法性に関する決定に対して、控訴、異議申立ての検討を進めなければならない。

高級人民裁判所のストライキの適法性検討控訴審評議会の決定が最終決定である。

第 32 章

ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続

第 414 条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

1. 仲裁人の指名又は変更。
2. 緊急保全処分の適用、変更又は取消。

3. 仲裁判断の破棄。
4. 無効の仲裁協議、実施できない仲裁協議、仲裁評議会の管轄権に関する仲裁評議会の決定に対する異議申立ての解決。
5. 証拠の収集。
6. 証人の召喚。
7. 仲裁判決の登録。
8. ベトナム商事仲裁に関する法令が定めるその他の民事非訟事件。

第 415 条 解決手続

ベトナムの商事仲裁活動に関係する民事非訟事件の解決手続は、ベトナムの民事仲裁に関する法令の規定に従う。

第 33 章 承認手続 裁判所外の和解結果

第 416 条 裁判所外の和解結果の承認

裁判所によって承認決定を検討する裁判所外の事件和解結果は、和解に関する法律の規定に基づき、機関、組織、和解の任務を有する権限のある者によって和解した組織、機関、個人間で生じた事件の和解結果である。

第 417 条 裁判所外の和解結果の承認条件

1. 和解協議に参加する者は民事行為能力を十分に有する。
2. 和解協議に参加する者は和解協議内容に対して権利、義務を有する者である。

和解協議内容が第三者の権利、義務に関連する場合、第三者から同意を得なければならない。

3. 一方又は双方は、裁判所が承認した申立書を保有する。

4. 双方の和解協議内容は、完全な任意であり、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反しておらず、国家又は第三者に対する義務を避けないものである。

第 418 条 裁判所外の和解結果承認の申立書

1. 裁判所外の和解結果承認の申立人は、双方は和解合意を得た日から 6 か月以内に、裁判所へ書類を送付しなければならない。

申立書は、次の主要な内容を含まなければならない。

- a) この法律第 362 条第 2 項 a、b、c、dd、e、及び g 号が定める内容
 - b) 和解を進める個人、組織の名前、住所
 - c) 裁判所に承認を申立てた和解内容、和解協議
2. 申立書には、関連する法律の規定に従って和解結果に関する文書を添付しなければならない。

第 419 条 裁判所外の和解結果承認手続

1. 裁判所外での和解結果の承認申立書の受取り及び処理手続は、この法律第 363、364 及び 365 条の規定に基づき、実施される。
2. 申立書の検討準備期間は、裁判所が申立書を受理してから 15 日であり、この期限が過ぎると、裁判は申立書検討の裁判開廷の決定を発しなければならない。

申立書検討裁判の開廷期限は、裁判所が裁判開廷の決定を発してから 10 日である。

3. 申立書の検討準備期間において、裁判官は次の権利を有する書類を検討するよう指名される。
 - a) 和解に参加する者、裁判所に和解結果を承認するよう求める提議書を有する者の申立ては、申立書に関しての意見を含む。必要であれば、申立ての内容を明記し、又は資料を補足する
 - b) 和解を進める権限を有する機関、組織の申立ては、必要であれば、当事者の申立書検討のための基盤資料を裁判所へ提出する

裁判所より申立てを受けた機関、組織、個人は、その申立てを受けた日から 5 営業日以内に裁判所へ返信する責任を負う。

4. 申立書検討裁判の参加者、申立書検討裁判を進める手続はこの法律 367 条及び第 369 条の規定に従って行われる。
5. この法律第 417 条が定める十分な条件を有する際、裁判所は裁判外の和解結果の承認決定を発する。裁判所の決定はこの法律第 370 条が定める内容を含まなければならない。
6. この法律第 417 条が定める条件を十分に有さない場合において、裁判所は裁判所外の和解結果を承認しない決定を発する。

裁判所外の和解結果を承認しないことは、裁判所外の和解結果内容、法的価値に影響を与えない。

7. 裁判所外の和解結果承認及び不承認の決定は、和解協議の参加者、関連の権利、義務を有する者、同級の検察院に送付される。
8. 裁判所外の和解結果承認又は不承認の決定は、直ちに施行効力を有し、控訴審手続に従い控訴、異議申立てをしない。
9. 裁判所外の和解結果承認決定は、民事判決執行に関する法令に基づき執行される。

第 34 章

航空機、船舶保持に関する民事非訟事件解決手続

第 420 条 航空機、船舶保持に関する裁判所への申立て権利

1. 機関、組織、個人は、借用主、所有主、被害地の第三者、又は航空機に対する権利、利益を有する者の利益を保障するため、又はベトナム民用航空に関する法律の規定に基づく民事非訟事件判決施行のため、裁判所へ空港に航空機を保持する申立てをする権利を有する。
2. 機関、組織、個人は、航海の異議申立て解決を保障し、民事非訟事件判決を施行、司法援助を実施するため、裁判所に船舶を保持するよう申立てる権利を有する。

第 421 条 航空機、船舶を保持する裁判所の権限

1. 保持を申立てられた航空機が着陸する空港のある省の人民裁判所は、航空機保持の決定権を有する。

2. 保持を申立てられた船舶が海運を行う海港のある省の人民裁判所は船舶の保持を決定する権限を有する。港に異なる中央直属の省、市の領域に属する多くの岸壁がある場合、申立てられた船舶が海運を行う海港のある省の人民裁判所はその船舶保持の決定権を有する。

第 422 条 航空機、船舶保持の手続

航空機、船舶の保持に関する民事非訟事件解決の手続は、その保持に関する法律の規定に基づき行われる。

第 7 部

外国裁判所の判決、民事決定ベトナムでの承認、 執行または不承認の手続き、外国仲裁裁定の承認、執行

第 35 章

承認およびベトナムでの執行手続き、または外国裁判所の判決、民事決定の不承認、 外国仲裁裁定の承認、執行についての一般規定

第 423 条 外国裁判所の民事判決、決定の承認およびベトナムにおける執行

1. 以下、外国裁判所の民事判決、決定は、ベトナムで認識確認、執行。
 - a) 民事、婚姻、家族、営業、商事、労働についての判決または決定、判決での財産に関する決定、刑事判決、外国裁判所の執行がその国とベトナム社会主義共和国が批准している国際条約上で規定
 - b) 民事、婚姻、家族、営業、商事、労働の判決、決定、判決内での財産に関する決定、刑事判決、外国裁判所の執行、その国とベトナム社会主義共和国がまだ批准していない国際条約上に認識、判決執行規定があり、外国裁判所の決定が互助原則に基づいた決定
 - c) その他外国裁判所の判決、決定がベトナム法で認識規定し執行される
2. 第 1 項に規定されている外国裁判所の判決、民事決定のように、効力を持つ外国のその他の機関による、個人、結婚、家族の決定も、承認とベトナムでの執行を検討される。

第 424 条 外国仲裁裁定の承認及びベトナムにおける執行

1. 以下、外国仲裁裁定は、検討承認され、ベトナムにおいて執行される。
 - a) 外国仲裁の裁定、その国とベトナム社会主義共和国が承認と外国仲裁裁定の執行についての国際条約を批准している

- b) 外国仲裁の裁定が、互助原則上の条項に規定されている場合に属さない
2. 認識承認され、ベトナムにおいて執行された、第1項で規定されている外国仲裁の裁定は、仲裁委員会の全ての争いの内容を解決し、仲裁訴訟を終了させ、執行効力がある。
 3. 外国仲裁、第1項で規定される外国仲裁の決定は、ベトナム商業仲裁法の規定に従って確定される。

第 425 条 承認執行の申立権もしくは、外国裁判所の民事決定、判決不承認、外国仲裁の判決執行と承認

1. 債権者、またはその法定代理人は、債務者個人がベトナムに居住し働いている、もしくは、債務者となる機関、組織の本部がベトナムにある、外国裁判所の判決、民事決定執行、外国仲裁の裁定に関係する財産が、申立て時にベトナムにある場合、ベトナム裁判所に、承認とベトナムでの執行を、外国裁判所の判決、民事決定について申立てする権利がある。
2. 債務者、またはその法廷代理人は、外国裁判所の民事判決または決定を認識していないベトナム裁判所に申立てする権利がある。
3. 訴訟当事者、権利を持つ者、法律上利益を得ることに関係する者、法廷代理人は判決不承認、外国裁判所の民事判決がベトナムでの執行を申立てしていない場合に、ベトナム裁判所に申立てする権利がある。

第 426 条 上告権、棄却権の保証

裁判所が承認執行を決定したもの、または判決を不承認したもの、外国裁判所の民事決定、この法律の規定に従って上級民事裁判所に申立てするために、外国仲裁で承認された決定及び判決が執行されたものについて、訴訟当事者は上告権を持ち、地方人民検察院、高級人民検察院は棄却権を持つ。

第 427 条 ベトナム裁判所の決定の効力を保証する、承認と執行または、外国裁判所の民事決定、判決の不承認；外国仲裁の承認、判決執行

1. 既に法的効力を持ち民事判決執行の手続きに従って執行された外国裁判所の判決、民事決定は、ベトナム裁判所でベトナムでの執行を承認され、ベトナム裁判所の判決及び決定同様に法的効力をもつ、それらは外国裁判所の判決、民事決定で、ベトナム裁判所に不承認になると、ベトナムで法的効力がない。第 431 条で規定されている承認されたものについては当然ながら除く。

2. 外国仲裁の裁定でベトナム裁判所に承認されベトナムで執行されたものは、法的効力を持って民事判決執行の手続きに従って執行されたベトナム裁判所の決定のように法的効力を持つ。
3. 外国裁判所の判決、民事決定、外国仲裁の決定は、ベトナム裁判所の決定と判決が承認され、外国裁判所の決定、外国仲裁の裁定、それらに法的効力があると承認された後、ベトナムでのみ執行される。

第 428 条 承認と執行、または外国裁判所の民事決定、判決不承認について、裁判所の決定送付、外国仲裁の承認と判決執行

裁判所には、直接もしくは郵便サービスもしくは法務省を通じて裁判所の決定を、外国裁判所の民事決定と判決についての債務者、債権者、法定代理人、上級検察院、この法律の規定に基づく民事裁判所の執行機関に交付する責任がある。

第 429 条 判決執行、外国裁判所の民事決定、外国仲裁により財産を譲渡する権利の保証

ベトナム国はベトナム裁判所が承認し、ベトナムから外国へ執行された、判決執行、外国裁判所の民事決定、外国仲裁により財産を譲渡する権利を保証する。

第 430 条 執行承認と外国裁判所の民事決定、不承認の検討申立てにかかる手数料、費用

1. ベトナム裁判所に、外国裁判所の判決、民事決定のベトナムでの承認及び執行の承認、もしくは、外国仲裁の裁定の承認と執行、もしくは不承認の申立てをするものはベトナム法の規律に従って手数料を納めなければならない。
2. この条の第 1 項で指定された申立人は、その要求に係る手続書類をベトナム裁判所へ送付する費用を負担しなければならない。

第 431 条 外国裁判所の判決、民事決定、諸外国の他の権限のある機関の決定、判決は当然ベトナムで認識される

1. 外国裁判所の判決、民事決定、及び外国の他の権限のある機関の決定について、ベトナムでの執行の申立てがない、ベトナムで不承認となる申立てがない場合、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約で定められる。
2. 外国裁判所の結婚と家族についての決定および判決、また外国の他の権限のある機関の結婚と家族についての決定について、その国とベトナム社会主義共和国がまだ国際条約を批准し

ていない場合、ベトナムでの執行申立てがなく、ベトナムでの不承認となる申立てがない。

第 36 章

外国裁判所の民事決定、判決について、 ベトナムで承認及び執行の要求承認手続き、外国裁判所の民事決定、 判決について、ベトナムで承認及び執行の申立て、不承認手続き

第 1 節

外国裁判所の民事決定、判決について、 ベトナムで承認及び執行の申立て承認手続き

第 432 条 承認・執行に必要な時間

1. 判決の日から 3 年以内は、外国裁判所の決定が法的に有効で、債権者、関係する利益を受け
る正当な権利を有する者またはその法定代理人は、ベトナム社会主義共和国と判決、決定を
下した裁判所のある国が、共に批准している国際条約に沿っている場合、もしくは、ベトナ
ム裁判所が本法内で、その判決と民事決定のベトナムでの承認と執行の承認申立てするた
めの管轄規定を持っている場合、ベトナムの法務省に申請する権利がある。
2. 申請者が、不可抗力あるいは客観的な障害によって、第 1 項に規定された規定の期間に間に
あって申請を送付することができなかつたことが証明できる場合、不可抗力あるいは客観的
な障害によって遅れた期間は、送付期間に含まれない。

第 433 条 承認と執行の申立て

1. 承認と執行の申立てをする場合、以下の内容をまさに含まなければならない
 - a) 債権者、その法的代理人の名字、名前、居住先もしくは勤務先の住所、債権者が機関や
組織の場合、正式名称およびその機関や組織の本部の住所
 - b) 債務者の、名字、名前、居住地の住所あるいは勤務先の住所、債務者が機関や組織の場
合、その機関もしくは組織の正式名称と本部の住所を記載する必要がある。債務者が、
個人でベトナムに居住先や勤務先がない場合、および、債務者であるが、機関または組
織でベトナムに本部がない場合、申立書内に財産がある住所とベトナムにある外国裁判
所の民事決定、判決執行、に関わる各種の財産ある場所を明記しなければならない
 - c) 債権者の申立て、外国裁判所の判決、決定が一部執行された場合、債権者は執行を受け
た部分、および、ベトナムで執行を受け続ける承認申立てと執行の残りの部分を明記し

なければならない

2. 外国語での申立ては、公証をうけ、合法化されたベトナム語訳版を添付した上で送られなければならない。

第 434 条 申し立てに添付する書類及び資料

1. 申し立てに添付されるべき書類、資料は、ベトナム社会主義共和国と判決、決定をおこなった裁判所のある国が共に批准している国際条約で規定されているもの。ベトナム社会主義共和国と判決、決定をおこなった裁判所のある国がその問題について規定している国際条約の成員である場合、申し立てには以下の書類と資料を添付しなければならない。
 - a) 外国裁判所が発給した決定、判決の原本もしくは公証を受けたコピー
 - b) 執行の期限が切れておらず、ベトナムで執行される必要があることが書かれている文章で、外国裁判所もしくは外国の効力のあるその他機関が、判決や決定に法的拘束力があると認めたもの。その決定と判決内に明らかにこの内容が記載されている場合は除く
 - c) 外国裁判所もしくは法的効力を持つ機関の外国が債務者に対する、その決定、判決を有効な役割を果たすと確認した文章
 - d) 外国裁判所もしくは法的効力を持つ機関の、外国が債務者もしくは法的代理人、彼らの不在下で外国裁判所が判決を出した場合で彼らが正式に召喚されたということを確認した文章
2. 申し立てに添付される外国語で書かれた書類、資料はベトナム語に翻訳され、公証を受け認証を受けたものを添付しなければならない。

第 435 条 裁判所への書類引き渡し

法務省が申し立て及び本法律 434 条 1 項で規定されている書類または資料を受け取った場合、それらの書類を受け取ってから 5 営業日以内に、本法律第 37 条および第 39 条に規定されている、法的効力のある裁判所へ法務省はそれらを引き渡さなければならない。

第 436 条 書類受諾

法務省によって書類が引き渡されてからもしくは、申し立て人から申し立てと書類、資料を受け取った日から、5 営業日以内に、第 363 条、第 364 条、365 条に基づく裁判所は、申し立て人、債務者、またそのベトナムでの法定代理人、法務省と同レベルの検察院に、書類の受理と確認のため、知らせる。

第 437 条 申立書検討準備

1. 申立てを検討する準備の中で、裁判所は債権者に申立書の中に明確でない部分を説明要求する権利がある；外国裁判所にすでに出した判決、決定について書類のなかで明確でない部分の説明を要求する権利も持つ。
2. 裁判所の説明要求文書は、ベトナムにいる債権者、もしくは彼らの法廷代理人、外国裁判所に郵便サービスを使用して、送られる。

ベトナム裁判所が外国裁判所に説明を要求する場合、要求文章は、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約で規定された言語で翻訳される。ベトナム社会主義共和国と外国との間にまだ国際条約が結ばれていない場合、書類には要求を受けた国の言語で訳されたものもしくは、要求を受ける国が受け入れ可能な言語で訳されたものが添付されなければならない。個人の要求者及びベトナムで外国裁判所の判決、決定の執行を受けるものは翻訳にかかる費用とベトナム裁判所が外国裁判所に説明を要求する文章の郵便にかかる費用を負担しなければならない。

3. 申立て検討の準備期間は処理をした日から 4 カ月。その期間内に、裁判所は以下のそれぞれの決定を場合によって出す。
 - a) 申立て検討の一部停止
 - b) 申立ての検討停止
 - c) 申立て検討の公判

裁判所が第 1 項の規定に従って、説明要求をした場合、申立て検討準備期間は延長される、しかし、2 カ月以内の延長。もしこの期間が過ぎても裁判所が訴訟当事者もしくは外国裁判所の説明書類を受取ることができなかった場合、裁判所は、申請者の要求に対処するために、関係書類の文書に基づく。

裁判所は、要求を検討する公判を開くことを決定した日から 1 カ月以内に公判を開催しなければならない。

裁判所が書類を同レベルの検察院へ引き渡し、検討される期限は公開を開く前の 15 日以内；期限を過ぎると、検察院は書類を申立ての公判を開くために裁判所へ送り返さなければならない。

4. 申立ての検討を一時停止する裁判所の決定する場合は次の理由のうち一つ。

- a) 債務者個人が死去している、もしくは債務者が機関または組織で合併、統合、分割、分離、解散しているにも関わらず、機関、組織、個人が手続き上その権利と義務を相続している
 - b) 債務者が個人で、民事訴訟の能力を失っているにも関わらずまだ法定代理人を確定できていない場合
 - c) 債務者の法定代理人が終了したにも関わらず代わりがまだいない
 - d) 判決と決定を下した裁判所がある国で、判決や決定の執行が停止される
 - dd) 判決と決定を下した裁判所がある国で、判決および決定が現在再検討されている、あるいは、手続きに従って再検討を待っている
5. 申立ての検討を停止する裁判所の決定する場合は次の理由のうち一つ
- a) 債権者が申立てを取り下げる、もしくは債務者が外国裁判所の判決、決定を自主的に実行する
 - b) 債務者が個人で死亡していて、その個人の権利と義務が相続されていない
 - c) 債務者が機関、組織で解散もしくは破産していて、その機関、組織の権利と義務がベトナム法の規定に従って解決されている
 - d) 債務者が、機関もしくは組織で、解散または破産しており、機関、組織、個人のいずれもその機関や組織の手続き上の権利や義務を相続していない
 - dd) 裁判所が債務者の破産手続きを開くことを決めた
 - e) 裁判所が債務者の住所あるいは、執行に関係する財産のある場所の住所を確定できない
 - g) 要求解決の管轄が違う裁判所に属し、その裁判所に書類が引き渡された
 - h) 裁判所が執行に関係する財産のある住所を確定できない、その場合、債務者の機関、組織の本部がベトナムになく、債務者個人の住居、勤務先がベトナムにない

第 438 条 申立て検討公判

1. 申し立書の検討は、3 人の裁判官を含み、そのうちの一人が裁判長の割り当てによって主となった、申立て検討評議会によって、公判で行われる。
2. 検察院の検察官も同時に公判に参加する。検察官が欠席の場合も裁判所は公判を行う。
3. 公判は債権者、債務者または彼らの法定代理人の出席のもと行われる。それらの者が第一回目の欠席の場合は、公判を延期する

申立て請求は、債権者、またはその法定代理人、債務者又はその法定代理人、不在申立て請求、または、債務者またはその法定代理人が第二回目の正式な召喚にも関わらず欠席の場合でも依然として行われる。

評議会は、債権者またはその法定代理人が第二回目の正式な召喚にも関わらず欠席の場合または本法律の第 437 条第 5 項の規定を根拠とした一つの場合、検討の停止を決定する。

4. 申立て検討が認められ、執行が行われるとき、評議会は外国裁判所の出した判決、決定した件を再審することはできない。裁判所は決定と執行の承認もしくはその判決決定を不承認する基礎をつくるため、外国裁判所が出した民事判決、決定、本法の第 35 章と第 36 章に規定された申立書に添付されている書類、資料、ベトナム法のその他の関係する規定、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約を検査と比較のみできる。
5. 添付されていた書類、資料、申立てを検討後、検察官と召喚人からの意見を聞き、評議会は多数決に従って決定する。

評議会はベトナムでの執行と認識決定を出す、または外国裁判所の民事決定、判決を認めないという決定を出す権利を持つ。

6. 申立て検討の準備期間は、第一審裁判所は、本法の第 8 章に定める暫定緊急措置を適用、変更または中止する場合がある。

第 439 条 外国裁判所の民事決定、判決、ベトナムでの不執行、不承認

1. 外国裁判所の民事決定、判決が、ベトナム社会主義共和国が成員である国際条約に定められた認識のための条件を満たしていない。
2. 判決、民事決定がその判決、決定を出した国の法律の規定に従ってまだ法的効力を持たない。
3. 債務者または、その法定代理人が、正式に召喚されていないため、または、その裁判所がある国の法律の規定に従って、自己防衛の権利を行使するため、合理的な期間内に、外国裁判所の文書が彼らに提供されていないため、外国裁判所の裁判に欠席。
4. 判決、決定を出した、国の裁判所が、本法第 440 条の規定に沿った民事訴訟解決の権利を持たない。
5. ベトナム裁判所の法的効力をもつ判決と決定を既に受けた民事訴訟、もしくは、外国の司法当局が訴訟を受け入れる前に、ベトナム裁判所が訴訟を受け入れて解決中、もしくは、ベトナム裁判所で承認と執行が既にされた第三国の判決、民事決定がある。

6. その判決、民事決定を下した裁判所がある国の法律、もしくはベトナムの民事訴訟執行法に従って判決の有効期限が切れている。
7. 執行判決、決定が既に取り消されている、もしくはその判決決定を出した裁判所のある国で執行が停止されている。
8. ベトナムでの外国裁判所の判決、民事決定が承認、執行が、ベトナム社会主義共和国法の基本原則に反している。

第 440 条 外国裁判所の紛争解決権および申立ての権利

外国裁判所は、既に判決、民事決定を出しているが、その判決と民事決定がベトナムで承認と執行のため検討中である際、以下の場合に、その民事訴訟の解決権を持つ。

1. 民事訴訟が本法第 470 条規定のベトナム裁判所の専属管轄下でない。
2. 本法第 469 条で規定の民事訴訟で以下のいずれかの条件を持っている。
 - a) 被告がその外国裁判所の管轄権に異議なく参加している
 - b) その民事訴訟がまだ第三国裁判所の判決、決定を持たず、ベトナム裁判所で承認と執行を行っている
 - c) その民事訴訟がベトナムで受け入れる前に、外国裁判所で受け入れられている

第 441 条 裁判所の判決送付

1. 本法第 438 条第 5 項にある決定の日から 15 日以内に、裁判所はその決定を、当事者もしくはその法定代理人と法務省、その同レベルの検察院に送付しなければならない。
2. 本法第 437 条第 4 項と第 5 項に規定された解決の一時停止、または停止の決定の日から 5 日以内に、当事者、もしくはその法定代理人と法務省、その同レベルの検察院に送付しなければならない。
3. 本法第 438 条第 6 項に規定された暫定緊急措置を適用、変更または中止が決定した後、裁判所はその決定を、当事者もしくはその法定代理人と法務省、その同レベルの検察院に送付しなければならない。
4. 裁判所の決定の、外国にいる当事者への送付は、本法第 474 条に規定された方法で行われる。

第 442 条 控訴、異議

1. 裁判所が申立ての検討を一時停止、または停止することを決定してから 7 日以内、また、裁判所が外国裁判所の決定、判決を承認と執行もしくは不承認不執行を決定してから 15 日以内は、当事者、その法定代理人はその決定を控訴する権利を持つ; 当事者、またその法定代理人が申立て請求の公判に出席していた場合、控訴の期限はその決定を受取った日から起算される。

不可抗力もしくは客観的障害により、当事者もしくはその法定代理人が期限内に控訴できなかった場合、不可抗力もしくは客観的障害の期間は控訴の期限に起算されない。

2. 地方人民検察院検察長、もしくは高級人民検察院検察長は本法第 437 条 5 項また第 438 条第 5 項で規定された、裁判所の決定に異議を出す権利がある。

検察院が決定を受取ってからの異議期限は、地方人民検察院は 7 日、上級検察院は 10 日。

第 443 条 控訴、異議の検討

1. 高級人民裁判所は書類を受取ってから 1 カ月以内に、管轄内の地域の地方人民裁判所が控訴、異議を受けた決定を検討する。本法第 437 条第 1 項及び第 2 項の規定に従って、説明要求が必要な場合、期限は延長されるが、2 カ月を超えることはない。
2. 控訴、異議の決定を検討する評議会は、3 人の裁判官から成り立つ、その内、高級人民裁判所裁判所の割り当てに従って、一人の裁判官が主となる。

公判は、本法第 438 条に規定された申立て検討公判のように行われ、控訴、異議を受けた決定の再検討を行う。

3. 評議会は控訴、異議を受けた決定の検討をし、以下のような権利を持つ..
 - a) 第一審裁判所の決定を維持する
 - b) 第一審裁判所の判決の一部もしくは全部を改正
 - c) 控訴、異議解決の一時停止
 - d) 控訴、異議解決の停止
 - dd) 第一審裁判所の判決を取り消し、実証手続きに従って、第一審裁判所に書類を引き渡す
 - e) 本法第 437 条第 5 項の規定を根拠の内一つが当てはまるときは、第一審裁判所の判決を取り消し、申立書の検討を停止

4. 高級人民裁判所の決定は、決定が出た日から、法的効力を持つ。監督審手続きに従った異議を受け、本法の規定に基づき再審を行う場合もある。

第2節

外国裁判所の判決、民事決定不承認申立書検討手続き

第444条 ベトナムでの外国裁判所の判決、民事決定不承認の時効

1. 外国裁判所の判決、民事決定が法的効力を持った日から3年以内は、債務者、もしくはその法定代理人は、ベトナム裁判所に外国裁判所の判決、民事決定不承認を申立てる権利がある。
2. 申立人が、不可抗力もしくは客観的障害によって本条1項で規定された期限内に要求できなかったことが証明できる場合、不可抗力もしくは客観的障害の期間は書類送付の期間に起算されない。

第445条 ベトナムでの外国裁判所の判決、民事決定不承認の申立て

1. 本法第444条第1項に規定された申立人は、申立書を作成しなければならない。申立書は以下の内容を含まなければならない。
 - a) 債務者の名字、名前、居住先の住所、または勤務先の住所、債務者が機関、組織の場合、その機関もしくは組織の正式名称と本部の住所を記載しなければならない。債務者が個人で、ベトナムに居住先、勤務先の住所がない場合、申立書には外国裁判所の判決、民事決定に関連する各種財産のある場所のベトナムの住所を明記しなければならない
 - b) 債権者もしくはその法定代理人の名字、名前、居住先住所または勤務先住所、債権者が機関、組織の場合はその機関、組織の正式名称と本部の住所を記載しなければならない
 - c) 債務者の申立て、外国裁判所の判決、民事決定が、一部執行されている場合、執行された部分を明記しなければならない、申立ての残り部分は、ベトナムでは認識されない
2. 外国語の申立書は、ベトナム語に翻訳されて、公証を受け合法化したものを添付しなければならない。

第 446 条 申立書に添付する書類、資料; ベトナムでの外国裁判所の判決、民事決定不承認申立て検討手続き

1. 申立書に添付して送るものは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約で規定された書類、資料。ベトナム社会主義共和国と判決と民事決定を出した裁判所がある国が成員になっている国際条約でその問題について規定がある場合、申立書には判決の原本もしくは外国裁判所による判決、民事決定であることが証明されているコピーまた、申立てが不承認であることを証明する書類、資料を添付しなければならない。
2. 申立書に添付された、外国語で書かれた書類、資料は公証を受け合法化したベトナム語訳版が添付されなければならない。
3. 申立書検討の手続きは、裁判所の決定の送付、控訴、異議、および、控訴、異議の検討、は本章第 1 節にあるそれぞれの条での規定に従って行われる。

第 3 節

ベトナムでの執行要求のない、外国裁判所の判決、民事決定の不承認申立て

第 447 条 申立てが、ベトナム裁判所の判決と民事決定を認めず、ベトナムでの執行要求がない

1. 判決の日から 6 カ月以内は、外国裁判所の決定が法的に有効であるが、ベトナムでの執行申立てがなく、債権者、関係する利益を受ける正当な権利を有する者またはその法定代理人は、ベトナム社会主義共和国と判決、決定を下した裁判所のある国が、共に批准している国際条約に沿っている場合、もしくは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約に規定がない、または裁判所へその判決、民事決定不承認の申立てするための関連する国際条約がない場合、ベトナムの法務省に申請する権利がある。
2. 申請者が、不可抗力あるいは客観的な障害によって、第 1 項に規定された規定の期間に間にあって申請を送付することができなかつたことが証明できる場合、不可抗力あるいは客観的な障害によって遅れた期間は、送付期間に含まれない。

第 448 条 ベトナムでの執行要求のない外国裁判所の判決、民事決定の不承認申立書

1. ベトナムでの執行要求のない外国裁判所の判決、民事決定の不承認申立書には以下の内容が含まれなければならない。
 - a) 申立人の名字、名前、居住先の住所、勤務先住所、機関や組織の場合は、正式名称とその

機関、組織の本部の住所

- b) 申立人の要求
- 2. 申立書には、外国裁判所の判決、民事決定の原本もしくは、認証のあるコピー及び、不承認である根拠、合法だということを証明する書類、必要資料を添付しなければならない。
- 3. 申立書と添付の書類、資料が外国語で書かれている場合、公証を受け合法化されたベトナム語訳を添付して送られなければならない。

第 449 条 ベトナムでの執行要求のない外国裁判所の判決、民事決定の不承認申立て、処理、解決手続き

- 1. ベトナムでの執行要求のない、外国裁判所の判決、民事決定不承認申立書の処理、申立書検討の準備、申立書検討の公判は、本法第 436 条、437 条、438 条の規定に従って行われる。
- 2. 申立て検討評議会は以下の決定のうち一つを出す権利をもつ。
 - a) 外国裁判所の判決、民事決定の不承認
 - b) 不承認申立ての却下
- 3. ベトナムでの執行要求のない外国裁判所の判決、民事判決は、本法第 439 条の規定の場合に不承認となる。

第 450 条 裁判所の決定送付、控訴、異議

裁判所の決定送付、控訴、異議、および控訴、異議の検討は本法第 441 条、442 条、443 条の規定に従って行われる。

第 37 章

外国仲裁裁定のベトナムにおける承認と執行申立検討手続き

第 451 条 承認と執行申立書送付期限

- 1.. 外国仲裁の裁定から 3 年以内は、法的効力があり、債権者、関係する利益を受ける正当な権利を有する者またはその法定代理人は、ベトナム社会主義共和国が批准している場合は、国際条約の規定に従って、もしくは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約に規定がない場合はベトナムの管轄である裁判所が、この法律の規定に従って、その裁定をベトナムで承認執行を裁判所に要求するための関係する国際条約がない場合、ベトナムの法務省に

申請する権利がある。

2. 不可抗力もしくは客観的障害によって、本法第 1 条に規定された期限内に申立書を送ることができなかったことが申立て人が証明できる場合、不可抗力もしくは客観的障害のその期間は送付の期間に起算されない。

第 452 条 外国仲裁の裁定についてベトナムでの承認、執行申立て

1. 外国仲裁裁定のベトナムでの承認、執行申立書には、以下の内容が含まなければならない
 - a) 債権者、そのベトナムでの法定代理人の名字、名前、居住先もしくは勤務先の住所;債権者が機関、組織の場合、その機関、組織の正式名称と本部の住所を記載しなければならない
 - b) 債務者の名字、名前、居住先もしくは勤務先の住所; 債務者が機関もしくは組織の場合、その正式名称と本部の住所を記載;債務者が個人でベトナムでの居住先、勤務先の住所がない場合、または債務者が機関もしくは組織でベトナムに本部がない場合、申立書には財産またベトナムでの外国仲裁の裁定執行に関係する財産のある住所を明記しなければならない
 - c) 債権者の申立て
2. 外国語の申立書は、公証を受け合法化されたベトナム語に訳されたものを添付しなければならない。

第 453 条 申立書に添付する書類、資料

1. 申立書に添付して送るのは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約で規定された書類、資料; 国際条約がない、もしくは国際条約に規定がない場合は、以下の書類と資料とする
 - a) 外国仲裁の裁定証明の原本もしくはコピー
 - b) 当事者間の仲裁契約の原本もしくはコピー
2. 申立書に添付された外国語の書類、資料は、公証を受け合法化されたベトナム語訳を添付しなければならない。

第 454 条 裁判所への書類引き渡し

1. 本法第 453 条規定の申立書、書類、資料を受取ってから、5 営業日以内に、法務省は管轄と

なる裁判所へ書類を引き渡さなければならない。

2. 法務省が書類を裁判所へ引き渡したがその後再度外国の管轄機関の現在外国仲裁の裁定の執行の検討中であるもしくは、却下した、もしくは停止したことを知らせる通知を受け取った場合、法務省は文章にて裁判所へすぐに知らせなければならない。

第 455 条 書類の処理

法務省から書類を受取ってから、もしくは申立人から申立書、書類、資料を受取ってから、5 営業日以内は、本法第 363 条、第 364 条、第 365 条に基づく裁判所は検討、処理し、文章で債権者、債務者またそのベトナムにおける法定代理人、法務省と同レベルの検察院に通知することができる。

第 456 条 他の裁判所への書類引き渡し、管轄権についての紛争解決

受理したあと、裁判所がベトナムの他の裁判所の管轄のある外国仲裁の裁定のベトナムでの承認執行要求の解決を検討受理する場合、裁判所は受理後、書類を管轄の裁判所へ引き渡す決定を出し、処理リストからその申立名を消す。

その決定を受けてから 3 営業日以内は、その決定に、当事者は苦情を言う権利を、検察院は異議する権利を持つ。苦情、異議の解決、管轄についての紛争を解決する順序、手続きは、本法第 41 条の規定に従って行われる。

第 457 条 申立書の検討準備

1. 受理した日から 2 カ月以内に、それぞれの場合によって、裁判所は以下の内の決定を一つ出す。
 - a) 申立書検討の一時停止
 - b) 申立書検討の停止
 - c) 申立書検討の公判開始

申立書検討準備の期間内は、裁判所は申立書内の明確でない点について債権者に説明を求めることができる。その場合、申立書検討準備の期限は、2 カ月を超えない範囲で、延長することができる

裁判所は申立書検討の公判を開く決定を出してから、20 日以内に公判を開かなければならない。裁判所は公判を開く前の 15 日前までを期限として、同レベルの検察院へ研究のため書

類を引き渡す。その期限を過ぎた場合、申立書検討の公判を開くために、検察院は裁判所へ書類を送り返す。

2. 裁判所は以下根拠のうち一つにあてはまるとき、申立書の検討を一時停止する決定を出す
 - a) 外国仲裁の裁定が仲裁場所の管轄をもつ機関によって最低の再検討が行われている
 - b) 債務者が個人で、死亡している、または債務者が機関もしくは組織で合併、統合、分裂、分離、解散したにも関わらず、その機関、組織、個人の義務と権利を引き継いでいる個人、組織、機関が存在する
 - c) 債務者が個人で死亡していて、民事行為能力を失っているにも関わらず、法定代理人をまだ確定していない

停止している期間も、解決を割り当てられた裁判官は、申立て解決の責任を依然として負う

この条の規定に従って、申立ての解決の一時停止が決定された後、裁判官は一時停止した理由を克服するために、申立書解決を引き続き行う時に間に合うように、最短の時間で、機関や組織、個人を監視および監督する責任がある。一時停止の理由がなくなったとき、裁判官は申立書解決を引き続き行う決定をださなければならない。

3. 裁判所は以下根拠のうち一つを持つ場合、申立書検討の停止を決定する。
 - a) 債権者が申立書を撤回、もしくは債務者が自主的に外国仲裁の裁定を実施した場合
 - b) 債務者が個人で死亡して、その者の権利と義務が引き継がれていない場合
 - c) 債務者が機関、組織で、解散もしくは倒産して、その機関もしくは組織の権利と義務がベトナム法の規定に従って解決された場合
 - d) 債務者が機関、組織で、解散もしくは倒産し、その機関、組織の権利、義務、訴訟を引き継いだ組織、機関、個人がない場合
 - dd) 裁判所が仲裁裁定の債権者の要求による債務者のベトナムでの財産がある場所の確定ができなかった場合

第 458 条 申立て検討公判

1. 申立て検討は公判で、3 人の裁判官を含み、そのうち一人の裁判官が裁判長の割り当てに従って主となる評議会によって行われる。
2. 同レベルの検察院の検察官が評議会に参加しなければならない。検察院が欠席の場合も、裁判所は公判を行う。

3. 公判は債権者、債務者、もしくはその法定代理人の出席のもと行われる、もしその誰かが第一回目を正当な理由で欠席した場合、公判は延期されなければならない。

債権者もしくはその法定代理人、債務者もしくはその法定代理人が検討を裁判所に要求して、2回目の正式な召喚を受けてもまだ欠席した場合、彼らの欠席、もしくは、債務者、その法定代理人の欠席でも依然として行われる。

申立て検討の評議会は、債権者もしくはその法定代理人が2回目の正式な召喚をうけたにもかかわらず欠席した場合、もしくは本法第457条第3項の規定を根拠の一つとするとき、申立て解決の停止を決定する。

4. 承認と執行の申立てを検討する時、評議会は外国裁判所が既に裁定を出した紛争を再審することはできない。裁判所は外国仲裁の裁定と、申立書に添付された書類、資料を本法第35章、第36章の規定と、ベトナム法の関係するそのほかの規定と、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約とでその裁定の承認か不承認を決定する根拠をつくるために、比較、検査することのみできる。
5. 申立書、添付された書類、資料を検討し、召喚人、検察官の意見を聞いた後、評議会は討論し、多数決に従って決定する。

評議会は外国仲裁の裁定をベトナムで承認し執行する決定もしくは、外国仲裁の裁定を不承認する決定を出す権利をもつ。

第459条 不承認となる場合

1. 裁判所は外国仲裁の判決を不承認する承認申立てに根拠があつて、合法的であることに反対するために、債務者によって裁判所に提供されたものが、証拠としてみなされたとき、裁定が以下の場合の一つに当てはまる場合。
 - a) 仲裁合意へ署名のそれぞれが、それぞれに適用される法律に従って、その仲裁合意の能力がない
 - b) もし、当事者がその合意に適用する法律を選択しない場合、それぞれが適用のために選んだ双方の国の法律に従つてもしくは、既に出ている裁定の場所の国の法律に従つて仲裁合意に法的価値がない
 - c) 債務者である機関、組織、個人が期限に間に合つて通知できなかった、仲裁人の任命、外国仲裁で紛争を解決するための手順に正当性がなかった、もしくはその他の正当な原因のために、彼らの手続き上の権利が実現されなかった

- d) 外国仲裁の裁定が、申立て当事者が解決できていない紛争についてなされている、または、当事者合意の申立てを超えている。申立て解決できた問題についての決定と、外国仲裁で解決申立てできなかった問題についての決定を分けることができる場合、申立て解決できた問題についての決定はベトナムで認められ執行されることができる
 - dd) 外国仲裁の構成、外国仲裁の紛争解決手続きが、仲裁合意に問題についての規定がない場合で、仲裁合意と矛盾している、あるいは、外国仲裁の判断が課された国の法律と矛盾している
 - e) 外国仲裁の裁定がまだ当事者に強制能力がない場合
 - g) 外国仲裁の裁定が、裁定を課された国の権限を持つ機関（管轄機関）、もしくは執行取り下げまたは停止の適用する法律のある国の管権をもつ機関（管轄機関）
2. ベトナム裁判所が以下のように認めた場合、外国仲裁の裁定は認められない。
- a) ベトナム法に従って、紛争が仲裁によって解決することができない
 - b) 外国仲裁の裁定のベトナムでの承認と執行が、ベトナム社会主義共和国の法律の基本原則に反している

第 460 条 裁判所の決定を送付

1. 本法第 457 条第 2 項、第 3 項に規定された、申立て解決の一時停止、もしくは停止の決定が出てから、5 営業日以内に、裁判所はその決定を当事者もしくはその法定代理人、法務省と同じレベルの検察院に送らなければならない。
2. 承認と執行の決定、もしくは、本法第 458 条第 5 項の規定に従って、ベトナムでの外国仲裁の裁定不承認の決定が出てから、15 日以内に、裁判所は、その決定を当事者もしくはその法定代理人と法務省、同レベルの検察院に送らなければならない。もし当事者が外国にいて、ベトナムに法定代理人もおらず、裁判所が彼らの欠席のもと、本法第 458 条 3 項の規定に従って決定を出した場合、裁判所は彼らに、郵便サービスを使用して、もしくは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約の規定に従って法務省を通じて決定を送る。
3. 裁判所の決定送付は、本法 474 条の規定にしたがった方法で行われる。

第 461 条 控訴、異議

1. 本法第 457 条第 3 項、458 条第 5 条の規定に従って、裁判所が決定を出してから 15 日以内は、当事者とその法定代理人はその決定を控訴する権利を持つ。申立て検討公判に当事者が欠席した場合、控訴の期間は、彼らが決定を受取ってから起算される。控訴書は理由を明確に述べられ、控訴を要求したものである。

不可抗力もしくは客観的障害によって、当事者、その法定代理人が上で述べた期限内に控訴できなかった場合、不可抗力もしくは客観的障害の期間は控訴期限に起算されない。

2. 地方人民検察院検察長と高級人民検察院検察長は、本法第 457 条第 2 項と第 3 項と第 458 条第 5 項の規定に従って、裁判所の決定に異議を出す権利を持つ。

決定を検察庁が受け取った日から、地方人民検察院の異議期限は 7 日、高級人民検察院の異議期間は 10 日。

第 462 条 控訴、異議の検討

1. 高級人民裁判所は、書類を受取った日から 1 カ月以内に、控訴、異議を受けた、地方裁判所の出した決定を再検討する。本法第 457 条 1 項の規定に従って説明要求が必要な場合、その期限は延長される、ただし、2 カ月を超えない。
2. 控訴、異議を受けた決定を検討する評議会の成員は、3 名の裁判官からなる、その内一人の裁判官が、上級裁判所の裁判長の割り当てに従って、主裁を務める。公判は控訴、異議を受けた決定を再検討し、本法第 458 条の規定に従って申立てを検討する公判のように行われる。
3. 控訴、異議を受けた決定を検討する評議会は以下の権利を持つ。
 - a) 第一審裁判所の決定を支持
 - b) 第一審裁判所の決定を一部もしくは全て修正
 - c) 控訴、異議の解決の一時停止
 - d) 控訴、異議の解決の停止
 - dd) 第一審裁判所の決定取り消し、手続きに従った解決のため、第一審裁判所への書類引き渡し
 - e) 本法第 457 条 3 項の規定を根拠の内一つを持つ場合に、手続き決定の取り消し、申立て解決停止
4. 控訴、異議を受けた決定を検討する評議会が、控訴、異議の解決を停止するのは、以下の場合。
 - a) 控訴人が控訴全体を取り下げ、もしくは検察院が異議全体を取り下げ
 - b) 控訴人が、二回目に正式に召喚されたにもかかわらず、欠席し、欠席解決申立書がない場合。

控訴人が控訴全体を取り下げる、もしくは、検察院が異議全体を取り下げた場合、控訴と異議を検討する公判を開く決定を出す前に、議長を務めることを割り当てられた裁判官は控訴、異議解決停止決定を出す。控訴人が控訴全体を取り下げる、もしくは検察院が異議全体を取り下げる場合、控訴と異議を検討する公判を開く決定を出した後に控訴、異議を検討する評議会は控訴、異議検討の解決を停止する決定を出す。

これらの場合、裁判所が控訴、異議の検討を停止する決定を出した日から、第一審裁判所の決定は法的効力を持つ。

5. 控訴、異議を受けた決定を検討する評議会は第一審裁判所の決定を取り下げ、手続きにそって再度解決するために、第一審裁判所に書類を引き渡す、それは以下のような場合
 - a) 当事者の証明が、外国仲裁の裁定承認、第一審裁判所が承認の決定を出す根拠に反している、もしくは、外国仲裁の決定の不承認、本法第 35 章、第 37 章の規定が正しくない、ベトナム法に関係するその他の規定、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約の他の規定に反する
 - b) 第一審裁判所の申立て検討評議会の成員が、本法第 37 章の規定に沿っていない、もしくは、当事者の権利及び正当な利益に影響を与える手続きにおいて他の重大な違反があった場合
6. 高級人民裁判所の決定は、決定が出た日から、また本法の規定のある手続きに従って再審され、異議を受けた日から、法的効力がある。

第 463 条 執行の一時停止、外国仲裁の裁定承認、執行決定の棄却

1. 現在検討している件が取りやめになる、もしくは、外国仲裁の裁定執行が停止になる、外国の管轄期間の通知を文章で、当事者もしくは法務省、承認執行を決定したベトナムの裁判所から受け取った後すぐ、その民事判決を執行する機関の長に裁定執行の一時停止決定を要求しなければならない。

裁判所の要求を受取ったあとすぐ、民事判決執行機関の長は裁定執行一時停止の決定を出し、また、その決定を、外国仲裁の判決をベトナムで執行する承認決定を出した裁判所に送る、また、同時に当事者、関連の利益および義務を有する者に送る。

民事判決執行機関の長は債権者となる機関、組織、個人の要求があった場合、民事判決執行について法律の規定に従って、外国仲裁の裁定を続けることのために必要な措置法を適用できる。

2. 外国の管轄権のある機関の文章による、外国仲裁の判決執行の取り下げもしくは停止の通知を受けとってすぐ、外国仲裁の裁定をベトナムで承認、執行する決定を出したベトナム裁判所は、その決定を取り下げ、その決定を当事者、関連の利益、義務を有する者、民事判決を執行する機関に送る。

裁判所の決定を受取った後すぐ、民事判決を執行する機関の長は外国仲裁の裁定執行を停止する決定を出す。

第 8 部

外国要素のある民事事件の解決手順

第 38 章

外国要素のある民事事件の解決手順についての共通規定

第 464 条 適用原則

1. ここでは、外国要素のある民事事件を解決する手順と管轄について規定する。ここに規定がない場合は、本法の関連するそのほかの規定を解決のために、適用する。
2. 外国要素のある民事事件は、以下の場合のどれか一つに属する民事事件である。
 - a) 外国の個人、機関、組織の少なくとも一つが参加している
 - b) 参加している者の全てがベトナムの個人、機関、組織であるが、設立、変更、実現もしくは関係の終了が外国で起きた
 - c) 参加している者の全てがベトナムの個人、機関、組織であるが、民事関係の対象が外国にある
3. 民事訴訟の司法共助は司法共助の規定に従って行われる。

第 465 条 外国人、外国の機関・組織、外国機関・組織の支店あるいは事務所、国際組織、ベトナムにある国際組織の代表機関、諸外国の権利及び義務

1. 外国人、外国の機関・組織、国際組織、ベトナムにある国際組織の代表機関は、違反、争いが起きたとき、自身の正当な権利と利益の保護を求めるため、ベトナム裁判所へ訴えを起こす権利をもつ。

外国の組織、機関のベトナムにある認可を受けた支店や代表事務所は、違反や争いを受けた

際、認可を受けた外国の機関、組織の権利と利益の保護を求めるために、ベトナム裁判所へ訴えを起こす権利を持つ。

2. 外国人、外国の機関・組織、外国の機関・組織のベトナムにある支店、代表事務所、国際組織、ベトナムにある国際組織の代表機関、諸外国は、民事訴訟に参加するとき、ベトナムの市民、機関、組織と同じ手続き上の義務と権利を持つ。
3. ベトナム国家は、その国が市民、ベトナムの機関・組織、外国にあるベトナムの機関、組織の支店、代表事務所に対して、民事訴訟の権利を制限している場合、民事訴訟の権利を制限するため、外国人、外国の機関・組織、ベトナムにある外国の機関・組織の支店、代表事務所、それぞれに相互主義の原則を適用することができる。

第 466 条 民事訴訟法の能力、外国人の民事訴訟行為の能力

1. 民事訴訟法の能力、外国人の民事訴訟行為の能力は以下のように確定される。
 - a) 外国人の国籍のある国の法律に従う。;外国人が国籍を持たない場合、その者の居住している場所の国の法律に従う。もし国籍を持たないものが、ベトナムに通常いる場合はベトナム法に従う
 - b) 外国人の国籍のある国でもし多くの国籍を持つ場合その国籍をもつ国の中で、居住している国の法律に従う
外国人が国籍を多数持ち、居住している国の国籍は持たない場合、国籍を持っていて、一番長く滞在した国の法律に従う
 - c) もし外国人が国籍を多数持ち、その中の一つにベトナムがある、もしくは、通常住んでいるもしくは時々ベトナムに住んでいる場合、ベトナム法に従う
2. 外国法の規定にしたがった場合に、彼らが民事訴訟の能力がないとなるが、しかし、ベトナム法に従った場合に彼らが民事訴訟能力を持つ場合、外国人は、ベトナム裁判所において、民事訴訟行為の能力を認められる。

第 467 条 外国の組織・機関、ベトナムにある外国組織・機関の支店・代表事務所、国際組織、ベトナムにある国際組織の代表機関、諸外国の民事訴訟法の能力

1. 外国機関、組織の民事訴訟法能力は、その機関・組織が設立された国の法律に従って確定される。

ベトナムにある外国機関・組織の支店、代表事務所の民事訴訟法能力は、ベトナム法に従って確定される。

2. 国際組織、国際組織の代表機関の民事訴訟法能力は、その組織設立の根拠となる国際条約、また国際組織の活動を規制する国際条約、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約に基づいて確定される。

国際組織が優先権、免除権を放棄すると宣言する場合、その国際組織の民事訴訟法能力はベトナムの法律に従って確定される。

第 468 条 当事者が、外国人、外国の機関・組織、外国機関・組織のベトナムにある支店と代表事務所、国際組織、ベトナムにある国際組織の代表機関、外国国家である場合の、合法的な権利と利益の保護

当事者が、外国人、外国の機関・組織、外国機関・組織のベトナムにある支店と代表事務所、国際組織、ベトナムにある国際組織の代表機関、外国国家で、ベトナムで訴訟に参加する場合、自身でもしくは法律、ほかの人に頼って、ベトナム法律の規定による自身の合法的な権利と利益を保護する。

第 469 条 ベトナム裁判所の外国要素のある民事事件の解決内の一般的な管轄

1. ベトナム裁判所は以下のような場合、外国要素のある民事事件解決の管轄権を持つ。
 - a) 被告が個人で、ベトナムで長い時間、居住し、仕事をし、生活をしている
 - b) 被告が機関・組織で、ベトナムにある、もしくは、被告が機関・組織でベトナムに支店や代表事務所があり、ベトナムにある機関や組織の支店、代表事務所の活動に関係することがベトナムにある
 - c) 被告の財産がベトナム領土にある
 - d) 離婚訴訟で原告もしくは被告がベトナム市民である場合、もしくは当事者が外国人でベトナムに長い時間居住し、仕事をし、生活を行っている場合
 - dd) 民事関係の訴訟が、ベトナムで設立、変更、終了していて、関係の目的がベトナム領土上の財産、もしくはベトナム領土上で行われている仕事である場合
 - e) 民事関係の訴訟がベトナム領土外で関係を設立、変更、終了しているが、ベトナム機関、組織、個人の権利と義務に関係する、もしくは基礎、居住場所がベトナムにある場合
2. この章の規定に従って、ベトナム裁判所の管轄が確認された後、裁判所は外国要素のある民事訴訟解決の具体的な裁判所の管轄を確定するため、本法の第 3 部の規定を適用する。

第 470 条 ベトナム裁判所の専属管轄

1. 外国要素のある民事訴訟のうち、以下は、ベトナム裁判所に解決の専属管轄がある。
 - a) その民事訴訟が財産に関係したもので、それがベトナム領土上にある不動産の場合
 - b) 夫婦がベトナムで長い間居住し、働き、生活を行っている場合で、ベトナム市民と外国市民、もしくは国籍を持たないものとの離婚訴訟
 - c) その他民事訴訟で双方がベトナム法もしくは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約に従って解決するためにベトナム裁判所を選び、双方がベトナム裁判所を選ぶことに同意している場合
2. 外国要素のある民事訴訟は以下の場合ベトナム裁判所の専属解決管轄となる。
 - a) 申立ては本条第 1 項に規定する民事紛争ではない
 - b) 申立てはベトナム領土上で起きた法律の一つの案件だと確定できる
 - c) その宣言がベトナム領土上で彼らの権利や義務の確立に関係し、ベトナム市民、もしくはベトナムに居住する外国人が、存在しない、死亡していることが宣言された場合。ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約に違う規定がある場合を除く
 - d) 外国人がベトナムに居住しているという宣言によりベトナム領土上で義務と権利が確定している場合、民事行為能力が制限、民事行為能力喪失の場合
 - dd) ベトナム領土に財産があることが確定。ベトナム領土にある遺棄された財産として人が管理している所有権を認めるもしくは遺棄する場合

第 471 条 裁判所の管轄権は変更がない

外国要素のある民事訴訟がベトナム裁判所によって本法の管轄に関する規定に従って、解決処理がおこなわれているとき、その裁判所はその解決の過程で、当事者の国籍、居住先、住所の変更、もしくはその民事事件がベトナムの他の裁判所または外国裁判所に管轄があるという新しい事実が出てきた場合でも、引き続き解決をおこなわなければならない。

第 472 条 外国裁判所の仲裁合意、選択合意がある、もしくは外国解決の管轄をもつ外国裁判所、仲裁、もしくはその他の機関、の合意がある、または当事者が司法免除権をもつ場合の、請願書、申立書の返還、もしくは、外国要素のある民事訴訟解決停止

1. ベトナム裁判所は民事訴訟がベトナム裁判所の一般的な管轄に属するが、以下の場合の一つにあてはまる場合は、請願書、申立書を返還しなければならない、もしくは外国要素を含む民事訴訟解決を停止しなければならない。

- a) 当事者が外国要素のある民事関係に対して適用する法律の規定に従って、紛争解決方法の選択の合意をして、仲裁裁判所もしくはその訴訟解決の外国裁判所を選択する
双方が選択合意、もしくはベトナム裁判所の選択合意によって外国裁判所、もしくは仲裁選択合意を変更した場合、外国裁判所の無効、もしくは実行ができない、もしくは外国仲裁、外国裁判所が申立て処理を断った場合はベトナム裁判所に依然として解決管轄権がある
 - b) ベトナム裁判所の専属管轄権を持たない訴訟は本法第 470 条に規定され、外国裁判所の専属管轄を持つ訴訟と関係がある
 - c) ベトナム裁判所の専属管轄権を持たない訴訟は本法第 470 条に規定され、外国仲裁、外国裁判所が解決処理を行われた
 - d) 外国裁判所の判決、決定、外国仲裁の裁定がベトナム裁判所で認められず、ベトナム裁判所が依然としてその訴訟の解決管轄権を持つ場合で、外国裁判の判決、決定もしくは外国仲裁の裁定によって訴訟が解決された
 - dd) 被告が司法免除権をもつ場合
2. 本条第 1 項の規定に従って、申立書を返還する、もしくは外国要素のある民事訴訟の解決を停止する場合、裁判の前払い金、手数料は本法の規定に従って処理される。

第 473 条 当事者の個人情報提供と、外国にいる当事者の住所の確定の要求

1. 請願者、申立者は不足なく外国にいる当事者の名字、名前、住所、国について請願書、申し立て書に記載しなければならない、添付の書類、資料は当事者の名字、住所、国籍を検証する。

当事者の名字、名前、住所、国籍が十分に記載されていない場合、もしくは内容に不足がある場合、裁判所が定めた期限内に補足しなければならない、その期限が切れても提供されない場合、裁判所は請願書、申し立て書を返還する。

2. 外国にいる当事者の住所が確定できない場合、請願者、申立人はベトナム裁判所に要求することができる、定義された外国の管轄権をもつ機関は、当事者の住所を確定、もしくは管轄権をもつ機関に居住先にいない者を探すことができる、もしくはベトナム裁判所に要求する。ベトナムの法律、もしくは、外国法、ベトナム社会主義共和国が批准している規定に従って、外国の管轄権限のある機関が当事者の不明と死亡を宣言する。

外国の管轄権限のある機関が、ベトナム裁判所に、外国にいる当事者の住所が確定できないと返答もしくは 6 カ月経っても返答がない場合、裁判所は請願書、申し立て書を返還する。

第 474 条 外国にいる当事者のための訴訟手続きの書面による通知と送付サービスの方法

1. 裁判所は裁判所の宣言を書面で通知、送付を行うため、以下の方法のうちの一つに従う。
 - a) ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約に規定された方法に従う
 - b) その国とベトナム社会主義共和国が批准している国際条約がある場合、当事者が居住している国に対する外交ルートに従う
 - c) 外国に居住している当事者の住所まで、その国の法律の条件でその送付サービスが同意されている、郵便サービスの方法に従う
 - d) 外国にあるベトナム社会主義共和国を代表する機関まで、外国にいるベトナム市民である当事者に送るため、郵便サービスの方法に従う
 - dd) ベトナムに代表事務所や支店がある機関や組織に対して、送付は本法の規定に従って、ベトナムにあるそれらの代表事務所、支店を通じて行うことができる
 - e) 法に従って代表者へまたは外国にいる当事者のベトナムにいる正式な代表者へ送るため、郵便サービスの方法に従う
2. 本条 1 項 a と b に規定がある送付方法は、司法共助の規定に従って行われる。
3. 本条第 1 項に規定された送付サービスを行ったが、結果が得られなかった場合、外国のベトナム社会主義共和国の代表機関の本部で公開掲示をおこない、1 カ月間訴訟解決を行っている裁判所もしくは、ベトナムにいる当事者の最後の居住場所に 1 カ月、裁判所の電子ポータル上に通知（もしあれば）、外国にあるベトナム社会主義共和国の代表機関の電子ポータルに通知する。必要がある場合は、裁判所は外国人のためのラジオチャンネル、中央テレビ局で連続する 3 日間で 3 回通知することができる。

第 475 条 外国における証拠収集

裁判所は以下の方法の 1 つに従って、外国で証拠を集めることができる。

1. 本法の第 474 条第 1 項の a、b の規定に従う。
2. 郵便サービスに従って、当事者がベトナム市民で現在外国に居住ししている場合、ベトナム裁判所へ書類、資料、証拠を送る要求をする。

第 476 条 処理及び公判・審理の開始日通知

1. 裁判所は訴訟処理の通知を送らなければならない、公判開始の時間、場所、提出物の確認、アクセス、証拠公開について明記される、和解（これからは和解公判と呼ぶ）和解公判の再

開、審理開始、審理再開については外国の当事者への訴訟処理通知が書面の中に記載。

2. 和解審理・公判開始の期限は以下のように確定される

- a) 和解公判は、訴訟処理通知書面を出した日から、最も早くても6カ月、遅くとも8カ月で開かれなければならない。和解再公判が開かれる日（もし有れば）は、和解公判を開始した日から遅くとも1カ月経過する前に設定される
- b) 公判は訴訟処理通知の書面が出されてから、最も早くても9カ月、遅くとも12カ月以内に開かれなければならない。和解再公判が開かれる日（もし有れば）和解公判を開始した日から遅くとも1カ月経過した日で確定される。本法の第477条第4項の規定の場合は除く

3. 裁判所は民事訴訟処理の通知を送らなければならない、その中には公判開始の時間、場所が明記される、民事訴訟解決公判を再度開くときは外国にいる当事者あての民事訴訟処理通知の書面の中に記載。

公判は民事訴訟処理通知書面が出された日から、最も早くても6カ月、遅くとも8カ月以内に、開かれなければならない。民事訴訟解決公判の再開日（もし有れば）は遅くとも最初の公判の日から1カ月経過する前に設定される。

第477条 外国にいる当事者への裁判所の宣言の書面での送付結果処理、外国の管轄権を持つ機関の証拠収集要求の結果

送付の結果、外国の証拠集めの結果を受取ったとき、裁判所はそれぞれの具体的な場合にあって、以下のような処理を行う。

1. 本法の第474条第1項の規定に従った不法のうち一つで送付した結果を受取ったあと、当事者が十分な証言、資料、証拠を提供し、民事訴訟が本法第207条の規定に従って和解調停がない場合は、和解公判を開かない。
2. 送付が完了したことの通知を受けた後、しかし、和解公判を開く日が来ても、裁判所が依然として当事者の証言、資料、証拠を受取っておらず、彼らは和解公判に欠席することを提議していない場合、和解公判を延期する。もし、再度和解公判を開く日が来ても、外国にいる当事者が依然として欠席の場合、裁判所は和解調停が行わない場合であると確定する。
3. 裁判所は以下の場合和解公判を延期する。
 - a) 外国にいる当事者が一回目の和解公判延期を提議した場合

- b) 外国にいる当事者が一回目の和解公判に欠席した場合、欠席での検討定義書がある場合を除く
4. 裁判所が送付結果の通知書面を、外国にいる当事者の証言、資料、証拠同様に、受取れず、当事者の出席がなく、彼らの欠席のもと検討を行うことを裁判所に提議する書類もなく、和解公判の日が来た場合、裁判所は和解公判を延期する。和解公判を延期してすぐ、裁判所は提議書面を持つ、裁判所が本法第 474 条第 1 項、a、b に規定された方法の一つに従って、この機関を通じて送付を行った場合には、法務省、外国にあるベトナム社会主義共和国を代表する機関に、裁判所が外国にいる当事者に書面送付を実行できたという通知をする。

裁判所の書面を受取ってから 1 カ月以内に、ベトナム社会主義共和国を代表する外国にある機関はベトナム裁判所に外国にいる当事者への宣言書面が送付された結果について、通知しなければならない。

法務省は裁判所の文章を受取ってから 10 日以内に、法務省は司法承認を行った結果について返答する、外国で管轄権を持つ機関の提議文章をもたなければならない。

外国にある管轄権のある機関からの書面を受取ってから、5 営業日以内に法務省は裁判所に返答をしなければならない。

裁判所の書面が外国にある管轄権のある機関へ渡されてから返答の書面を受けとっていないまま、3 カ月の期限が切れる場合、訴訟解決の根拠とするため、法務局は裁判所へ通知をしなければならない。

5. 裁判所は以下の場合、外国にいる当事者の欠席のまま検討を行う。
- a) 本法第 474 条第 1 項の規定のある送付方法の一つに従って送付結果を裁判所が受取り、当事者が十分な証言、資料、証拠を提供し、当事者が裁判所に彼らの欠席のもと検討を行うことを提議した
 - b) 本法 474 条第 3 項の規定に従って、裁判所が対策を実施した
 - c) 裁判所が本条第 4 項の規定に従って、外国にいる当事者に送付が行われた結果について、管轄権のある機関の通知を受取っていない
6. 裁判所が当事者の名字、名前、住所が間違っていたことによって、もしくは当事者が新しい住所に移ったが新しい住所がはっきりとしないため、送付ができなかったという通知書面を受取ったとき、裁判所は以下のように解決する。
- a) 裁判所は原告と外国にいる当事者の国内にいる血縁者（もしいる場合）に外国にいる当

事者の正しい住所、もしくはあたらしい住所の提供を要求する。裁判所は引き続き、外国にいる当事者へ、原告や外国にいる当事者の国内にいる血縁者に提供を受けた住所に従って処理通知の送付を行う

- b) もし原告また当事者の国内にいる血縁者が提供できなかった場合、もしくは国内にいる当事者の血縁者が正しい住所もしくは外国にいる当事者の新しい住所提供を断った場合、もしくは、外国にいる当事者にベトナム国内に血縁者がいない場合、裁判所は訴訟解決の停止決定を出す。同時に、裁判所は申立人に説明をし、裁判所への請求権について知らせ、当事者を捜索したが、居住先にいないもしくは行方不明もしくは死亡を宣言する
- c) 原告がベトナム市民で外国に居住している外国人と離婚を要求している場合で、裁判所の要求に従った、外国人の名字、名前、住所、新しい住所を原告、その者の血縁者、ベトナムで管轄権限をもつ機関、もしくは外国の管轄権限をもつ機関で、その外国人の情報や住所検証を行ったにもかかわらず提供することができず、結果が得られなかった場合、原告は裁判所に裁判所の電子ポータル（もし有れば）や外国にあるベトナム社会主義共和国を代表する機関の電子ポータルでの通知を要求する。必要がある場合、原告の要求に従って、裁判所は外国人のためのラジオチャンネル、中央テレビ局で連続する 3 日間で 3 回通知することができる。

この場合、裁判所は再度外国にいる当事者に宣言書面を送付する必要はない。通知した日から 1 カ月の期限が過ぎると、裁判所は当事者不在で検討を行う

第 478 条 機関、組織、外国の個人がベトナム裁判所へ送付した書類、資料の承認

1. ベトナム裁判所は外国の権限を持つ組織、機関によって挙げられ、提供、確認された書類、資料を以下の場合に承認する。
 - a) 書類、資料で、公証、領事認証を受けて合法化されたベトナム語版がある
 - b) ベトナム法もしくは、ベトナム社会主義共和国が批准している国際条約の規定に従って、ベトナムその書類、資料が領事での合法化を免除される
2. ベトナム裁判所は外国に居住している個人による書類、資料を以下の場合に承認する。
 - a) 外国語で書かれた書類、資料で、ベトナム語に訳されてベトナム法の規定に従って、公証、合法の認証を受けているもの
 - b) 外国で出された書類、資料で、外国法の規定に従って、公証、認証を受けたもので領事合法認証を受けたもの
 - c) 外国にいるベトナム市民による書類、資料で、ベトナム語で作成され、その書類と資料を作成したもののサインがあり、ベトナム法の規定に従って、公証、認証を受けたもの

第 479 条 外国要素のある民事訴訟の裁判所の判決、決定の控訴期限

1. ベトナムにいる当事者は、本法第 273 条の規定にある期限内は、裁判所の判決、決定に控訴する権利をもつ。
2. 外国に居住して裁判に出席していない当事者は裁判所の判決、決定を控訴する期限は、判決、決定が合法的に送付されてから、もしくは、法律の規定に従って合法的に判決、決定が記載された日から 1 カ月。
3. 外国にいる当事者の欠席のもと本法第 477 条第 5 項 c の規定に従って、検討を行った場合、控訴の期限は宣言から 12 カ月。

第 480 条 裁判所が外国にいる当事者へ第二審裁判所からの宣言書面送付、通知、および、宣言書面送付、通知結果の処理

第二審裁判所は、外国にいる当事者への宣言書面の送付、通知結果処理の宣言書面の送付、通知を本法第 474 条、476 条、477 条の規定に従って行う。

第 481 条 裁判所が外国要素のある民事訴訟解決に適用するための外国法の確認と提供

ベトナム裁判所がベトナム法、ベトナム社会主義共和国が成員となっている国際条約の規定に従って、外国要素のある民事訴訟を解決するためにベトナム裁判所が外国法を適用する場合、外国法を確認、提供する責任を以下のように果たす。

1. 当事者が適用する法律を選ぶ権利を得て、それが外国法で、その外国法適用を選択した場合、その外国法を民事訴訟を解決している裁判所へ提供する義務も発生する。

各当事者がお互いに外国法を統一できなかった場合、もしくは必要になった場合、裁判所は司法省、外務省、外国にあるベトナム社会主義共和国の代表機関にもしくは外務省を通じて、ベトナムにある外国の外交代表機関に依頼し、外国法の提供を要求する。

2. ベトナム法もしくは、ベトナム社会主義共和国が成員となっている国際条約を外国法に適用しなければならない場合は、当事者は外国法を裁判所へ提供する権利を持つ、もしくは裁判所は法務省、外務省もしくは外国にあるベトナム社会主義共和国の代表機関に外国法の提供を要求することができる。
3. 裁判所は外国法を専門とする、機関、組織、個人に外国法についての情報提供を要求することができる。

4. 本法の規定に従って、裁判所が外国法の提供を要求してから、6 カ月が過ぎるたにも関わらず、結果が得られない場合、裁判所はその民事訴訟解決のためにベトナム法を適用する。

第 9 部

判決、裁判所の民事決定の執行

第 39 章

判決、裁判所の民事決定の執行

第 482 条 判決、裁判所の民事決定の執行

1. 判決、裁判所の民事決定は執行されて、判決、決定は以下の場合に法的効力をもつ。
 - a) 判決、決定全体もしくは第一審裁判所の判決、決定の一部に控訴審に従って、控訴、異議がなかった場合
 - b) 第二審裁判所の判決と決定
 - c) 監督審もしくは裁判所の再審決定。本法第 360 条の規定にある、最高人民裁判所裁判官評議会の決定
 - d) ベトナム裁判所に承認され、ベトナムで執行された、外国裁判所の判決、民事決定、外国仲裁の裁定
2. 以下の第一審裁判所の判決と決定は控訴、不服申立、異議、建議を受けたとしても、すぐに執行される。
 - a) 慰謝料、報酬、再雇用者の受け入れ、給与支払い、退職金の支払い、傷病手当支給、失業手当支給、社会保険、失業保険、医療保険、もしくは、市民の生活、健康、精神的な損失についての損害補償。ストライキの合法性についての決定
 - b) 一時的な緊急措置の適用に関する決定

第 483 条 民事判決執行要求権についての注記と説明

1. 裁判所の判決決定の中に、本法第 482 条の規定に従って執行の決定がある場合、判決もしくは裁判所の決定の一部に、判決執行要求権、判決執行の義務、判決執行要求の期限についての内容を明記しなければならない。
2. 判決、決定を出す際、裁判所は当事者に判決執行要求権、判決執行義務、判決執行要求の期限について、民事判決執行法の規定に従って、明確に説明しなければならない。

第 484 条 判決、裁判所の決定の給付

裁判所の判決、決定が、本法第 482 条の規定に従って執行されるものに属している場合、裁判所は、その判決と決定を債権者と債務者へ提供しなければならない、またはこの決定は“実行のためである”と記載がなければならない。

第 485 条 判決、決定の送付期限

1. 裁判所は本法第 482 条第 1 項規定の判決、決定を出した場合、その判決と決定を民事訴訟執行の権限を持つ機関に、判決と決定が法的効力を持った日から 1 カ月以内に、法律が他の規定を持つときを除いて、送付しなければならない。
2. 裁判所が本法第 482 条第 2 項規定の判決、規定を出した場合、その判決と決定を民事訴訟執行の権限を持つ機関に、判決と決定を出した日から 15 日以内に送付しなければならない。
3. 裁判所は一時的な緊急措置を適用することや、ストライキの合法性を決定した場合、その決定を民事訴訟執行の権限を持つ機関に、決定が出た日に送付しなければならない。
4. 権限を持つ機関が、不動産差し押さえ、資産差し押さえ、物的証拠、または判決の執行に関連する文章の押収をした場合、判決、決定を民事執行機関へ送付する際には、裁判所は不動産差し押さえ、資産差し押さえ、物的証拠、その他関連する資料の押収についての書類のコピーを添付しなければならない。

第 486 条 判決、裁判所の決定の説明、修正

1. 民事訴訟の債権者、債務者、判決、裁判所の決定執行に関連して利益や義務を得るもの、また民事執行機関は、執行のために、書面で裁判所が出した判決、決定について、判決、決定の中で明確でない箇所の説明、修正を要求する権利を持つ。
2. 裁判官もしくは裁判官が決定を出した場合、裁判所の判決、決定の中で明確でない点について説明、修正の義務を負う。その者がすでに裁判所の裁判官でない場合、その裁判所の所長が、裁判所の判決、決定の説明、修正の責任を負う。
3. 裁判所の判決、決定の説明は、評議会、会議、審議の議事録を根拠としなければならない。判決、決定の修正は、本法第 268 条の規定に従って行われる。

第 487 条 裁判所の決定、判決についての申立、建議の解決

民事訴訟執行機関が監督審、再審の手続きに従って、裁判所の判決、決定に再検討の建議を出す場合、管轄権を持つ裁判所は、建議を受けた日から 3 カ月以内に返答をしなければならない。訴訟が複雑な場合は、返答期限は建議書面を受けとった日から、4 カ月を超えない範囲となる。

第 488 条 裁判所の国家予算収入に対する民事執行義務の免除と軽減についての検討手続きと能力

1. 裁判所の国家予算収入に対する民事執行義務の免除と軽減についての検討能力は以下のよう
に確定される。
 - a) 民事執行機関のある地方裁判所で現在、本部を持ち、執行を行っている場合、裁判所の
国家予算収入に対する民事執行義務の免除と軽減についての検討の権限を持つ
 - b) 県の人民裁判所は第二審手続きに従って、検察院に異議を受けた、裁判所の国家予算収
入に対する民事執行義務の免除と軽減の検討の権限を持つ
 - c) 最高人民裁判所は再審手続きに従って、領土に従った管轄範囲で異議を受けた、裁判所
の国家予算収入に対する民事執行義務の免除と軽減の検討の権限を持つ
2. 国家予算収入に対する民事執行義務の免除と軽減の検討の順序と手続きは民事執行法の手続
きに従って行われる。

第 10 部**民事訴訟活動妨害活動の取り扱い
民事訴訟内での不服申立、告訴****第 40 章****民事訴訟活動妨害活動の取り扱い****第 489 条 手続きを行うものの証拠収集、検証活動に対する妨害行為の取り扱い**

以下に挙げる行為の 1 つでも当てはまる場合、違反の性質、程度によるが、法律の規定に従って、懲戒処分、行政処分、もしくは刑事訴追を受ける。

1. 裁判所の民事訴訟解決に干渉する重要な証拠の改ざん、隠滅。
2. 陳述拒否、虚偽の陳述もしくは、証拠作成時、偽の資料を提供。

3. 鑑定結論拒否、もしくは、資料提供の拒否をしたにもかかわらず、正当な理由がなく、鑑定結論が事実と異なる。
4. 意図的に事実を誤る。
5. 評議会に参加するものを選挙せず裁判所の要求に従って正当な理由なく任命した。正当な理由なく、評議会評価の責務実行に参加しない。
6. 手続きを行うものの、各箇所の評価、評価、鑑定、もしくは検証、本法の規定によるその他の証拠収集の検証手続きを妨害する。
7. 詐欺、贈収賄、脅し、強要、武力行使によって、証人の証言を防ぐ、もしくは他人に虚偽の証言を強要。
8. 詐欺、贈収賄、脅し、強要、武力行使によって、鑑定人の責務実行を防ぐ、もしくは客観的事実に基づき鑑定人に誤った結論を出させる。
9. 詐欺、贈収賄、脅し、強要、武力行使によって、翻訳者の責務実行を防ぐ、もしくは翻訳者に正直でない、客観的でない、正しい意味ではない訳を強要。

第 490 条 裁判所の召喚状に意図的に欠席した行為の取り扱い

1. 証人、翻訳者、鑑定人が正式に裁判所に召喚を受けたにも関わらず、正当な理由なく、意図的に裁判所に来ない、裁判、会議に出席しない、また、彼らの欠席が事件の解決や証拠検証、収集の妨げとなる場合、法律の規定に従って、行政処分を受ける。
2. 本条第 1 項規定の場合、裁判所は、証人が未成年である場合を除き、証人が裁判、会議に来る際の護衛を決定する権利を持つ。証人の護衛の決定は、決定を出した時間、場所、また決定を出したものの、名字、名前、地位、証人の出席しなければならない時間と場所を明記しなければならない。
3. 公安機関は、裁判所の証人護衛決定執行の責務がある。証人の護衛決定を執行するものは、護衛を受けるものに知らせるための決定と説明を読み、護衛についての報告書を作成しなければならない。

第 491 条 裁判規則違反行為の取り扱い

1. 本法第 234 条に規定の裁判規則違反行為を行ったものは、違反の性質、程度によるが、法律

の規定に従って、裁判長は行政処分を受ける。

2. 裁判長は本法第 1 項の規定に違反したものを裁判室から出す決定を出す権限を持つ。公安機関は裁判を維持する、もしくは、執行を維持するため、裁判の秩序を乱す人を裁判室を去らせることを強要することについての裁判長の決定執行の裁判手続きを維持する責務を持つものを守る、また、一時的に執行を維持する責務を負っている。
3. 裁判規則に刑事責任で起訴されなければならないほど、違反した場合、裁判所は、刑事訴訟に関する法律の規定により刑事手続を開始することができる。
4. 本条の規定は裁判所の会議での違反行為を行ったものに対しても適用することができる。

第 492 条 裁判所の尊厳、評判、手続きを行う者、もしくは裁判所の要求に従って責務を実行するその他の者の、名誉、尊厳、健康、を傷つける、侮辱行為の取り扱い

裁判所の尊厳、評判、手続きを行う者、もしくは裁判所の要求に従って責務を実行するその他の者の、名誉、尊厳、健康、を傷つける、侮辱行為を行ったものはその性質、違反の程度に従って、法律の規定に従って、行政処分や刑事責任で起訴される。

第 493 条 裁判所の宣言文書について発行、配信、受け取り、通知の妨害行為の取り扱い

以下の行為のうち一つでも当てはまる場合、違反の性質と程度によって、法律の規定に従って、行政処分、刑事責任で起訴、懲戒処分される。

1. 裁判所の要求に従って、裁判所の宣言文書が発行、配信、通知、通告されなかったが、正当な理由がない。
2. 裁判所の要求で、発行、通知、通告を請け負ったが、裁判所の宣告文章を破棄。
3. 自身が受け取った、裁判所の宣告文章の通知、通告を行った結果の偽造。
4. 裁判所の宣告文章の発行、配信、受け取り、通知、通告の妨害。

第 494 条 裁判所の要求に従った機関、組織の代表もしくは、個人の参加手続きを妨害する行為の取り扱い

脅迫、暴行、もしくは職権乱用によって、裁判所の召喚に従って、機関、組織の代表もしくは個人が評議会、会議に来ることを妨害した場合、性質や程度によって、法律の規定に従って、行政

処分または刑事責任で起訴を受ける。

第 495 条 資料、証拠の裁判所への提供について裁判所の決定を執行しなかった、もしくは裁判所の民事訴訟解決の妨げになるような事実と異なる情報を渡す行為の取り扱い

1. 機関、組織、個人が資料、証拠を提出するという裁判所の決定を執行せず、その機関、組織、個人が管理し持ち続けている場合、法律の規定に従って、裁判所の行政処分を受ける。
2. 裁判所の民事訴訟解決の妨げになるような事実と異なる情報を渡した場合、性質や程度によって、法律の規定に従って、行政処分や刑事責任で起訴を受ける。

第 496 条 民事訴訟解決に干渉する行為の取り扱い

どのような形式の下でも裁判官、評議会の成員に対して影響を与える行為をもつ自身の影響力によって、民事訴訟の解決を客観的ではなく、法律にしたがったものでもないものにした場合、性質や程度によって、法律の規定に従って、行政処分や刑事責任で起訴を受ける。

第 497 条 刑事事件を起訴する訴訟で裁判所、検察院の責任

1. 本法第 491 条第 3 項、第 4 項の規定に従って、裁判所が刑事事件を起訴する場合、起訴決定が出た日から 15 日以内に、裁判所は、検察院に刑事事件を起訴する決定を出す権利と、犯罪の証明となる資料、証拠を引き渡す。
2. 検察院は、刑事訴訟法の規定に基づき、検証と処理の責務を負う。

第 498 条 制裁形式、能力、順序、制裁手続き

制裁形式、能力、順序、行政処分の手続きは、民事訴訟活動を妨害する行為に対してのものであり、行政違反処理法とそれに関連する法律の規定に従って行われる。

第 41 章

民事訴訟での不服申立、告訴

第 499 条 民事訴訟内で不服申立を受ける可能性のある、決定と行為

1. 機関、組織、個人はその決定、行為が違法で自身の正当な権利と利益を侵害するものであるとすると、民事訴訟を行う機関や行う者の民事訴訟内の決定、行為に不服申し立てをする権利を持つ。

2. 第一審、控訴審、監督院、再審裁判所の判決、決定に対して、控訴、異議があり、その他の民事訴訟の決定が、民事訴訟手続きを行う者によって公布し施行されている場合、または、控訴、異議があった場合、この章の規定に従っては解決されず、本法のそれぞれの章の規定に従って解決される。

第 500 条 不服申立人の権利と義務

1. 不服申立人は以下のような権利を持つ。
 - a) 単独で、又はその法定代理人を通じて不服申立をする
 - b) 民事訴訟を解決する過程のどこの段階においても不服申立できる
 - c) 不服申立解決の過程のどこの段階においても不服申立の撤回ができる
 - d) 不服申立解決のための処理についての回答書面または、不服申立解決の決定を受取ることができる
 - dd) 侵害された合法的な利益と権利を復活、また法律の規定に基づいて損害賠償ができる
2. 不服申立人は以下のような義務を負う。
 - a) 解決の管轄権を持つ者にまさに不服申立を行う
 - b) 事実に沿った陳述、不服申立を解決する者への情報と資料の提供をする、また、陳述内容と、その情報、資料の提供について法的責任を負う
 - c) 裁判所の審理活動を妨害するために、不服申立の権利の乱用をしない
 - d) 不服申立の期間内で不服申立をしている民事訴訟手続きをしている者の決定と行為を執行する
 - dd) 法的効力を持った不服申立解決の決定を厳正に遵守する

第 501 条 不服申立を受けた者の権利と義務

1. 不服申立を受けた者は以下の権利をもつ。
 - a) 不服申立人の根拠を知ることができる、不服申立を受けた訴訟の中の決定、行為の合法性についての証拠を出す
 - b) 自身の訴訟の決定、行為についての不服申立解決決定を受取ることができる
2. 不服申立を受けた人は以下のような義務を負う。
 - a) 不服申立を受けた民事訴訟内の決定、行為についての説明、機関、組織、個人が要求権

を持つとき、関連する情報や資料を提供する

- b) 法的効力を持った不服申立解決の決定を厳正に遵守する
- c) 民事訴訟内の決定、行為による、法律の規定に従って自身が起こした違法なものの、損害賠償、償還または救済

第 502 条 不服申立の期限

不服申立の期限は、不服申立を受取ってから、もしくは、その者が法律に違反しているとみなされていても、訴訟の決定、行為を知ってから、15 日以内とする。

不可抗力もしくは客観的障害によって、不服申立人が本条の規定期限内に不服申立の権利を実行できなかった場合、その不可抗力もしくは客観的障害は不服申立期限に起算しない。

第 503 条 不服申立の形式

不服申立は書面によって行われなければならない。不服申立書には、日付、月、年、申立人の名、名前、住所、内容、不服申立の理由、不服申立人の要求が明記されていなければならない。また不服申立人の署名もしくは指印が必要である

第 504 条 訴訟手続きを行う人の決定、行為に対する不服申立解決の管轄

1. 裁判官、副判事、審判員、裁判所書記官、陪審員などの訴訟手続きを行う人の決定、行為に対する不服申立は、民事訴訟の解決を行っている裁判所の裁判長に、解決する管轄権がある。

裁判所の裁判長の訴訟の決定、行為の不服申立に対して、一つ上のレベルの裁判所裁判長が直接、解決の管轄権をもつ。

2. 検察院、検査官、検察院の副検察長などの訴訟手続きを行う人の決定、行為の不服申し立ては、検察院の検察長によって解決される。

検察院の検察長の訴訟の決定、行為の不服申立については、一つ上のレベルの検察院の検察長が直接、解決の管轄権をもつ。

3. 本法第 1 項、第 2 項に規定している裁判所裁判長、検察院検察長の最初の不服申立解決決定の不服申立は、直接の段階で裁判所所長が、もしくは、直接の段階で検察院検察長が解決する。

第 505 条 不服申立解決の期限

最初の不服申立解決の期限は裁判所、検察院が不服申立を受取ってから 15 日以内。必要な場合は、性質が複雑な案件について不服申立解決の期限は不服申立解決期限の日から、15 日を超えない範囲で延長できる。

第 506 条 最初の不服申立解決決定の内容

1. 最初の不服申立を解決した者は、書面で不服申立の解決決定を出さなければならない。不服申立解決決定は、以下の内容を含まなければならない。
 - a) 決定が出た、日付、月、年
 - b) 不服申立を行った者と受けた者の名前、住所
 - c) 不服申立の内容
 - d) 不服申立内容の確認結果
 - dd) 不服申立解決のための根拠法
 - e) 不服申立解決決定の内容
2. 最初の不服申立解決決定は、不服申立人と、関連する、個人、機関、組織に送らなければならない。裁判所裁判長の決定の場合は、同レベルの検察院にも送らなければならない。

第 507 条 第 2 回目の不服申立解決手続き

1. 不服申立人が最初の不服申立の解決決定を受取った日から 5 営業日以内は、もしその決定に同意しない場合、2 回目の不服申立解決決定管轄のある者まで、不服申立をする権利を持つ。
2. 不服申立書は、最初の不服申立解決決定のコピーとそのほか添付資料を添付していなければならない。

不服申立書は、申立書を作成した日付、月、年、不服申立をした者の名字、名前、住所、内容、不服申立の理由を明記しなければならない、また不服申立人の署名かもしくは指印が必要である。

3. 第 2 回目の不服申立解決決定は以下の内容が含まなければならない。
 - a) 本法の第 506 条第 1 項、a、b、c、d、dd 号に規定された内容
 - b) 最初の不服申立解決人の不服申立解決結果
 - c) 不服申立人の申立内容の中の具体的な問題についてそれぞれの結論および、第二回目の

不服申立解決人の解決

4. 第2回目の不服申立解決の結果は、申立人、また、関連する個人、機関、組織に送られなければならない。裁判所裁判長の決定の場合は、同レベルの検察院へも送られなければならない。
5. 第2回目の不服申立解決決定は執行効果がある。

第508条 民事訴訟鑑定活動についての不服申立解決

民事訴訟鑑定活動についての不服申立解決は、司法鑑定についての法律の規定もしくは関連する法律の規定に従って行われる。

第509条 告訴権を持つ人

訴訟手続きを行う管轄権を持つ人の法律違反の行為、国家の利益、機関、組織、個人の正当な権利や利益に損害を受ける、もしくは損害を受ける脅威を感じることに個人は、機関、組織、個人に対して告訴する権利をもつ。

第510条 告訴人の権利と義務

1. 告訴人は以下の権利を持つ。
 - a) 管轄権を持つ、機関、組織、個人に訴状を送る、もしくは直接告訴する
 - b) 名字、名前、住所、自身の筆跡を秘密にしておくことを要求
 - c) 告訴解決結果通知の要求
 - d) 機関、組織、個人が脅し、嫌がらせ、復讐を受けた時保護してもらう権利を持つ
2. 告訴人は以下の義務を負う
 - a) 告訴内容について正直に陳述する
 - b) 自身の名字、名前、住所を述べる
 - c) 偽の告訴について、法律の前に責任を負う

第511条 告訴を受けたものの権利と義務

1. 告訴を受けたものの権利は以下の通り。

- a) 告訴内容について通知を受ける
 - b) 告訴内容が正しくないことを証明するための証拠提出
 - c) 侵害された正当な権利と利益の回復、不適切な告訴によって傷つけられた損害の補償を名誉の回復
 - d) 偽の告訴をした人の処理を、管轄権を持つ機関、組織、個人に要求
2. 告訴を受けたものの義務は以下の通り。
- a) 告訴を受けた行為についての陳述、機関、組織、個人の管轄権を持つ者が要求した際、関連する情報、資料の提供
 - b) 管轄権のある機関、組織、個人の処理決定を厳正に遵守する
 - c) 民事訴訟行為による、法律の規定に従って自身が起こした違法なものの、損害賠償、償還または救済

第 512 条 告訴解決の管轄と期限

1. 権限を持つ機関に属する、民事訴訟手続きを行う管轄権を持つ者の法律違反行為を告訴には、その機関の責任者が解決の責任を負う。

告訴を受ける者が、裁判長、裁判所の副裁判長、検察院の検察長、もしくは副検察長の場合、レベルが一つ上の裁判長、レベルが一つ上の検察院検察長が、直接解決の責任を負う。

告訴解決の期限は、処理の日から、2 カ月を超えない。複雑な案件の場合は、告訴解決の期限は延長されるが、3 カ月は超えない。

2. 犯罪の兆候がある法律違反行為についての告訴は、刑事訴訟法の規定に基づいて解決される。

第 513 条 告訴解決手続き

告訴解決手続きは告訴に関する法律の規定に基づいて行われる。

第 514 条 不服申立、告訴の解決権利を持つ者の責任

1. 機関、組織、個人は職務の範囲と自身の管轄の中で、受けつけ、時間通りに合法的に解決する責任を負う。違反した者は厳密に処理する。発生する可能性がある損害を防ぐために必要な措置を適用する。解決決定が厳正に執行されることを保障し、自身の決定について法の下での責任を負わなければならない。

2. 不服申立、告訴を解決する管轄を持つものが、解決を行なわなかったり、解決での責任を逃れたり、違法に解決を行ったりした場合、違反の性質や程度によって、懲戒処分や刑事責任で起訴。損害を引き起こす場合、法律に基づいて補償金を支払う。

第 515 条 民事訴訟内での、不服申立、告訴解決における法令順守の確認

検察院は民事訴訟内での、不服申立、告訴解決における法令順守の確認を法律の規定に基づいて行う。検察院は、不服申立、告訴の解決が正しい法律に基づいて行われることを保障する責任を持つ、上級裁判所、下級裁判所、機関、組織、個人に対して、要求、異議を出す権利を持つ。

第 42 章 条項の執行

第 516 条 労働法 10/2012/QH13 号、一部の条項の修正、補足

1. 第 51 条は以下のように修正、補足される。

“第 51 条. 労働契約の宣言を無効にする権限

人民裁判所は、労働契約の宣言を無効にする権限を持つ。”

2. 労働法 10/2012/QH13 号、第 14 章第 5 節の第 223 条、第 224 条、第 225 条、第 226 条、第 227 条、第 228 条、第 229 条、第 230 条、第 231 条、第 232 条、第 234 条の取り消し。

第 517 条 執行の効果

1. 本法は 2016 年 7 月 1 日から執行効力を持つ、民事法 91/2015/QH13 号の規定に関連する、本法の以下の規定については除き、2017 年 1 月 1 日から執行効力を持つ。
 - a) 本法の第 4 条第 2 項、また第 43 条、第 44 条、第 45 条に適用する規則がまだないため、民事訴訟解決を裁判所が断ることができないことに関連する規定
 - b) 認知や行動習得が困難なものに関連する規定
 - c) 本法の第 184 条第 2 項、第 217 条第 1 項 e にある期限適用に関連する規定
 - d) 法人が代表、保護者であることに関連する規定
2. 民事訴訟法 24/2004/QH11 号は法律 Luật số 65/2011/QH12 号に基づいて修正、補足され、本法

の執行効力がある日からは期限切れとなる、ただし、第 159 条にある各規定と第 192 条に第 1 項 h の規定は、2016 年 12 月 31 日まで、執行効力がある。

本法は第 13 期ベトナム社会主義共和国国会第 10 回会議にて、2015 年 11 月 25 日に通過

国会議長

(署名)

グエン シン フン

(Nguyễn Sinh Hùng)